

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年11月28日

【発行者名】 ピムコ・グローバル・アドバイザーズ(ルクセンブルグ) エス・エイ
(PIMCO Global Advisors (Luxembourg) S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役および署名権限者 フィリップ・ビュフ
(Philip Bufe, Director and authorized signatory)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、L-1536 ルクセンブルグ、フォッセ通り 2
(2 rue du Fossé, L-1536 Luxembourg, Grand Duchy of
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
同 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
同 大 西 信 治
同 白 川 剛 士

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト
(PIMCO LUXEMBOURG TRUST IV)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】

ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト -

ピムコ・トータル・リターン・ファンド

米ドル建クラス受益証券：

60億米ドル(約8,933億円)を上限とします。

円建クラス受益証券：

5,000億円を上限とします。

ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト -

ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・

セレクション

豪ドル建クラス受益証券：

60億豪ドル(約5,873億円)を上限とします。

米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券：

60億米ドル(約8,933億円)を上限とします。

豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券：

60億豪ドル(約5,873億円)を上限とします。

トルコリラ建クラス受益証券：

100億トルコリラ(約358億円)を上限とします。

(注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」といいます。)、オーストラリア・ドル(以下「豪ドル」といいます。)およびトルコリラの円貨換算は、別段の記載がない限り、2025年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=148.88円、1豪ドル=97.89円および1トルコリラ=3.58円)によります。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト (PIMCO LUXEMBOURG TRUST IV) (以下「トラスト」といいます。)

(2) 【外国投資信託受益証券の形態等】

トラストは、サブ・ファンドである、ピムコ・トータル・リターン・ファンド(以下「ピムコ・トータル・リターン・ファンド」といいます。)およびピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション(以下「ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション」といい、ピムコ・トータル・リターン・ファンドとあわせて以下、個別にまたは総称して「ファンド」といいます。)を有するアンブレラ型ファンドです。日本国内においては、ピムコ・トータル・リターン・ファンドの米ドル建クラス受益証券(以下「米ドル建クラス受益証券」といいます。)および円建クラス受益証券(以下「円建クラス受益証券」といいます。)ならびにピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションの豪ドル建クラス受益証券(以下「豪ドル建クラス受益証券」といいます。)、米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券(以下「米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券」といいます。)、豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券(以下「豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券」といいます。)およびトルコリラ建クラス受益証券(以下「トルコリラ建クラス受益証券」といいます。)(以下総称して「受益証券」または「ファンド証券」といいます。)の募集が行われます。

ファンド証券は、記名式無額面受益証券です。

ファンド証券は、追加型です。

ファンド証券について、ピムコ・グローバル・アドバイザーズ(ルクセンブルグ) エス・エイ(以下「管理会社」といいます。)の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(注)日本において、ファンドの名称について「ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト」を省略することがあります。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

米ドル建クラス受益証券：

60億米ドル(約8,933億円)を上限とします。

円建クラス受益証券：

5,000億円を上限とします。

豪ドル建クラス受益証券：

60億豪ドル(約5,873億円)を上限とします。

米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券：

60億米ドル(約8,933億円)を上限とします。

豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券：

60億豪ドル(約5,873億円)を上限とします。

トルコリラ建クラス受益証券：

100億トルコリラ(約358億円)を上限とします。

(注1) 米ドル、豪ドルおよびトルコリラの円貨換算は、別段の記載がない限り、2025年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=148.88円、1豪ドル=97.89円および1トルコリラ=3.58円)によります。以下、同じです。

(注2) トラストは、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立されていますが、ファンド証券は、米ドル建、日本円建、豪ドル建またはトルコリラ建のため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル、日本円、豪ドルまたはトルコリラをもって行います。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(4) 【発行(売出)価格】

申込みが受領された取引日時点で算定される当該クラスの1口当たり純資産価格

(注) 当該クラスの1口当たり純資産価格については、後記「(8) 申込取扱場所」にお問い合わせください。

(5) 【申込手数料】

以下の料率の申込手数料が課されます。

申 込 口 数	申 込 手 数 料
1 万口未満	申込金額の2.20% (税抜2.00%)
1 万口以上 5 万口未満	申込金額の1.65% (税抜1.50%)
5 万口以上10万口未満	申込金額の1.10% (税抜1.00%)
10万口以上50万口未満	申込金額の0.55% (税抜0.50%)
50万口以上	申込金額の0.22% (税抜0.20%)

(注1) 管理会社および日本における販売会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとなることがあります。

(注2) 上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示します。

申込手数料の詳細については、日本における販売会社(以下に定義されます。)までお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

10口以上1口単位

(注) 日本における販売会社は、その単独裁量により異なる申込単位を定めることができ、上記と異なる申込単位を用いる場合があります。

(7) 【申込期間】

2025年11月29日(土曜日)から2026年11月30日(月曜日)まで

(注1) 日本における申込受付時間は、原則として午後4時までとします。ただし、日本における販売会社により異なる締切時間が設けられる場合があります。

(注2) ファンドは、米国の居住者または法人等によるお申込みはできません。

(注3) 申込期間はその満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

S M B C日興証券株式会社^(注)

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

ホームページ・アドレス：<https://www.smbcnikko.co.jp/>

電話番号：03-5644-3111(受付時間：日本における営業日の8:40~17:10)

あかつき証券株式会社

東京都中央区日本橋小舟町8番1号

ホームページ・アドレス：<http://www.akatsuki-sc.com/>

電話番号：03-5641-7800

株式会社S B I証券

東京都港区六本木一丁目6番1号

ホームページ・アドレス：<https://www.sbisec.co.jp/>

電話番号：03-5562-7210

なお、申込取扱場所となる各金融商品取引業者を「日本における販売会社」といいます。

(注) S M B C日興証券株式会社は、2024年3月8日以降、ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションの米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券および豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券の申込みの取扱いを停止しています。

(9) 【払込期日】

投資者は申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日(通常、申込日の日本における翌営業日。同日を含みます。)(以下「日本における約定日」といいます。) から起算して日本における4営業日までに、日本における販売会社に対して、申込金額および申込手数料をお支払いください。

(10) 【払込取扱場所】

上記(8)申込取扱場所に同じです。

(11) 【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。

(12) 【その他】

(イ) 申込証拠金はありません。

(ロ) 引受等の概要

日本における販売会社は、管理会社との間の、受益証券販売・買戻契約に基づき、ファンド証券の募集を行います。ただし、S M B C日興証券株式会社は、2024年3月8日以降、ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションの米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券および豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券の申込みの取扱いを停止しています。

管理会社は、S M B C日興証券株式会社をトラストに関する代行協会員に指定しています。

(注) 代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表を行い、またファンド証券に関する目論見書、運用報告書その他の書類を日本における販売会社に交付する等の業務を行う協会員をいいます。

(ハ) 申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申込み旨を記載した申込書を提出します。

また、申込金額および申込手数料は、円貨またはファンド証券の表示通貨で支払うものとします。ファンド証券の表示通貨と円貨との換算は、各申込みについての日本における約定日における、東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとします。

原則として、申込みをした者は、日本における約定日から起算して日本における4営業日までに、日本における販売会社に対して、申込金額および申込手数料を支払います。

申込金額は、日本における販売会社により、関係取引日の後4ファンド営業日以内に、保管受託銀行であるステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲー・エム・ベー・ハー ルクセンブルグ支店(State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch)(以下「保管受託銀行」ということがあります。)の口座に、関係するクラスの表示通貨で支払われます。

(二) 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

トラストは、後述する制限および条件に合致する有価証券およびその他の許容される資産の選択肢を投資者に提案し、アクティブかつ専門的な運用を投資者に提供し、投資リスクを分散させ、様々な投資目的を求める投資者のニーズを満たすべく設計されています。

信託金の限度額の制限はありません。

トラストは、ルクセンブルグ大公国(以下「ルクセンブルグ」といいます。)の法律に基づいて設立された共有持分型(契約型)投資信託です。トラストは、ルクセンブルグの法律に従って設立され、ルクセンブルグに登録上の住所を有する管理会社によって受益者の利益のために運用される、法人格を有しない共同保有体です。

ファンドは、マスター・フィーダー構造を通じ、主に対象ファンドに投資するファンドとして組成されています。

保管受託銀行によって保管されるトラストの資産は、管理会社の資産から分離されます。トラストは、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法(以下「2010年法」といいます。)のパート 1 に基づいて設立されています。

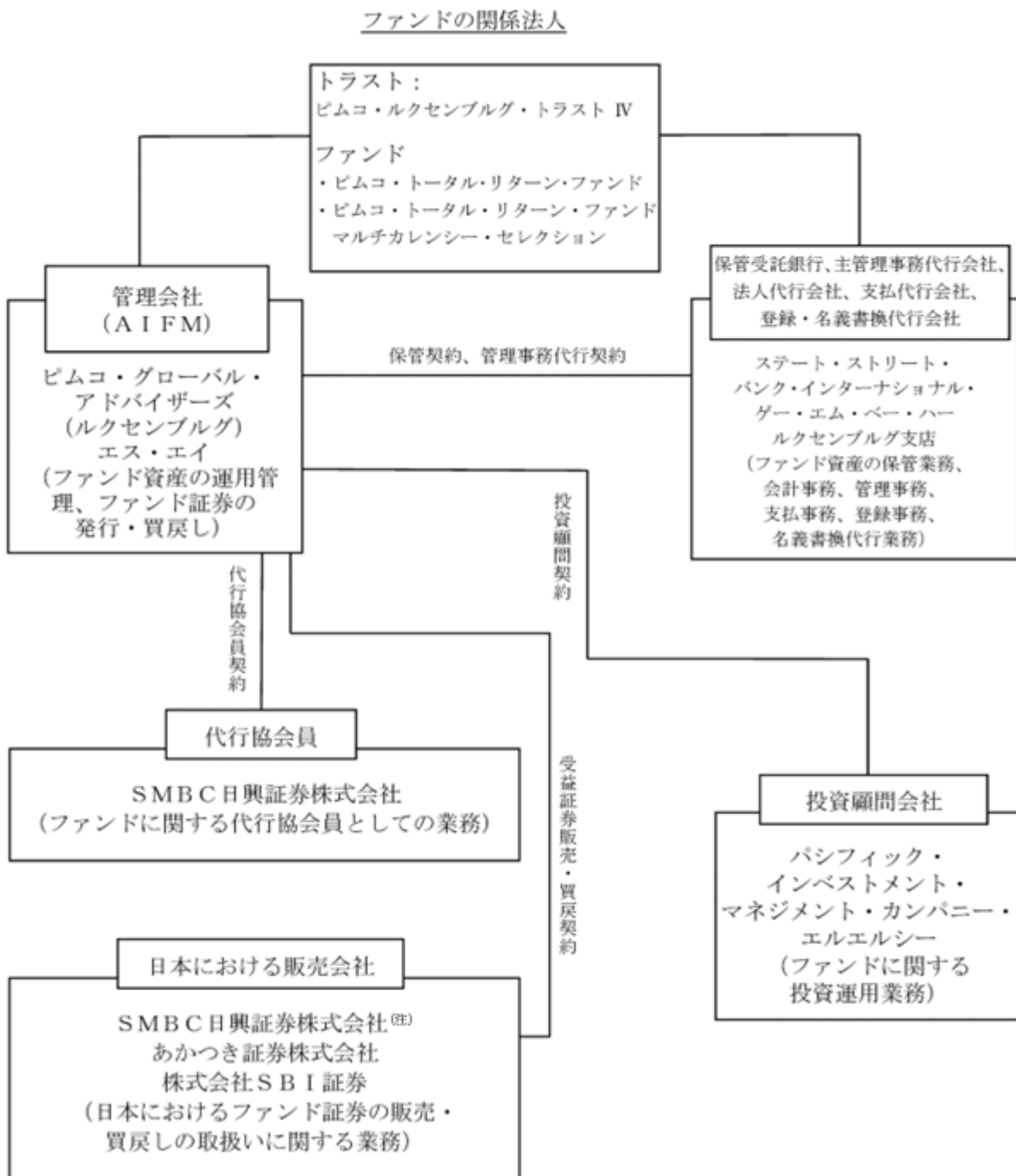
管理会社は、トラストのオルタナティブ投資ファンド運用会社(以下「AIFM」といいます。)です。

(2)【ファンドの沿革】

2010年11月18日	管理会社の設立
2010年11月26日	トラストの設立(約款締結)
2010年12月16日	ファンドの運用開始(設定日)
2010年12月17日	日本におけるファンド証券(トルコリラ建クラス受益証券を除く。)の募集開始
2013年3月6日	日本におけるトルコリラ建クラス受益証券の募集開始
2013年9月30日	管理会社の名称変更(ピムコ・グローバル・アドバイザーズ(ルクセンブルグ) エス・エイへ)
2015年11月12日	修正約款締結
2016年11月2日	修正約款締結(2017年1月31日効力発生)
2017年5月24日	修正約款締結(2017年6月3日効力発生)
2019年11月22日	修正約款締結(2019年11月4日効力発生)

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

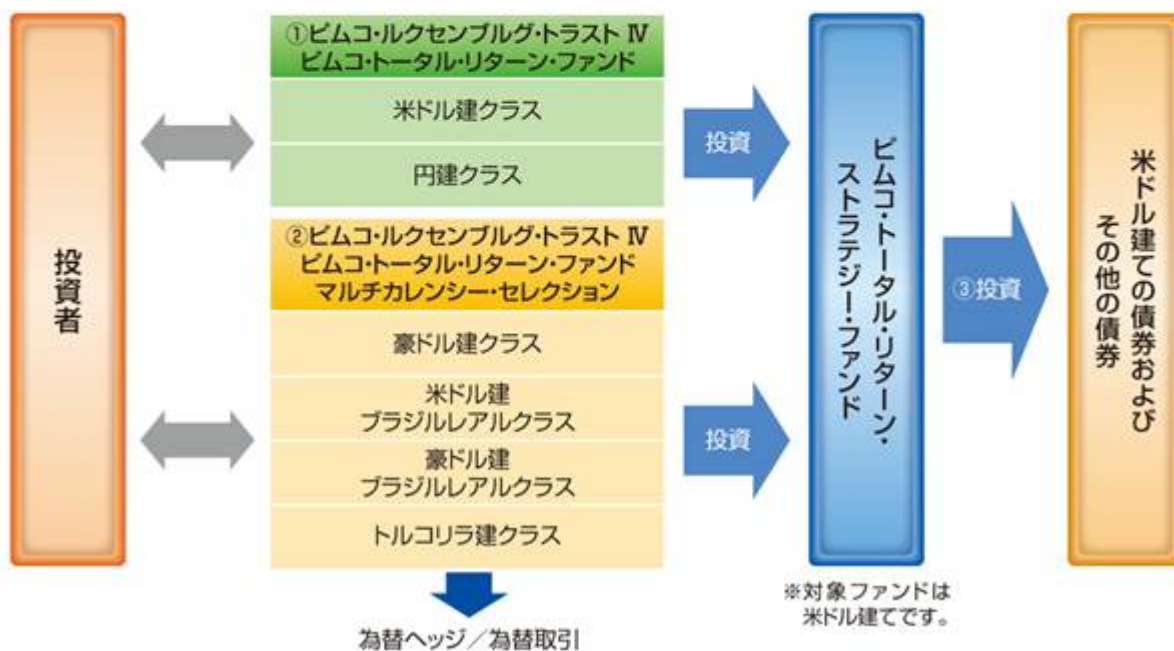


(注) SMBC日興証券株式会社は、2024年3月8日以降、ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションの米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券および豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券の申込みの取扱いを停止しています。以下、同じです。

マスター・フィーダー構造に関する仕組み図

ファンドは、マスター・フィーダー構造として組成されています。ファンドの投資方針は、ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド(以下「対象ファンド」といいます。)および(適切な場合は)その他の金融商品に投資することです。

- ①「ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト IV - ピムコ・トータル・リターン・ファンド」は、米ドル建クラス、円建クラスの2つのクラスから構成されています。
- ②「ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト IV - ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション」は、豪ドル建クラス、米ドル建ブラジルリアルクラス、豪ドル建ブラジルリアルクラス、トルコリラ建クラスの4つのクラスから構成されています。
- ③「ピムコ・トータル・リターン・ファンド」および「ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション」の主な投資先である「ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド」は、米ドル建ての債券およびその他の債券を主要投資対象とします。



- ・米ドル建クラス以外のクラスで為替ヘッジ／為替取引が行われます。
- ・各クラス間のスイッチングの受付は行っていません。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ピムコ・グローバル・アドバイザーズ (ルクセンブルグ) エス・エイ (PIMCO Global Advisors (Luxembourg) S.A.)	管理会社	2010年11月26日付約款(修正済)において、管理会社として任命されました。ピムコ・ルクセンブルグ エス・エイは、2013年9月30日付で、ピムコ・グローバル・アドバイザーズ(ルクセンブルグ) エス・エイに名称を変更しました。
ステート・ストリート・ バンク・インターナショナル・ ゲー・エム・ベー・ハー ルクセンブルグ支店 (State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch)	保管受託銀行 主管理事務代行会社 法人代行会社 支払代行会社 登録・名義書換代行会社	2017年5月22日付で管理会社と旧保管受託銀行との間で保管契約(注1)を締結。同契約はファンド資産の保管業務等について規定しています。ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲー・エム・ベー・ハールクセンブルグ支店は2019年11月4日付で、旧保管受託銀行のファンドに関する既存の地位を承継しました。 2017年5月22日付で管理会社と旧主管理事務代行会社との間で管理事務代行契約(注2)を締結。同契約は主管理事務等について規定しています。ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲー・エム・ベー・ハールクセンブルグ支店は2019年11月4日付で、旧主管理事務代行会社のファンドに関する既存の地位を承継しました。
パシフィック・インベストメント・ マネジメント・カンパニー・ エルエルシー (Pacific Investment Management Company LLC)	投資顧問会社	2014年7月22日付で管理会社との間で投資顧問契約(随時改正または変更されます。)(注3)を締結。同契約はファンド資産に関する投資運用業務の提供について規定しています。
S M B C 日興証券株式会社	代行協会員	2013年2月18日付で管理会社との間で代行協会員契約(随時改正または変更されます。)(注4)を締結。同契約は代行協会員業務について規定しています。

S M B C 日興証券株式会社 あかつき証券株式会社 株式会社 S B I 証券	日本における販売会社	管理会社との間で受益証券販売・買戻 契約(随時改正または変更されま す。)(注5)を締結。同契約は、日 本におけるファンド証券の販売・買戻 しの取扱業務について規定していま す。
---	------------	--

- (注1) 保管契約とは、約款に基づき、管理会社によって任命された保管受託銀行が有価証券の保管、引渡し等ファンド資産の保管業務を行うことを約する契約です。
- (注2) 管理事務代行契約とは、約款に基づき、管理会社によって任命された主管理事務代行会社、法人代行会社、支払代行会社および登録・名義書換代行会社が、ルクセンブルグ法により要求される一般的な管理事務代行機能、ならびにファンド証券の発行および買戻しの処理、ファンド証券の純資産価格の決定およびファンドの会計記録の維持その他の業務をファンドに提供することを約する契約です。
- (注3) 投資顧問契約とは、約款に基づき、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンド資産の投資運用に関する役務の提供を行うことを約する契約です。
- (注4) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約です。
- (注5) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

管理会社の概況

() 設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグ1915年商事会社法(改正済)に基づき、ルクセンブルグにおいて2010年11月18日に設立されました。

1915年商事会社法(改正済)は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定しています。

管理会社は、2010年法のもとで、投資信託の管理会社としての資格を有しています。

管理会社は、2013年法第2章のもとで、AIFMとして任命されています。

() 事業の目的

管理会社の目的は、以下のとおりです。

- a) AIFM指令に規定される範囲内でAIFとしての適格性を有しているルクセンブルグおよび外国の契約型投資信託、変動資本を有する投資法人および/または固定資本を有する投資法人に関し、2010年法第125 - 2条に基づく管理会社としての役割の履行
- b) AIFM指令に定める範囲内のルクセンブルグおよび外国のAIFに関し、2013年法第5条第2項及び別紙 に定める範囲内の投資運用機能、管理機能および/またはマーケティング機能の実行

管理会社は、自らが運用するAIFの子会社に対して上記の運用、管理および販売業務を提供することができます。

管理会社は、自らが運用するAIFの運用、管理および業務促進に関するあらゆる活動を管理するものとします。管理会社は、自らが運用するAIFに代わって、契約を締結し、あらゆる証券の売買、交換、受渡しを行い、ルクセンブルグまたは外国の会社の株主名簿または社債原簿に自己名義または第三者名義により登録または名義書換を行うことができ、またかかるAIFおよび受益証券または証書の保持者に代わって、AIFの資産を構成する証券に付随するすべての権利、特権、特に議決権を行使することができます。上記の権限は、すべてを網羅したものではなく単に例示したにすぎないものとします。

管理会社は、役務の無償提供および/または支店開設を通じ、ルクセンブルグ国外において許可を受けた活動を行うことができます。

管理会社は、2010年法、2013年法ならびにその他の適用ある法律および規則の定める制限の範囲内で、その目的の達成に有益とみなされるあらゆる活動を行うことができます。

一切の委託にかかわらず、管理会社は、トラストに係る以下の機能について最終的責任を負います。

- a) ポートフォリオ運用およびリスク管理を含む投資運用機能
- b) 以下を含む一般的な管理機能
 - () 法務およびファンド運用上の会計業務
 - () 顧客からの質問への対応
 - () 税務申告を含む資産の評価および価格決定
 - () 規制遵守の監視
 - () 受益者名簿の維持
 - () 収入の分配
 - () 受益証券の発行および買戻し
 - () 証書の発送を含む契約の確定
 - () 記録の維持
- c) マーケティング機能

() 資本金の額(2025年9月末日現在)

管理会社の資本金は4,501千ユーロ(約7億8,529万円)であり、そのうち3,751千ユーロ(約6億5,444万円)が払い込まれています。なお、額面1,000ユーロ(約174,470円)の記名式株式4,501株を発行済みです。

管理会社の未発行の授権資本金は1,000万ユーロ(約17億4,470万円)です。

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、2025年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=174.47円)によります。以下同じです。

() 会社の沿革

2010年11月18日 設立

2013年9月30日 管理会社の名称変更(ピムコ・グローバル・アドバイザーズ(ルクセンブルグ) エス・エイへ)

() 大株主の状況

(2025年9月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー	アメリカ合衆国 92660 カリフォルニア州、ニューポートビーチ ニューポート・センター・ドライブ650	4,501株	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

トラストの設定準拠法は、ルクセンブルグの民法です。また、トラストは、2010年法、勅令、ルクセンブルグ金融監督委員会(以下「金融監督委員会」または「CSSF」といいます。)の通達等の規則に従っています。

準拠法の内容

(a) 民法

トラストは、法人格を持たず、加入者の累積投資からなる非会社型の財産集合体です。加入者はその投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有します。トラストは、会社として設立されていませんので、個々の投資者には投資会社における株主と同様の権利はなく、その権利は、受益者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法(すなわち、民法第1134条、1710条、1779条、1787条および1984条)および下記の2010年法に従っています。

(b) 2010年法

2010年法により、ルクセンブルグは、通達2009/65/ECを実施しました。この法律は、2010年12月24日にメモリアルに公告され、2011年1月1日から施行されました。2010年法は、直近では、2024年12月20日付の法律によって改正されました。

2010年法は、5つのパートから構成されています。

パート - UCITS

パート - その他の投資信託

パート - 外国の投資信託

パート - 管理会社

パート - UCITSおよびその他の投資信託に適用される一般規定

2010年法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」とパート が適用される「その他の投資信託」を区分して取扱っています。

(5) 【開示制度の概要】

ルクセンブルグにおける開示

(a) 金融監督委員会に対する開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグからファンド証券をルクセンブルグ内外の公衆に対し公募する場合は、金融監督委員会への登録およびその承認が要求されます。この場合、目論見書、年次報告書および半期報告書等を金融監督委員会に提出しなければなりません。

さらに、第二部、第1、1.(6) 「財務状況、その他の情報に関する監督」に記載されているように、年次報告書に含まれている年次財務書類は、独立の公認監査人により監査され、金融監督委員会により承認されなければなりません。トラストの独立公認監査人は、プライスウォーターハウスクーパース・アシュアランス・ソシエテ・コーペラティブ(PricewaterhouseCoopers Assurance, Société coopérative)です。さらに、トラストは、金融庁の1997年6月13日付通達97/136(金融監督委員会通達08/348により改正済)に基づき、金融監督委員会に対して、月次および年次財務書類を提出することを要求されています。トラストはさらに年次および半期報告書を金融監督委員会に送付することを要求されています。

(b) 受益者に対する開示

トラストの貸借対照表、財務状況等の記載された年次報告書および半期報告書は、管理会社および主管理事務代行会社の登記上の事務所において、受益者はこれを無料で入手することができます。なお、約款は管理会社の登記上の事務所において無料で入手することができます。また、ルクセンブルグ商業および法人登記所において、約款を閲覧することができ、その写しを入手することができます。

受益者に対するすべての通知は、受益者名簿に記載された住所宛てで受益者に送付され、また、ルクセンブルグの法律により要求される限り、RESAおよび/または他の新聞において公告されます。

日本における開示

(a) 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)(以下「金融商品取引法」といいます。)に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができます。

日本における販売会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。)を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。)を交付しなければなりません。管理

会社は、その財務状況等を開示するために、各計算期間終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、トラストに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。)(以下「投信法」といいます。)に従い、トラストに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、トラストの約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、トラストの資産について、トラストの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

(b) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、約款を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記の交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書(全体版)は代行協会のホームページにおいて提供されます。

(6) 【監督官庁の概要】

管理会社およびトラストは金融監督委員会の監督に服しています。

監督の主な内容は次のとおりです。

登録の届出の受理

() ルクセンブルグに所在するすべての投資信託(即ち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の登記上の事務所がルクセンブルグに存在する場合は、金融監督委員会の監督に服し、金融監督委員会に登録しなければなりません。

() 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」といいます。)で、欧州連合(以下「EU」といいます。)加盟国で設立され、かつ2009年7月13日付欧州議会および理事会通達2009/65/ECの要件に適合していることを設立国の監督官庁により証明されているものについては、2010年法の第7章に従って金融監督委員会に事前に通知し、所定の書類を提出し、支払事務代行会社としてルクセンブルグの金融機関を任命することで、受益証券をルクセンブルグ国内において販売することができます。トラストは、2010年法のパート に従い設定されており、EU内もしくはその一部においては公衆に対する販売活動は行われません。

() 外国法に準拠して設立または設定され、運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから国外の公衆に対してその証券を販売するためには、金融監督委員会への事前登録を要します。当該投資信託が設立された国において、投資者の保護を確保するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服している場合にのみかかる登録が可能です。

登録の拒絶または取消

投資信託が適用ある法令および通達を遵守しない場合、独立の監査人を有しない場合またはその監査人が受益者に対する報告義務もしくは金融監督委員会に対する開示義務を怠った場合には、登録が拒絶されまたは取り消されることがあります。また、ファンド・マネジャーまたは投資信託会社もしくは管理会社の取締役が金融監督委員会により要求される専門的能力および信用についての

十分な保証の証明をしない場合は、登録は拒絶されることがあります。さらに、投資信託の機構または開示された情報が投資者保護のため十分な保証を有しない場合は、登録が拒絶されることがあります。登録が拒絶または取消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合は地方裁判所の決定により解散および清算されることがあります。またルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ公衆に対しての販売が停止されることがあります。

目論見書に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書は、その使用の前に金融監督委員会に提出されなければなりません。金融監督委員会は目論見書が適用ある法律、勅令および通達に従っていると認めた場合には、それに査証を付します。

財務状況、その他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資者および金融監督委員会に提出された情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければなりません。監査人は、財務状況その他に関する情報が不完全または不正確であると判断した場合、その旨を金融監督委員会に直ちに報告する義務を負います。監査人は、金融監督委員会が要求するすべての情報(投資信託の帳簿その他の記録を含みます。)を金融監督委員会に提出しなければなりません。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資目的

トラストは、後述する制限および条件に合致する有価証券およびその他の許容される資産の選択肢を投資者に提案し、アクティブかつ専門的な運用を投資者に提供し、投資リスクを分散させ、様々な投資目的を求める投資者のニーズを満たすべく設計されています。

各ファンドの投資方針は、ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド(以下「対象ファンド」といいます。)および(適切な場合は)その他の金融商品に投資することです。対象ファンドは2010年法に基づき設定されたミューチュアル・インベストメント・ファンド(*fonds commun de placement*)です。ファンドは、マスター・フィーダー構造を通じ、主に対象ファンドに投資するファンドとして組成されています。

トラスト、ファンドおよび対象ファンドの投資目的は、元本の維持および慎重な投資運用に配慮しつつ、最大限のトータル・リターンを追求することです。

対象ファンドは、ブルームバーグ米国総合インデックスを参考指数として用います(注)。

ピムコ・トータル・リターン・ファンドは、「マスター・フィーダー」構造を通じ、その資産のすべてまたは実質的にすべての資産を対象ファンドに投資することによってその目的の達成を図ります。

ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションは、主に対象ファンドに投資するほか、資金管理目的、ヘッジ目的および為替取引のために、流動性のある有価証券、レポ取引またはその他の金融商品にも投資を行います。

トラスト、ファンドおよび/または対象ファンドがその投資目的を達成するとの保証はなく、損失が発生しないとの保証もありません。

円建クラスは、通常、米ドル売り、日本円買いの為替ヘッジを行います。豪ドル建クラスは、通常、米ドル売り、豪ドル買いの為替ヘッジを行います。トルコリラ建クラスは、通常、米ドル売り、トルコリラ買いの為替ヘッジを行います。クラスが常に完全にヘッジされるという保証はなく、また、投資顧問会社がヘッジの利用に成功するという保証もありません。

米ドル建ブラジルリアルクラスおよび豪ドル建ブラジルリアルクラスは、通常、米ドル売り、ブラジルリアル買いの為替取引を行います。投資顧問会社が為替取引の利用に成功するという保証はありません。

広範囲にわたるサステナビリティ・リスクは、米国に集中する、確定利付商品に分散化されたファンドのポートフォリオに影響を及ぼす可能性があります。

サステナビリティ・リスクは、確定利付商品に実質的に含まれるエクスポージャーによって異なります。例えば、社債発行体の場合、環境リスクには、気候変動の緩和・適応能力、炭素価格上昇の可能性、水不足の悪化に対するエクスポージャーおよび水の価格の高騰の可能性、廃棄物管理問題ならびにグローバルおよびローカルなエコシステムへの悪影響が含まれますが、これらに限られません。これらのリスクを効率的に管理できない場合、財務実績の悪化、レピュテーション・リスク、負債コストおよび信用格付の引下げが生じる可能性があります。ソブリン債発行体においても、サステナビリティ・リスクが信用格付を左右することがあります。

ファンドは、米国に集中する投資対象に関連する広範なサステナビリティ・リスクにさらされます。低炭素経済や環境的により持続可能な経済への移行プロセスに直接または間接的に起因して規制要件が強化され、パブリック・コメント調査が増加することは、結果として、一部の発行体のビジネス・モデル、収益および価値全体を阻害するような重大なサステナビリティ・リスクを生じさせるおそれがあります。このような財務上の損失は、カーボンプライシングの仕組み等の規制上の枠組みの変更、エネルギー効率基準の厳格化、または訴訟上の請求に関する法的リスク等に起因することがあります。サステナビリティ課題に対する意識の高まりにより、ファンドはサステナビリティに関連するレピュテーション・リスクにさらされており、このリスクは、NGO(非政府組織)または消費者

団体によるネーム・アンド・シェイム・キャンペーンを通じてファンドおよびその投資対象に影響を及ぼす可能性があります。このほか、ファンドのリターンに悪影響を及ぼすおそれのあるサステナビリティ・リスクの例として、気候変動に対する懸念の高まりに起因する産業セクターのスティグマ化、消費者の嗜好の変化および株主の懸念/ネガティブなフィードバックの増加があります。

(注) ブルームバーグ米国総合インデックスは米ドルで表示されます。

金融サービス・セクターにおけるサステナビリティ関連の開示

本情報は、金融サービス・セクターにおけるサステナビリティ関連の開示に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会規則2019/2088(以下「SFDR」といいます。)第6条に従って提供されます。SFDRの下、トラストは、サステナビリティ・リスク(下記「リスク要因」に定義されます。)が投資決定に組み込まれている方法、およびサステナビリティ・リスクがトラストのリターンに及ぼす可能性のある影響の評価結果を開示することを義務付けられています。

世界有数の債券運用会社として、PIMCOの使命は、優れた投資リターン、ソリューションおよびサービスをクライアントに提供することです。これに関連して、トラストは、サステナビリティ要素を積極的に推進することやサステナビリティ要素に沿ったポートフォリオ構築を最大限に図ることを行いませんが、サステナビリティ・リスクにさらされ続けます。

下記「環境・社会・ガバナンス」の項に記載されるとおり、このようなサステナビリティ・リスクは、潜在的なまたは実際の重大なリスクおよび/または機会である範囲において、長期的なリスク調整後リターンを最大化するために投資決定およびリスク監視に組み入れられます。

サステナビリティ・リスクの発生後に多大な影響を受けることがあり、またその影響は特定のリスク、地域および資産クラスに応じて異なる可能性があります。一般に、ある資産に関してサステナビリティ・リスクが発生した場合、その価値にマイナスな影響が生じるか、またはその価値が全額失われます。レジリエンス(強靱性)がビジネスの重要な検討事項となっており、多くの国では保険、価値評価および賃料面で既に影響が見られ始めています。

したがって、このような影響の評価はポートフォリオ・レベルで行わなければならない、詳細かつ具体的な情報は、関連するファンドに記載されます。

トラストの投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEUの基準を考慮していません。

対象ファンドの投資戦略

対象ファンドは、通常の場合において、その総資産の少なくとも65%を、様々な償還期限の確定利付商品に分散化されたポートフォリオとして、直接または間接的に投資することにより、その投資目的の達成を目指します(この確定利付商品は、とりわけ、先渡契約またはオプション、先物契約もしくはスワップ契約等のデリバティブに表章される場合があります。)

ポートフォリオの平均デュレーションは、通常、ブルームバーグ米国総合インデックスのデュレーションの±(プラスマイナス)2年以内の範囲で変動します。デュレーションとは、利率の変動に対する有価証券の価格の感応度を決定するために用いられる、確定利付商品の予想残存期間の基準となるものです。

- 対象ファンドは、主に、投資適格の格付を有する債務証券に投資しますが、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクによってB格以上と格付されているか、またはS & Pグローバル・レーティングもしくはフィッチ・インクによってそれと同等の格付がなされている(または無格付の場合は、投資顧問会社が同等と判断する)ハイ・イールド債券(「ジャンク・ボンド」)に対しても、その総資産の20%を上限として投資することができます。ある有価証券についてその取得後にかかる制限を下回る格下げがなされた場合、投資顧問会社は、かかる有価証券を処分することは義務付けられていませんが、その単独裁量により、かかる処分を行うことができます。

- 対象ファンドは、米ドル以外の通貨建ての有価証券にその総資産の30%を上限として直接または間接的に投資することができ、また、米国外の発行体の米ドル建て有価証券にはこの限度を超えて投資することができます。

- 対象ファンドは、新興市場国に経済的に関連した有価証券および金融商品に対して、その総資産の15%を上限として直接または間接的に投資することができます。対象ファンドは、中華人民共和国(以下「中国」といいます。)の関連する規制または当局により許容される範囲で、2016年に中国人民銀行(以下「PBOC」といい、上海の本店を含みます。)が発行した関連規則(公告[2016]第3号およびその施行規則(以下「CI BM規則」といいます。))を含みます。)を遵守し、投資割当制限に従うことなく、中国銀行間債券市場(以下「CI BM」といいます。)で取引される許容される確定利付商品に直接投資することもできます。
- 対象ファンドは、通常、(米ドル建て以外の有価証券または通貨による)外国為替に対するエクスポージャーを、その総資産の20%までに制限します。
- 対象ファンドは、転換証券に投資することができます。
- 対象ファンドは、普通株式および優先株式に投資することができます。
- 対象ファンドは、投資信託に投資することもできます。
- 対象ファンドは、オプション、先物契約もしくはスワップ契約といったデリバティブ商品またはモーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券(資産担保証券)に投資することができます。また、対象ファンドは、発行日決済取引、特約日決済取引または先渡取引として有価証券を売買することができ、また、空売りを行うことができます。
- 対象ファンドは、一連の売買契約を締結し、または他の投資手法(レポ取引またはダラー・ロール取引等)を用いることにより、対象ファンドが主として投資しようとする有価証券に対する市場のエクスポージャーを無制限に獲得しようとする場合があります。対象ファンドが目指す「トータル・リターン」は、対象ファンドの投資からの収益と、一般的に金利の低下、外貨の上昇または特定のセクターもしくは有価証券に対する信用要素の改善により生じるキャピタル・ゲイン(もしあれば)によって構成されます。
- 対象ファンドは、現金および現金等価物商品を付随的に保有することもできます。

環境・社会・ガバナンス

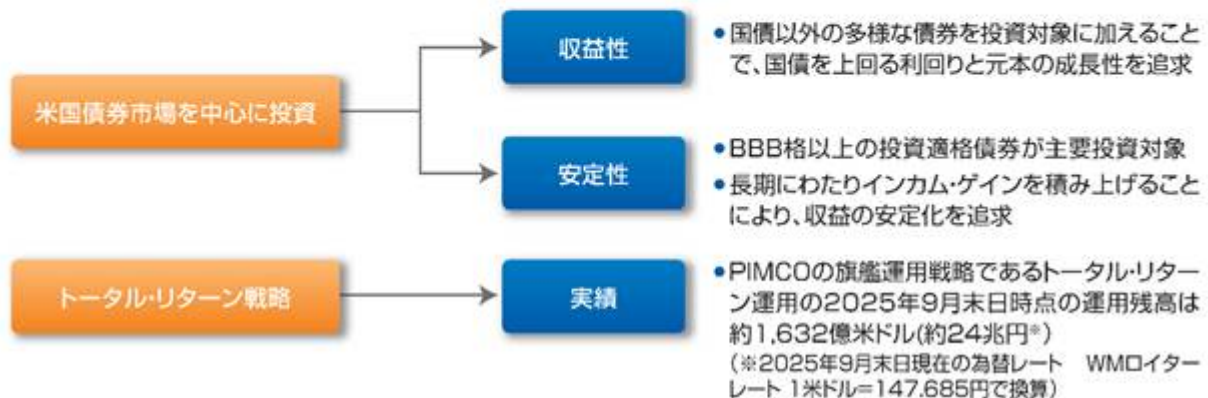
PIMCOは、クライアントのリスク調整後リターンの向上を図るため投資調査プロセスに重大なサステナビリティ・リスクを継続的に考慮に入れることをESGインテグレーションの定義としています。重大なサステナビリティ・リスクには、とりわけ気候変動リスク、社会的不平等、消費者の嗜好の変化、規制リスク、人材マネジメントまたは発行体の違反行為が含まれますが、これらに限られません。サステナビリティ・リスクの定義は、「リスク要因」に詳述されます。

PIMCOは、市場、業界およびビジネス・モデルを評価する際にサステナビリティ・リスクのインプットがますます不可欠となっていることから、特に公募・私募の両市場における全資産クラスの長期的な投資機会を得るために、世界の経済、堅固な投資プロセスの一環として関連するサステナビリティ・リスクを盛り込むべきだと考えています。

投資プロセスにサステナビリティ・リスクを組み込むことは、ESGに関する情報が投資決定の唯一のまたは主要な検討事項であることを意味するものではありません。むしろ、PIMCOのポートフォリオ・マネジャーおよびアナリストのチームは、様々な財務的および非財務的要素((財務上重要な場合)ESGに関する検討事項を含む可能性があります。)を評価し、重視した上で投資決定を行います。ESGに関する検討事項と投資決定との関連性は資産クラスおよび戦略により異なります。PIMCOは、関連する場合にポートフォリオ運用チームにより評価された情報が増加し、多様化することにより、投資対象に対して大局的なリスク管理および視野を生み出すことができ、これにより、クライアントのリターン向上の機会が生じると考えています。

米国投資適格債券を中心とする様々な債券に投資し、トータル・リターンを最大化を追求

- 対象ファンドへの投資を通じて、主にBBB格以上の米国投資適格債券(米国国債、米国政府機関債、社債、モーゲージ証券、資産担保証券等)に投資を行います。ただし、BB格以下の債券、米国以外の債券、エマージング債券などにも投資を行う場合があります。
- 債券投資により得られる金利収入等(インカム・ゲイン)だけではなく、債券価格の上昇によって得られる収益(キャピタル・ゲイン)も含めた「トータル・リターン」の最大化を目指します。



複数の通貨クラスから選択が可能

- 米ドル建て、豪ドル建て、円建て、トルコリラ建ての4つの表示通貨をベースに、複数の通貨クラスから選択することが可能です。
- 米ドル建クラス、円建クラスは「ビムコ・トータル・リターン・ファンド」に属します。また、豪ドル建クラス、米ドル建ブラジルリアルクラス、豪ドル建ブラジルリアルクラス、トルコリラ建クラスは「ビムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション」に属します。



毎月分配型

- 各クラスは原則として毎月分配を行う予定です。分配基準日は毎月の最終ファンド営業日とします。

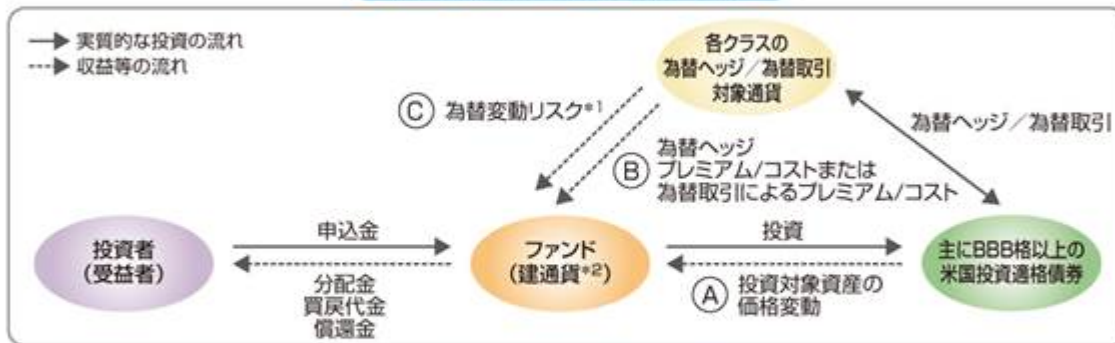
債券運用において専門性を有するPIMCOによる運用

- PIMCO(パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー)は、グローバルに展開する世界最大級の債券運用残高を有する資産運用会社です。

追加的記載事項：通貨選択型ファンドの収益に関する留意事項

- 通貨選択型の投資信託であるファンドは、投資対象資産の運用に加えて、為替ヘッジ／為替取引による通貨の運用も行っており、為替ヘッジ／為替取引の対象となる通貨を選択することができます。

通貨選択型の投資信託のイメージ図



*1 豪ドル建クラス・円建クラス・トルコリラ建クラスは原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

*2 建通貨とは、米ドル建ブラジルレアルクラスの場合は米ドル、豪ドル建ブラジルレアルクラスの場合は豪ドルを意味します。

- ファンドの収益源としては、主に以下の3つの要素(①+②+③)が挙げられます。

米ドル建ブラジルレアル・豪ドル建ブラジルレアルクラス

	①	②	③
収益の源泉	投資対象資産の 価格変動・金利等収入	為替取引による プレミアム/コスト	為替変動
収益を得られる ケース	投資対象資産の 上昇 金利等収入	プレミアム(金利差相当分の収益)の発生 (短期金利)取引対象通貨 > 原資産通貨(米ドル)	為替差益の発生 (各クラスの取引対象通貨に 対して建通貨*2安)
損失やコストが発生する ケース	投資対象資産の 下落	コスト(金利差相当分の費用)の発生 (短期金利)取引対象通貨 < 原資産通貨(米ドル)	為替差損の発生 (各クラスの取引対象通貨に 対して建通貨*2高)

豪ドル建クラス・円建クラス・トルコリラ建クラス

	①	②	③
収益の源泉	投資対象資産の 価格変動・金利等収入	為替ヘッジ プレミアム/コスト	為替変動
収益を得られる ケース	投資対象資産の 上昇 金利等収入	為替ヘッジプレミアム(金利差相当分の収益)の発生 (短期金利)ヘッジ対象通貨 > 原資産通貨(米ドル)	原則として 為替ヘッジを行い、 為替変動リスクの 低減をはかります。
損失やコストが発生する ケース	投資対象資産の 下落	為替ヘッジコスト(金利差相当分の費用)の発生 (短期金利)ヘッジ対象通貨 < 原資産通貨(米ドル)	

(注)ファンドが米ドル以外の外貨建資産に投資する際には、米ドル対当該外貨の為替変動が各クラスの1口当たり純資産価格に影響します。
※市況動向によっては、上記の通りとならない場合があります。

通貨運用についての留意事項

- 各通貨の運用に当たっては、直物為替先渡取引(NDF取引)を活用する場合があります。
- NDF取引とは、投資対象通貨を用いた受渡を行わず、主に米ドル等による差金決済のみを行う取引のことをいいます。
- NDF取引では、需給や規制などの影響により、為替取引によるプレミアム／コストが、短期金利から算出される理論上の水準から乖離する場合があります。そのため、想定している投資成果が得られない可能性があります。

(注)ファンドが実質的に投資を行う投資対象資産に関する投資リスクについては、本書の「投資リスク」をご参照ください。

(2) 【投資対象】

前記「(1)投資方針」をご参照ください。

純資産総額の10%を超えて投資する対象ファンドは、本書の日付現在、以下のとおりです。

対象ファンドの名称	ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド (PIMCO Total Return Strategy Fund)
運用の基本方針	対象ファンドは、元本の維持および慎重な投資運用に配慮しつつ、最大限のトータル・リターンを追求します。
主要な投資対象	対象ファンドは、通常の状態において、その総資産の少なくとも65%を、様々な償還期限の確定利付商品に分散化されたポートフォリオとして、直接または間接的に投資します(この確定利付商品は、とりわけ、先渡契約またはオプション、先物契約もしくはスワップ契約等のデリバティブに表章される場合があります。)
管理会社	ピムコ・グローバル・アドバイザーズ(ルクセンブルグ) エス・エイ (PIMCO Global Advisors (Luxembourg) S.A.)
通貨建て(表示通貨)	米ドル

対象ファンドの主な投資対象：米国債券市場

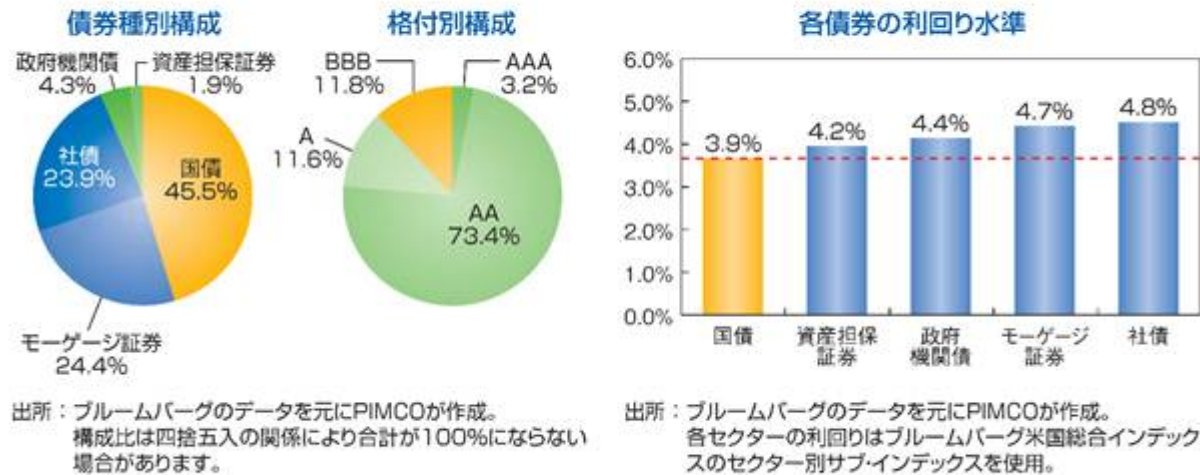
多様性にあふれる世界最大の債券市場

米国債券市場は世界最大の規模を誇る債券市場であり、国債のみならず、政府機関債やモーゲージ証券など、多種多様な債券から構成されています。

国債	国が財政予算における必要性などに応じて発行する債券。
政府機関債	政府関連機関が発行する債券で、国債に準ずる信用力を有する。米国では、住宅金融関係の政府関連機関が発行するものが大きな割合を占めている。
モーゲージ証券	主に住宅ローンを担保資産として発行される債券。
資産担保証券	主に自動車ローン、カードローンなどを裏付けとして発行される債券。
社債	企業が事業を行う上で必要な資金を調達するために発行する債券。

米国投資適格債券市場の概要(2025年9月末日現在)

対象ファンドは、ブルームバーグ米国総合インデックスを参考指数として用います。
ブルームバーグ米国総合インデックスに見る米国投資適格債券市場の概要は以下のとおりです。

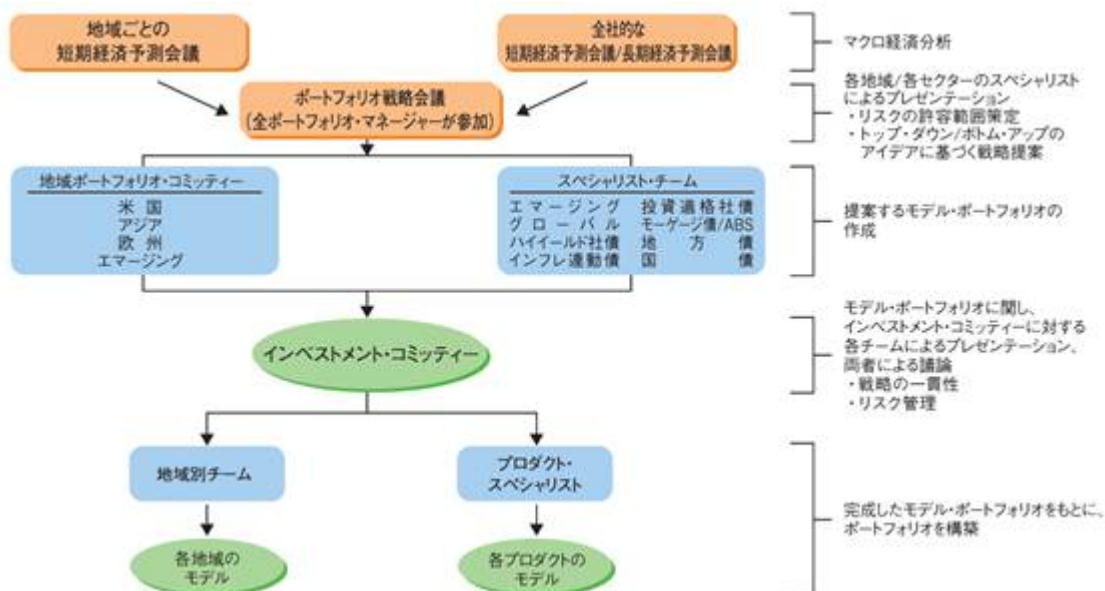


(注)上記は市場の概要を説明するもので、ファンドの投資方針を示すものではなく、またファンドの将来の運用成果を予測、保証または示唆するものでもありません。

(3) 【運用体制】

運用プロセス

- * 長期的な視点に基づいた投資戦略
- * トップダウン戦略とボトムアップ戦略の融合
- * 可能な限り付加価値の源泉を多様化し、特定のリスクに偏らない運用



2025年9月末日現在

投資顧問会社(以下、本項において「PIMCO」といいます。)の投資プロセスにはトップダウンとボトムアップ両方の意思決定過程が含まれています。かかるプロセスにおける最初の最も重要なステップは、長期的な方向づけです。経済趨勢や政治の影響を分析することは、健全なポートフォリオの決定の基本的条件であるとPIMCOは考えています。確固たる長期的見解を維持することは、往々にして金融市場を特徴付ける周期的な好況と不況の反復に左右されることに対する防御として有益です。PIMCOは、短期

的な市場動向に適合させる能力よりも、経済ファンダメンタルズ及び信用分析を通して長期的価値を見極めることを遙かに得意としています。

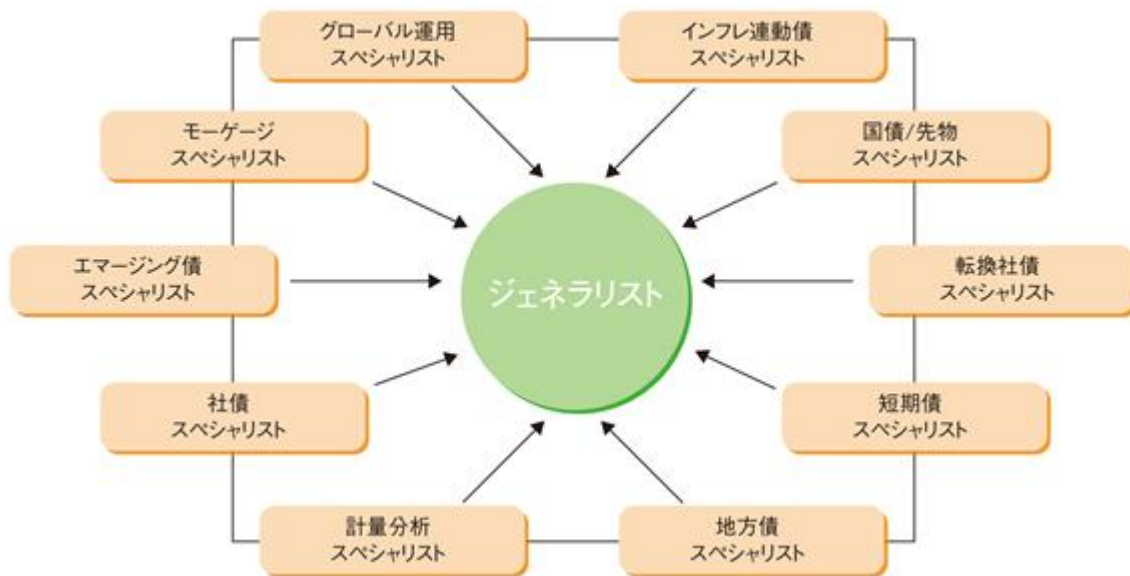
PIMCOは、趨勢分析を重要と考えていることから、「長期経済予測会議」に毎年1週間を費やしています。投資プロフェッショナルから選り抜かれたメンバーは、金融財政政策、インフレーション、人口統計、情報技術の経済と生産性動向への影響を含む特定分野を担当し、年間を通じ監視する責務を負っています。「長期経済予測会議」において、社内プレゼンターは、PIMCOの投資プロフェッショナル全員のためにかかる問題に対処します。そのほか、外部からのアナリストや学者を招聘し、見通しに密接な関係がある金融問題や経済問題に関するその専門知識をPIMCOと交換します。かかる社内と社外からのプレゼンテーションは、PIMCOグループによるさらなる議論や討論の背景として役立っています。「長期経済予測会議」の目的は、経済や債券市場についての3年ないし5年の見通しを得ることです。

PIMCOのプロセス上の次のステップは、循環的動向または景気循環動向の分析です。PIMCOの投資プロフェッショナルは、いわゆる「短期経済予測会議」で四半期毎に会合し、景気循環の視点から成長率とインフレ率を評価します。これらの会合では、社内リサーチや最近の経済データを評価し、GDP成長率やインフレ率が市場の一般的な見込みを上回るか、下回るかを判断します。その結論は、短期的(2ないし4四半期間)の経済動向の予想を調整し、更新する一助となっています。

PIMCOの長期経済予測会議と短期経済予測会議の次に、シニア・ポートフォリオ・マネジャーから成るインベストメント・コミッティーの常任メンバーと、その他のポートフォリオ・マネジャーから選出された非常任メンバーで構成されるインベストメント・コミッティーが、全ポートフォリオのモデルとなる主要戦略の開発のために一致団結して作業します。インベストメント・コミッティーは、各フォーラムによって提供されたトップダウンの見通しのほか、様々な債券セクターを重視する専門家からのボトムアップの入力情報も利用します。インベストメント・コミッティーが達成目標を定める組入証券の特性項目には、デュレーション、イールドカーブ・エクスポージャー、共分散、セクター別集中度および信用性が含まれます。

PIMCOの運用体制

- * ジェネラリストと各債券セクターのスペシャリストによる運用体制
- * トップダウン戦略に加え、スペシャリスト・チームからのボトムアップ戦略を融合させることによりポートフォリオの安定化を図ります。



2025年9月末日現在

次に、PIMCOのポートフォリオ運用グループが個別ポートフォリオの構築を行います。このグループの体制は、車のハブとスポークとの関係に類似し、ハブを構成するシニア・ジェネラリスト・ポートフォリオ・マネジャーとスポークとしてのセクター別スペシャリストグループを備えています。すべてのポートフォリオがインベストメント・コミッティーによって定められたモデル・ポートフォリオを反映するように構成されていることを監視するのはジェネラリストの責任です。ジェネラリストは、タイミングや銘柄選択の面で一定の裁量範囲を与えられていますが、モデルの達成目標周辺の範囲内にポートフォリオの特質を維持することを求められます。ジェネラリストは、国債、モーゲージ証券、社債、米ドル建て以外の債券、新興市場債、転換証券、インフレ連動債の市場を含む世界中の債券群の各分野を網羅するセクター別スペシャリスト・チームから情報を入手し、戦略的構想を得ます。これらセクター別チームは、各々のセクターで10年以上の経験を持つ経験豊富なポートフォリオ・マネジャーが率いています。ジェネラリストは、各々の担当ポートフォリオの一切の売買について最終的責任を負いますが、セクター別スペシャリストのポートフォリオ・マネジャーに取引執行の支援を指図することができます。

ボトムアップによる証券の選定は、ポートフォリオの構築上重要な側面です。セクター別スペシャリストは、各々のセクター内で相対的価値を確定することを任せられ、証券選定上の中心的役割を果たします。セクター別スペシャリストのための重要なリソースは、PIMCOの経験豊富なアナリストであって、これらアナリストは、独自の証券分析を行います。PIMCOは、各証券のリスクや相対的価値を数量化する上で役立つ幅広い自社所有の分析用ソフトウェアのライブラリーも活用します。

内部運用規定

PIMCOの運用口座は、クライアント・ガイドライン、適用される規制上の要件およびPIMCO内部規則を遵守するためにモニターされています。さらに、PIMCOは、最良執行、ソフト・ダラー取引および取引配分に関する方針など、その投資運用活動に適用される方針を採用しています。

PIMCOは、クライアント勘定のためのポートフォリオ証券、オプションおよび先物の売買の注文すべてを、多くのブローカー/ディーラーを通じて行っています。その際にPIMCOは、すべてのクライアント勘

定のために可能な限り最適な価格を入手し取引を履行するため最善を尽くしています。PIMCOは、最適な価格を入手し取引を履行するため、および、ブローカー/ディーラーの報酬の合理性を決定するために、クライアントの最大の利益を念頭に、関連があると思われるすべての要因を検討します。それらの要因の例としては、希望する時間内での執行の見込み、市況、希望する数量で執行するブローカー/ディーラーの能力および意欲、反応度、機密を保持して行為するブローカー/ディーラーの能力、市場の影響を極小化しつつ行為するブローカー/ディーラーの能力、取引により生じるリスクにおけるブローカー/ディーラーの信用度、ブローカー/ディーラーとPIMCOが協調してオペレーションを行う水準および経験、特定の証券のマーケット・メイクを行う意欲および能力、道徳的で信頼に値する行為への評価、インフラストラクチャー、特定の取引に対して資金を拠出するブローカー/ディーラーの意欲、ブローカー/ディーラーの市場知識、珍しいおよび/もしくは複雑な証券の困難な取引を執行するブローカー/ディーラーの能力、帳簿管理の適確性および信頼度、ブローカー/ディーラーが紛争解決においてPIMCOを公平に取り扱うかどうか、ブローカー/ディーラーが募集の引受けおよび流通市場にアクセスできるかどうか、ブローカー/ディーラーにより提供されるリサーチおよび取次業務の利用可能性等が含まれます。

PIMCOは、ブローカー/ディーラーとソフト・ダラー取引を行わず、PIMCOはソフト・ダラー取引のために特定のブローカー/ディーラーと顧客取引を行いませんが、PIMCOは、最善の取引を目指すというPIMCOとしての責任に従い、金利またはその他の商品もしくはサービスを主題とするリサーチを提供するブローカー/ディーラーを利用することや、その他のブローカー/ディーラーにより請求される手数料より高い手数料をかける有益な情報の取得のために支払うことが適切であると判断する場合があります。PIMCOは、とりわけ、ブローカー/ディーラーまたは第三者により作成または開発された可能性があるリサーチ報告書、経済および市場データならびに信用分析およびアナリストの収益予想を入手することがあります。ソフト・ダラーまたはそれに相当する仕組みが、顧客のために行われる取引のために実施される限度で、入手するリサーチまたはその他の商品もしくはサービスが、必ずしも当該リサーチ、商品またはサービスを得るために使われる取次手数料を支払う顧客によりまたはかかる顧客の利益のために利用されるとは限りません。

PIMCOは、証券の「一括取引」、つまり特定の証券の複数の売買注文に関し、当該注文が複数のクライアントの勘定に配分される場合、かかる配分をモニターしています。PIMCOは、クライアントの勘定の間で公正かつ公平な扱いを時間をかけて行うことを、取引配分の手続上での最優先の目的とします。PIMCOは、取引配分がタイムリーに行われ、特定のクライアントが不当な優遇を受けず、個別的に見た場合にはある取引が特定の勘定を優遇する結果となっても、長期的にはクライアントの勘定が公平に扱われるような手続きを策定しています。

PIMCOについて

- Pacific Investment Management Company LLC パシフィック・インベストメント・マネジメン・カンパニー・エルエルシー(略称「PIMCO」)は1971年に設立され、世界最大級の債券運用残高を誇る運用会社として、2025年9月末日現在、約2.2兆米ドル(約325兆円[※])の運用資産(関係会社からの受託分を含む)を有します。(※2025年9月末日現在の為替レート WMロイターレート 1米ドル=147.685円で換算)
- 米国をはじめ、ロンドン、ミュンヘン、日本、シンガポール、シドニー、トロント、香港等を拠点としてグローバルにビジネスを展開しています。

PIMCOの運用に対する外部からの評価

年間最優秀債券マネージャー賞

米国モーニングスター社
2012年、2013年、2015年

運用実績賞

アジア・インベスター誌
[日本債券]
2010年、2011年、2013年、2014年
[グローバル債券(ヘッジ付)]
2008年、2013年、2015年

The Morningstar Fixed-Income Fund Manager of the Year award (Jerome Schneider and Team, PIMCO Short Term (2015); Dan Ivascyn and Alfred Murata, PIMCO Income (2013); Mark Kiesel, PIMCO Investment Grade Corporate Bond (2012); U.S.) is based on the strength of the manager, performance, strategy, and firm's stewardship.

個別の商品への言及は当該商品の推奨や勧誘を意図するものではありません。

当該評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果等を保証または示唆するものではありません。

(4) 【分配方針】

通常の下況下では、管理会社は、各クラスに帰属する金利収入(インカム・ゲイン)および/または売買差益(キャピタル・ゲイン)(もしあれば)を考慮して、毎月の最終ファンド営業日を分配基準日として、分配を宣言する意向です。管理会社が適切とみなす場合、追加の分配が宣言される可能性があります。各クラスに関して支払われる分配に応じて、各クラスのファンド証券1口当たり純資産価格はその相当分減少します。未払分配金の額が、管理会社がその単独の裁量により定める最低金額を下回る場合、未払分は分配されず、再投資されます。

管理会社は、かかる分配方針を受益者の承認を得ることなく、通知によっていつでも変更することができます。

分配の結果、トラスの純資産がルクセンブルグ法により規定される最低額を下回る場合、分配を行うことはできません。

支払期日から5年以内に請求されない配当金は、その請求権が消滅し、関連する各ファンドに戻されます。

上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配のイメージ

(注)以下の図は収益分配のイメージを示したものであり、ファンドの将来の運用成果および分配金の支払いをお約束するものではありません。



※投資者の皆様への実際の分配金の支払いは分配基準日の翌月になります。

追加的記載事項：分配金に関する留意事項

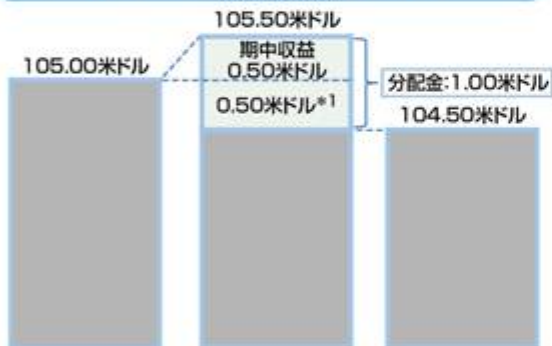
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、純資産価格は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- 分配金は、分配計算期間中に発生した収益(金利収入(インカム・ゲイン)および売買差益(キャピタル・ゲイン)等)を超えて支払われる場合があります。その場合、当該分配計算期間に係る分配日(分配後)における1口当たり純資産価格は、前回の分配計算期間に係る分配日(分配後)と比べて下落する事になります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配計算期間は、分配基準日の翌日から次回の分配基準日までの期間をいいます。なお、分配日は分配基準日の翌ファンド営業日(分配落ち日)を指します。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

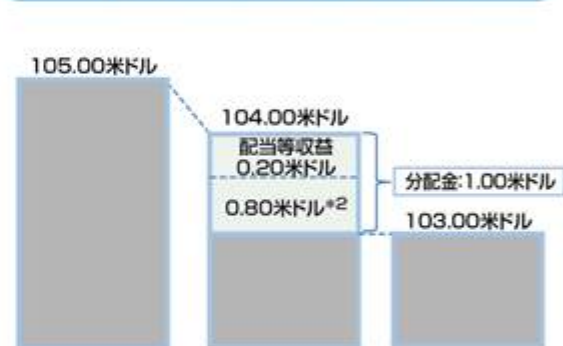
前回の分配計算期間に係る分配日(分配後)から1口当たり純資産価格が上昇した場合



前回の分配計算期間に係る分配日(分配後) 当該分配計算期間に係る分配日(分配前) 当該分配計算期間に係る分配日(分配後)

*1 当該分配計算期間に生じた収益以外から0.50米ドルを取り崩す

前回の分配計算期間に係る分配日(分配後)から1口当たり純資産価格が下落した場合



前回の分配計算期間に係る分配日(分配後) 当該分配計算期間に係る分配日(分配前) 当該分配計算期間に係る分配日(分配後)

*2 当該分配計算期間に生じた収益以外から0.80米ドルを取り崩す

・上記いずれの場合も分配金受取額は同額ですが、1口当たり純資産価格の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の1口当たり純資産価格の増減額」の合計額でご判断ください。

・上記は、便宜上米ドルによる表示を行っていますが、実際の分配金額や1口当たり純資産価格は、各ファンドの表示通貨により表示されます。

(注)分配金は、分配方針に基づき支払われます。分配方針については、本書の「分配方針」をご参照ください。

※上図はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに1口当たり純資産価格について示唆、保証するものではありません。

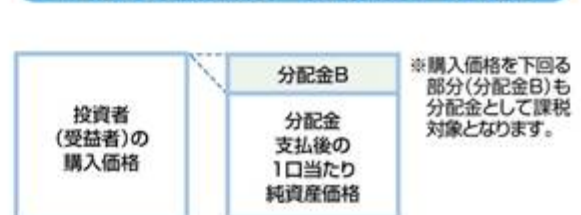
- 投資者(受益者)のファンドの購入価格によっては、分配金の一部またはすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。この場合、当該元本の一部払戻しに相当する部分も分配課税の対象となります。ファンドご購入後の運用状況により、分配金額より1口当たり純資産価格の値上がりがかさかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※購入価格を上回る部分(分配金A)に加え、下回る部分(分配金B)も分配金として課税対象となります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※購入価格を下回る部分(分配金B)も分配金として課税対象となります。

(注) 分配金に対する課税については、本書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご参照ください。

(5) 【投資制限】

投資制限

主要投資制限

リスク分散規則

以下の投資制限は、対象ファンドに関して適用され、関連するファンドに別段の定めがない限り、トラストおよびファンドにも適用されるものとします。かかる場合、「対象ファンド」に対する言及は、「トラスト」および必要に応じて「ファンド」に対する言及でもであると解釈されるものとします。

1) 管理会社は、対象ファンドのために有価証券に投資を行う場合、以下の行為を行ってはなりません。

a) 証券取引所への上場が承認されていない、または他の規制ある市場で取引されていない譲渡性のある有価証券に対し、対象ファンドの純資産の10%を超えて投資すること。

b) 同一発行体が発行する同種の有価証券の10%を超えて取得すること。

c) 同一発行体が発行する有価証券に対し、対象ファンドの純資産の20%を超えて投資すること。

上記a)、b)およびc)に定める制限は、() O E C D加盟国もしくはその地方公共団体または(地域の規模であるか世界的規模であるかを問わず) E Uの公的国際機関が発行または保証する有価証券、または() オープン・エンド型 U C I への投資には適用されません。

2) 対象ファンドは U C I の受益証券を取得することができます。ただし、その資産の20%を超えて単一の U C I の受益証券に投資しないことを条件とします。この投資制限を適用する目的において、複数のファンドを有する U C I の各ファンドは、別個の発行体とみなされますが、様々なファンドの第三者に対する債務の分離原則は確保されます。対象ファンドの投資先である U C I に保有される投資対象は、この投資制限の目的において考慮する必要はありません。

3) 対象ファンドは、その純資産の10%まで同一発行体により発行された譲渡性のある証券に投資することができます。ただし、対象ファンドが5%を超えて投資する各発行体について、対象ファンドに保有される譲渡性のある証券は合算して40%未満でなければなりません。

4) 対象ファンドは、その純資産の20%まで同一の信用機関に預金することができます。

認可信用機関以外の一信用機関に付随的な流動資産として預けられた預金は、純資産の10%を超えてはなりません。この制限は、保管受託銀行に預けられた預金の場合、20%に引き上げることができます。

5) O T C デリバティブの取引相手方(カウンター・パーティー)に対する対象ファンドのリスクのエクスポージャーは、純資産価額の5%を超えてはなりません。この制限は、認可信用機関の場合、10%に引き上げられます。

6) 同一発行体によって発行され、預けられまたは引き受けられた以下の事柄の2つ以上を組み合わせた額が、対象ファンドの純資産価額の20%を超えてはなりません。

・譲渡性のある証券または金融市場商品への投資

・預金

・O T C デリバティブ取引から生じる取引相手方(カウンター・パーティー)リスクのエクスポージャー

7) 上記3)に記載される10%の制限は、加盟国内に登録上の事務所を有し、法律によって債券保有者の保護を目的とする特別な公的監督に服している信用機関により発行される債券の場合、25%に引き上げられます。対象ファンドが、一発行体が発行する上記のような債券に対

象ファンドの純資産の5%を超えて投資する場合、かかる投資の合計額は、対象ファンドの純資産価額の80%を超えてはなりません。

- 8) 上記3)に記載される10%の制限は、加盟国もしくはその地方公共団体、非加盟国または一もしくは複数の加盟国が属している公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券の場合、35%に引き上げられます。
- 9) 上記3)に記載される40%の制限適用の目的において、上記7)および8)に記載される譲渡性のある証券は考慮されないものとします。
- 10) 上記3)、4)、5)、6)、7)および8)に記載される制限は、合算することはできず、よって単一発行体に対するエクスポージャーは、対象ファンドの純資産の35%を超えないものとします。
- 11) 上記3)から8)の目的においてグループ会社は単一の発行体とみなされますが、純資産の20%の制限は、同一グループ内の譲渡性のある証券に対する投資に適用される場合があります。
- 12) 対象ファンドは、加盟国、その地方公共団体、非加盟国または一もしくは複数の加盟国が属している公的国際機関が発行または保証する様々な譲渡性のある証券に対して、対象ファンドの純資産の100%まで投資することができます。ただし、UCITSの受益証券保有者と同等の保護を受けることができ、上記3)から8)の制限を遵守しなければなりません。対象ファンドに対しては、以下の条件が適用されるものとします。
 - (i) 対象ファンドは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならず、いずれの単一銘柄の有価証券も対象ファンドの純資産の30%を超えてはなりません。
 - () 対象ファンドは、その約款において、対象ファンドの純資産の35%を超えて投資する予定の証券を発行または保証する国、地方公共団体または公的国際機関の名称を明記しなければなりません。
- 13) 投資顧問会社は、UCITSに適用されるリスク管理法に従ってトラストの信用リスクを管理するものとします。対象ファンドは、アイルランド中央銀行がUCITSに関して発行した以下のリストから選出した発行体に対し、対象ファンドの純資産の35%を超えて投資する予定です：OECD加盟国政府(関連する銘柄が投資適格であることを条件とします。)、シンガポール政府、欧州投資銀行、欧州復興開発銀行、国際金融公社、国際通貨基金、欧州原子力共同体、アジア開発銀行、欧州中央銀行、欧州評議会、欧州鉄道金融公社、アフリカ開発銀行、国際復興開発銀行(世界銀行)、米州開発銀行、欧州連合、連邦全国抵当権協会(ファニーメイ)、連邦住宅貸付抵当公社(フレディマック)、連邦政府抵当金庫(ジニーメイ)、学生ローン・マーケティング協会(サリーメイ)、連邦住宅貸付銀行、連邦農業信用銀行、テネシー川流域開発公社およびストレートAファンディング合同会社。投資顧問会社は、かかる発行体それぞれの証券への投資に伴う信用リスクを十分に管理するものとします。
- 14) 取引額(管理会社が決定する合理的方法により事前に算出される。)が対象ファンドの純資産を超える場合、投資顧問会社は、デリバティブ取引その他の類似の取引を行うことができません。

一般規定

- 1) 組織化された市場で取り扱われる金融派生商品に関する証拠金および私的な合意により契約された金融派生商品から生じるコミットメントは、対象ファンドの純資産の50%を超えてはなりません。対象ファンドの流動資産の留保額は、対象ファンドが差し入れた証拠金と少なくとも同額でなくてはなりません。流動資産には、定期預金、残存期間が12か月未満の恒常的に取引されている短期金融商品のみならず、OECDの加盟国もしくはその地方公共団体または(地域の規模であるか世界的規模であるかを問わず)EUの公的国際機関が発行する債券、および証券取引所に上場を承認されている、または定期的に運営されている公開の規

制ある市場で取引されている一流の発行体が発行した流動性の高い債券も含むものとします。

- 2) 対象ファンドは、証拠金を調達するために借入れを行うことはできません。
- 3) 対象ファンドは、商品先物契約以外の商品に関する契約を締結してはなりません。ただし、UCIは、組織化された市場で取引されている貴金属を現金で取得することができます。
- 4) オプション取得のために支払うプレミアムは、上記3)項に記載する50%の制限の計算に含まれます。
- 5) 対象ファンドは、十分な分散により投資リスクを適切に分散するようにしなくてはなりません。
- 6) 為替ヘッジの目的を除き、対象ファンドは、必要な証拠金またはコミットメントが(それぞれ)対象ファンドの純資産の5%以上となる場合、組織された市場で取引されている金融派生商品に関する単一の契約または私的な合意により取得する金融派生商品に関する単一の契約のオープン・ポジションを保有してはなりません。
- 7) 同一の特性を有するオプション取得のために支払うプレミアムは、対象ファンドの純資産の5%を超えてはなりません。
- 8) 対象ファンドは、(組織化された市場で取引されている金融派生商品に係る)必要な証拠金および(私的な合意により取得する金融派生商品に係る)コミットメントが対象ファンドの純資産の20%以上となる場合、単一の商品または単一のカテゴリーの金融先物に関する金融派生商品のオープン・ポジションを保有してはなりません。
- 9) 為替ヘッジの目的を除き、対象ファンドが私的な合意により締結した金融派生商品取引に関するコミットメントは、関連する取引からその時点で生じる未実現損失に相当します。
- 10) 原則として、空売りによって、対象ファンドが以下のポジションを保有する結果となつてはなりません。
 - a) 証券取引所への上場が承認されていない、または定期的に運営され、公認かつ公開の他の規制ある市場で取引されていない譲渡性のある有価証券のショート・ポジション。ただし、流動性が高く、かつ、対象ファンドの純資産の10%を超えない場合には、対象ファンドは、規制ある市場で値付けまたは取引されていない譲渡性のある有価証券のショート・ポジションを保有することができます。
 - b) 同一発行体が発行した同種の有価証券の10%を超える譲渡性のある有価証券のショート・ポジション。
 - c) 同一発行体の譲渡性のある有価証券のショート・ポジションで、()空売りの対価の合計が対象ファンドの純資産の10%を超えるか、または()ショート・ポジションが対象ファンドの純資産の5%を超えるコミットメントとなる場合。

特定の時期に譲渡性のある有価証券の空売りから生じるコミットメントは、対象ファンドが実行した空売りからその時点で生じる累積未実現損失に相当します。空売りから生じる未実現損失は、ショート・ポジションがカバーされる市場価格と、関連する譲渡性のある有価証券が空売りされた際の価格との差額から生じるプラスの金額です。

空売りから生じる対象ファンドのコミットメントの総額は、いかなる時点においても、対象ファンドの純資産の50%を超えてはなりません。対象ファンドが空売り取引を実行する場合、対象ファンドは、いつでも当該空売りから生じるオープン・ポジションを手仕舞いすることができるように十分な資産を保有していなければなりません。

対象ファンドが適切なカバー範囲を有する譲渡性のある有価証券の空売りは、上記のコミットメントの総額の計算の際に考慮されません。疑義を避けるため付言すると、対象ファンドが、第三者に対するその債務を保証する目的で、当該第三者に対し対象ファンドの資産上に

あらゆる性質の担保を設定するという事実をもって、対象ファンドのコミットメントに対する適切なカバー範囲があるとはみなされないことに留意すべきです。

譲渡性のある有価証券の空売りに関連し、対象ファンドは、この種の取引を専門にしている一流の専門家との間で、借手として有価証券の貸借取引を実行する権限を有します。() 有価証券貸借取引に関連し対象ファンドが貸手に対し担保として譲渡する資産全体の価額と、() 当該貸手に対する対象ファンドの負債との差額から生じる取引相手方(カウンター・パーティー)リスクは、対象ファンドの純資産の20%を超えてはなりません。疑義を避けるため付言すると、対象ファンドは、さらに、所有権の移転に至らないか、またはその他の手段により取引相手方(カウンター・パーティー)リスクを限定する担保協定を用いることにより担保を提供することができることに留意すべきです。

11) 対象ファンドは、以下の行為を行ってはなりません。

- a) 融資を実行すること。
- b) 不動産に投資すること。
- c) 第三者のために保証人として行為すること。
- d) 現物商品またはその他の現物資産(本書に特に記載されるものを除きます。)に投資すること。ただし、対象UCIは、例外的な状況において、限られた期間につき現物商品のポジションを取得せざるを得ない場合があります。
- e) 管理会社が発行した有価証券に投資すること。
- f) 対象UCIの投資証券の買戻請求に対する支払として、現物商品の現物による支払を承諾すること。

リスク分散原則の遵守を確保する限り、トラストは、その設立日から6か月間、上記の投資制限の適用を限定することができます。

ピムコ・トータル・リターン・ファンドの追加投資制限

ピムコ・トータル・リターン・ファンドは、その資産の100%までを対象ファンドに投資できるため、上記「リスク分散規則」の項の投資制限2)は適用されないものとします。

ピムコ・トータル・リターン・ファンドは、上記「主要投資制限」の項に定められた投資制限(以下、本項において「主要投資制限」といいます。)に加えて、以下の投資制限(以下、本項において「追加投資制限」といいます。)にも従います。

1. 空売り制限：空売りされる有価証券の時価総額は、ピムコ・トータル・リターン・ファンドの総資産より少ないものとします。
2. 借入制限：借入れの残高総額がピムコ・トータル・リターン・ファンドの純資産の10%を超える結果となるような借入れは禁止されます。ただし、合併その他の非常事態または緊急事態の場合は、かかる10%の制限を一時的に超えることができます。
3. 同一法人の株式の取得制限：管理会社が運用を行う投資ファンド(ピムコ・トータル・リターン・ファンドを含みます。)の全体において、一発行会社の株式を取得することにより、結果として、一発行会社の議決権の総数の50%を超える場合は、当該会社の株式を取得しないものとします。上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができます。
4. 流動性の低い資産への投資制限：ピムコ・トータル・リターン・ファンドは、私募株式、非上場株式または不動産等、流動性に欠ける容易に換金できない資産に対し、その純資産の15%を超えて投資しないものとします。ただし、日本証券業協会が定める外国投資信託受益証券の選別基準(随時修正または改定されます。)に要求されるとおり、価格の透明性を確保する方法が取られている場合は、この限りではありません。上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができます。

5. 利害関係者取引の制限：管理会社がピムコ・トータル・リターン・ファンドのために行う取引について、自己または第三者の利益を図る目的で行う、受益者および/もしくはピムコ・トータル・リターン・ファンドの保護に欠け、またはピムコ・トータル・リターン・ファンドの資産の適切な運用を害する取引は、一切禁止されます。
6. ピムコ・トータル・リターン・ファンドは、その純資産の50%超を、金融商品取引法第2条第1項における「有価証券」の定義に該当する証券(国債、社債、コマーシャル・ペーパー、株式、証券投資信託の受益証券またはミューチュアル・ファンドの投資証券等)および「有価証券」に関連するデリバティブ商品に投資するものとします。
7. 空売りにより、ピムコ・トータル・リターン・ファンドが、その純資産の10%超に相当する、同一発行体が発行する同種の有価証券のショート・ポジションを保有する結果となつてはなりません。

ピムコ・トータル・リターン・ファンドは、最も制限的な投資制限に従います。よって、疑義を避けるため付言すると、ピムコ・トータル・リターン・ファンドは、以下に従うものとします。

- 追加投資制限よりも主要投資制限に多くの制限がある場合は、主要投資制限に従います。
- 主要投資制限よりも追加投資制限に多くの制限がある場合は、追加投資制限に従います。

疑義を避けるため付言すると、トラストは、常に、適用あるルクセンブルグの法律(特に2010年法)および規制に従うものとします。

ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションの追加投資制限

ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションは、その資産の100%までを対象ファンドに投資できるため、上記「リスク分散規則」の項の投資制限2)は適用されないものとします。

ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションは、上記「主要投資制限」の項に定められた投資制限(以下、本項において「主要投資制限」といいます。)に加えて、以下の投資制限(以下、本項において「追加投資制限」といいます。)にも従います。

1. 空売り制限：空売りされる有価証券の時価総額は、ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションの総資産より少ないものとします。
2. 借入制限：借入れの残高総額がピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションの純資産の10%を超える結果となるような借入れは禁止されます。ただし、合併その他の非常事態または緊急事態の場合は、かかる10%の制限を一時的に超えることができます。
3. 同一法人の株式の取得制限：管理会社が運用を行う投資ファンド(ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションを含みます。)の全体において、一発行会社の株式を取得することにより、結果として、一発行会社の議決権の総数の50%を超える場合は、当該会社の株式を取得しないものとします。上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができます。
4. 流動性の低い資産への投資制限：ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションは、私募株式、非上場株式または不動産等、流動性に欠ける容易に換金できない資産に対し、その純資産の15%を超えて投資しないものとします。ただし、日本証券業協会が定める外国投資信託受益証券の選別基準(随時修正または改定されます。)に要求されるとおり、価格の透明性を確保する方法が取られている場合は、この限りではありません。上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができます。

5. 利害関係者取引の制限：管理会社がピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションのために行う取引について、自己または第三者の利益を図る目的で行う、受益者および/もしくはピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションの保護に欠け、またはピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションの資産の適切な運用を害する取引は、一切禁止されます。
6. ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションは、その純資産の50%超を、金融商品取引法第2条第1項における「有価証券」の定義に該当する証券(国債、社債、コマーシャル・ペーパー、株式、証券投資信託の受益証券またはミューチュアル・ファンドの投資証券等)および「有価証券」に関連するデリバティブ商品に投資するものとします。
7. 空売りにより、ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションが、その純資産の10%超に相当する、同一発行体が発行する同種の有価証券のショート・ポジションを保有する結果となつてはなりません。

ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションは、最も制限的な投資制限に従います。よって、疑義を避けるため付言すると、ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションは、以下に従うものとします。

- 追加投資制限よりも主要投資制限に多くの制限がある場合は、主要投資制限に従います。
- 主要投資制限よりも追加投資制限に多くの制限がある場合は、追加投資制限に従います。

疑義を避けるため付言すると、トラストは、常に、適用あるルクセンブルグの法律(特に2010年法)および規制に従うものとします。

手段および方法

上記の投資制限に従い認められた投資対象に加え、対象ファンドおよび(必要に応じて)各ファンド(かかる場合、「対象ファンド」に対する言及は、「ファンド」に対する言及でもあると解釈されるものとします。)は、以下の制限ならびに投資目的、投資戦略および投資ガイドラインの範囲内で、ポートフォリオの効率的運用およびヘッジの目的のために、譲渡性のある有価証券に関して以下の手法および手段(証券金融取引を含みます。)を採用することができます。これらの活動は、通常の市場慣行およびC S S F 通達14 / 592ならびにS F T Rの要件に従って行うものとします。

証券金融取引およびその他の効率的ポートフォリオ運用技法から生じるすべての収益(直接および間接的な運用費用の控除後)は対象ファンドに返還されます。発生した直接および間接的な運用費用/手数料は、隠れた収益を含まず、年次報告書に記載される事業体に支払われます。

投資目的および投資方針に従って対象ファンドが保有することのできる種類の資産は証券金融取引の対象となることがあります。対象ファンドの投資目的および投資方針に従い、証券金融取引の対象となりうる資産の保有割合に関して制限はありません。年次報告書には、常に、証券金融取引の対象となるファンドの資産額を記載します。

有価証券貸借

対象ファンドは、以下の規則に従うことを条件に、有価証券貸借取引を行うことができます。

1. 有価証券貸借取引の適切な完了の確保を目的とする規則
 - a) 対象ファンドは、直接的に、または公認の決済機関が組織する標準化された貸借システム、もしくは金融機関(C S S Fが欧州共同体法に定めるものと同等であると判断するブルーデンシャル監督規制に服し、かつこの種の取引を専門にしている金融機関に限ります。)が組織する貸借システムを通じて、借手に対し、対象ファンドのポートフォリオに含まれる有価証券の貸付を行うことができます。

いかなる場合も、有価証券貸借契約の相手方当事者(すなわち、借手)は、C S S Fが欧州共同体法に定めるものと同等であると判断するプルーデンシャル監督規制に服さなければなりません。上記の金融機関が自己の勘定で行為する場合、当該金融機関は、有価証券貸借契約の相手方当事者とみなされます。また、相手方当事者を選定するにあたり、管理会社は、特定の相手方当事者の法的地位、本拠地および最低信用格付(該当する場合)を考慮することがあります。

対象ファンドがその有価証券を共通の管理または支配により対象ファンドと関係している法主体に貸し付ける場合、当該貸付により生じうる利益相反に特に留意しなければなりません。

- b) 対象ファンドは、貸付証券の移転より前またはこれと同時に、下記「4. 適切な担保の受領」に明示される要件を満たす担保を受領します。有価証券貸借取引が満期を迎えた場合、当該担保は、貸付証券の返還と同時にまたはその後に返還されます。

公認の決済機関が組織する標準化された有価証券貸借システム、または金融機関(C S S Fが欧州共同体法に定めるものと同等であると判断するプルーデンシャル監督規制に服し、かつこの種の取引を専門にしている金融機関に限ります。)が組織する貸借システムの場合、貸付証券は、取引が適切に完了されることを当該金融機関が保証する場合には、担保の受領に先立ってその移転を行うことができます。かかる金融機関は、借手の代わりに、下記「4. 適切な担保の受領」に明記される要件を満たす担保を対象ファンドに差し入れることができます。

2. 有価証券貸借取引の制限

対象ファンドは、有価証券貸借取引の取引額が適切な水準に維持されること、または対象ファンドがいつでも自らの買戻義務を履行することができる方法で貸付証券の返還を要求することができること、および対象ファンドの投資方針に従ったその資産の運用がかかる取引により妨げられないことを確保します。

3. 定期的な情報の公表

対象ファンドは、その財務報告書において、当該報告書の基準日時点における貸付証券の全体的な評価額その他S F T Rに基づき必要な情報を開示します。

4. 適切な担保の受領

対象ファンドは、受領した担保の評価を毎日行います。該当する場合、対象ファンドの利益のために保有される非現金担保については、対象ファンドに適用される評価方針および評価原則に従って評価が行われます。相手方当事者との間でなされた評価に関する合意に従い、担保を受領した相手方当事者に差し入れられた担保の評価は毎日値洗いされます。対象ファンドと相手方当事者との間で締結される契約には、既に設定済みの担保の価額が被担保金額と比べて不十分であると思われる場合に、相手方当事者が短期の通知により追加担保を差し入れなければならない旨の規定が定められます。さらに、上記の契約には、適切な場合、担保として受け入れられた資産に固有の為替リスクまたは市場リスクを勘案するために、セーフティ・マージンについての規定が定められます。

担保は、通常、以下の形式で設定されなければなりません。

(i) 流動資産

流動資産には、現金および短期銀行証書のほか、定義の明確化に関するU C I T Sに関する法律、規則および監督規定の調整に関する理事会指令85/611/ E E Cを実施する2007年3月19日付指令2007/16/ E Cに定める短期金融市場商品も含まれます。取引相手方(カウンター・パーティー)の関係会社ではない一流の信用機関によって発行される信用状または請求払保証状は、流動資産に相当するものとみなされます。

- () O E C D加盟国もしくはその地方公共団体または(地域の規模であるか世界的規模であるかを問わず) E Uの超国家機関および事業体が発行または保証する債券。
- () 純資産価格の計算を毎日行い、かつ、A A Aまたはこれと同等の格付を有するマネー・マーケット型の集合投資事業によって発行された投資証券または受益証券。
- () 主として下記() および() に定められる債券/株式に投資を行うU C I T Sによって発行された投資証券または受益証券。
- () 十分な流動性を提供する一流の発行体によって発行または保証された債券。
- () 加盟国の規制ある市場またはO E C D加盟国の証券取引所に上場または取引されている株式。ただし、かかる株式が主要なインデックスに含まれていることを条件とします。

現金またはU C I / U C I T Sの投資証券/受益証券以外の形式で設定された担保は、取引相手方(カウンター・パーティー)と関連のない法主体によって発行されるものでなければなりません。

現金の形式で設定された担保によって、対象ファンドが当該担保の受託者に対する信用リスクのエクスポージャーをとる場合があります。原則として、設定された担保は、取引相手方(カウンター・パーティー)によって保管されないものとします。ただし、かかる担保が取引相手方(カウンター・パーティー)の債務不履行の影響から法的に保護される場合を除きます。

現金以外の形式で設定された担保は、取引相手方(カウンター・パーティー)によって保管されないものとします。ただし、かかる担保が取引相手方(カウンター・パーティー)自身の資産から十分に分離される場合を除きます。権原の移転により取引相手方(カウンター・パーティー)から受領した非現金担保については、原則として、保管受託銀行または適式に任命された副保管会社がこれを保有するものとします。

対象ファンドは、担保の実行を要する事由が発生した場合、確実に担保に対する権利を行使できるようにしておかなければなりません。よって、担保は、直接的にまたは一流の金融機関もしくはかかる機関の完全子会社を介して、取引相手方(カウンター・パーティー)が貸付証券を返還する義務を遵守しない場合において対象ファンドが担保として差し入れられた資産を遅滞なく充当または換金することができるような方法により、常時利用可能な状態にしておかなければなりません。

また、対象ファンドは、清算、再編またはその他これらに相当する状況が発生した場合で、当初合意された条件では返還を行うことができない場合はその限りにおいて、担保として受領した資産を返還する義務の免除が認められるよう関連する取引に関する自らの契約上の権利によって確実にします。

契約期間中、担保を売却し、別の担保に供し、または質権を設定することはできません。ただし、対象ファンドがその他の補償手段を有する場合を除きます。

買戻取引権付の売却

1. 買戻オプション付証券の購入

対象ファンドは、買主として、買戻オプション付証券を購入することができます。かかる取引は、当該契約の締結時に両当事者間で合意された価格および時期において、売却された有価証券を対象ファンドから買戻す権利を売主(取引相手方(カウンター・パーティー))に留保する条項が付された有価証券を購入するものです。

ただし、対象ファンドがかかる取引に関与する場合は、以下の規則に従うものとします。

(a) 買戻オプション付の購入取引の適切な完了の確保を目的とする規則

対象ファンドは、かかる取引の相手方がC S S Fにより欧州共同体法に定めるものと同等であると判断されるブルーデンシャル監督規制に服する場合に限り、当該取引を行うことができます。また、相手方当事者を選定するにあたり、管理会社は、特定の相手方当事者の法的地位、本拠地および最低信用格付(該当する場合)を考慮することがあります。

(b) 買戻オプション付の購入取引に適用される制限

買戻オプション付の購入契約の期間中、対象ファンドは、取引相手方(カウンター・パーティー)がそのオプションを行使する前に、または買戻期限が満了するまで、当該契約の対象である有価証券を売却することはできません。ただし、対象ファンドがその他の補償手段を有する場合を除きます。

対象ファンドは、買戻オプション付の購入取引の取引額を、対象ファンドがいつでも受益者に対する買戻義務を履行可能な水準に維持することを確実にするものとします。

買戻オプション付の購入取引の対象となる有価証券は、以下に限定されます。

- (i) 定義の明確化に関する U C I T S に関する法律、規則および監督規定の調整に関する理事会指令 85/611/ E E C を実施する 2007 年 3 月 19 日付指令 2007/16/ E C に定める短期銀行証書または短期金融市場商品。
- () O E C D 加盟国もしくはそれらの地方公共団体または(地域的規模であるか世界的規模であるかを問わず) E U の超国家機関および事業体が発行または保証する債券。
- () 純資産価格の計算を毎日行い、かつ、A A A またはこれと同等の格付を有するマネー・マーケット型の集合投資事業によって発行された投資証券または受益証券。
- () 十分な流動性を提供する非政府発行体によって発行された債券。
- (v) 加盟国の規制ある市場または O E C D 加盟国の証券取引所において値付けされているまたは取り扱われている株式。ただし、かかる株式が主要なインデックスに含まれていることを条件とします。

買戻オプション付で購入された有価証券は、対象ファンドの投資方針に従ったものでなければならず、対象ファンドがそのポートフォリオにおいて保有するその他の有価証券とともに、対象ファンドの投資制限を全体的に遵守しなければなりません。

(c) 定期的な情報の公表

対象ファンドは、その財務報告書において、買戻オプション付で購入された有価証券に関する個別の情報を提供し、当該報告書の基準日時点における未決済取引の総額その他 S F T R に基づき必要な情報を開示します。

2. 買戻オプション付証券の売却

対象ファンドは、売主として、買戻オプション付証券を売却することができます。かかる取引は、当該契約の締結時に両当事者間で合意された価格および時期において、当該有価証券を買主(取引相手方(カウンター・パーティー))から買い戻す権利を対象ファンドに留保する条項が付された有価証券を売却するものです。

ただし、対象ファンドがかかる取引に関与する場合は、以下の規則に従うものとします。

(a) 買戻オプション付の売却取引の適切な完了の確保を目的とする規則

対象ファンドは、かかる取引の相手方が C S S F により欧州共同体法に定めるものと同等であると判断されるブルーデンシャル監督規制に服する場合に限り、当該取引を行うことができます。また、相手方当事者を選定するにあたり、管理会社は、特定の相手方当事者の法的地位、本拠地および最低信用格付(該当する場合)を考慮することがあります。

(b) 買戻オプション付の売却取引に適用される制限

対象ファンドは、買戻オプションの満期時において、(該当する場合)対象ファンドに対する当該有価証券の返還について合意された金額を精算可能とするのに十分な資産を保有していることを確実にしなければなりません。

(c) 定期的な情報の公表

対象ファンドは、その財務報告書において、買戻オプション付で売却された有価証券に関する個別の情報を提供し、当該報告書の基準日時点における未決済取引の総額その他S F T Rに基づき必要な情報を開示します。

リバース・レポ取引およびレポ取引

1. リバース・レポ取引

対象ファンドは、リバース・レポ取引を行うことができ、かかる取引は、満期時に、売主(取引相手方(カウンター・パーティー))が売却された資産を買い戻す義務を負う一方で、対象ファンドが当該取引に基づき受領された資産を返還する義務を負う先渡取引で構成されます。

ただし、対象ファンドがかかる取引に関与する場合は、以下の規則に従うものとします。

(a) リバース・レポ取引の適切な完了の確保を目的とする規則

対象ファンドは、かかる取引の相手方がC S S Fにより欧州共同体法に定めるものと同等であると判断されるプルーデンシャル監督規制に服する場合に限り、当該取引を行うことができます。また、相手方当事者を選定するにあたり、管理会社は、特定の相手方当事者の法的地位、本拠地および最低信用格付(該当する場合)を考慮することがあります。

(b) リバース・レポ取引に適用される制限

リバース・レポ取引の期間中、対象ファンドは、かかる契約により購入された有価証券を売却し、または質権を設定する/別の担保に供することはできません。ただし、対象ファンドがその他の補償手段を有する場合を除きます。

対象ファンドは、リバース・レポ取引の取引額を、対象ファンドが受益者に対する買戻義務を随時履行可能な水準に維持することを確実にするよう注意を払うものとします。

リバース・レポ取引において購入可能な有価証券は、以下に限定されます。

- (i) 定義の明確化に関するU C I T Sに関する法律、規則および監督規定の調整に関する理事会指令85/611/ E E Cを実施する2007年3月19日付指令2007/16/ E Cに定める短期銀行証書または短期金融市場商品。
- () O E C D加盟国もしくはそれらの地方公共団体または(地域的規模であるか世界的規模であるかを問わず) E Uの超国家機関および事業体が発行または保証する債券。
- () 純資産価格の計算を毎日行い、かつ、A A Aまたはこれと同等の格付を有するマネー・マーケット型の集合投資事業によって発行された投資証券または受益証券。
- () 十分な流動性を提供する非政府発行体によって発行された債券。
- (v) 加盟国の規制ある市場またはO E C D加盟国の証券取引所において値付けされているまたは取り扱われている株式。ただし、かかる株式が主要なインデックスに含まれていることを条件とします。

リバース・レポ取引により購入された有価証券は、対象ファンドの投資方針に従うものとし、対象ファンドがそのポートフォリオにおいて保有するその他の有価証券とともに、対象ファンドの投資制限を全体的に遵守しなければなりません。

(c) 定期的な情報の公表

対象ファンドは、その財務報告書において、リバース・レポ取引に基づき購入された有価証券に関する個別の情報を提供し、当該報告書の基準日時点における未決済取引の総額その他S F T Rに基づき必要な情報を開示します。

2. レポ取引

対象ファンドは、レポ取引を行うことができ、かかる取引は、満期時に、対象ファンドが売却された資産を買い戻す義務を負う一方で、買主(取引相手方(カウンター・パーティー))が当該取引に基づき受領された資産を返還する義務を負う先渡取引で構成されます。

ただし、対象ファンドがかかる取引に關与する場合は、以下の規則に従うものとします。

(a) レポ取引の適切な完了の確保を目的とする規則

対象ファンドは、かかる取引の相手方がC S S Fにより欧州共同体法に定めるものと同等であると判断されるブルーデンシャル監督規制に服する場合に限り、当該取引を行うことができます。また、相手方当事者を選定するにあたり、管理会社は、特定の相手方当事者の法的地位、本拠地および最低信用格付(該当する場合)を考慮することがあります。

(b) レポ取引に適用される制限

対象ファンドは、当該取引の満期時において、対象ファンドに対する返還について取引相手方(カウンター・パーティー)との間で合意された金額を精算可能とするのに十分な資産を有していることを確実にするものとします。

対象ファンドは、レポ取引の取引額を、対象ファンドが受益者に対する買戻義務を随時履行可能な水準に維持することを確実にするよう注意を払うものとします。

(c) 定期的な情報の公表

対象ファンドは、その財務報告書において、レポ取引に基づき売却された有価証券に関する個別の情報を提供し、当該報告書の基準日時点における未決済取引の総額その他S F T Rに基づき必要な情報を開示します。

通貨ヘッジ

対象ファンドは、現在および将来の資産および負債を為替変動から保護するため、通貨先渡契約または通貨先物契約、スワップ契約およびスポット(直物)取引を行うことができ、通貨(スワップ契約ならびに先渡契約および先物契約を含みます。)のコール・オプションもしくはプット・オプションまたは通貨ワラントの売買を行うこともできます。これらの取引は、規制ある市場で取引されている契約のみを対象とすることができ、かかる契約には、かかる取引に定期的に参加している一流の金融機関との間で店頭で取引される契約を含むことができます。また、対象ファンドは、この種の取引を専門にしている一流の金融機関との間の私的な合意に基づく通貨先渡契約の売買または通貨交換を行うこともできます。

ヘッジ目的は、かかる取引とヘッジされる資産または負債との間に相関関係が存在することを前提としているため、ある通貨の取引(対象ファンドの基準通貨の価値と実質的關係を有する通貨との取引、例えば、クロスカレンシー・ヘッジを含みます。)は、原則として、関連する通貨建ての当該資産および負債の評価額の合計を超えてはならず、また、デュレーションに関しては、当該資産の保有期間もしくは予想取得期間または当該負債の保有期間もしくは予想保有期間を超えてはなりません。

レバレッジならびに担保および資産の再利用取決め

レバレッジ

各ファンドは、委任規則に記載される「コミットメント法」を用いる場合は最大でその純資産額の300%まで、「グロス法」を用いる場合は最大でその純資産額の600%までのレバレッジを利用することができます。

レバレッジは、投資収益の総額を増大させる機会をもたらしますが、損失を増大させる効果も有しています。従って、投資対象の価格に悪影響を与える一切の事由は、レバレッジを用いた場合にその範囲で増幅されることがあり、結果として重大な損失を被る可能性があります。

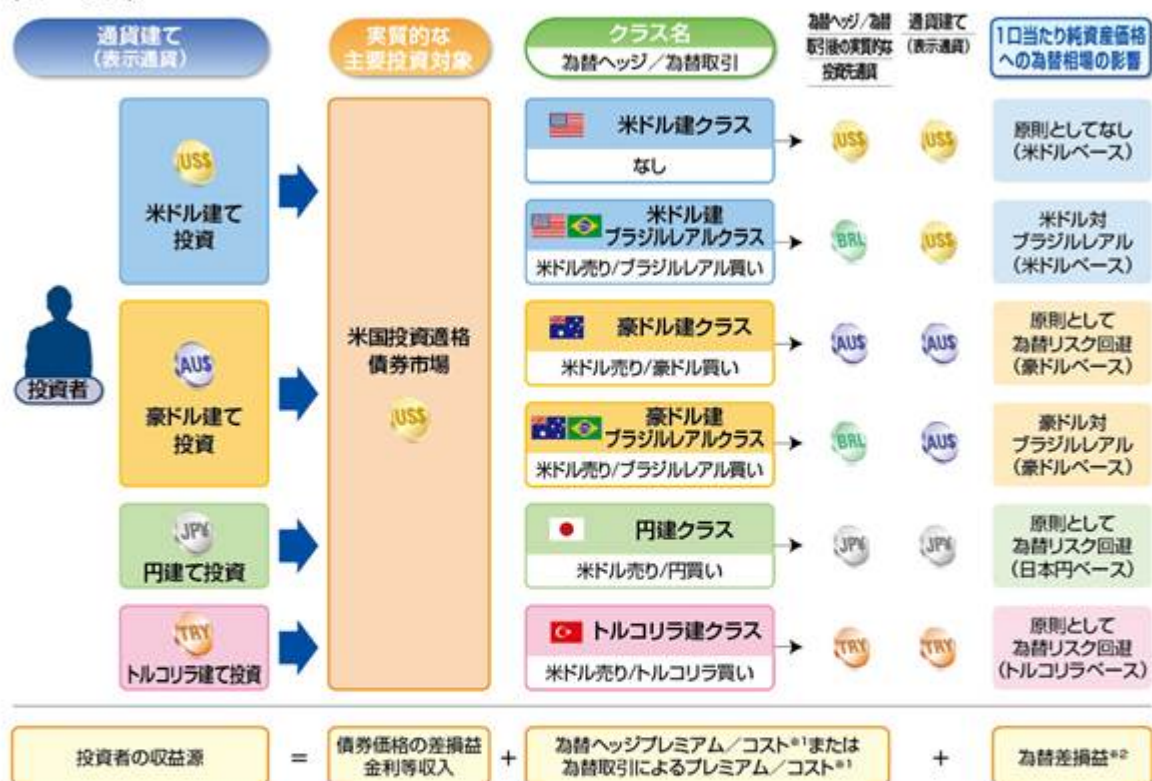
担保および資産の再利用取決め

各ファンドは、自己の資産の一部を構成する一切の資産または現金を譲渡するか、これに抵当権、担保権または債務負担を設定することができます。各ファンドは、自己の借入れの担保として自己の資産またはその一部に担保権、質権、抵当権その他の債務負担を設定することができます。

為替ヘッジ/為替取引と1口当たり純資産価格への為替変動の影響について

各クラスにおいては、為替変動リスクによる影響を低減、または異なる為替リスクに転換するため、為替ヘッジ/為替取引を活用します。各クラスで行われる主な為替ヘッジ/為替取引および1口当たり純資産価格への為替変動の影響は以下のとおりです。

(イメージ図)



※1 通貨クラスによっては、米ドルと為替ヘッジ/為替取引通貨の短期金利差の動向によって為替ヘッジコスト/為替取引によるコストとなる場合があります。

※2 対象ファンドが米ドル以外の外貨建て資産に投資する際には、米ドル対当該外貨の為替変動が各クラスの1口当たり純資産価格に影響します。また、豪ドル建クラス、円建クラス、トルコリラ建クラスは1口当たり純資産価格への為替の影響を回避することを旨としますが、完全な為替リスクを排除することはできません。

(注)円貨から米ドル建クラス、豪ドル建クラスまたはトルコリラ建クラスに投資する際には、米ドル、豪ドルまたはトルコリラ対日本円の為替リスクを伴います。円貨から米ドル建ブラジルレアルクラス、豪ドル建ブラジルレアルクラスに投資する際には、ブラジルレアル対日本円の為替リスクを伴います。

米ドル建クラス、円建クラスはピムコ・トータル・リターン・ファンドに属します。また、豪ドル建クラス、米ドル建ブラジルレアルクラス、豪ドル建ブラジルレアルクラス、トルコリラ建クラスはピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションに属します。

1口当たり純資産価格の主な変動要因について

■各クラスの1口当たり純資産価格の主な変動要因は以下のとおりです。

1口当たり純資産価格の上昇要因		通貨クラス	1口当たり純資産価格の下落要因	
債券相場動向	為替相場動向*		為替相場動向*	債券相場動向
債券価格の上昇 保有債券からの 金利収入	-	円建クラス	-	債券価格の下落
	-	米ドル建クラス	-	
	米ドル安/ ブラジルレアル高	米ドル建 ブラジルレアルクラス	米ドル高/ ブラジルレアル安	
	-	豪ドル建クラス	-	
	豪ドル安/ ブラジルレアル高	豪ドル建 ブラジルレアルクラス	豪ドル高/ ブラジルレアル安	
	-	トルコリラ建クラス	-	

※対象ファンドが米ドル以外の外貨建て資産に投資する際には、米ドル対当該外貨の為替変動が各クラスの1口当たり純資産価格に影響します。また、豪ドル建クラス、円建クラス、トルコリラ建クラスは1口当たり純資産価格への為替の影響を回避することを目指しますが、完全の為替リスクを排除することはできません。

(注)円貨から米ドル建クラス、豪ドル建クラスまたはトルコリラ建クラスに投資する際には、米ドル、豪ドルまたはトルコリラ対日本円の為替リスクを伴います。円貨から米ドル建ブラジルレアルクラス、豪ドル建ブラジルレアルクラスに投資する際には、ブラジルレアル対日本円の為替リスクを伴います。

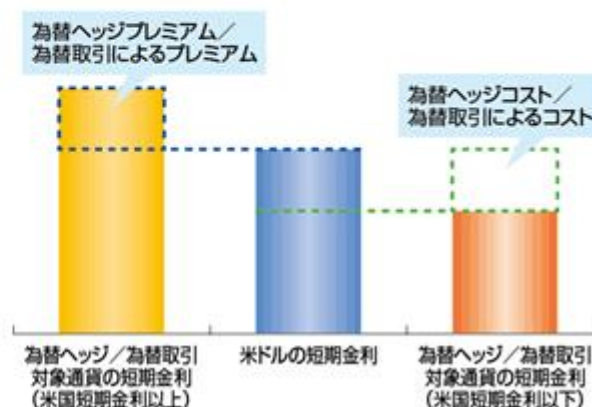
米ドル建クラス、円建クラスはピムコトータルリターン・ファンドに属します。また、豪ドル建クラス、米ドル建ブラジルレアルクラス、豪ドル建ブラジルレアルクラス、トルコリラ建クラスはピムコトータルリターン・ファンド マルチカレンシー・セクションに属します。

ヘッジプレミアム/コストおよび為替取引によるプレミアム/コストについて

■米ドル建て資産を米ドルと比較し短期金利の高い通貨で為替ヘッジ/為替取引を行う場合、短期金利差相当分程度の収益(為替ヘッジプレミアム/為替取引によるプレミアム)が期待できます。

■反対に、米ドルと比較し低い金利の通貨で為替ヘッジ/為替取引を行う場合は短期金利差相当分程度の費用(為替ヘッジコスト/為替取引によるコスト)が生じます。

以下は概念図です。



3【投資リスク】

リスク要因

トラストに対する投資は、下記のリスクを含む(但し、それらに限定されません。)リスクを伴います。受益者が自己の投資から利益を実現するという保証はありません。さらに、受益者は、その投資の一部または全部を喪失する可能性があります。

ファンドに対する投資の価値は、対象ファンドによる投資の価値の変化に伴って変動します。

下記のリスクは、すべてを網羅するものではありません。潜在的投資家は、本書を慎重にかつその全体を検討し、ファンド証券への申込みを行う前に専門家である助言者に相談するべきです。下記のリスクは、対象ファンドに適用されるリスクであり、また、対象ファンドへの投資を行う結果として、ファンドにも間接的に適用されます。その場合、「対象ファンド」に関する言及は、「ファンド」に関する言及と解釈されなければなりません。

金利リスク

金利リスクは、金利の上昇により確定利付商品およびその他の対象ファンドのポートフォリオ証券の価値が低下するというリスクです。名目金利が上昇すると、対象ファンドが保有する特定の確定利付商品の価値は低下する傾向があります。名目金利は実質金利と予想インフレ率の合計として記載されることがあります。デュレーションが長い確定利付商品は金利の変動により敏感である傾向があり、通常、デュレーションが短い証券よりも変動しやすいものです。株式および確定利付商品でないその他の証券の価値も金利の変動により低下する場合があります。米国インフレ連動国債を含むインフレ連動債は、実質金利が上昇すると価値が低下します。実質金利が名目金利よりも速く上昇している等の特定の金利環境では、インフレ連動債は、類似したデュレーションの他の確定利付商品よりも損失が大きくなる可能性があります。

変動利付証券は一般に、金利動向に影響されにくいものですが、当該金利が一般的な金利と同等程度に、または同等の速度で上昇しなかった場合、その価値が下がる可能性があります。逆に、変動利付証券は一般に、金利が下がってもその価値が上昇することはありません。逆変動利付証券の価値は、金利が上昇すると下がる可能性があります。また、逆変動利付証券は、類似の信用度を持つ確定利付債の場合よりも価格変動が大きいことがあります。対象ファンドが変動利付証券を保有する場合、市場金利の下落(または、逆変動利付証券の場合は市場金利の上昇)は、かかる証券から受け取られる収益および対象ファンドの受益証券の純資産価値に悪影響を与えます。

信用リスク

対象ファンドは、確定利付商品(証券の貸付担保と共に購入した証券を含みます。)の発行体もしくは保証人、またはデリバティブ契約、レポ取引もしくはポートフォリオ証券の貸付の取引相手方当事者が、時宜に適った元本および/または利息の支払その他その債務の履行を行うことができず、もしくは行うことに消極的である場合、または市場参加者、信用格付機関、値付業者もしくはその他の者によりそのように認識される場合、損失を被ることがあります。対象ファンドが保有する証券が格下げされた場合、かかる証券の価値を下落させる可能性があります。証券は信用リスクの度合いの変化に影響され、それがしばしば信用格付に反映されます。地方債には、訴訟、立法またはその他の政治的事由、地方ビジネスまたは経済状況、発行体の破産により、発行体の元利金の支払能力が重大な影響を受ける可能性があるというリスクがあります。

ハイ・イールド・リスク

対象ファンドは、ハイ・イールド債券および同様の信用の質を有する無格付証券(通称「ジャンク・ボンド」)に投資できるため、かかる証券に投資しないファンドよりもより大きな信用リスクおよび流動性リスクに服する可能性があります。かかる証券は、発行体の継続的な元利金の支払能力に関して際立って投機的であると判断されています。景気の低迷または金利上昇局面により、かかる証券の市場が悪影響を受け、かかる証券を対象ファンドが売却することが難しくなる可能性があります(流動性リスク)。証券の発行体が元利金の支払に関して債務不履行となった場合、対象ファンドはそのすべての投資を喪失する可能性があります。ハイ・イールド債券への投資に伴うリスクのため、かかる証券について対象ファンドへの投資は投機的とみなされるべきです。

市場リスク

対象ファンドが保有する証券の市場価格は上下することがあり、時としてそれは急激または予測不可能な場合があります。証券は、証券市場一般または証券市場における特定の産業に影響を及ぼす要因により、価値が低下することがあります。証券の価値は、現実の不景気もしくは不景気観、企業収益の一般的な見通しの変化、金利もしくは為替相場の変動または一般的な投資家心理の悪化等、特定の会社とは無関係の一般的な市場動向により、低下することがあります。また、労働力不足または生産費用の増加および産業内における競争状態等、特定の産業に影響を及ぼす要因によっても、証券の価値は低下することがあります。証券市場が一般的に下降気味の間は、マルチ・アセット・クラスの価値も同時に低下する可能性があります。また、株式は、確定利付商品よりも価格変動が大きいものです。

発行体リスク

証券の価値は、発行体の過去および今後の予測収益ならびに発行体の資産価値の他、経営実績、財務レバレッジおよび発行体の財貨またはサービスに対する需要の減少等、発行体に直接関連する多数の理由により、低下することがあります。

流動性リスク

流動性リスクは特定の投資の売買が困難な場合に生じます。流動性を欠く証券とは、対象ファンドが証券を評価した金額とほぼ同額で通常の方法をもって7日以内に処分され得ない証券を意味します。対象ファンドが流動性を欠く証券に対して投資を行う場合、対象ファンドがかかる流動性を欠く証券を有利な時点または価格で売却することができないため、対象ファンドの収益を減少させることがあります。また、一定の投資市場は、特定の発行体の状況の具体的な悪化に関係なく、市場状況または経済状況の悪化を受けて、流動性を欠く可能性があります。かかる場合、流動性を欠く証券に対する投資制限およびかかる証券または金融商品の売買困難のため、対象ファンドは、一定の部門への望ましい水準のエクスポージャーを達成できないことがあります。対象ファンドの主要投資戦略に大きな市場リスクおよび/または信用リスクをかかえる米国外証券、デリバティブまたはそれ以外の証券が含まれる限りにおいて、最も大きな流動性リスクにさらされることとなります。

デリバティブ・リスク

デリバティブとは、その価値が原資産となる資産、基準相場もしくは指数の価値に依存し、またはそれらによって変動する金融契約です。対象ファンドは、原資産にポジションを持つ代わりとしておよび/または金利リスクもしくは通貨リスク等のその他のリスクを減少させる戦略の一環として、一般的にデリバティブを用いることがあります。対象ファンドによるデリバティブ商品の使用は、証券に対する直接投資その他の伝統的な投資に伴うリスクと異なる、または場合によってはそれよりも大きなリスクを伴います。デリバティブは、流動性リスク、金利リスク、市場リスク、信用リスクおよびマネジメント・リスク等、本節に別途記載する多数のリスクにさらされます。また、誤った価格形成または不当な評価のリスク、およびデリバティブの価値の変動が原資産となる資産、相場または指数と完全に相関しないことがあるというリスクも伴います。対象ファンドは、デリバティブ商品に対する投資により、投資した元本金額よりも多額の損失を被ることがあります。また、適切なデリバティブ取引はあらゆる

状況において利用可能なわけではなく、さらに、対象ファンドにとって有益と思われるときでも、これ以外のリスクを減少させるため、かかるデリバティブ取引への参加を確約するものではありません。

モーゲージ関連証券およびその他アセット・バック証券(資産担保証券)のリスク

モーゲージ関連証券およびその他アセット・バック証券は通常、その他の種類の債務証券にかかるリスクと異なるまたはより重大なリスクを伴います。一般的に金利の上昇は固定利率モーゲージ関連証券のデュレーションを延長させる傾向があり、かかる証券を金利の変動に敏感なものにさせています。その結果、金利上昇期において、対象ファンドはモーゲージ関連証券を保有する場合に更なる価格変動を示すことがあります。これは期間延長リスクとして知られています。また、変動利率および固定利率モーゲージ関連証券は期限前償還リスクを伴います。金利が低下する場合は、借主は予想以上に早くそのモーゲージを完済することがあります。これにより対象ファンドの収益は減少することがありますが、それは、対象ファンドがかかる金銭をその時点での低い金利で再投資することを余儀なくされる可能性があるからです。対象ファンドのその他のアセット・バック証券への投資は、モーゲージ関連証券に伴うリスクに類似したリスクとともに、資産の性質および当該資産のサービシングに伴う追加リスクを負います。

米国外投資リスク

対象ファンドは、米国以外の証券に投資するため、米国の企業の有価証券のみに投資する場合よりも、より急速かつ極端な価値の変動を受ける可能性があります。米国外の証券市場の多くは比較的小さく、限られた数の会社が少数の産業を代表しています。その上、米国外の発行体は通常、米国の発行体と同程度の規制に服しているわけではありません。米国以外の国の報告、会計および監査の基準は、場合によっては著しく米国の基準と異なります。また、国有化、収用もしくは没収的課税、通貨規制、政治的变化および外交上の予期されない事態は、対象ファンドの米国以外の国に対する投資に悪影響を及ぼすことがあります。国有化、収用その他没収があった場合、対象ファンドはその米国外証券に対するその投資をすべて失うことがあります。一定の地域の状況の悪化が、経済的に無関係と思われる他の国の証券に悪影響を及ぼすことがあります。対象ファンドが、その資産の多くの部分を特定の地域に投資する限りにおいて、一般的には、海外投資に伴う地域経済リスクに一層さらされることになります。

新興市場リスク

対象ファンドが発展途上経済の国に経済的に関連した新興市場証券に投資する限り、対外投資リスクは特に高くなる可能性があります。かかる証券は、国外の先進国に投資する際のリスクとは異なるまたはかかるリスクよりも大きな、市場リスク、信用リスク、通貨リスク、流動性リスク、法的リスク、政治的リスクおよびその他のリスクをもたらす可能性があります。

通貨リスク

米国外通貨、米国外通貨で取引されかつ米国外通貨で収益を得る証券、または米国外通貨へのエクスポージャーを供するデリバティブに対する直接投資は、かかる通貨の価値が対米ドルで低下するというリスク、またはヘッジ・ポジションの場合は、米ドルの価値がヘッジされている通貨に比し低下するというリスクがあります。為替相場は、金利の変動、米国その他の政府、中央銀行、もしくは国際通貨基金等の超国家的機関による介入(もしくは介入の失敗)、または米国もしくは海外における通貨管理その他の政治上の予期されない事態、などといった多くの理由により、短期間で著しく変動することがあります。その結果、対象ファンドの米国以外の通貨建て証券に対する投資は、対象ファンドのリターンを減少させることがあります。

レバレッジ・リスク

一部の取引は、レバレッジを形成することがあります。かかる取引は、リバース・レポ取引、ポートフォリオ証券の貸付、および発行日前取引、特約日決済取引または先渡取引などを含むことがあります。デリバティブの使用もまた、レバレッジ・リスクを生むことがあります。レバレッジ・リスクを軽減するため、投資顧問会社は流動資産を分別または確保し、その他かかるリスクを生じるおそれのある取引をカバーします。対象ファンドはまた、投資のために借入れを行うことによりレバレッジ・リスク

に服する可能性があります。レバレッジの結果、対象ファンドは、その義務を果たす、または分別要件を満たすため、有益ではないかもしれない場合にもポートフォリオ証券を取り崩すことがあります。借入れを含むレバレッジの結果、対象ファンドはレバレッジを用いなかった場合よりも変動しやすくなる可能性があります。これは、レバレッジが、対象ファンドのポートフォリオ証券の価値の騰落による影響を拡大する傾向があるからです。「つなぎ売り」ではない空売りなど、一部のレバレッジ取引においては、対象ファンドが何らかの理由で当該取引を打ち切ることができない場合、理論上、無制限の損失を被る可能性があります。加えて、対象ファンドが借入れを行う限りにおいて、当該借入れに係る支払利息は、当該借入額を用いて購入される有価証券の価値の上昇によっては補填することができない可能性があり、対象ファンドの投資収益を上回ることもあり、そのため損失が膨らむ可能性があります。

マネジメント・リスク

対象ファンドはアクティブ運用を行う投資ポートフォリオであるため、対象ファンドはマネジメント・リスクによる影響を受けます。投資顧問会社は、対象ファンドのため投資決定を行う際に投資技術およびリスク分析を適用しますが、かかる投資決定が望ましい結果を生むとの保証はありません。また、法令、規制または課税上の制限、政策もしくは動向が、投資顧問会社および対象ファンドの運用に関係する個々のポートフォリオ・マネージャーが利用可能な投資技術に影響を与える場合があり、対象ファンドの投資目的達成能力にもまた悪影響を及ぼす可能性があります。

空売りのリスク

空売りには、対象ファンドが保有していない証券の売却で、後日より低い価格でかかる証券を購入することを見込んで対象ファンドにより行われる売却が含まれます。対象ファンドはまた、先渡契約によるショート・ポジションまたは先物契約もしくはスワップ契約によるデリバティブのショート・ポジションを保有することができます。証券またはデリバティブの価格がその間に上昇した場合は、対象ファンドは空売りが開始された時以降の価格の上昇ならびに第三者に支払われた手数料および利息に相当する損失を負担することになります。従って、空売りは、損失が増大し、投資の実費よりも多額の金額の損失を生じ得るリスクを伴います。また、空売りに関係する第三者が契約条件の遵守を怠り、対象ファンドに損失をもたらすリスクもあります。

証券金融取引リスク

証券金融取引は、取引相手方(カウンター・パーティー)が債務を履行しない取引相手方(カウンター・パーティー)リスクや、取引相手方(カウンター・パーティー)の債務不履行をカバーするために差し入れられた担保を対象ファンドが現金化できない流動性リスクといった各種リスクが対象ファンドおよび投資者に発生します。

レボ契約: 対象ファンドはレボ契約を締結することができます。そのため、取引の相手方当事者が債務不履行に陥り、対象ファンドにおいて原証券の処分に係る権利の行使が遅延し、または妨げられた場合、対象ファンドは損失リスクを負うこととなります。対象ファンドは、特に、自らが保有する原証券に係る権利を主張することを求める期間中、原証券の価値が下落するリスクにさらされるほか、かかる権利の主張に伴う費用を負担するリスクおよび同契約からの収益の全部または一部を喪失するリスクにさらされます。

担保リスク: 店頭金融デリバティブ取引または証券金融取引に関して、担保または証拠金は、対象ファンドによって取引相手方(カウンター・パーティー)またはブローカーに移転されることがあります。担保または証拠金としてブローカーに預託された資産は、当該ブローカーが分別勘定で保有しないことがあり、よって、当該ブローカーが支払不能または破産に陥った場合には、その債権者に当該資産が提供されることがあります。権原の移転により担保が取引相手方(カウンター・パーティー)またはブローカーに差し入れられた場合、当該担保は、当該カウンターパーティーまたはブローカーが自らの目的において再利用することがあり、したがって、対象ファンドが追加リスクにさらされることとなります。取引相手方(カウンター・パーティー)が有する担保の再利用権に関連するリスクには、かかる再利用権が行使された場合に、当該資産の帰属先が対象ファンドではなくなり、対象ファンドが同等資産の返還に対する契約上の請求権のみを有することになるリスクが含まれます。取引相手方(カウンター・パーティー)が支払不能に陥った場合、対象ファンドは、無担保債権者としての地位に置かれることとなり、当該取引相手方(カウンター・パーティー)から自らの資産を回収できないことがあります。さらに広範に見れば、取引相手方(カウンター・パーティー)による再利用権の行使対象となる資産は、管理会社もしくはその代行者が把握できないまたはそれらの支配の及ばない複雑な一連の取引の一部を構成することがあります。

業務の重要な個人への依存

対象ファンドの成功は、投資顧問会社ならびに投資顧問会社が適宜使用する投資助言者および投資委員会の重要な個人の専門的スキルに大きく依存しています。結果として、今後彼らの業務を利用することができない場合、対象ファンドのパフォーマンスに悪影響を与える可能性があります。

特定の関連対象ファンド

PIMCOグループの事業体により設定され、管理されおよび/またはそれから助言を受ける特定の投資ファンドは、対象ファンドに投資する可能性があります。当該ファンドまたは事業体は、追加の対価を支払うことなく情報またはデータ(対象ファンドのパフォーマンスに関するものを含みます。)に対するアクセス権を与えられる場合があり、投資顧問会社またはPIMCOグループの他の事業体の他の顧客のために使用される場合があります。かかる情報は、PIMCOグループのファンドまたは事業体が、ファンド証券の買戻しまたは追加のファンド証券の買付を要求することを決定する場合に影響を与える可能性があります、対象ファンドの他の投資者に悪影響を与える可能性があります。

運用歴の欠如

投資顧問会社またはその関連会社の過去の実績は将来の業績を保証するものではありません。対象ファンドが投資目的を達成するという保証はありません。

事業および規制上のリスク

対象ファンドに悪影響を与える可能性のある法律上、税務上および規制上の変更が、対象ファンドの存続期間中に生じる可能性があります。また、証券および先物市場は、包括的な法律、規制および証拠金要件に従います。規制機関および自主規制機関ならびに取引所は、市場の危機が生じた場合、緊急措

置を講じる権限を与えられています。デリバティブ取引およびかかる取引を行う投資会社に対する規制は、発展途上の法律であり、政府および訴訟により変更される場合があります。将来の法律上または規制上の変更は、対象ファンドに実質的な悪影響を及ぼす可能性があります。

GDPR関連リスク

GDPRの下では、情報管理者は、特に情報管理者が負う説明責任および透明性要件を含む追加的な義務を負い、GDPRに規定された情報処理に関する規則の遵守を実証できなければならず、また、個人情報処理に関するより詳細な情報を情報主体に提供しなければなりません。GDPRの下では、情報主体には、不正確な個人情報を是正する権利、一定の状況において情報管理者が保有する個人情報を消去する権利、および多くの状況においてプロセスを制限し、またはプロセスに異議を申し立てる権利など、追加の権利が与えられます。GDPRの実施により、英文目論見書に従って直接または間接にトラストが運営費およびコンプライアンス費用を負担することがあります。また、トラストまたはそのサービス・プロバイダーが法令に遵守しないおそれがあり、トラストまたはそのサービス・プロバイダーは多額の過料を課される可能性があります。

サステナビリティ・リスク

サステナビリティ・リスクとは、その発生が、トラストの投資対象の価値に実際にまたは潜在的に重大な悪影響をもたらすおそれがある、環境、社会またはガバナンスに関する事由または状況をいいます。このリスクは、主として気候変動に起因する気候関連事由（物理的リスクともいいます。）または気候変動への社会の取組み（移行リスクともいいます。）に関連するものであり、トラストの投資対象および財務状況に影響を及ぼす可能性がある予期せぬ損失をもたらすおそれがあります。社会的事由（不平等、包摂性、労務関係、人的資本投資、アクシデント防止、消費者行動の変化等）またはガバナンスの欠如（国際協定の重大な違反の再発、贈収賄問題、製品の品質および安全性、販売慣行等）もサステナビリティ・リスクにつながる可能性があります。

金銭的な詐欺行為

対象ファンドが投資する特定の会社の経営陣が詐欺行為またはその他不正行為を行った場合、かかる会社に関するデューディリジェンスの結果を損ねる可能性があります。また、かかる詐欺行為が発覚した場合、対象ファンドの投資対象の価格に悪影響を与える可能性があります。また、金銭的な詐欺行為は、発覚した場合、対象ファンドの投資プログラムに悪影響を与えうる市場全体の価格変動を引き起こす可能性があります。

法的リスク

特定の国（特に発展途上国）において民間海外投資、持分証券取引およびその他契約関係を定める多数の法律は、新しく、ほとんど検証されていません。その結果、対象ファンドは、不十分な投資家保護、相反する法律、不完全、不明確かつ変更される法律、他の市場参加者による規制の無視または違反、確立されたまたは有効な法的救済手段の欠如、発展市場に典型的にみられる標準的な慣習および守秘義務の慣習の欠如、ならびに既存の規制の不実施を含む、数多くの例外的なリスクを伴う可能性があります。更に、対象ファンドの資産が投資される特定の国において判決を得て、かつそれを執行することが困難である可能性があります。権利の保護および行使の難しさが対象ファンドおよびその運用に重大な悪影響を与えないという保証はありません。また、対象ファンドの収益および利益は、受益者が十分に外国税額控除を受けることのできない外国政府により課税される源泉徴収の対象となる可能性があります。

発展途上国の企業の規制管理およびコーポレート・ガバナンスは、少数受益者にほとんど保護を与えない可能性があります。多くの場合、不正防止規制およびインサイダー取引防止規制は初歩的な段階です。役員および取締役の受益者に対する忠実義務の概念も、欧米の市場の概念と比べた場合、限定されています。特定の場において、経営陣は、投資者の同意を得ることなく重大な措置を講じることができ、また、希薄化防止措置も限定される可能性があります。

1口当たり純資産価格の計算

各クラスのファンド証券1口当たり純資産価格は、対象ファンドの投資対象のパフォーマンスに応じて徐々に変動することが予定されます。対象ファンドの資産は、定期的取引されていないかまたは非公開の資産に投資される可能性があります。その結果、ファンド証券1口当たり純資産価格の正確性は、かかる証券の評価額を入手する頻度またはその可能性により影響を受ける場合があります。資産の評価方法は、「第2、4、(1)、1口当たり純資産価格の計算」に記載される評価原則に依拠し、市場価格を参照するよりも評価モデルを参照して評価される価格となる可能性があります。かかる価格は、対象ファンドの資産売却により入手されうる価格を反映しない可能性があります。国際財務会計基準と上記の評価原則の間に抵触がある場合、ファンド証券1口当たり純資産価格を計算する際、上記の評価原則が優先します。受益者は、ファンド証券の買戻しを選択する場合または強制買戻しの場合、買戻し時における関連するクラスのファンド証券1口当たり純資産価格が当該受益者が支払った購入価格を下回る場合には、当初投資額を全額回収できない場合があります。

買戻しの効果

限られた期間内に受益証券を大量に買い戻す場合、対象ファンドは、望まれるものよりも早くポジションを清算する必要に迫られることがあり、これは、買い戻される受益証券および他の発行済受益証券の価格に悪影響を与えます。また、買戻しが行われる期間にかかわらず、対象ファンドの純資産価格の下落という結果により、投資顧問会社は利益を得ることまたは損失を取り戻すことが更に困難となる可能性があります。

報酬および費用

対象ファンドに利益が生じているか否かにかかわらず、組成費用および設立費用、継続的な管理費および運営費ならびに顧問報酬を含む一定の固定費を支払わなければなりません。対象ファンドの投資対象の回転率は、他のポートフォリオの平均を上回ることがあり、従って、支払手数料のレベルは平均を上回る可能性があります。

クロス・クラス債務(他のクラスに責任が及ぶリスク)

対象ファンド内のクラスは、個別の法主体ではありません。従って、対象ファンドのすべての資産は、帰属するクラスにかかわらず、対象ファンドのすべての負債を支払うために提供されます。実務上、クロス・クラス債務(他のクラスに責任が及ぶリスク)は、あるクラスが支払不能となり、かつその負債をすべて支払うことができない場合に限り、発生します。この場合、他のクラスに帰属する対象ファンドのすべての資産は、支払不能となったクラスの負債をカバーするために用いられることがあります。

交差責任リスク(他のファンドに責任が及ぶリスク)

異なるファンドの受益者間の関係に関して、各ファンドは、出資、キャピタル・ゲイン、損失、手数料および費用等の帰属する個別の法主体とみなされます。従って、個別のファンドの未払の債務は、ファンド全体には帰属しません。ただし、ルクセンブルグ法は、ファンドの文書に別途記載される場合を除き、交差責任(他のファンドに責任が及ぶリスク)は存在しないと定めていますが、このようなルクセンブルグ法の規定が他の法域において認められかつ有効であるという保証はありません。

テロ行為

米国およびその他の場所では、多大な人命喪失および物的損害ならびに世界市場の混乱を引き起こすテロ攻撃が起こるリスクがあります。経済的制裁および外交上の制裁が特定の国に対して取られるまたは課せられる可能性があります、また軍事行動が開始される可能性もあります。このような事由の影響は明らかではありませんが、一般的な経済状態および市場の流動性に重大な影響を与えることがあります。

投資戦略

使用される戦略がすべての市場環境において成功するという保証はありません。

対象ファンドの投資活動の成功は、投資顧問会社が投資機会を特定し、かつ過大評価された・過小評価された投資機会を特定すること、また金融市場の価格差を活用する能力に依存しています。対象ファンドが進める投資戦略の特定および利用には、高度の不確実性が伴います。

ヘッジ

対象ファンドおよび対象ファンドが投資する可能性のある投資ピークルは、為替相場の変動、株式市場および市場金利の一定の変動、ならびにその他の事由に起因するポジションの価値の下落をヘッジすることに努める目的で、デリバティブ、オプション、金利スワップ、キャップおよびフロアー、先物ならびに先渡契約等様々な金融商品を利用することができます。ポジションの価値の下落をヘッジすることは、かかるポジションの価格が下落する場合、かかるポジションの価格変動を解消するものではなく、損失を抑えるものでもありません。しかし、かかるヘッジは、同じ成果から利益を得ることが意図される他のポジションを保有し、ポジションの価格の下落を相殺します。かかるヘッジ取引は、ポジションの価格が上昇した場合、利益を獲得する機会も制限します。投資ピークルが、かかる変動から生じる可能性のあるポジションの価格の下落から資産を守るために十分な価格で変動または事由をヘッジすることは不可能です。また、特定の変化または事由のすべてをヘッジすることはできない可能性があります。

ヘッジ取引が行われる限り、その成功は、ヘッジが行われる為替もしくは金利、株式市場もしくはそのセクターまたはその他の事由の方向性の変化を適確に予測する各マネージャーの能力に依存します。また、ヘッジ戦略に用いられる商品の価格変動とヘッジ対象のポジションの価格変動の間の相関関係も変動します。更に、様々な理由により、マネージャーは、かかるヘッジ商品とヘッジ対象のポジションの間に完全な相関関係を築くことを追求しない場合があります。かかる不完全な相関関係により、投資顧問会社は対象とするヘッジを達成することを妨げられるか、または投資ピークルは追加の損失リスクにさらされる可能性があります。

取引相手方(カウンター・パーティー)リスク

対象ファンドは、取引相手方(カウンター・パーティー)が支払不能、破産またはその他の事由によるか否かにかかわらず、取引を行うことができないというリスクを負います。特に、取引は代金と証券の受渡しとが常に同時に行われるものではなく、それにより対象ファンドが重大な取引相手方(カウンター・パーティー)リスクにさらされる可能性があることに留意するべきです。

転換証券

転換証券は、特定の期間内に、特定の価格または計算方法で同一のまたは異なる発行体の一定数の普通株式に転換されうるかまたは交換されうる社債、債務証券、中期証券、優先株式またはその他の有価証券です。転換証券は通常、その保有者に対して、転換証券が満期になるまで、または転換証券が買い戻される、転換されるもしくは交換されるまでの間に社債について支払われ、またその間に発生した利子、または優先株式について支払われ、またその間に発生した配当を受け取る権利を付与します。転換証券は通常、()普通株式よりも利回りは高いものの、類似した非転換証券よりも利回りが低く、()確定利付きという特徴により原資産である普通株式よりも価格変動の可能性が低く、また()原資産である普通株式の市場価格が上昇した場合、資本増加の可能性が高くなります。転換証券の価値は、「投資価格」(満期および質が類似した転換条項の付かない他の証券の利回りと比較して利回りから判断されます。)と、「転換価値」(原資産である普通株式に転換される場合の証券の市場価値)からなります。転換証券は通常、投資者が確定利付証券を保有しながら原資産である普通株式を取得する権利に価値を見出す範囲で、転換価値を上回るプレミアムで売却されます。通常、プレミアムの価格は、転換社債の満期が近づくと減少します。転換証券は、転換証券を支配する商品で定められた価格で、発行体の選択により買い戻される場合があります。対象ファンドが保有する転換証券が買い戻される場合、対象ファンドは、発行体が証券を買い戻すことを認めるか、原資産である普通株式に転換するか、または第三者に売却しめなければなりません。かかる行為は、対象ファンドのパフォーマンスに悪影響を与える可能性があります。

従業員および第三者サービス提供者の不正行為

従業員または第三者サービス提供者(対象ファンドを含みます。)による不正行為は、対象ファンドに重大な損失を与える可能性があります。従業員の不正行為には、許可された上限を上回るか、または

受容不可能なリスクのある取引および不正な取引活動または失敗した取引活動の隠匿(いずれの場合も、未知の管理されないリスクまたは損失を生じる可能性があります。)を提起する取引に対象ファンドを拘束することを含む可能性があります。取引の評価を誤ることおよび資産を悪用すること等第三者サービス提供者の行為により損失が生じる可能性もあります。また、従業員および第三者サービス提供者は、秘密情報を不正に使用するかまたは開示する場合があります。対象ファンドの事業見通しまたは将来の市場活動を制限することを含め、訴訟または深刻な財務的損害が生じる可能性があります。投資顧問会社は従業員の不正行為を防止しかつ発見し、また信頼できる第三者サービス提供者を選択するための措置を講じますが、かかる措置はすべての場合に有効ではない可能性があります。

投資家集中のリスク

受益者は、大手機関投資家(年金ファンド、保険会社またはその他の集団投資スキーム(PIMCOの関連会社が運用しているものを含みます。)等)がファンドの資産の大部分を保有するようにファンドの投資家層が集中する場合があることに留意すべきです。これにより、当該ファンドのその他の受益者は一定のリスクにさらされます。かかるリスクには、ファンドの資産の大部分がある日買い戻されることにより、当該ファンド全体の存続可能性が影響を受け、または、買戻数の制限の設定が必要となるような異常な状態に市場が陥ったとき等において、当該日に買戻請求を行わなかったその他の投資家の当該ファンドから買戻しを行う能力が影響を受けるリスクが含まれます。

為替変動リスク

各ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の算出は、表示通貨建て(米ドル建て、豪ドル建て、日本円建てまたはトルコリラ建て)により行われるため、日本円以外の通貨建ての受益証券に日本円より投資する場合には、外国為替相場の変動によっては換金時の円貨お受取り金額が円貨ご投資額を下回る場合があります。

<円建クラス>

対象ファンドは、米ドル建て資産へ投資し、円建クラスにおいて原則として米ドル売り、日本円買いの為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかりますが、完全に為替リスクを排除することはできません。また、日本円短期金利が米ドル短期金利より低い場合、日本円と米ドルとの金利差相当分のヘッジコストがかかることに留意が必要です。

<豪ドル建クラス>

対象ファンドは、米ドル建て資産へ投資し、豪ドル建クラスにおいて原則として米ドル売り、豪ドル買いの為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかりますが、完全に為替リスクを排除することはできません。また、豪ドル短期金利が米ドル短期金利より低い場合、豪ドルと米ドルとの金利差相当分のヘッジコストがかかることに留意が必要です。

<米ドル建ブラジルリアルクラスおよび豪ドル建ブラジルリアルクラス>

対象ファンドは、米ドル建て資産へ投資し、各通貨クラスにおいて原則として米ドル売り、ブラジルリアル買いの為替取引を行います。そのため、ブラジルリアルが各通貨クラスのファンド証券1口当たり純資産価格の表示通貨に対して強くなればファンド証券1口当たり純資産価格の上昇要因となり、弱くなればファンド証券1口当たり純資産価格の下落要因となります。また、ブラジルリアル短期金利が米ドル短期金利より低い場合、その金利差相当分の為替取引によるコストがかかることに留意が必要です。

なお、米ドル売り、ブラジルリアル買いの為替取引については、ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションは、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引(non-deliverable forward transactions、NDF)を利用することにより為替取引を行う場合があります。NDFの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、ファンド証券1口当たり純資産価格の値動きは、実際のブラジルリアルの為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。

<トルコリラ建クラス>

対象ファンドは、米ドル建資産へ投資し、トルコリラ建クラスにおいて原則として米ドル売り、トルコリラ買いの為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかりますが、完全に為替リスクを排除することはできません。また、トルコリラ短期金利が米ドル短期金利より低い場合、トルコリラと米ドルとの金利差相当分のヘッジコストがかかることに留意が必要です。

中国銀行間債券市場への直接的なアクセスに係るリスク

対象ファンドは、関連する中国の規制または当局により許容される範囲で、また、上記の投資目的、投資戦略および投資ガイドラインに概要が詳述されるとおり、PBOCに申請書を提出することにより、CIBM規則を遵守して、CIBMで取引される確定利付商品に直接投資することもできます。投資顧問会社は、対象ファンドを代理して提出を行い、対象ファンドのために取引および決済代行サービスを行うため、国内の取引および決済代理人を雇用するものとします。

CIBM規則に基づく割当制限は存在しませんが、対象ファンドの投資対象に関する関連情報をPBOCに提出する必要があるため、また、提出された情報に大幅な変更があった場合、最新の情報の提出が要求されることがあります。PBOCが提出の目的上、当該情報に関してコメントを行うか、または、変更を要求するか否かを予測することはできません。変更を要求された場合、投資顧問会社はPBOCの指示に従い、かかる指示に応じて関連する変更を行う必要があります。

市場のボラティリティおよびCIBMにおける特定の債務証券の低取引量に起因する流動性の潜在的な欠如により、当該市場で取引される特定の債務証券の価格が著しく変動する可能性があります。したがって、かかる市場に投資を行う対象ファンドは、流動性リスクおよびボラティリティ・リスクにさらされます。かかる債務証券の価格の買呼値と売呼値の間のスプレッドが大きくなる可能性があるため、対象ファンドは多額の取引費用および換金費用を負担する可能性があります。また、当該投資対象の売却時に損失を被る可能性もあります。

対象ファンドがCIBMへ投資を行う範囲で、対象ファンドは、決済手続きおよび取引相手方の債務不履行に付随するリスクにさらされる可能性もあります。対象ファンドと取引を行った取引相手方が、関連する有価証券の引渡または対価の支払いによる取引決済義務を履行しない可能性があります。さらに、CIBMへの投資のための関連する提出および口座開設は、国内の決済代理人によって行われなければならないため、対象ファンドは、国内の決済代理人側の不履行または過誤のリスクにさらされません。

CIBMは、規制上のリスクにもさらされます。CIBM規則は非常に新しいものであり、未だ市場で検証されていません。現段階において、CIBM規則は依然として、さらなる明確化および/または変更の対象となっており、対象ファンドのCIBMへ投資を行う能力に悪影響を及ぼす可能性があります。関連する中国の当局がCIBMにおける口座開設または取引を停止する極端な状況では、対象ファンドのCIBMへ投資を行う能力は制限され、その結果、対象ファンドは相当な損失を被る可能性があります。

CIBM規則により、外国の投資家は、CIBMへの投資に関して人民元または外貨建ての投資金額を中国に送金することが可能となります。対象ファンドによる資金の中国国外への送金に関して、投資元本が中国に送金された場合、人民元の外貨に対する比率は、当初の通貨比率と概ね一致しなければならず、許容される逸脱は最大10%とします。かかる要件は将来変更される可能性があります。PBOCは、CIBM規則に基づく対象ファンドの取引を継続的に監督し、CIBM規則の不遵守があった場合は、関連する行政上の措置(対象ファンドおよび/または投資顧問会社(場合に応じて)に対する取引の停止および強制手仕舞い等)を講じることができます。

特定の債券(すなわち、企業所得税法実施条例および財税[2016]30号に基づく、鉄道債から生じた受取利息に対する所得税方針に関する通達に対する2016年3月10日付通達に従い、それぞれ100%の企業所得税免除および50%の企業所得税免除を受けられる国債、地方債および鉄道債)から生じた受取利息を除き、非居住機関投資家がCIBMへの直接的アクセスを通じて取引されるその他の債券が

ら得る受取利息は、中国を源泉とする収益であり、税率10%の中国源泉所得税および税率6%の付加価値税の対象です。

国内債券市場に投資する外国機関のための企業所得税および付加価値税方針に関する通達に従い、外国の機関が中国の債券市場で得るクーポンの受取利息の企業所得税および付加価値税は、2018年11月7日から2021年11月6日まで一時的に免除されます。企業所得税免除の範囲から、外国機関の国内の事業体/機関と直接関係を有する外国機関の国内の事業体/機関が得る債券の利息は除外されています。

非居住機関投資家がC I B M債券の取引から得るキャピタル・ゲインは、厳密には中国を源泉としない利益であるとみなされるため、中国の源泉徴収所得税の対象ではありません。中国の税務当局は、現在かかる非課税の取扱いを実際に実施していますが、現行の税制の下では、かかる非課税の取扱いに関して利用可能な明確なガイドラインは存在しません。

財税[2016]70号に基づく、金融機関の銀行間取引に対する付加価値税方針に関する補足通達に対する2016年6月30日付のその他の通達に従い、P B O Cが認める外国機関がC I B Mの現地通貨市場への投資から得るキャピタル・ゲインは、付加価値税が免除されるものとします。

さらに、中国の税金に関する法令は常に変更されており、遡及効果のある変更がなされる可能性があります。税務当局による税金に関する法令の解釈および適用性は、先進国に比べて一貫性に欠け、かつ透明性の高いものではない上に、地域ごとに異なる可能性があります。その結果、投資顧問会社が支払い、C I B Mへの直接的アクセスを通じて保有される資産に帰属する限りにおいて対象ファンドによって払い戻される中国の租税公課は、常に変更される可能性があります。

中国の有価証券への投資に関するリスクの詳細な情報については、「中国の有価証券への投資に関する特定のリスク」と題する以下のリスク要因をご参照ください。

中国の有価証券への投資に関する特定のリスク

中国の有価証券または中国に経済的に関係する有価証券への投資は、対象ファンドの主要な投資の中心を構成しませんが、対象ファンドは後者の投資において、その資産の一部を中国に所在する発行体の有価証券に投資する可能性があります。

上記の「新興市場リスク」の項において開示されるリスクに加えて、中国の発行体の有価証券への投資は、一般的に先進国市場への投資には付随しない、特に高度なリスクおよび特別の勘案事項を伴う可能性があります。

かかる追加のリスクは、(a)異常な成長に起因する非効率性、(b)一貫して信頼性のある経済データが利用不能であること、(c)潜在的な高インフレ率、(d)輸出および国際貿易への依拠、(e)比較的高いレベルの資産価格のボラティリティ、一時停止リスクおよび有価証券の決済が困難であること、(f)小規模な市場資本および流動性が低いこと、(g)地域経済との競争の激化、(h)特に、為替ヘッジ商品の相対的な欠如および現地通貨を米ドルその他通貨に換算する能力の抑制を考慮した、為替レートの変動、(i)多くの中国の会社は比較的小規模であり、運用歴が欠如していること、(j)証券市場、保管の取決めおよび商取引の法的枠組みおよび規制上の枠組みが発展的な性質を有していること、ならびに(k)中国政府の、経済改革および適格外国機関投資家(以下「Q F I I」といいます。)プログラム(対象ファンドは、当該プログラムに従って中国に(PIMCOグループ会社の割当ての一部として)投資することができ、当該プログラムは、本国送金および通貨の転換を規制します。)の策定に対する約束に関する不確実性を含みます(が、これらに限られません)。さらに、より発展した国際市場に比べて、かかる証券市場における規制および執行に係る活動の水準は低くなります。これらは潜在的に、関連する規制の解釈および適用における一貫性の欠如ならびに規制機関が、市場参加者に対する事前の相談または通知なく、既存の法律を即座に、もしくは速やかに変更するか、または、新規の法律、規則、規制もしくは方針を導入する(かかる変更または導入により対象ファンドのその投資目的または投資戦略を追求する能力が厳格に制限される可能性があります。)リスクとなる可能性があります。また、中国への外国投資の抑制および投資資本の本国送金に対する制限も存在します。Q F I Iプログラムにおいては、特に、投資範囲、投資割当て、資金の本国送金、外国人株式保有制限および勘定の構成を含みます

が、これらに限らない側面に関して一定の規制上の制限が存在します。中国の規制上の要件により、対象ファンドの中国に関係する有価証券もしくは商品に投資する能力が制限される可能性および/または中国に関係する有価証券または商品におけるその持分を清算することを要求される可能性があります。一定の場合において、かかる清算により対象ファンドが損失を被る可能性があります。

さらに、中国の証券取引所は、一般的に、関連する取引所で取引される証券の取引を停止または制限する権利を有しています。中国政府または関連する中国の規制機関は、中国の金融市場に悪影響を及ぼす可能性がある政策を実施することもできます。かかる停止、制限または政策は、対象ファンドの投資パフォーマンスにマイナスの影響を及ぼす可能性があります。

中国の政治的な環境は近年比較的安定していますが、かかる安定が将来にわたって維持される保証はありません。新興市場として、多くの要因(富裕層と貧困層との間の格差の拡大または農業不安および既存の政治構造が不安定であること等)によりかかる安定に影響が及ぶ可能性があり、中国に経済的に関係する有価証券および商品へ投資する対象ファンドに悪影響が及ぶ可能性があります。

政治的不安定、軍事介入および政治汚職は、市場および経済改革、民営化および貿易障壁の撤廃への好ましい傾向を逆転させ、証券市場に重大な混乱が生じる可能性があります。

中国は、共産党の単一支配です。中国への投資は、政府による経済統制および経済への関与の強化に付随するリスクにさらされます。中国の通貨は、市場によって決定されるレベルではなく、対米ドルの人為的なレベルで管理されています。この種のシステムにより、通貨が突然かつ大幅に調整される可能性があり、ひいては外国人投資家に破壊的かつマイナスの影響が及ぶ可能性があります。中国は、自国通貨を外国通貨に自由に転換することを制限する場合もあります。通貨の本国送金制限により、特に買戻請求に関して、中国に関係する有価証券および商品の流動性が比較的低くなるという影響が及ぶ可能性があります。さらに、中国の政府は、資源配分および金融政策への直接的および重大な関与、外国通貨建て債務の支払統制ならびに特定の産業および/または会社に対する優遇措置の提供により、経済成長を著しく統制しています。中国における経済改革プログラムは成長に寄与していますが、かかる改革が継続する保証はありません。

中国は過去に干ばつ、洪水、地震および津波等の自然災害に見舞われており、地域経済は今後、かかる環境上の事由による影響を受ける可能性があります。したがって、対象ファンドの中国への投資は、かかる事由のリスクにさらされます。さらに、中国と台湾の間の関係は特に注意を要するものであり、中国と台湾の交戦は、対象ファンドの中国への投資にリスクをもたらす可能性があります。

税法の適用(例えば、配当または利息支払いに対する源泉徴収税の賦課)または没収課税もまた、対象ファンドの中国への投資に影響を及ぼす可能性があります。中国に経済的に関係する有価証券および商品への投資に対する課税を規定する規則が不明確であるため、対象ファンドは、中国に経済的に関係する有価証券および商品の処分または保有から得られる実現利益および未実現利益を留保することにより、当該有価証券および商品への投資に対するキャピタル・ゲイン税への備えを行う場合があります。かかるアプローチは、現在の市場慣行および適用される税務規則に関する投資顧問会社の理解に基づくものです。市場慣行または適用される税務規則に関する理解が変わった場合、留保される金額が、実際に負担する税金に対して多すぎるか、または、少なすぎるものとなる可能性があります。投資者は、中国の税金に関する法令の変更によりその投資に悪影響が及ぶ可能性があることを認識すべきです。かかる法令は、遡及効果をもって適用されることがあり、また、常に流動的な状態にあり、長期にわたって常に変更されます。

さらに、中国の証券市場(上海証券取引所および深圳証券取引所を含みます。)は、成長期および変革期を経ており、これにより、取引の決済および記録ならびに関連する規制の解釈および適用が困難となる可能性があります。

ユーロおよびEUに関連するリスク

対象ファンドは、欧州およびユーロ圏に対する投資エクスポージャーを有する可能性があります。かかる投資エクスポージャーにより、対象ファンドが特定のリスクにさらされる可能性があります。例え

ば、様々なユーロ圏加盟国がユーロを放棄し、自国通貨に戻る可能性および/またはユーロが単一通貨として現在の形態で存在しなくなる可能性があります。かかる放棄またはある国のユーロからの強制的な離脱の、当該国、ユーロ圏のその他の国および世界の市場に対する影響は予測不可能ですが、対象ファンドの欧州への投資額にマイナスの影響および悪影響が及ぶ可能性があります。ある国のユーロからの離脱により、すべてのユーロ圏の国およびその経済が極めて不安定となる影響がおよび、世界経済全体にマイナスの影響が及ぶ可能性があります。欧州の多数の国の政府、欧州委員会、欧州中央銀行、国際通貨基金およびその他の当局が、現在の財政状況に対処するための措置(経済改革の実施、救済策の提供および国民に対する緊縮政策等)を講じていますが、かかる措置が望ましい効果を有しない可能性があり、欧州の将来の安定および成長は、依然として不確実です。

さらに、ユーロ建ての投資対象または代替通貨建ての投資対象を評価することが困難である可能性があります。ユーロから離脱する国が当該国における資本の流出入の制限を試みる可能性があり、これにより、対象ファンドが、当該法域における受益者からの追加の申込みを受理できないか、または、受益者に対して買戻代金の支払いを行うことができなくなる可能性もあります。

2021年1月1日時点で、英国はEUの加盟国ではなくなりました。英国のEUからの離脱後、英国のEUおよび他国との関係については、著しい不確実性が生じるおそれがあります。

特に、対象ファンドの特定の投資対象の価値、対象ファンドの取引を行う能力、その投資対象の一部を評価または換金する能力その他その投資方針を実施する能力に不利な影響が及ぶ可能性があります。これは特に、英国、EUおよびその他の金融市場における不確実性およびボラティリティの増大、資産価値の変動、為替レートの変動、英国、EUもしくはその他の地域において所在し、取引され、もしくは上場されている投資対象の非流動性の増加、金融取引相手方およびその他の取引相手方の取引を行う意思もしくは能力の変化もしくはかかる取引相手方が取引を行う準備がある価格および条件の変更ならびに/または対象ファンド、投資顧問会社および/もしくは対象ファンドの一定の資産が服するか、もしくは、服することとなる法制度および規制上の制度の変更に起因する場合があります。受益者は、対象ファンドが、その構成方法を変更すること、追加のサービス・プロバイダーもしくは代理人を紹介し、交替させ、もしくは任命すること、および/または対象ファンドにサービスを提供するために現在雇用されている者もしくは事業体の任命条件を変更することを要求される可能性がある旨に留意すべきです。対象ファンドは、かかる変更の費用およびその他の影響を最小限に抑えるよう努めるものとしませんが、投資者は、対象ファンドがかかる変更の費用を負担する可能性があることを認識すべきです。投資者は、対象ファンドが、そのストラクチャーを変更すること、追加のサービス・プロバイダーもしくは代行者を紹介し、交替させ、もしくは任命すること、および/または対象ファンドにサービスを提供するために現在任命されている者もしくは事業体の任命条件を変更することを要求される可能性があることに留意すべきです。対象ファンドは、かかる変更の費用およびその他の影響を最小限に抑えるよう努めるものとしませんが、投資者は、対象ファンドがかかる変更の費用を負担する可能性があることを認識すべきです。

さらに、英国のEU離脱により、英国経済および英国経済の将来の成長に重大な影響がおよび、対象ファンドの英国への投資に悪影響が及ぶ可能性があります。かかる英国への投資を理由として、対象ファンドが、英国がEUを離脱する日付から、英文目論見書または適用法に定められる資産適格基準およびリスク分散要件を遵守しなくなる可能性があるというリスクも存在します。かかる状況において、投資者は、対象ファンドが、ルクセンブルグの法律に従い、要求される範囲で、英国がEUを離脱する日付から最大で12か月の期間において、その投資規則および投資制限の不遵守または違反によって生じた状況を合法化することができるという事実留意する必要があります。ただし、かかる合法化は、金融市場の安定および投資家保護を考慮して行われます。

英国のEU離脱により、英国経済の側面に関して不確実性が長期化し、顧客および投資者の信用を損なう可能性があります。これらの事由のいずれかおよび英国以外の加盟国のEUからの離脱または除名により、対象ファンドに重大な悪影響が及ぶ可能性があります。

「ハーグ条約」は、非専属的または非対称的な管轄条項の承認または執行に適用されません。例えば、一般的に金融契約で見られるように、一方の当事者が訴訟の提起を一つの裁判所に制限される場合であっても、他方の当事者はその制限を受けない場合があります。ハーグ条約は、2021年1月1日より前に合意された専属的な管轄条項の承認または執行に適用することができません。英国の管轄条項の承認の文脈において上記で強調されたとおり、2005年のハーグ条約が、2021年1月1日より前に締結された英国の当事者との契約に適用されるか否かについては明確性が欠如しています。2005年のハーグ条約に基づき、当事者らが専属的管轄権を有する裁判所を選択した場合、締約国のその他の裁判所は、(最初に訴訟の提起を受けた裁判所であっても)管轄権を拒否しなければなりません。これは、専属的管轄条項に従い提起された紛争については、訴訟手続きが並行して生じるリスクがほとんどないことを意味します。

エビデミック/パンデミックに関連するリスク

エビデミックは、特定の病気が多くの人々に同時に発生することから成ります。パンデミックは、エビデミックが地域全体に広がり、または人、動物の集団もしくは植物群のほとんどすべてに生じ、その結果、国または地球規模に達した場合に発生します。エビデミックまたはパンデミックの発生は、その結果として課される渡航制限または隔離とともに、(ファンドが投資する国々を含む)世界中の経済および事業活動に悪影響を及ぼす場合があります、これによりファンドの投資対象のパフォーマンス、市場へアクセスし、新たな投資対象を調達し、または当初企図されていた方法でファンドの投資方針を実施する管理会社の能力、ファンドの純資産額およびひいてはファンドの投資者に悪影響が及ぶ場合があります。ファンドによる流動性へのアクセスは、買戻請求に応じるために流動性の必要性が著しく増加する状況においても損なわれる可能性があります。さらに、エビデミックの急速な拡大は、経済状況および市場環境に対する最終的な悪影響に関する予測を妨げる場合があります、その結果、ファンドおよびその投資対象のパフォーマンスに関し、重大な不確実性およびリスクをもたらします。

エビデミックもしくはパンデミックまたはその他の病気の集団発生等の健康危機の影響は、現時点では必ずしも予測できない方法で世界経済に影響を与える場合があります。かかる健康危機は、他の既存の政治的、社会的および経済的リスクを悪化させる場合があります。さらにエビデミックおよびパンデミックまたはその他の病気の集団発生に関連するリスクは、かかる事由が不可抗力事由としての適格性を有するか否かについての不確実性に起因して増大します。不可抗力事由が生じたと判断された場合、ファンドの相手方は、ファンド(またはその委託先)が当事者である特定の契約に基づく義務を免除される場合があります、または不可抗力事由が生じたと判断されなかった場合、ファンド(またはその委託先)は、運営および/もしくは財務の安定性に対する潜在的な制約にかかわらず、自らの契約上の義務の履行を要求される場合があります。かかる影響は、ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、投資者に損失をもたらす可能性があります。

税務リスク

トラストへの投資は、多くの複雑な税務上の勘案事項を伴います。例えば、適用ある税法または関連する国が取り決めた租税条約の変更は、トラストが達成したリターンに悪影響を及ぼす可能性があります。トラスト、その投資対象または受益者の受益証券に関して受益者に課される可能性がある実際の課税水準について保証することはできません。投資予定者は、トラストの受益証券の取得、保有および処分に関する税務上の影響について自らの税務専門家に相談すべきです。

回避防止指令

EUの租税回避防止パッケージの一環として、理事会指令EU2016/1164およびEU2017/952(以下それぞれ「ATAD1」および「ATAD2」といいます。)の2つの租税回避防止指令が制定されました。ルクセンブルグは、両指令を国内法に導入しました。

ATAD1は、2019年1月1日から施行されました。これには、利息の支払いに関する税控除を制限する規則およびEU内のハイブリッド防止規則等のその他の回避防止策が含まれます。ATAD2は、2020年1月1日から主に施行され、ハイブリッド防止規則を非EU諸国に関わるハイブリッド・ミス

マッチまで拡大適用するものです。さらに、A T A D 2には、2022年1月1日に発効した、「リバース・ハイブリッド事業体」に税務上の悪影響を及ぼす可能性のある特定の規定が含まれています。リバース・ハイブリッド事業体は、その設立国または組成国においては税務上透明性のある事業体として扱われる事業体ですが、そのパートナーまたは投資者の居住国においては透明性のない事業体とみなされます。

A T A D 1およびA T A D 2がルクセンブルグの国内法に導入されましたが、当該法律の特定の側面およびその解釈については、ルクセンブルグ税務当局からのガイダンスが待たれています。そのため、かかる規則がトラストに適用される可能性がある範囲は、現在不確実であるため、トラストからの受益者に対するリターンに影響する可能性があります。

A T A D 2のルクセンブルグ法への導入に基づき、一または複数の受益者が、ルクセンブルグの税務上透明性を有する事業体(トラスト等)の議決権、資本持分もしくは利益分配権の直接的もしくは間接的な持分を合計で50%以上保有する非居住事業体としての適格性を有し、またはこれに関連していると判断され、かつ、かかる受益者がかかる事業体を課税対象者とみなす一または複数の法域に所在する場合(以下「リバース・ハイブリッド・ミスマッチ」といいます。)、かかる事業体は、ルクセンブルグにおける税務上の透明性を失い、かかる事業体の所得がルクセンブルグにおいて、またはその他の法域の法律に基づき別途課税されない場合、その所得に対してルクセンブルグの法人税が課されることとなる可能性があります。

トラストが(i)広く保有される、()分散化された証券ポートフォリオを保有している、および()ルクセンブルグの投資者保護規制の対象となる場合、トラストは、集団投資ビークルとしてリバース・ハイブリッド・ミスマッチ規則からの免除(以下「C I V免除」といいます。)により利益を得る可能性があります。

強制開示規則

欧州理事会指令(E U)2018/822(以下「D A C 6」といいます。)および英国の類似の規制である強制開示規則(以下「M D R」といいます。)には、適用される法令に定められた一または複数のホールマークを満たす一定の報告対象となるクロスボーダー租税回避アレンジメントに関して、仲介者および納税者に強制的な開示要件を課します。D A C 6は、E U指令であり、2018年6月25日以降に実施されるアレンジメントに適用されます。その目的は、()E Uが関与するクロスボーダー・アレンジメントの透明性を高めること、()E U域内における有害な租税競争の範囲を縮小すること、および()特定のスキームを開示しなければならない場合、納税者がそのスキームに参加することを抑止することです。D A C 6の範囲は、(E Uの文脈上)非常に広範であり、一部のホールマークは、主な便益として税務上の優遇措置を提供するアレンジメントを対象としますが、かかる主な便益の基準に関連しない他のホールマークもあります。すなわち、共通の商業アレンジメントにはセーフハーバーが存在しない可能性があります。ブレグジット前は、英国は、D A C 6を全面的に実施しましたが、ブレグジット後は、英国は、E Uで適用されるD A C 6のホールマークのうち限られたもののみを対象とする、より狭いD A C 6報告制度を採用しました。これは2023年3月28日に発効し、英国では、新しい規則によってD A C 6は無効となり、M D Rに置き換えられました。M D Rは、E Uの広範な基準ではなく、O E C Dの透明性基準を満たすように設計されていますが、ブレグジット後は、実際には、英国が以前適用していた狭義のD A C 6制度と実質的に類似した規則およびホールマークを参照して適用されます。

E Uまたは英国を拠点とするファンドの管理会社またはその他の仲介者は、ファンドの投資対象が関わるアレンジメントに関する情報をE Uまたは英国の税務当局に届け出る法的義務を負う可能性があります。管理会社または仲介者が報告要件を遵守している場合に限り、D A C 6およびM D Rは、ファンドまたはその投資対象に重大な影響を与えないと予想されます。ただし、D A C 6またはM D Rの開示は、その後、E Uまたは英国の将来の税務政策に影響を及ぼす可能性があります。

O E C Dモデル規則であるG I o B E規則

2021年12月20日、OECDは、多国籍企業(以下「MNE」といいます。)に2023年以降、グローバルに15%の最低税率を課すことを目的とした「グローバル税源浸食防止モデル規則」(以下「GLOBE規則」といいます。)の草案を公表しました。GLOBE規則は、税源浸食と利益移転に関する包括的枠組み(BEPS)に関するOECD/G20包摂的枠組みの一部です。2021年12月22日、欧州委員会は、EUにおける多国籍企業グループおよび大規模国内グループに対するグローバルな最低課税水準の確保に関する2022年12月14日付の理事会指令(EU)2022/2523(以下「ミニマム課税指令」といいます。)として採択された、GLOBE規則をEUで実施するための指令案を公表しました。ミニマム課税指令は、EU域内市場および域外市場で業務を行う、年間連結売上高が7億5,000万ユーロ以上のMNEグループおよび大規模国内グループに対して、15%の最低実効税率を導入するものです。ミニマム課税指令は、GLOBE規則をEU加盟国の国内法に導入するための共通の枠組みを提供しています。ミニマム課税指令は、所得合算ルール(IIR)および軽減課税支払ルール(以下「UTPR」といいます。)を定め、対象グループの所得に対する実効税率が15%未満の場合、上乘せ税額を追加徴収することができます。2022年12月15日、EU理事会は、ミニマム課税指令の合意された妥協案を全会一致で採択しました。EU加盟国は、2023年12月31日までにミニマム課税指令を国内法に法制化することを義務付けられており、当該ルールは、2023年12月31日以降に開始する課税年度から発効するが、UTPRは例外であり、2024年12月31日以降に開始する課税年度から適用されます。他のOECD加盟国も、GLOBE規則の各国版を導入しているところであるか、すでに導入しています(英国など)。ファンドが、過去4年間のうち少なくとも2年間に於いて年間7億5,000万ユーロを超える連結売上高を有するMNEグループ(または大規模国内グループ)の一部とみなされる場合(例えば、ファンドがGLOBE規則の目的上、いずれかの投資者と連結していることを理由とする場合など)、ファンドは、ミニマム課税指令(またはいずれかの法域における同等のもの)が適用される可能性があります。ただし、ミニマム課税指令(またはいずれかの法域における同等のもの)がファンドまたは投資者の税務ポジションに及ぼす影響(もしあれば)について、確定的な指針を提供することはできません。

リスクの管理体制

投資顧問会社のリスク管理は、ポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、インベストメント・オペレーションズおよびコンプライアンスの4つの業務分野に及んでいます。各々は、ポートフォリオ・リスクとコンプライアンスが適正に監視され、管理されている状態を目指して個別でありながら、ある程度重複する責務を負っています。

各レベルで監視管理されるポートフォリオ・リスク

PIMCOのリスク管理/監視体制



2025年9月末日現在

ファンドは、ヘッジ目的および/またはヘッジ目的以外の目的で、デリバティブ取引等を行っていません。管理会社は、UCITSに適用されるEU規則に基づくリスク管理方法により、かかるデリバティブ取引等に関するリスクを管理しています。

また、管理会社は、UCITSに適用されるEU規則等に基づくリスク管理手法により、ファンドの信用リスクを管理しています。

リスクに関する参考情報

ファンドの分配金再投資 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2020年10月～2025年9月の5年間におけるファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの 年間騰落率の比較

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと他の代表的な資産クラス(円ベース)との間で比較したものです。このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

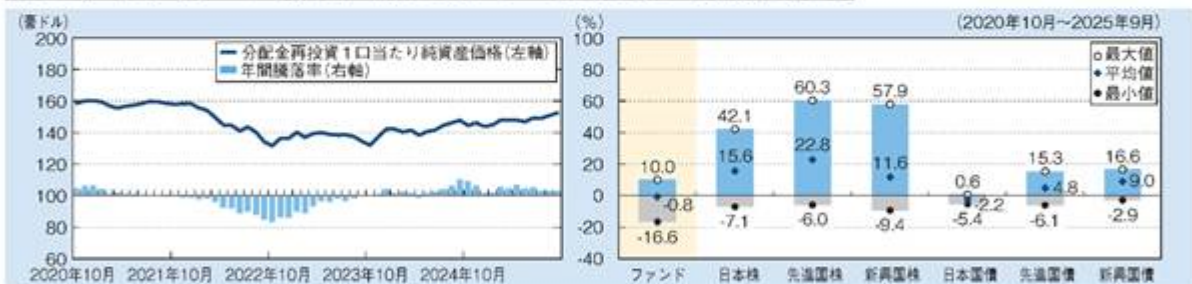
ピムコトータル・リターン・ファンド 米ドル建クラス



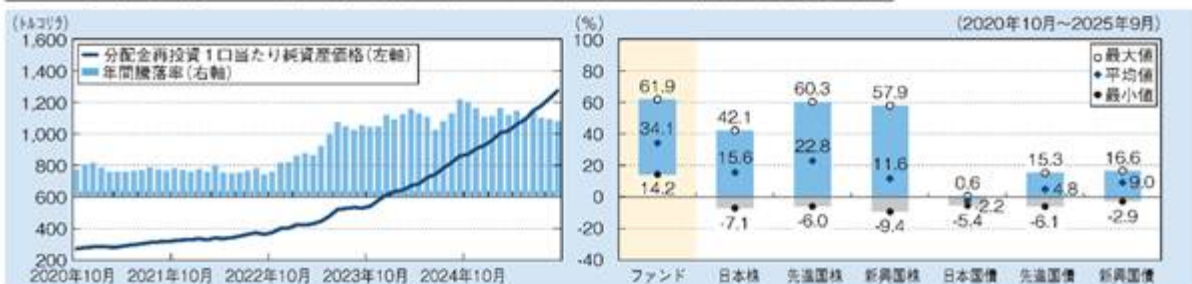
ピムコトータル・リターン・ファンド 円建クラス



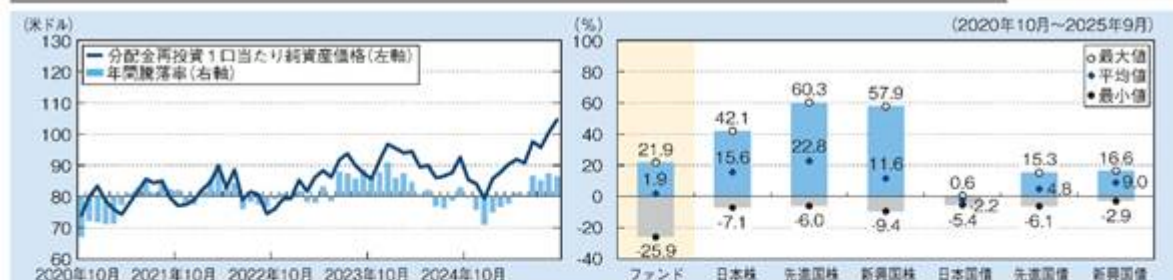
ピムコトータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション 豪ドル建クラス



ピムコトータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション トルコリラ建クラス



ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション 米ドル建ブラジルリアルクラス



ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション 豪ドル建ブラジルリアルクラス



出所:投資顧問会社、Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

(ご注意)

- ・分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
- ・ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ・ファンドの年間騰落率は、ファンドの各クラスの表示通貨建てで計算されており、円貨に為替換算されておられません。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- ・代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ・ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ・ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

- ・代表的な資産クラスを表す指数
 - 日本株……………TOPIX(配当込み)
 - 先進国株……………FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)
 - 新興国株……………S&P 新興国総合指数
 - 日本国債……………ブルームバーグE1年超日本国債指数
 - 先進国債……………FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)
 - 新興国債……………FTSE新興国市場国債指数(円ベース)

(注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)の指数値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

申込手数料は課されません。

日本国内における申込手数料

申込手数料は、購入時の商品説明、投資情報の提供、購入に関する事務手続き等の対価として支払われます。

日本における販売会社のため、以下の料率の申込手数料が課されます。

申 込 口 数	申 込 手 数 料
1万口未満	申込金額の2.20%（税抜2.00%）
1万口以上5万口未満	申込金額の1.65%（税抜1.50%）
5万口以上10万口未満	申込金額の1.10%（税抜1.00%）
10万口以上50万口未満	申込金額の0.55%（税抜0.50%）
50万口以上	申込金額の0.22%（税抜0.20%）

(注1) 管理会社および日本における販売会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができます。

(注2) 上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示します。

申込手数料の詳細については、日本における販売会社までお問い合わせください。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

買戻し手数料は課されません。

日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は課されません。

(3)【管理報酬等】

ファンドにより支払われる特定の報酬（管理会社、日本における販売会社および代行協会員に対する報酬を含みます。）は、各ファンド別に定められます。

以下に明示される場合を除き、投資顧問会社の報酬は、管理会社が負担するものとし、保管受託銀行および主管理事務代行会社の報酬は、投資顧問会社が負担するものとします。

ピムコ・トータル・リターン・ファンド**管理会社の報酬**

管理会社報酬は、投資顧問会社の報酬の支払いに加えて、投資顧問会社および第三者への業務の提供および提供の手配、ファンド資産の運用管理、ファンド証券の発行・買戻し業務の対価として支払われます。

・米ドル建クラス受益証券

管理会社は、日々発生し、各暦月の最終ファンド営業日におけるルクセンブルグでの営業終了時付で後払いされる、資産ベースの報酬を毎月受領します。当該報酬は、米ドル建クラスの純資産額の年率0.41%に相当する金額となります。

・円建クラス受益証券

管理会社は、日々発生し、各暦月の最終ファンド営業日におけるルクセンブルグでの営業終了時付で後払いされる、資産ベースの報酬を毎月受領します。当該報酬は、円建クラスの純資産額の年率0.41%に相当する金額となります。

ピムコ・トータル・リターン・ファンドの2025年5月31日に終了した会計年度中の管理報酬は、819,773.32米ドル^(注)でした。

(注)会計年度末の費用は、財務書類では千米ドル単位で表示されており、かつ費用合計に一致するよう調整されているため、財務書類に記載の数値とは異なる場合があります。以下同じです。

・概要

投資顧問会社の報酬は、管理会社により負担されます。

投資顧問会社は、ピムコ・トータル・リターン・ファンドの設定および日本における当初の募集に関連して生じたすべての費用(弁護士費用を含みます。)(以下「創設費」といいます。)をピムコ・トータル・リターン・ファンドに対して前払いします。ピムコ・トータル・リターン・ファンドは、ピムコ・トータル・リターン・ファンドを代理して前払いされた創設費を、投資顧問会社に対し補償します。ただし、ピムコ・トータル・リターン・ファンドの当初募集期間の後3年間に行われる当該補償の額は、ピムコ・トータル・リターン・ファンドの日々平均純資産額の0.05%を超えないものとします。

ピムコ・トータル・リターン・ファンドは以下の事項を含むそのファンド証券の日本における公募に関連する費用を支払います。()ファンド証券の買付および買戻確認書ならびに受益者名簿に記載されていない受益者(日本における販売会社によりピムコ・トータル・リターン・ファンドに紹介された者)に対する定期報告書の作成・印刷・配布費用、()有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書(もしあれば)の作成・印刷・提出費用、()適用ある日本の法令ならびに/または協会の申合せおよび規則により作成が義務付けられている目論見書の作成・印刷・配布費用、()日本における販売会社が営業用に使用する有価証券届出書および目論見書の作成・印刷費用および日本の販売取扱会社への配布費用、()ピムコ・トータル・リターン・ファンドの年次報告書および半期報告書ならびに日本における販売会社が営業用に使用するその他の書類の作成・印刷・配布費用、()日本における販売会社によるファンド証券の販売の結果として生じた独立公認会計士に対する報酬・費用、()日本における販売会社による受益証券の販売のために生じた弁護士に対する報酬・費用、()適用ある日本の法令により作成するよう要求されている書類の作成・印刷・配布にかかるその他の合理的な費用および管理会社と日本における販売会社との間で相互に合意されたその他の合理的な費用、()ピムコ・トータル・リターン・ファンドの日本における公募に関連して配布される印刷資料の作成・印刷・配布費用。投資顧問会社は、本書に詳細が記載される通常法律・会計・保管・主管理事務費用を含む、ピムコ・トータル・リターン・ファンドの日本における販売と関係のない運用費用を支払います。

投資顧問会社は、投資顧問契約の期間中、以下のとおり、ピムコ・トータル・リターン・ファンドに対する一定の業務提供者の報酬およびピムコ・トータル・リターン・ファンドに係る一定の費用の支払に関して責任を負います。

- (1) 投資顧問会社は、保管契約の条件に従い、保管受託銀行の報酬および費用の支払に関して責任を負うものとします。かかる費用を支払う責任は、ピムコ・トータル・リターン・ファンドに帰属する保管契約に基づく報酬および費用の割合に限定されるものとします。
- (2) 投資顧問会社は、管理事務代行契約の条件に従い、主管理事務代行会社の報酬および費用の支払に関して責任を負うものとします。かかる報酬および費用には、ピムコ・トータル・リターン・ファンドの1口当たり純資産価格を計算するために気配値を取得するための費用が含まれます。かかる費用を支払う責任は、ピムコ・トータル・リターン・ファンドに帰属する管理事務代行契約に基づく報酬および費用の割合に限定されるものとします。
- (3) 投資顧問会社は、ピムコ・トータル・リターン・ファンドに帰属する以下の報酬および費用を負担します。
 - (a) トラストの独立監査人によるすべての定期的な年次監査に係る費用
 - (b) 受益者に対するピムコ・トータル・リターン・ファンドの目論見書、報告書およびその他の連絡の作成、印刷および郵送、規制当局への報告書の届出、ならびにトラストの存続および事業を行う資格の維持に付随する経費および/または報酬(弁護士報酬を含みます。)(ただし、ルクセンブルグの規制機関に支払われるべき費用は含まれません。)
 - (c) ピムコ・トータル・リターン・ファンドの通常の訴訟費用(ルクセンブルグの契約型投資ファンド(fonds commun de placement)の通常の事業の過程において生じる訴訟費用を含みます。)
 - (d) ピムコ・トータル・リターン・ファンドの証券取引所上場手数料(もしあれば)

主管理事務代行会社および保管受託銀行は、支払期日の翌日から30暦日または60暦日(報酬か費用かに拠ります。)経過後に限り、トラストに対し当該報酬および費用の支払を求めます。

ピムコ・トータル・リターン・ファンドの設定に係る経費および費用は、投資顧問会社により負担されます。適用法により許容される最大限の範囲で、標準的な商習慣として、投資顧問会社は、その管理報酬からまたはその他自らの資金から、一定の金融仲介機関および一定の投資者に対してレポートまたはその他の支払を行うことがあります。

ピムコ・トータル・リターン・ファンドは、上記に特に定められないかまたは約款に規定されないその他の費用を負担するものとします。

・対象ファンドレベルの報酬

投資顧問会社は、対象ファンドに関連して締結される投資顧問契約の期間中、以下のとおり、対象ファンドに対する一定の業務提供者の報酬および対象ファンドに係る一定の費用の支払に関して責任を負います。

- (1) 投資顧問会社は、対象ファンドの保管者の報酬および費用の支払に関して責任を負うものとします。
- (2) 投資顧問会社は、対象ファンドの主管理事務代行者の報酬および費用の支払に関して責任を負うものとします。かかる報酬および費用には、対象ファンドの純資産価格を計算するために気配値を取得するための費用が含まれます。
- (3) 投資顧問会社は、以下の報酬および費用を負担します。
 - (a) 対象ファンドの独立監査人によるすべての定期的な年次監査に係る費用
 - (b) 受益者に対する対象ファンドの目論見書、報告書およびその他の連絡の作成、印刷および郵送、規制当局への報告書の届出、ならびに対象ファンドの存続および事業を行う資格の維持に付随する経費および/または報酬(弁護士報酬を含みます。)(ただし、ルクセンブルグの規制機関に支払われるべき報酬の経費は含まれません。)

(c) 対象ファンドの通常の訴訟費用(ルクセンブルグの契約型投資ファンド(fonds commun de placement)の通常の事業の過程において生じる訴訟費用を含みます。)

(d) 対象ファンドの証券取引所上場手数料(もしあれば)

対象ファンドは、上記に特に定められないかまたはその約款に規定されないその他の費用を負担するものとします。

代行協会の報酬

代行協会報酬は、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表および法令規則により作成を要する財務書類その他文書の配布等、ならびにこれらに付随する業務の対価として支払われます。

・米ドル建クラス受益証券

代行協会は、日々発生し、各暦月の最終ファンド営業日におけるルクセンブルグでの営業終了時付で後払いされる、資産ベースの報酬を毎月受領します。当該報酬は、米ドル建クラスの純資産額の年率0.10%に相当する金額とします。

・円建クラス受益証券

代行協会は、日々発生し、各暦月の最終ファンド営業日におけるルクセンブルグでの営業終了時付で後払いされる、資産ベースの報酬を毎月受領します。当該報酬は、円建クラスの純資産額の年率0.10%に相当する金額とします。

販売会社の報酬

販売会社報酬は、日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関連する業務の対価として支払われます。

日本における販売会社は、当該日本における販売会社によって保有される受益証券に帰属するピムコ・トータル・リターン・ファンドの純資産額に基づき以下の販売会社報酬を受領します。

・米ドル建クラス受益証券

日本における販売会社は、毎月資産ベースで、日々発生し、月次で後払いされる、米ドル建クラスの純資産額の年率0.15%に相当する金額を受領します。

・円建クラス受益証券

日本における販売会社は、毎月資産ベースで、日々発生し、月次で後払いされる、円建クラスの純資産額の年率0.15%に相当する金額を受領します。

ピムコ・トータル・リターン・ファンドの2025年5月31日に終了した会計年度中の代行協会員報酬および販売会社報酬は、それぞれ199,944.77米ドルおよび299,917.25米ドルでした。

ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション

管理会社の報酬

管理会社報酬は、投資顧問会社の報酬の支払いに加えて、投資顧問会社および第三者への業務の提供および提供の手配、ファンド資産の運用管理、ファンド証券の発行・買戻し業務の対価として支払われます。

・豪ドル建クラス受益証券

管理会社は、日々発生し、各暦月の最終ファンド営業日におけるルクセンブルグでの営業終了時付で後払いされる、資産ベースの報酬を毎月受領します。当該報酬は、豪ドル建クラスの純資産額の年率0.41%に相当する金額となります。

・米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券

管理会社は、日々発生し、各暦月の最終ファンド営業日におけるルクセンブルグでの営業終了時付で後払いされる、資産ベースの報酬を毎月受領します。当該報酬は、米ドル建ブラジルリアルクラスの純資産額の年率0.55%に相当する金額となります。

・豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券

管理会社は、日々発生し、各暦月の最終ファンド営業日におけるルクセンブルグでの営業終了時付で後払いされる、資産ベースの報酬を毎月受領します。当該報酬は、豪ドル建ブラジルリアルクラスの純資産額の年率0.55%に相当する金額となります。

・トルコリラ建クラス受益証券

管理会社は、日々発生し、各暦月の最終ファンド営業日におけるルクセンブルグでの営業終了時付で後払いされる、資産ベースの報酬を毎月受領します。当該報酬は、トルコリラ建クラスの純資産額の年率0.55%に相当する金額となります。

ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションの2025年5月31日に終了した会計年度中の管理報酬は、411,345.50米ドルでした。

・概要

投資顧問会社の報酬は、管理会社により負担されます。

投資顧問会社は、ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションの設定および日本における当初の募集に関連して生じたすべての費用(弁護士費用を含みます。)(以下「創設費」といいます。)をピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションに対して前払いします。ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションは、ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションを代理して前払いされた創設費を、投資顧問会社に対し補償します。ただし、ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションの当初募集期間の後3年間にわたる当該補償の額は、ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションの日々平均純資産額の0.05%を超えないものとします。

ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションは以下の事項を含むそのファンド証券の日本における公募に関連する費用を支払います。()ファンド証券の買付および買戻確認書ならびに受益者名簿に記載されていない受益者(日本における販売会社によりピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションに紹介された者)に対する定期報告書の作成・印刷・配布費用、()有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書(もしあれば)の作成・印刷・提出費用、()適用ある日本の法令ならびに/または協会の申合せおよび規則により作成が義務付けられている目論見書の作成・印刷・配布費用、()日本における販売会社が営業用使用する有価証券届出書および目論見書の作成・印刷費用および日本の販売取扱会社への配布費用、()ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションの年次報告書および半期報告書なら

びに日本における販売会社が営業用に使用するその他の書類の作成・印刷・配布費用、()日本における販売会社によるファンド証券の販売の結果として生じた独立公認会計士に対する報酬・費用、()日本における販売会社による受益証券の販売のために生じた弁護士に対する報酬・費用、()適用ある日本の法令により作成するよう要求されている書類の作成・印刷・配布にかかるその他の合理的な費用および管理会社と日本における販売会社との間で相互に合意されたその他の合理的な費用、()ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションの日本における公募に関連して配布される印刷資料の作成・印刷・配布費用。投資顧問会社は、本書に詳細が記載される通常法律・会計・保管・主管理事務費用を含む、ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションの日本における販売と関係のない運用費用を支払います。

投資顧問会社は、投資運用契約の期間中、以下のとおり、ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションに対する一定の業務提供者の報酬およびピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションに係る一定の費用の支払に関して責任を負います。

- (1) 投資顧問会社は、保管契約の条件に従い、保管受託銀行の報酬および費用の支払に関して責任を負うものとします。かかる費用を支払う責任は、ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションに帰属する保管契約に基づく報酬および費用の割合に限定されるものとします。
- (2) 投資顧問会社は、管理事務代行契約の条件に従い、主管理事務代行会社の報酬および費用の支払に関して責任を負うものとします。かかる報酬および費用には、ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションの1口当たり純資産価格を計算するために気配値を取得するための費用が含まれます。かかる費用を支払う責任は、ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションに帰属する管理事務代行契約に基づく報酬および費用の割合に限定されるものとします。
- (3) 投資顧問会社は、ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションに帰属する以下の報酬および費用を負担します。
 - (a) トラストの独立監査人によるすべての定期的な年次監査に係る費用
 - (b) 受益者に対するピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションの目論見書、報告書およびその他の連絡の作成、印刷および郵送、規制当局への報告書の届出、ならびにトラストの存続および事業を行う資格の維持に付随する経費および/または報酬(弁護士報酬を含みます。)(ただし、ルクセンブルグの規制機関に支払われるべき費用は含まれません。)

- (c) ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションの通常の訴訟費用(ルクセンブルグの契約型投資ファンド(fonds commun de placement)の通常の事業の過程において生じる訴訟費用を含みます。)
- (d) ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションの証券取引所上場手数料(もしあれば)

主管理事務代行会社および保管受託銀行は、支払期日の翌日から30暦日または60暦日(報酬か費用かに拠ります。)経過後に限り、トラストに対し当該報酬および費用の支払を求めます。

ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションの設定に係る経費および費用は、投資顧問会社により負担されます。適用法により許容される最大限の範囲で、標準的な商習慣として、投資顧問会社は、その管理報酬からまたはその他自らの資金から、一定の金融仲介機関および一定の投資者に対して払戻しまたはその他の支払を行うことがあります。

ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションは、上記に特に定められないかまたは約款に規定されないその他の費用を負担するものとします。

・対象ファンドレベルの報酬

投資顧問会社は、対象ファンドに関連して締結される投資顧問契約の期間中、以下のとおり、対象ファンドに対する一定の業務提供者の報酬および対象ファンドに係る一定の費用の支払に関して責任を負います。

- (1) 投資顧問会社は、対象ファンドの保管者の報酬および費用の支払に関して責任を負うものとします。
- (2) 投資顧問会社は、対象ファンドの主管理事務代行者の報酬および費用の支払に関して責任を負うものとします。かかる報酬および費用には、対象ファンドの純資産価格を計算するために気配値を取得するための費用が含まれます。
- (3) 投資顧問会社は、以下の報酬および費用を負担します。
 - (a) 対象ファンドの独立監査人によるすべての定期的な年次監査に係る費用
 - (b) 受益者に対する対象ファンドの目論見書、報告書およびその他の連絡の作成、印刷および郵送、規制当局への報告書の届出、ならびに対象ファンドの存続および事業を行う資格の維持に付随する経費および/または報酬(弁護士報酬を含みます。)(ただし、ルクセンブルグの規制機関に支払われるべき報酬の経費は含まれません。)
 - (c) 対象ファンドの通常の訴訟費用(ルクセンブルグの契約型投資ファンド(fonds commun de placement)の通常の事業の過程において生じる訴訟費用を含みます。)
 - (d) 対象ファンドの証券取引所上場手数料(もしあれば)

対象ファンドは、上記に特に定められないかまたはその約款に規定されないその他の費用を負担するものとします。

代行協会員の報酬

代行協会員報酬は、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表および法令規則により作成を要する財務書類その他文書の配布等、ならびにこれらに付随する業務の対価として支払われます。

・豪ドル建クラス受益証券

代行協会員は、日々発生し、各暦月の最終ファンド営業日におけるルクセンブルグでの営業終了時付で後払いされる、資産ベースの報酬を毎月受領します。当該報酬は、豪ドル建クラスの純資産額の年率0.10%に相当する金額とします。

・米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券

代行協会員は、日々発生し、各暦月の最終ファンド営業日におけるルクセンブルグでの営業終了時付で後払いされる、資産ベースの報酬を毎月受領します。当該報酬は、米ドル建ブラジルリアルクラスの純資産額の年率0.10%に相当する金額とします。

・**豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券**

代行協会員は、日々発生し、各暦月の最終ファンド営業日におけるルクセンブルグでの営業終了時付で後払いされる、資産ベースの報酬を毎月受領します。当該報酬は、豪ドル建ブラジルリアルクラスの純資産額の年率0.10%に相当する金額とします。

・**トルコリラ建クラス受益証券**

代行協会員は、日々発生し、各暦月の最終ファンド営業日におけるルクセンブルグでの営業終了時付で後払いされる、資産ベースの報酬を毎月受領します。当該報酬は、トルコリラ建クラスの純資産額の年率0.10%に相当する金額とします。

販売会社の報酬

販売会社報酬は、日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関連する業務の対価として支払われます。

日本における販売会社は、当該日本における販売会社によって保有される受益証券に帰属するピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションの純資産額に基づき以下の販売会社報酬を受領します。

・**豪ドル建クラス受益証券**

日本における販売会社は、毎月資産ベースで、日々発生し、月次で後払いされる、豪ドル建クラスの純資産額の年率0.15%に相当する金額を受領します。

・**米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券**

日本における販売会社は、毎月資産ベースで、日々発生し、月次で後払いされる、米ドル建ブラジルリアルクラスの純資産額の年率0.45%に相当する金額を受領します。

・**豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券**

日本における販売会社は、毎月資産ベースで、日々発生し、月次で後払いされる、豪ドル建ブラジルリアルクラスの純資産額の年率0.45%に相当する金額を受領します。

・**トルコリラ建クラス受益証券**

日本における販売会社は、毎月資産ベースで、日々発生し、月次で後払いされる、トルコリラ建クラスの純資産額の年率0.45%に相当する金額を受領します。

ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションの2025年5月31日に終了した会計年度中の代行協会員報酬および販売会社報酬は、それぞれ81,028.21米ドルおよび291,105.87米ドルでした。

(4) 【その他の手数料等】

トラストは、管理会社、代行協会員および販売会社の報酬によってはカバーされない、トラストの運営に関連するその他の費用を負担する場合があります。これらの費用は、()税金および行政上の手数料、()仲介報酬および手数料ならびにその他のポートフォリオ取引費用、()支払利息を含む借入金費用、()訴訟費用および補償費用を含む臨時費用、ならびに()特定のクラスに配分されるまたは配分することが可能な費用を含みますが、これらに限定されるわけではありません。

トラストは、その資産から、トラストの運営において発生したその他一定の経費および費用を支払います。

2025年5月31日に終了した会計年度中のその他の費用は、ピムコ・トータル・リターン・ファンドが40,124.50米ドル、ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションが76,083.41米ドルでした。

(5) 【課税上の取扱い】

(A) 日本

2025年10月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

(2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

(3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)) の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されますので原則として確定申告をすることになりますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。)の譲渡損失(繰越損失を含みます。)との損益通算が可能です。

(4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。以下同じです。)または金融機関等を除きます。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます(2038年1月1日以後は15%の税率となります。))。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含みます。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいいます。以下同じです。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)) の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と

同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)) の税率による源泉徴収が行われます。
日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含みます。)との損益通算が可能です。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除きます。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます(2038年1月1日以後は15%の税率となります。)
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含みます。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)) の税率による源泉徴収が行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。
譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。
- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

税制等の変更により上記「ないし」に記載されている取扱いは変更されることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

(B) ルクセンブルグ

総論

課税に関する以下の記述は、トラストに対して生じる、および受益者によるトラストへの投資に関連して受益者に生じるルクセンブルグの一定の税効果の概要を述べるものであり、情報の提供のみを目的として本書に記載されています。以下の記述は、英文目論見書の日付現在ルクセンブルグで有効な法律および実務に基づいています。

関連する税法および税規制の改正またはこれらの解釈の変更の結果、トラストまたは受益者の税務上の地位が変更されないという保証はありません。本概要は、一般的な性質を有するにすぎず、また特定の投資家に対する法律上または税務上の助言となることを意図したのではなく、そのように解釈されるべきではありません。従って、投資予定者は自らが服する可能性のある州、地方または外国の税法(ルクセンブルグ税法を含みます。)の影響について自身の専門家に相談すべきです。

あらゆる投資の場合と同様に、トラストへの投資が行われた時点で適用のある税務ポジションまたは予定された税務ポジションが無期限に持続するとの保証はありません。本書の情報は、法律上または税務上の助言として認識されるべきではありません。

トラストへの課税

トラストは、その税務上の地位に関してルクセンブルグの法律に従います。ルクセンブルグで現在有効な法律および規則に基づき、トラストの純資産に対して、四半期毎に計算され支払うべき年次税(taxe d'abonnement)が課されます。年次税はトラストが負担します。年次税の現行料率は、()あらゆる投資者が投資可能なクラスについては、各クラスの純資産価額の年率0.05%および()機関投資家限定クラスについては、各クラスの純資産価額の年率0.01%です。特定の免除が適用される場合があります。特に、他のUCIに保有される受益証券として表される資産の価額については、年次税が免除されますが、かかる受益証券に年次税が既に課税されていることを条件とします。ファンドの別紙における詳細な規定において、トラストのサービスプロバイダーの一つがファンドに帰属する年次税を負担することが定められている場合があります。

環境的に持続可能な活動に対する投資に関する年次税の減税

ファンドが、持続可能な投資を促進する枠組みの構築に関連し、SFDRを改正する規則(EU)2020/852(以下「タクソノミー規則」といいます。)第3条に従い、環境的に持続可能な経済活動としての適格性を有する活動を表す資産(以下「ESG資産」といいます。)に投資する場合、前述の年率0.05%の割合は、以下のとおり減じられる場合があります。

- ・純資産の少なくとも5%をESG資産に投資したファンドの場合、年率0.04%
- ・純資産の少なくとも20%をESG資産に投資したファンドの場合、年率0.03%
- ・純資産の少なくとも35%をESG資産に投資したファンドの場合、年率0.02%
- ・純資産の少なくとも50%をESG資産に投資したファンドの場合、年率0.01%

トラストは原則として、ルクセンブルグの税務目的上、税務上導管性を有する法主体とみなされます。そのため、トラストは原則として、二重課税協定の恩恵を受ける権利を有しませんが、ルクセンブルグ以外の法域において、トラストが税務上異なる取扱いを受けることがあります。投資予定者は、二重課税協定の規定の恩恵を直接受ける可能性について留意すべきです。

理事会指令2017/952/EU(以下「ATAD2」といいます。)のルクセンブルグ法への導入に基づき、トラストの議決権、資本持分もしくは利益分配権の直接的もしくは間接的な持分を合計で50%以上保有する非居住事業体としての適格性を有し、またはこれに関連していると判断される一または複数の受益者が、トラストを課税対象者とみなす一または複数の法域に所在する場合、トラストは、トラストの所得が別途課税されていない場合に、その所得について課税対象となるものとします(以下「リバース・ハイブリッド・ミスマッチ」といいます。)。この場合、トラストは、ルクセンブルグの法人税の目的上その税務上の透明性を失い、トラストの利益は、ルクセンブルグ法に従いまたはその他の法域において別途課税されない部分について、課税対象となる場合があります。

トラストが(i)広く保有される、()分散化された証券ポートフォリオを保有している、および()ルクセンブルグの投資者保護規制の対象とみなされる場合、トラストは、集団投資ビークルとしてリバース・ハイブリッド・ミスマッチ規則からの免除(以下「CIV免除」といいます。)により利益を得る可能性があります。

付加価値税

ルクセンブルグの見解では、トラストは、付加価値税の目的上、課税対象者と判断されます。ただし、投資ファンドが仕入に係る付加価値税の還付を受ける権利を有することなく完全に免除の対象となる活動を行っているとは判断される限り、投資ファンドは、ルクセンブルグの付加価値税の目的上、登録する義務を免除されます。ただし、投資ファンドが、外国から受けたサービス(特に、法務および税務専門家サービス、免税対象ではない金融および銀行サービス等を含みます。)または他のEU加盟国からルクセンブルグに送付された商品のいずれかに関する付加価値税の納税義務を負う場合を除きます。

ルクセンブルグの付加価値税法の意味の範囲内において、付加価値税の免除は、ルクセンブルグにおいてファンド運用サービスとしての適格性を有するサービス(資産運用/ポートフォリオサービス、投資顧問サービスおよび管理事務代行サービスを含みます。)に適用されますが、管理および監督としての適格性を有するサービスには適用されません。

受益者への課税

ルクセンブルグの現在の法律に基づき、受益者は、ルクセンブルグに住所、居所また恒久的施設を有している者を除き、ルクセンブルグのキャピタル・ゲイン税、所得税または源泉徴収税を課されません。

受益者は、税務目的上多くの異なる法域の居住者であることが予想されます。そのため、本書においては、トラスト受益証券の申込み、転換(許可された場合)、保有、買戻しまたはその他の方法で受益証券を取得もしくは処分する各投資者に関する税効果の概要を述べることはしません。これらの効果は、受益者が市民権、居所もしくは住所を有する国または受益者の設立国において現在有効な税法および慣行ならびに受益者個人の状況によって異なります。投資者は、投資者が市民権、居所もしくは住所を有する国または設立国の法律に基づき、受益証券の申込み、購入、保有、転換(許可された場合)、買戻しまたはその他の方法での処分による税効果の可能性について留意し、かつ該当する場合は自身の専門家に相談すべきです。

税務に関する情報の自動的交換

FATCA

米国の外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」といいます。)とは、追加雇用対策法(以下「HIRE法」といいます。)の規定であり、米国における脱税を防止する手段として、金融機関が、米国外に金融資産を保有する米国人投資者を内国歳入庁に確実に報告することを目的とす

る、米国が制定した広範な情報報告制度のことで、HIRE法の結果として、また、米国以外の金融機関がこの制度の対象外とならないようにするため、この制度に参加せず、この制度を遵守しない金融機関が保有するすべての米国の有価証券は、総所得に対して30%の米国源泉徴収税の対象となります。

2014年3月28日、ルクセンブルグは、米国と政府間モデル1協定(以下「ルクセンブルグIGA」といいます。)およびルクセンブルグIGAに関する覚書を締結し、ルクセンブルグにおいて、2015年7月24日法(以下「ルクセンブルグFATCA法」といいます。)によって批准されました。トラストは、ルクセンブルグFATCA法の条項に基づき、FATCAの規定を遵守する義務を負います。管理会社(またはそのいずれかの代理人)は、FATCAの目的において「特定米国人」である自身の直接および間接的な投資者(以下「報告対象口座」といいます。)を特定することを目的として情報を収集するよう要求されます。トラストに提供された報告対象口座に関する一切のかかる情報は、ルクセンブルグ税務当局と共有され、ルクセンブルグ税務当局は、内国歳入庁と当該情報を自動的に交換します。

管理会社は、FATCAを遵守しているとみなされるよう、トラストのために、ルクセンブルグFATCA法の規定を遵守することを意図しており、従って、トラストの実際の米国への投資および米国へのみなし投資に帰属する支払いの自身の負担分に関して、30%の源泉徴収税(以下「FATCA源泉徴収」といいます。)の対象とはなりません。

FATCAに関する規制およびルクセンブルグFATCA法の規定を確実に遵守するため、管理会社は、トラストのために、以下を行う場合があります。

- 受益者のFATCA上の地位を確認するため、受益者に対し、すべての情報および証拠書類を提供するよう求めること。
- 該当する口座が報告対象口座とみなされた場合、受益者に関する情報をルクセンブルグ税務当局に報告し、(受益者は、該当する場合、銀行秘密データ保護に関する相反する規則を放棄する。)特定の事業体に対する支払いを報告すること、ならびに
- 第三者が適用あるFATCA源泉徴収を行うことができるよう、第三者に情報を提供すること。

ルクセンブルグFATCA法の下、該当する情報は、米国・ルクセンブルグ所得税条約の一般的な情報交換に関する規定に基づき、ルクセンブルグ税務当局が内国歳入庁に先に報告する場合があります。

ルクセンブルグIGAと同様の追加の政府間協定(以下それぞれ「IGA」といいます。)については、他の法域が米国と締結しているか、または、米国と協議中です。ルクセンブルグまたはIGAを締結している他の国に所在していない販売会社を通じて投資対象を保有する受益者は、当該販売会社がFATCAを遵守する意図を有しているかについて確認する必要があります。管理会社または販売会社が、FATCAまたは適用あるIGAに基づくその義務を遵守するために、一定の投資者からの追加情報を要求する場合があります。

これに関連して、受益者は、効率的なサービス確保のため、管理会社または権限を有する第三者によってデータが処理され、かつ、報告が準備される場合があり、管理会社または当該第三者がデータおよび報告をルクセンブルグ税務当局に送信する旨を通知されます。データは、最大限機密として取り扱われます。

トラスト(または権限を有する第三者)を代理して行為し、データ管理者として行為する管理会社は、いかなる場合においても、収集されたデータをFATCAの目的以外に使用しません。

FATCA源泉徴収ならびにFATCAおよびIGAの条件に基づく情報報告の範囲および適用は、米国、ルクセンブルグおよびその他のIGA政府による見直しの対象となり、規則は変更される可能性があります。受益者は、自己の特定の状況に対するFATCAの適用に関して、自己の税務専門家に問い合わせるべきです。

共通報告基準(CRS)

OECDは、FATCAの実施へ向けた政府間の取り組みを広く利用することにより、海外での脱税問題にグローバルに対処するためCRSを策定しました。効率性の最大化および金融機関の費用削減をめざし、CRSは金融口座情報のデューデリジェンス、報告および交換に関する共通基準を提供しています。CRSに基づき、参加法域は、共通のデューデリジェンスおよび報告手続きに基づき金融機関が特定したすべての報告対象口座に関する財務情報を報告金融機関から取得し、年に一度交換パートナーとの間で自動的に交換します。ルクセンブルグは、金融口座の税務情報の自動的に交換に関連し、課税分野における自動的な情報交換に関するEU指令2014/107/EUをルクセンブルグ法に導入する2015年12月18日付法律(以下「ルクセンブルグCRS法」といいます。)を通じて、CRSを施行しました。その結果、トラストは、ルクセンブルグにより採択されたCRSのデューデリジェンスおよび報告の要件を遵守するために、トラストの投資者に関する情報を報告するよう義務付けられます。受益者は、トラストがCRSに基づく義務を遵守することができるよう、トラストに対して追加の情報を提供することを要求される場合があります。要求された情報を提供しない場合、受益者は、結果として生じる罰金またはその他の課徴金の支払い義務を課され、かつ/または、自身の持分が強制的に払い戻される場合があります。

トラストは、ルクセンブルグCRS法の要件を遵守する必要がある、ルクセンブルグに設立された金融機関です。よって、トラストを代理して行為する管理会社は、その投資者に対して、投資者のCRSに係る地位を確認するため、金融口座保有者(一定の事業体およびその支配者を含みます。)の身元および租税上の居住地に関する情報を提供するよう要請することができます。CRSに関する質問への回答は、義務付けられたものです。トラストは、毎年、管理会社または責任を委任される代理人を通じて、ルクセンブルグ税務当局に対して、以下の者が保有する持分の価値および以下の者に対して行われた関連する支払いを報告することを義務付けられます。

- 報告対象法域(すなわち、EU加盟国または大公国規則に記載された第三国)に居住する個人
- 報告対象法域に所在する特定の事業体(報告が免除される場合を除きます。)、および
- 報告対象法域の居住者によって支配(ルクセンブルグCRS法において定義されます。)される特定の事業体

かかる情報は、ルクセンブルグ税務当局が、報告対象法域の管轄権を有する外国当局に先に報告します。

これに関連して、受益者は、効率的なサービス確保のため、トラスト、管理会社または権限を有する第三者によってデータが処理され、かつ、報告が準備される場合があります。トラスト、管理会社または当該第三者がデータおよび報告をルクセンブルグ税務当局に送信する旨を通知されます。データは、最大限機密として取り扱われます。

FATCAおよびCRSに関する投資者情報の開示

投資者は、自身の個人データ(氏名、住所、納税者識別番号を含みますが、これらに限られません。)ならびに(場合に応じて)自身の支配者の個人データおよび財務情報が、ルクセンブルグ税務当局(Administration des contributions directes)との間で交換される場合があります。ルクセンブルグ税務当局が、内国歳入庁を含む関連する外国の税務当局にもかかる情報を送る可能性があることを通知されます。

これに関連して、投資者は、効率的なサービス確保のため、トラスト、管理会社または権限を有する第三者によってデータが処理され、かつ、報告が準備される場合があります。トラスト、管理会社または当該第三者がデータおよび報告をルクセンブルグ税務当局(Administration des contributions directes)に送信する旨を通知されます。投資者は、ルクセンブルグFATCA法およびルクセンブルグCRS法の目的において、トラスト、管理会社または権限を有する第三者によって随時要求される可能性がある追加情報を提供しなければならず、また、定められた期間内に追加情報を提供しない

場合、ルクセンブルグ税務当局(Administration des contributions directes)への報告がなされることとなり、かつ/または、投資を拒否されることとなるか、もしくは、自身の持分が強制的な買戻し/処分の対象となる場合があります。

投資者は、トラストにおいて保有される持分に関して収集され、誤りがあった場合に投資者が訂正する権利を有するデータにアクセスする権利を有します。CRSおよびFATCAのデータ管理者として行為するトラスト(または権限を有する第三者)は、いかなる場合においても、収集されたデータをCRSおよびFATCAの目的以外に使用しません。トラストは、FATCAおよびCRSの目的においてデータを取り扱うことに責任を有します。

投資者は、データ保護の項も参照するものとします。

(C) 米国

以下の記述は、トラストへの投資に関連して、トラストやその受益者に及ぼす可能性のある一定の米国連邦所得税の影響の一般的な要約です。当該記述は、トラストに適用される米国連邦所得税をすべて網羅することを目的としていません。また、あらゆる受益者に適用される米国連邦所得税をすべて網羅することも目的としておらず、受益者によっては特別な規則が適用されることもあり得ます。特に、米国納税者(以下に定義されます。)は、補遺の規定に従う場合を除き、一般的にトラストへの投資が認められないため、かかる者による受益証券への投資に関する米国連邦所得税の影響については以下の記述では扱っておりません。

当該記述は、トラストが今後、1986年米国内国歳入法(改正済)(以下「内国歳入法」といいます。)において定義される「米国不動産所有会社」の持分を(債権者として保有する場合を除き)保有しないことを前提としています。投資者は、トラストへの投資に適用される米国の連邦、州、地方および外国の所得税法に基づく税金の取扱いについて、ならびに特定の贈与、遺産および相続に関する税務上の問題について税務専門家に相談すべきです。

本書において「米国納税者」とは、(米国連邦所得税の課税目的で定義される)米国人もしくは米国に居住する外国人、米国の州(コロンビア特別区を含みます。)においてまたはその法律に従い創設・設立された米国税制上パートナーシップまたは法人とみなされる法主体、米国財務省規則により米国納税者とみなされるその他のパートナーシップ、源泉にかかわらずその収益が米国所得税の対象となる不動産、米国内の裁判所がその管理について主たる監督を行い、かつその実質的な決定が一または複数の米国受託者の管理下にある信託をいいます。なお、米国の市民権を失い、かつ米国外に居住する者であっても、場合によっては米国納税者とみなされることがあります。

以下の記述は、便宜上、トラストが、各ファンドを含め米国連邦所得税の課税上単一の法主体とみなされる場合を想定しています。しかしながら、この分野の法律は不確定です。したがって、米国連邦所得税の課税目的で各ファンドを別個の法主体とみなすなど、トラストが他のアプローチを採用する可能性があります。米国内国歳入法がトラストの取る立場に合意するとの保証はありません。

トラストへの課税

トラストは原則として、米国において取引や事業に従事しているとみなされないようにその業務を行う予定であり、したがって、その所得のいずれもトラストが行う米国の取引や事業に「事実上関連する」とはみなされません。トラストのいずれの所得もトラストが行う米国の取引や事業に事実上関連しない場合、米国の源泉からトラストが得た配当(および一定の代替配当ならびに支払に相当するその他の配当)を含む一定の範疇に属する所得ならびに一定の利息収入は、米国において30%の課税対象とされ、原則として当該所得から源泉されます。キャピタル・ゲイン(デリバティブ商品の利用から発生したものを含みます。)を含むその他の一定の範疇に属する所得および一定のポートフォリオ債務(米国政府証券を含みます。)、当初発行から満期までの期間が183日以内である割引債、ならびに譲渡性銀行預金証書にかかる利息は、この30%の課税対象とはなりません。一方、トラストの所

得が、トラストが行う米国の取引や事業に事実上関連して生じた場合、かかる所得には米国内の法人に適用される米国連邦所得税が累進課税され、またトラストが支店利益税の対象となる可能性もあります。

上記のとおり、トラストは原則として、米国連邦所得税の課税対策上、米国において取引や事業に従事しているとみなされないように活動する予定です。具体的には、トラストは、活動が自己勘定による株式や有価証券またはコモディティの取引に限定される場合には米国の事業に従事しているとはみなされないという内国歳入法のセイフ・ハーバー・ルール¹の適用を受けることを意図しています。コモディティがセイフ・ハーバー・ルール¹の適用を受けるためには、コモディティは、習慣的に組織化された商品取引所で取引されており、かつ取引が習慣的に当該取引所で完了する類のものでなければなりません。それらのセイフ・ハーバー・ルール¹は、取引がトラスト、居住者であるブローカー、委託代理人、預託機関もしくはその他の代理人によって行われているか否か、また、それらの代理人が取引実行の決定を一任されているか否かを問わず、適用されます。なお、セイフ・ハーバー・ルール¹は、株式、有価証券もしくはコモディティのディーラーには適用されないが、トラストはそうしたディーラーとなることは予定していません。

ただし、米国内において自己勘定で²有価証券およびコモディティのデリバティブ・ポジションを保有する非米国人に対する課税上の取扱いについては、最終案となっていない規制案を含む、ごく限定的な指針しか存在しないことに留意して下さい。例えば、現在の規制案においては、通貨および通貨デリバティブにおける権利の取引に関しては、習慣的に組織化された商品取引所で取引される類の通貨である場合にのみ、セイフ・ハーバー¹を提供しています。今後の指針により、トラストは米国において従事する活動の方法を変更する可能性があります。

コモディティ関連スワップ、ストラクチャード・ノートおよびその他の商品の課税に関する米国税法の今後の動向により、トラストはコモディティのエクスポージャーを得る方法を変更する可能性があります。

FATCAに従い、トラスト(またはその各ファンド)は、包括的な報告および源泉の規定を遵守しない(または遵守しているとみなされない)法主体に対して一定の金額の支払い(以下「源泉徴収対象支払い」といいます。)³について、(30%の)米国連邦源泉税を課されることとなります。一般に、源泉徴収対象支払いとは、利子(発行差金を含みます。)、配当、賃料、年金およびその他の定額もしくは算定可能な年次のもしくは定期的な利益、収益または所得のうち米国を源泉とする支払いをいいます。ただし、米国の取引または事業の遂行に事実上関連する所得は、本定義に含まれません。これらの規定を遵守しているとみなされない場合、源泉税を回避するために、トラスト(またはその各ファンド)は、トラスト(または各ファンド)に投資する各米国納税者(または実質的な米国における所有権を有する外国の法主体)に関する本人確認情報および財務情報を確認および開示するための契約を米国との間で締結し、当該契約に基づく義務を果たすためにトラストが要求する情報を提供しない投資者に対して行われる源泉徴収対象支払いおよび関連する支払いについて(30%の)税を源泉徴収することを義務付けられています。米国およびルクセンブルグとの間の政府間協定に従い、トラスト(または各ファンド)は、米国納税者情報を確認かつルクセンブルグ政府に直接報告すれば、規定を遵守しているとみなされ、源泉税を徴収しなくてよいとされます。特定の種類の米国の投資者(免税投資者、株式公開企業、銀行、規制を受ける投資会社、不動産投資信託、共同信託基金、ブローカー、ディーラーおよび取次業者ならびに州および連邦政府機関を一般的に含むが、これらに限られません。)は、当該報告義務を免除されます。この新たな報告および源泉の制度の仕組みおよび適用範囲に関するさらに詳細な指針は、策定中です。今後のトラストの運用に関するこのような指針の公表のタイミングや影響についての保証はありません。

受益者は、トラストまたはその代理人が随時要求する税金に関する追加的な情報と共に、米国または非米国の課税上の地位の証明書の提供を義務付けられます。要求される情報を提供しない場合、または(適用ある場合に)自らのFATCAに基づく義務を果たさない場合、受益者は、結果的に生じ

る源泉税、米国の情報報告および自身のトラスト受益証券の強制買戻しの債務を負担する場合があります。

受益者への課税

トラストからの分配および受益証券の処分に関する受益者への米国における課税は一般に、受益者が米国内で取引や事業に従事しているか否か、または、受益者が米国納税者として課税対象となっているか否かといった、受益者の個別の状況によります。

米国納税者は、適式に記入されたIRSフォームW-9をトラストに提供することが義務付けられ、その他の全受益者は、必要に応じて、適切かつ適式に記入されたIRSフォームW-8の提供が義務付けられます。トラストから配当としてまたは受益証券の買戻しによる手取金総額として米国納税者に支払われた金額は、通常、IRSフォーム1099において米国納税者および米国内国歳入庁に報告されます(下記において別段の記載がある場合を除きます)。米国納税者以外の受益者の場合は必要に応じて適切かつ適式に記入されたIRSフォームW-8、または米国納税者の場合はIRSフォームW-9を提供しない場合、受益者は予備源泉徴収税を課されることがあります。予備源泉徴収税は、追加の税ではありません。源泉徴収された金額は、受益者の米国連邦所得税債務に充当されます。

免税の法主体、法人、非米国納税者及びその他の一定のカテゴリーに属する受益者は通常、かかる受益者がトラストに対し自らの免税者の立場を証明する適切かつ適式に記入されたIRSフォームW-8またはIRSフォームW-9を必要に応じて提供している場合、IRSフォーム1099の報告対象又は予備源泉徴収の対象とはなりません。

上記のとおり、受益者はトラストが随時要求する追加的な情報を提供するよう義務付けられます。要求される情報を提供しない場合、受益者は、結果的に生じる米国源泉税、米国税の情報報告および/または自身の受益証券の強制買戻しのための債務を負担する場合があります。

米国の州および地方の税制

上記の米国連邦所得税に加え、投資者は、トラストへの投資について米国の州税および地方税が課税される可能性があることも考慮すべきです。米国の州および地方の税法はしばしば、米国連邦所得税法とは異なります。投資者は、個々の状況に基づき米国の州および地方の税制に関する助言を独立した税務専門家に求めるべきです。

カリフォルニア州の税制

米国連邦所得税の課税目的上、トラストが法人に分類される場合、カリフォルニア州を源泉とする収入についてのみ、カリフォルニア州のフランチャイズ所得税または法人所得税の対象となります。トラストのような非米国法人は、(1)商業上の住所地がカリフォルニア州以外にあるか、または(2)その投資活動が、カリフォルニア州を源泉とする収入を発生させない自己勘定の「株式もしくは有価証券」の取引を許可するセイフ・ハーバー・ルールに該当するかのいずれかの場合に、無形の個人資産への直接投資により、カリフォルニア州を源泉とする収入を回避できます。法人の商業上の住所地とは、その取引や事業が指示もしくは管理される主要な場所をいいます。トラストは、その商業上の住所地がカリフォルニア州にないとの立場です。ただし、トラストの商業上の住所地を決定する際に考慮される要因のひとつに、投資対象の少なくとも一部がカリフォルニア州から運用されていることが挙げられます。したがって、異議申し立てがあった場合、このトラストの立場が支持される保証はありません。さらに、トラストは基本的に、セイフ・ハーバー・ルール上の「株式もしくは有価証券」の取引を充足する方法により投資活動を行うことを意図していますが、この目的上の「有価証券」の定義についての指針はほとんど存在しません。例えば、コモディティ先物またはその他のデリバティブ商品が、この目的上の「有価証券」ではないと判断された場合、トラストの投資活動が、

セーフ・ハーバー・ルール上の「株式もしくは有価証券」としての適格性を満たさない可能性もあります。したがって、トラストがカリフォルニア州を源泉とする収入を回避できる保証はありません。

(D) その他

ルクセンブルグ外に居住する受益者

受益者は、税務目的上多くの異なる法域の居住者であることが予想されます。そのため本書においては、各投資者について、その受益証券の申込み、保有もしくは買戻しまたはその他の方法による受益証券の取得もしくは処分に対する税効果の概要を述べることはしません。これらの税効果は、受益者が市民権、居所もしくは住所を有する国または自身の設立国において現在有効な税法および慣行ならびに受益者個人の状況によって異なります。投資者は、自身が市民権、居所もしくは住所を有する国または設立国の法律に基づき、受益証券の申込み、購入、保有、買戻しまたはその他の方法での処分による税効果の可能性について留意し、かつ該当する場合は自身の専門家に相談すべきです。

ルクセンブルグ外でのトラストへの課税

トラストは、最終的な投資対象国への投資から生じる収益または利益に関して、現地の源泉徴収税を課されることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

()ピムコ・トータル・リターン・ファンド

(2025年8月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
投資信託	ルクセンブルグ	190,853,359.14	99.49
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		969,082.22	0.51
合計(純資産総額)		191,822,441.36 (約28,559百万円)	100.00

(注)投資比率とは、各ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下、別段の記載がない限り同じです。

()ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション

(2025年8月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
投資信託	ルクセンブルグ	72,789,064.35	88.34
短期金融商品	米国	8,249,896.76	10.01
小計		81,038,961.11	98.35
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,361,153.51	1.65
合計(純資産総額)		82,400,114.62 (約12,268百万円)	100.00

< 参考情報 >

対象ファンド（ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド）の投資状況

（2025年8月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
社債	米国	69,551,864.74	22.25
	英国	14,700,526.66	4.70
	オランダ	8,321,596.81	2.66
	日本	7,697,102.05	2.46
	フランス	7,629,501.45	2.44
	ドイツ	3,798,483.11	1.22
	スイス	3,332,782.72	1.07
	スウェーデン	2,977,249.01	0.95
	アイルランド	2,818,369.33	0.90
	デンマーク	2,763,280.08	0.88
	イタリア	2,329,551.55	0.75
	カナダ	2,201,568.69	0.70
	ルクセンブルグ	1,954,962.08	0.63
	ケイマン諸島	1,893,208.51	0.61
	バミューダ	1,881,564.74	0.60
	フィンランド	1,738,296.84	0.56
	スペイン	1,575,211.47	0.50
	韓国	1,200,378.86	0.38
	インド	960,014.59	0.31
	オーストラリア	897,067.55	0.29
	超国家的機関	800,497.70	0.26
	シンガポール	700,085.47	0.22
	アゼルバイジャン	506,305.68	0.16
ベルギー	310,159.44	0.10	
アラブ首長国連邦	301,361.41	0.10	
ポルトガル	220,053.94	0.07	
米国政府機関証券	米国	128,102,368.02	40.98
米国財務省証券	米国	77,090,024.53	24.66
アセット・バック証券	アイルランド	12,360,345.25	3.95
	米国	5,738,794.55	1.84
	ジャージー	901,794.29	0.29

ソブリン債	超国家的機関	2,645,462.80	0.85
	ブラジル	2,089,328.58	0.67
	カナダ	1,976,023.85	0.63
	ペルー	1,757,892.52	0.56
	サウジアラビア	1,632,224.42	0.52
	南アフリカ	1,575,117.54	0.50
	英国	1,406,050.81	0.45
	ルーマニア	1,078,304.08	0.34
	イスラエル	843,790.97	0.27
	日本	710,565.87	0.23
	オーストラリア	690,327.56	0.22
	メキシコ	200,420.00	0.06
非政府モーゲージ・バック証券	英国	4,898,138.47	1.57
	米国	3,435,690.07	1.10
	フランス	1,009,743.47	0.32
レポ契約	米国	7,100,000.00	2.27
地方債	米国	1,854,786.28	0.59
コマーシャル・ペーパー	米国	448,588.46	0.14
小計		402,606,826.87	128.78
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		- 89,987,294.88	- 28.78
合計（純資産総額）		312,619,531.99 （約46,543百万円）	100.00

（注1）投資比率とは、対象ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）上記の資産の種類の区分方法は、後記「（3）運用実績（参考情報）（2025年9月末日現在）」で使用される種類の区分方法とは異なります。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（ ）ピムコ・トータル・リターン・ファンド

（2025年8月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	口数	簿価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（%）
					単価	金額	単価	金額	
1	PIMCO Total Return Strategy Fund	ルクセンブルグ	投資信託	1,391,363.70	126.78	176,392,515.77	137.17	190,853,359.14	99.49

（ ）ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション

・投資信託

（2025年8月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	口数	簿価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（%）
					単価	金額	単価	金額	
1	PIMCO Total Return Strategy Fund	ルクセンブルグ	投資信託	530,648.57	127.67	67,749,414.86	137.17	72,789,064.35	88.34

・短期金融商品

(2025年8月末日現在)

順位	銘柄	国・地域名	種類	利率(%)	償還日	額面金額	簿価(米ドル)	時価(米ドル)	投資比率(%)
1	U.S. Treasury Bills	米国	短期金融商品	4.337	2025/10/7	2,900,000.00米ドル	2,887,769.25	2,888,172.44	3.51
2	U.S. Treasury Bills	米国	短期金融商品	4.292	2025/10/28	1,700,000.00米ドル	1,688,762.29	1,689,065.23	2.05
3	U.S. Treasury Bills	米国	短期金融商品	4.226	2025/12/9	1,300,000.00米ドル	1,285,301.39	1,285,787.83	1.56
4	U.S. Treasury Bills	米国	短期金融商品	4.354	2025/9/16	700,000.00米ドル	698,751.67	698,840.20	0.85
5	U.S. Treasury Bills	米国	短期金融商品	4.227	2025/12/9	700,000.00米ドル	692,084.40	692,347.29	0.84
6	U.S. Treasury Bills	米国	短期金融商品	4.342	2025/10/14	600,000.00米ドル	596,973.87	597,088.00	0.72
7	U.S. Treasury Bills	米国	短期金融商品	4.335	2025/10/2	400,000.00米ドル	398,543.00	398,595.77	0.48

<参考情報>

対象ファンド(ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド)の上位組入銘柄

・債券

(2025年8月末日現在)

順位	銘柄	国・地域名	種類	利率(%)	償還日	額面金額	簿価(米ドル)	時価(米ドル)	投資比率(%)
1	Uniform Mortgage-Backed Security, TBA	米国	米国政府機関証券	5.500	2055/10/1	20,775,000.00米ドル	20,817,784.18	20,875,727.38	6.68
2	Uniform Mortgage-Backed Security, TBA	米国	米国政府機関証券	5.000	2055/10/1	20,360,000.00米ドル	19,918,187.12	20,064,830.49	6.42
3	Uniform Mortgage-Backed Security, TBA	米国	米国政府機関証券	4.000	2055/10/1	19,000,000.00米ドル	17,513,203.13	17,724,215.74	5.67
4	Uniform Mortgage-Backed Security, TBA	米国	米国政府機関証券	4.500	2055/10/1	14,600,000.00米ドル	13,911,546.88	14,030,664.09	4.49
5	U.S. Treasury Bonds	米国	米国財務省証券	4.250	2054/8/15	10,400,000.00米ドル	10,164,788.09	9,307,187.55	2.98
6	U.S. Treasury Notes	米国	米国財務省証券	3.875	2030/4/30	7,000,000.00米ドル	6,990,997.87	7,060,429.67	2.26
7	Uniform Mortgage-Backed Security, TBA	米国	米国政府機関証券	6.000	2055/10/1	6,420,000.00米ドル	6,532,110.44	6,553,423.01	2.10
8	Uniform Mortgage-Backed Security, TBA	米国	米国政府機関証券	3.500	2055/10/1	7,228,000.00米ドル	6,509,041.10	6,528,078.93	2.09
9	U.S. Treasury Bonds	米国	米国財務省証券	3.375	2044/5/15	7,900,000.00米ドル	8,145,877.21	6,439,425.80	2.06
10	Uniform Mortgage-Backed Security	米国	米国政府機関証券	3.000	2052/5/1	5,373,175.09米ドル	4,870,119.02	4,673,433.00	1.49
11	U.S. Treasury Notes	米国	米国財務省証券	3.875	2034/8/15	4,400,000.00米ドル	4,257,786.15	4,314,320.30	1.38
12	U.S. Treasury Bonds	米国	米国財務省証券	3.125	2044/8/15	5,200,000.00米ドル	5,620,640.59	4,065,343.78	1.30
13	Ginnie Mae, TBA	米国	米国政府機関証券	5.000	2055/9/1	3,880,000.00米ドル	3,791,984.37	3,841,799.85	1.23
14	U.S. Treasury Bonds	米国	米国財務省証券	1.375	2040/11/15	5,200,000.00米ドル	4,933,974.95	3,315,507.83	1.06
15	U.S. Treasury Bonds	米国	米国財務省証券	4.750	2055/8/15	3,033,800.00米ドル	2,980,579.00	2,952,740.66	0.94
16	U.S. Treasury Bonds	米国	米国財務省証券	3.875	2043/5/15	3,300,000.00米ドル	3,214,511.59	2,926,558.60	0.94
17	U.S. Treasury Bonds	米国	米国財務省証券	2.250	2049/8/15	4,184,000.00米ドル	2,838,614.94	2,583,047.96	0.83
18	Ginnie Mae, TBA	米国	米国政府機関証券	6.000	2055/9/1	2,392,000.00米ドル	2,430,512.50	2,440,174.55	0.78
19	Uniform Mortgage-Backed Security	米国	米国政府機関証券	3.000	2051/7/1	2,656,032.37米ドル	2,407,914.61	2,307,709.37	0.74
20	Ginnie Mae, TBA	米国	米国政府機関証券	4.000	2055/9/1	2,300,000.00米ドル	2,119,414.06	2,146,035.06	0.69
21	U.S. Treasury Bonds	米国	米国財務省証券	2.750	2042/11/15	2,800,000.00米ドル	2,738,190.11	2,117,171.87	0.68
22	Uniform Mortgage-Backed Security	米国	米国政府機関証券	3.000	2053/4/1	2,419,833.55米ドル	2,192,763.77	2,098,873.00	0.67
23	Uniform Mortgage-Backed Security, TBA	米国	米国政府機関証券	3.000	2055/10/1	2,270,000.00米ドル	1,951,313.28	1,966,645.89	0.63
24	U.S. Treasury Notes	米国	米国財務省証券	4.625	2035/2/15	1,900,000.00米ドル	1,967,896.28	1,965,312.50	0.63
25	U.S. Treasury Bonds	米国	米国財務省証券	4.375	2039/11/15	2,000,000.00米ドル	2,454,391.16	1,954,453.12	0.63
26	Ginnie Mae, TBA	米国	米国政府機関証券	4.500	2055/9/1	2,000,000.00米ドル	1,896,015.63	1,926,579.72	0.62
27	JDE Peet's NV	オランダ	社債	4.125	2030/1/23	1,500,000.00ユーロ	1,640,915.39	1,831,774.11	0.59
28	Kojamo Oyj	フィンランド	社債	1.875	2027/5/27	1,500,000.00ユーロ	1,638,757.42	1,738,296.84	0.56
29	U.S. Treasury Inflation Protected Securities	米国	米国財務省証券	0.125	2051/2/15	3,220,906.00米ドル	2,069,959.40	1,719,364.07	0.55

(注1) 投資比率とは、対象ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 上記の種類の区分方法は、後記「(3) 運用実績(参考情報)(2025年9月末日現在)」で使用される種類の区分方法とは異なります。

・レボ契約

(2025年8月末日現在)

順位	取引相手方	国・地域名	種類	利率 (%)	満期日	時価 (米ドル)	投資比率 (%)
1	BNP Paribas S.A.	米国	レボ契約	4.340	2025/2/9	7,100,000.00	2.27

(注1) 投資比率とは、対象ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 上記の種類の区分方法は、後記「(3) 運用実績(参考情報)(2025年9月末日現在)」で使用される種類の区分方法とは異なります。

【投資不動産物件】

該当事項はありません(2025年8月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません(2025年8月末日現在)。

(3) 【運用実績】

米ドル建クラス受益証券、円建クラス受益証券、豪ドル建クラス受益証券、米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券、豪ドル建ブラジルリアル受益証券、トルコリラ建クラス受益証券の運用実績は、次の通りです。

なお、トルコリラ建クラス受益証券は、2013年2月28日から運用を開始しました。

【純資産の推移】

下記会計年度末ならびに2025年9月末日および同日前1年以内における各月末の純資産の推移は、次の通りです。

()ピムコ・トータル・リターン・ファンド

<米ドル建クラス受益証券>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第6会計年度末 (2016年5月末日)	211,291,662.63	31,457,102,732	97.31	14,488
第7会計年度末 (2017年5月末日)	183,058,520.38	27,253,752,514	96.44	14,358
第8会計年度末 (2018年5月末日)	177,974,549.38	26,496,850,912	92.72	13,804
第9会計年度末 (2019年5月末日)	186,519,274.12	27,768,989,531	94.43	14,059
第10会計年度末 (2020年5月末日)	205,201,563.85	30,550,408,826	98.30	14,635
第11会計年度末 (2021年5月末日)	217,471,989.88	32,377,229,853	95.99	14,291
第12会計年度末 (2022年5月末日)	164,320,585.98	24,464,048,841	84.16	12,530
第13会計年度末 (2023年5月末日)	187,540,925.44	27,921,092,980	78.01	11,614
第14会計年度末 (2024年5月末日)	194,721,539.53	28,990,142,805	76.40	11,374
第15会計年度末 (2025年5月末日)	192,551,950.34	28,667,134,367	76.77	11,430
2024年10月末日	203,694,409.42	30,326,023,674	77.44	11,529
11月末日	200,264,510.62	29,815,380,341	78.14	11,633
12月末日	196,528,579.76	29,259,174,955	76.57	11,400
2025年1月末日	196,844,739.31	29,306,244,788	76.71	11,421
2月末日	200,437,848.80	29,841,186,929	78.34	11,663
3月末日	198,530,936.55	29,557,285,834	77.99	11,611
4月末日	196,845,577.92	29,306,369,641	77.63	11,558
5月末日	192,551,950.34	28,667,134,367	76.77	11,430
6月末日	192,202,275.35	28,615,074,754	77.88	11,595
7月末日	187,540,903.75	27,921,089,750	77.52	11,541
8月末日	190,589,456.82	28,374,958,331	78.22	11,645
9月末日	191,937,821.35	28,575,702,843	78.93	11,751

(注) 各会計年度末および2025年5月末日の純資産総額が各日における取引すべてを反映した数字であるのに対し、各月末の純資産総額は、各日の米国東部標準時午後7時時点で公表された数字です。以下同じです。

< 円建クラス受益証券 >

	純資産総額	1口当たり純資産価格
	円	円
第6会計年度末 (2016年5月末日)	296,189,434	9,445
第7会計年度末 (2017年5月末日)	331,599,808	9,176
第8会計年度末 (2018年5月末日)	364,336,980	8,628
第9会計年度末 (2019年5月末日)	361,767,661	8,598
第10会計年度末 (2020年5月末日)	422,923,443	8,862
第11会計年度末 (2021年5月末日)	402,977,194	8,751
第12会計年度末 (2022年5月末日)	269,911,966	7,743
第13会計年度末 (2023年5月末日)	338,393,019	6,989
第14会計年度末 (2024年5月末日)	305,423,471	6,562
第15会計年度末 (2025年5月末日)	220,346,395	6,387
2024年10月末日	296,714,748	6,542
11月末日	294,440,889	6,586
12月末日	286,504,689	6,427
2025年1月末日	286,535,818	6,428
2月末日	271,796,681	6,553
3月末日	270,049,490	6,511
4月末日	232,158,273	6,471
5月末日	220,346,395	6,387
6月末日	186,880,869	6,466
7月末日	179,774,995	6,420
8月末日	181,032,961	6,465
9月末日	182,082,543	6,512

()ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション

<豪ドル建クラス受益証券>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第6会計年度末 (2016年5月末日)	62,082,042.78	6,077,211,168	86.86	8,503
第7会計年度末 (2017年5月末日)	59,504,772.07	5,824,922,138	84.86	8,307
第8会計年度末 (2018年5月末日)	54,653,309.78	5,350,012,494	80.16	7,847
第9会計年度末 (2019年5月末日)	53,116,758.12	5,199,599,452	80.09	7,840
第10会計年度末 (2020年5月末日)	68,756,135.06	6,730,538,061	81.90	8,017
第11会計年度末 (2021年5月末日)	64,668,336.74	6,330,383,483	79.62	7,794
第12会計年度末 (2022年5月末日)	46,898,510.77	4,590,895,219	70.40	6,891
第13会計年度末 (2023年5月末日)	42,534,079.67	4,163,661,059	64.65	6,329
第14会計年度末 (2024年5月末日)	40,026,027.60	3,918,147,842	62.41	6,109
第15会計年度末 (2025年5月末日)	34,800,136.96	3,406,585,407	62.14	6,083
2024年10月末日	39,220,452.75	3,839,290,120	62.84	6,151
11月末日	38,914,136.22	3,809,304,795	63.32	6,198
12月末日	35,710,350.32	3,495,686,193	62.12	6,081
2025年1月末日	35,843,018.34	3,508,673,065	62.20	6,089
2月末日	36,460,395.00	3,569,108,067	63.36	6,202
3月末日	35,823,372.58	3,506,749,942	63.08	6,175
4月末日	35,438,353.19	3,469,060,394	62.79	6,147
5月末日	34,800,136.96	3,406,585,407	62.14	6,083
6月末日	35,022,927.25	3,428,394,349	62.88	6,155
7月末日	34,544,106.79	3,381,522,614	62.57	6,125
8月末日	34,717,221.19	3,398,468,782	63.03	6,170
9月末日	35,598,282.33	3,484,715,857	63.48	6,214

<トルコリラ建クラス受益証券>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	トルコリラ	円	トルコリラ	円
第6会計年度末 (2016年5月末日)	108,668,128.55	389,031,900	107.85	386
第7会計年度末 (2017年5月末日)	128,392,799.09	459,646,221	112.78	404
第8会計年度末 (2018年5月末日)	384,968,535.70	1,378,187,358	117.34	420
第9会計年度末 (2019年5月末日)	635,138,023.55	2,273,794,124	143.86	515
第10会計年度末 (2020年5月末日)	1,234,171,441.04	4,418,333,759	168.39	603
第11会計年度末 (2021年5月末日)	854,884,685.70	3,060,487,175	189.27	678
第12会計年度末 (2022年5月末日)	637,541,859.70	2,282,399,858	210.53	754
第13会計年度末 (2023年5月末日)	906,896,962.20	3,246,691,125	286.16	1,024
第14会計年度末 (2024年5月末日)	1,199,428,087.26	4,293,952,552	422.64	1,513
第15会計年度末 (2025年5月末日)	1,769,453,374.01	6,334,643,079	628.76	2,251
2024年10月末日	1,560,530,924.67	5,586,700,710	505.32	1,809
11月末日	1,612,058,958.03	5,771,171,070	525.97	1,883
12月末日	1,602,078,385.59	5,735,440,620	537.07	1,923
2025年1月末日	1,650,851,778.00	5,910,049,365	556.50	1,992
2月末日	1,715,330,955.21	6,140,884,820	582.20	2,084
3月末日	1,754,558,913.66	6,281,320,911	589.14	2,109
4月末日	1,738,054,026.64	6,222,233,415	612.05	2,191
5月末日	1,769,453,374.01	6,334,643,079	628.76	2,251
6月末日	1,849,762,390.22	6,622,149,357	660.12	2,363
7月末日	1,860,477,387.89	6,660,509,049	677.95	2,427
8月末日	1,934,362,143.94	6,925,016,475	704.14	2,521
9月末日	2,014,764,396.78	7,212,856,540	731.11	2,617

<米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第6会計年度末 (2016年5月末日)	54,774,712.97	8,154,859,267	36.22	5,392
第7会計年度末 (2017年5月末日)	62,398,400.04	9,289,873,798	40.21	5,986
第8会計年度末 (2018年5月末日)	47,831,882.35	7,121,210,644	32.38	4,821
第9会計年度末 (2019年5月末日)	39,894,394.29	5,939,477,422	29.47	4,387
第10会計年度末 (2020年5月末日)	24,132,108.11	3,592,788,255	21.19	3,155
第11会計年度末 (2021年5月末日)	18,377,767.63	2,736,082,045	21.33	3,176
第12会計年度末 (2022年5月末日)	16,363,109.55	2,436,139,750	22.15	3,298
第13会計年度末 (2023年5月末日)	12,650,100.32	1,883,346,936	20.54	3,058
第14会計年度末 (2024年5月末日)	10,899,498.35	1,622,717,314	20.49	3,051
第15会計年度末 (2025年5月末日)	8,473,770.70	1,261,574,982	19.68	2,930
2024年10月末日	9,506,425.30	1,415,316,599	19.07	2,839
11月末日	9,258,599.40	1,378,420,279	18.69	2,783
12月末日	8,496,541.28	1,264,965,066	17.57	2,616
2025年1月末日	9,108,181.41	1,356,026,048	18.87	2,809
2月末日	9,260,415.15	1,378,690,608	19.27	2,869
3月末日	8,755,387.08	1,303,502,028	19.75	2,940
4月末日	8,774,536.73	1,306,353,028	19.99	2,976
5月末日	8,473,770.70	1,261,574,982	19.68	2,930
6月末日	8,944,881.73	1,331,713,992	21.06	3,135
7月末日	8,702,682.54	1,295,655,377	20.59	3,065
8月末日	9,040,633.65	1,345,969,538	21.56	3,210
9月末日	9,247,722.68	1,376,800,953	22.31	3,322

<豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第6会計年度末 (2016年5月末日)	40,985,208.06	4,012,042,017	52.19	5,109
第7会計年度末 (2017年5月末日)	50,950,865.15	4,987,580,190	55.82	5,464
第8会計年度末 (2018年5月末日)	25,209,306.73	2,467,739,036	43.50	4,258
第9会計年度末 (2019年5月末日)	24,318,699.90	2,380,557,533	43.16	4,225
第10会計年度末 (2020年5月末日)	17,197,952.53	1,683,507,573	32.93	3,224
第11会計年度末 (2021年5月末日)	11,478,648.66	1,123,644,917	28.48	2,788
第12会計年度末 (2022年5月末日)	7,594,372.67	743,413,141	31.69	3,102
第13会計年度末 (2023年5月末日)	6,735,701.07	659,357,778	32.59	3,190
第14会計年度末 (2024年5月末日)	5,897,850.46	577,340,582	31.70	3,103
第15会計年度末 (2025年5月末日)	5,340,976.56	522,828,195	31.55	3,088
2024年10月末日	5,297,691.57	518,591,028	29.97	2,934
11月末日	5,217,289.53	510,720,472	29.54	2,892
12月末日	5,088,376.62	498,101,187	29.11	2,850
2025年1月末日	5,437,984.12	532,324,266	31.16	3,050
2月末日	5,557,900.49	544,062,879	31.94	3,127
3月末日	5,629,117.82	551,034,343	32.68	3,199
4月末日	5,540,313.60	542,341,298	32.23	3,155
5月末日	5,340,976.56	522,828,195	31.55	3,088
6月末日	5,603,747.61	548,550,854	33.15	3,245
7月末日	5,538,732.60	542,186,534	33.00	3,230
8月末日	5,545,416.99	542,840,869	34.01	3,329
9月末日	5,521,855.86	540,534,470	34.75	3,402

【分配の推移】

下記会計年度中ならびに2025年9月末日前1年間における各月の1口当たり分配金の額は、次の通りです。(分配落ち日ベース)

()ピムコ・トータル・リターン・ファンド

<米ドル建クラス受益証券>

	1口当たり分配金	
	米ドル	円
第6会計年度	3.60	536
第7会計年度	3.60	536
第8会計年度	3.60	536
第9会計年度	3.60	536
第10会計年度	3.60	536
第11会計年度	3.60	536
第12会計年度	3.60	536
第13会計年度	3.60	536
第14会計年度	3.60	536
第15会計年度	3.60	536
2024年10月	0.30	45
11月	0.30	45
12月	0.30	45
2025年1月	0.30	45
2月	0.30	45
3月	0.30	45
4月	0.30	45
5月	0.30	45
6月	0.30	45
7月	0.30	45
8月	0.30	45
9月	0.30	45

<円クラス受益証券>

	1口当たり分配金
	円
第6会計年度	360
第7会計年度	360
第8会計年度	360
第9会計年度	270
第10会計年度	180
第11会計年度	180
第12会計年度	180
第13会計年度	180
第14会計年度	180
第15会計年度	180
2024年10月	15
11月	15
12月	15
2025年1月	15
2月	15
3月	15
4月	15
5月	15
6月	15
7月	15
8月	15
9月	15

()ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション

<豪ドル建クラス受益証券>

	1口当たり分配金	
	豪ドル	円
第6会計年度	6.30	617
第7会計年度	4.80	470
第8会計年度	4.80	470
第9会計年度	3.90	382
第10会計年度	3.00	294
第11会計年度	3.00	294
第12会計年度	3.00	294
第13会計年度	3.00	294
第14会計年度	3.00	294
第15会計年度	3.00	294
2024年10月	0.25	24
11月	0.25	24
12月	0.25	24
2025年1月	0.25	24
2月	0.25	24
3月	0.25	24
4月	0.25	24
5月	0.25	24
6月	0.25	24
7月	0.25	24
8月	0.25	24
9月	0.25	24

<トルコリラ建クラス受益証券>

	1口当たり分配金	
	トルコリラ	円
第6会計年度	6.60	24
第7会計年度	6.60	24
第8会計年度	6.60	24
第9会計年度	6.60	24
第10会計年度	6.60	24
第11会計年度	6.60	24
第12会計年度	6.60	24
第13会計年度	6.60	24
第14会計年度	6.60	24
第15会計年度	6.60	24
2024年10月	0.55	2
11月	0.55	2
12月	0.55	2
2025年1月	0.55	2
2月	0.55	2
3月	0.55	2
4月	0.55	2
5月	0.55	2
6月	0.55	2
7月	0.55	2
8月	0.55	2
9月	0.55	2

<米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券>

	1口当たり分配金	
	米ドル	円
第6会計年度	6.55	975
第7会計年度	4.80	715
第8会計年度	4.80	715
第9会計年度	3.60	536
第10会計年度	2.40	357
第11会計年度	1.08	161
第12会計年度	0.96	143
第13会計年度	0.96	143
第14会計年度	0.96	143
第15会計年度	0.96	143
2024年10月	0.08	12
11月	0.08	12
12月	0.08	12
2025年1月	0.08	12
2月	0.08	12
3月	0.08	12
4月	0.08	12
5月	0.08	12
6月	0.08	12
7月	0.08	12
8月	0.08	12
9月	0.08	12

< 豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券 >

	1口当たり分配金	
	豪ドル	円
第6会計年度	7.70	754
第7会計年度	7.20	705
第8会計年度	7.20	705
第9会計年度	5.10	499
第10会計年度	3.00	294
第11会計年度	1.57	154
第12会計年度	1.44	141
第13会計年度	1.44	141
第14会計年度	1.44	141
第15会計年度	1.44	141
2024年10月	0.12	12
11月	0.12	12
12月	0.12	12
2025年1月	0.12	12
2月	0.12	12
3月	0.12	12
4月	0.12	12
5月	0.12	12
6月	0.12	12
7月	0.12	12
8月	0.12	12
9月	0.12	12

【収益率の推移】

()ピムコ・トータル・リターン・ファンド

<米ドル建クラス受益証券>

会計年度	収益率(注)
第6会計年度	1.56%
第7会計年度	2.81%
第8会計年度	-0.12%
第9会計年度	5.73%
第10会計年度	7.91%
第11会計年度	1.31%
第12会計年度	-8.57%
第13会計年度	-3.03%
第14会計年度	2.55%
第15会計年度	5.20%

(注)各クラス受益証券の収益率は、以下の算式により算出されています。

$$\text{収益率(\%)} = 100 \times (a - b) / b$$

a = 上記会計年度末の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)

<円建クラス受益証券>

会計年度	収益率(注)
第6会計年度	0.88%
第7会計年度	0.96%
第8会計年度	-2.05%
第9会計年度	2.78%
第10会計年度	5.16%
第11会計年度	0.78%
第12会計年度	-9.46%
第13会計年度	-7.41%
第14会計年度	-3.53%
第15会計年度	0.08%

()ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション

<豪ドル建クラス受益証券>

会計年度	収益率(注)
第6会計年度	2.92%
第7会計年度	3.22%
第8会計年度	0.12%
第9会計年度	4.78%
第10会計年度	6.01%
第11会計年度	0.88%
第12会計年度	-7.81%
第13会計年度	-3.91%
第14会計年度	1.18%
第15会計年度	4.37%

<トルコリラ建クラス受益証券>

会計年度	収益率(注)
第6会計年度	11.43%
第7会計年度	10.69%
第8会計年度	9.90%
第9会計年度	28.23%
第10会計年度	21.64%
第11会計年度	16.32%
第12会計年度	14.72%
第13会計年度	39.06%
第14会計年度	50.00%
第15会計年度	50.33%

<米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券>

会計年度	収益率(注)
第6会計年度	-1.11%
第7会計年度	24.27%
第8会計年度	-7.54%
第9会計年度	2.13%
第10会計年度	-19.95%
第11会計年度	5.76%
第12会計年度	8.35%
第13会計年度	-2.93%
第14会計年度	4.43%
第15会計年度	0.73%

<豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券>

会計年度	収益率(注)
第6会計年度	4.57%
第7会計年度	20.75%
第8会計年度	-9.17%
第9会計年度	10.94%
第10会計年度	-16.75%
第11会計年度	-8.75%
第12会計年度	16.33%
第13会計年度	7.38%
第14会計年度	1.69%
第15会計年度	4.07%

(参考情報)(2025年9月末日現在)

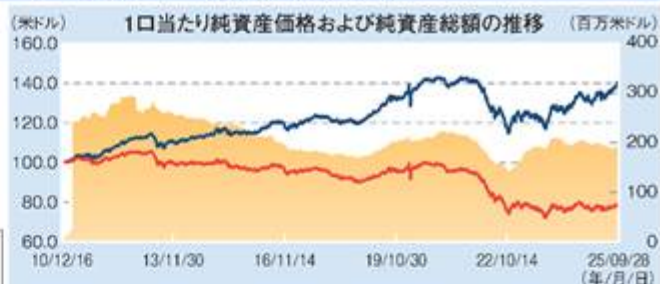
※ファンドの運用実績は2025年9月末日現在のものであり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。
 ※金額及び比率を表示する場合には、四捨五入して記入しております。従って、合計の数値が一致しない場合があります。

ピムコ・トータル・リターン・ファンド 米ドル建クラス

純資産の推移

(2010年12月16日(設定日)～2025年9月末日)

1口当たり純資産価格(米ドル)	78.93
純資産総額(百万米ドル)	191.94



※分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。

分配の推移(単位:米ドル)

分配月(分配落ち日ベース)	第11会計年度	第12会計年度	第13会計年度	第14会計年度	第15会計年度
1口当たり分配金	3.60	3.60	3.60	3.60	3.60
分配月(分配落ち日ベース)	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月	設定来累計
1口当たり分配金	0.30	0.30	0.30	0.30	52.80

収益率の推移



(注1)ファンドにはベンチマークはありません。

(注2)ファンドの収益率(%)=100×(a-b)/b

a=会計年度末の1口当たり純資産価格(該当会計年度の分配金の合計金額を加えた額)

b=当該会計年度末の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配前の額)

ピムコ・トータル・リターン・ファンド 円建クラス

純資産の推移

(2010年12月16日(設定日)～2025年9月末日)

1口当たり純資産価格(円)	6,512
純資産総額(百万円)	182.08



※分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。

分配の推移(単位:円)

分配月(分配落ち日ベース)	第11会計年度	第12会計年度	第13会計年度	第14会計年度	第15会計年度
1口当たり分配金	180	180	180	180	180
分配月(分配落ち日ベース)	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月	設定来累計
1口当たり分配金	15	15	15	15	4,050

収益率の推移



(注1)ファンドにはベンチマークはありません。

(注2)ファンドの収益率(%)=100×(a-b)/b

a=会計年度末の1口当たり純資産価格(該当会計年度の分配金の合計金額を加えた額)

b=当該会計年度末の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配前の額)

ビムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション 豪ドル建クラス

純資産の推移

(2010年12月16日(設定日)～2025年9月末日)

1口当たり純資産価格(豪ドル)	63.48
純資産総額(百万豪ドル)	35.60

■ 純資産総額(右軸)
■ 1口当たり純資産価格(左軸)
■ 分配金再投資1口当たり純資産価格(左軸)



※分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。

分配の推移(単位:豪ドル)

分配月(分配落ち日ベース)	第11会計年度	第12会計年度	第13会計年度	第14会計年度	第15会計年度
1口当たり分配金	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00
分配月(分配落ち日ベース)	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月	設定来累計
1口当たり分配金	0.25	0.25	0.25	0.25	75.20

収益率の推移



(注1)ファンドにはベンチマークはありません。

(注2)ファンドの収益率(%)=100×(a-b)/b

a=会計年度末の1口当たり純資産価格(該当会計年度の分配金の合計金額を加えた額)

b=当該会計年度末の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配前の額)

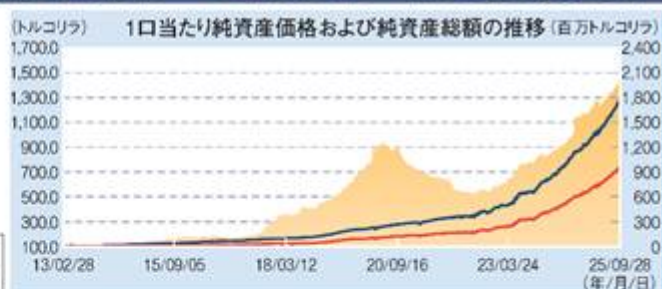
ビムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション トルコリラ建クラス

純資産の推移

(2013年2月28日(設定日)～2025年9月末日)

1口当たり純資産価格(トルコリラ)	731.11
純資産総額(百万トルコリラ)	2,014.76

■ 純資産総額(右軸)
■ 1口当たり純資産価格(左軸)
■ 分配金再投資1口当たり純資産価格(左軸)



※分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。

分配の推移(単位:トルコリラ)

分配月(分配落ち日ベース)	第11会計年度	第12会計年度	第13会計年度	第14会計年度	第15会計年度
1口当たり分配金	6.60	6.60	6.60	6.60	6.60
分配月(分配落ち日ベース)	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月	設定来累計
1口当たり分配金	0.55	0.55	0.55	0.55	82.50

収益率の推移



(注1)ファンドにはベンチマークはありません。

(注2)ファンドの収益率(%)=100×(a-b)/b

a=会計年度末の1口当たり純資産価格(該当会計年度の分配金の合計金額を加えた額)

b=当該会計年度末の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配前の額)

ビムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション 米ドル建ブラジルリアルクラス

純資産の推移

(2010年12月16日(設定日)～2025年9月末日)

1口当たり純資産価格(米ドル)	22.31
純資産総額(百万米ドル)	9.25

■ 純資産総額(右軸)
■ 1口当たり純資産価格(左軸)
■ 分配金再投資1口当たり純資産価格(左軸)



※分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。

分配の推移(単位:米ドル)

分配月(分配落ち日ベース)	第11会計年度	第12会計年度	第13会計年度	第14会計年度	第15会計年度
1口当たり分配金	1.08	0.96	0.96	0.96	0.96
分配月(分配落ち日ベース)	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月	設定来累計
1口当たり分配金	0.08	0.08	0.08	0.08	76.89

収益率の推移



(注1)ファンドにはベンチマークはありません。

(注2)ファンドの収益率(%)=100×(a-b)/b
a=会計年度末の1口当たり純資産価格(該当会計年度の分配金の合計金額を加えた額)
b=当該会計年度末の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配前の額)

ビムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション 豪ドル建ブラジルリアルクラス

純資産の推移

(2010年12月16日(設定日)～2025年9月末日)

1口当たり純資産価格(豪ドル)	34.75
純資産総額(百万豪ドル)	5.52

■ 純資産総額(右軸)
■ 1口当たり純資産価格(左軸)
■ 分配金再投資1口当たり純資産価格(左軸)



※分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。

分配の推移(単位:豪ドル)

分配月(分配落ち日ベース)	第11会計年度	第12会計年度	第13会計年度	第14会計年度	第15会計年度
1口当たり分配金	1.57	1.44	1.44	1.44	1.44
分配月(分配落ち日ベース)	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月	設定来累計
1口当たり分配金	0.12	0.12	0.12	0.12	86.11

収益率の推移



(注1)ファンドにはベンチマークはありません。

(注2)ファンドの収益率(%)=100×(a-b)/b
a=会計年度末の1口当たり純資産価格(該当会計年度の分配金の合計金額を加えた額)
b=当該会計年度末の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配前の額)

主要な資産の状況

2025年9月末日現在

<投資有価証券の主要銘柄>

ピムコ・トータル・リターン・ファンド

順位	銘柄	種類	投資比率(%)
1	PIMCO Total Return Strategy Fund	投資信託	99.4

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション

順位	銘柄	種類	投資比率(%)
1	PIMCO Total Return Strategy Fund	投資信託	90.1

※下記は、ファンドの主な投資先である「ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド(対象ファンド)」についての2025年9月末日現在の情報です。

<通貨別投資比率>

通貨	比率(%)
米ドル	99
ブラジルレアル	1
その他	-1

<セクター別投資比率>

種類	比率(%)
国債・政府機関債	10
モーゲージ債	39
社債	34
米国以外の公社債	9
エマージング債	5
その他	2
キャッシュ等*	2

<格付別投資比率>

格付	比率(%)
AAA	0
AA	42
A	18
BBB	32
BB	7
B	0
B格未満	1

*キャッシュ等には、PIMCOがキャッシュとみなす債券(高格付けの短期債)等が含まれています。

<投資有価証券の主要銘柄>

順位	銘柄	種類	償還日	投資比率(%)
1	Fannie Mae	モーゲージ債	2055/11/13	6.6
2	Fannie Mae	モーゲージ債	2055/11/13	6.4
3	Fannie Mae	モーゲージ債	2055/11/13	5.7
4	Fannie Mae	モーゲージ債	2055/11/13	4.5
5	US Treasury Bonds	国債・政府機関債	2054/8/15	3.0
6	US Treasury Notes	国債・政府機関債	2030/4/30	2.2
7	Fannie Mae	モーゲージ債	2055/11/13	2.1
8	US Treasury Bonds	国債・政府機関債	2044/5/15	2.1
9	Fannie Mae	モーゲージ債	2055/11/13	2.1
10	Fannie Mae	モーゲージ債	2052/5/1	1.5

(注1)通貨別投資比率、セクター別投資比率、格付別投資比率については四捨五入のため全体計が100%と異なることがあります。

(注2)投資比率とは、対象ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は、次の通りです。

なお、トルコリラ建クラス受益証券は2013年2月28日から運用を開始しました。

() ピムコ・トータル・リターン・ファンド

<米ドル建クラス受益証券>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第6会計年度	163,090 (163,090)	372,999 (372,999)	2,171,414 (2,171,414)
第7会計年度	136,912 (136,912)	410,233 (410,233)	1,898,093 (1,898,093)
第8会計年度	228,902 (228,902)	207,454 (207,454)	1,919,541 (1,919,541)
第9会計年度	267,596 (267,596)	211,908 (211,908)	1,975,229 (1,975,229)
第10会計年度	381,297 (381,297)	269,024 (269,024)	2,087,502 (2,087,502)
第11会計年度	452,670 (452,670)	274,517 (274,517)	2,265,655 (2,265,655)
第12会計年度	152,367 (152,367)	465,513 (465,513)	1,952,509 (1,952,509)
第13会計年度	678,021 (678,021)	226,427 (226,427)	2,404,103 (2,404,103)
第14会計年度	489,404 (489,404)	344,716 (344,716)	2,548,791 (2,548,791)
第15会計年度	337,803 (337,803)	378,498 (378,498)	2,508,096 (2,508,096)

(注1) () 内の数字は日本国内における販売・買戻および発行済の口数を示します。以下同じです。

(注2) 販売・買戻および発行済みの口数は、財務書類では千口単位で表示されており、かつ千単位未満は四捨五入された実際値を反映して調整されていることがあるため、財務書類に記載の数値とは異なる場合があります。以下同じです。

< 円建クラス受益証券 >

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第6会計年度	277 (277)	8,481 (8,481)	31,361 (31,361)
第7会計年度	10,652 (10,652)	5,877 (5,877)	36,136 (36,136)
第8会計年度	10,955 (10,955)	4,862 (4,862)	42,229 (42,229)
第9会計年度	710 (710)	863 (863)	42,076 (42,076)
第10会計年度	14,158 (14,158)	8,513 (8,513)	47,721 (47,721)
第11会計年度	7,115 (7,115)	8,787 (8,787)	46,049 (46,049)
第12会計年度	40 (40)	11,229 (11,229)	34,860 (34,860)
第13会計年度	15,930 (15,930)	2,374 (2,374)	48,416 (48,416)
第14会計年度	150 (150)	2,020 (2,020)	46,546 (46,546)
第15会計年度	100 (100)	12,145 (12,145)	34,501 (34,501)

()ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション

<豪ドル建クラス受益証券>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第6会計年度	111,651 (111,651)	228,786 (228,786)	714,741 (714,741)
第7会計年度	233,589 (233,589)	247,104 (247,104)	701,226 (701,226)
第8会計年度	125,503 (125,503)	144,945 (144,945)	681,784 (681,784)
第9会計年度	102,942 (102,942)	121,502 (121,502)	663,224 (663,224)
第10会計年度	401,990 (401,990)	225,728 (225,728)	839,486 (839,486)
第11会計年度	272,020 (272,020)	299,329 (299,329)	812,177 (812,177)
第12会計年度	47,970 (47,970)	194,004 (194,004)	666,143 (666,143)
第13会計年度	58,765 (58,765)	66,993 (66,993)	657,915 (657,915)
第14会計年度	41,303 (41,303)	57,898 (57,898)	641,320 (641,320)
第15会計年度	15,564 (15,564)	96,833 (96,833)	560,051 (560,051)

<トルコリラ建クラス受益証券>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第6会計年度	646,345 (646,345)	256,260 (256,260)	1,007,608 (1,007,608)
第7会計年度	654,156 (654,156)	523,317 (523,317)	1,138,447 (1,138,447)
第8会計年度	2,817,355 (2,817,355)	674,901 (674,901)	3,280,901 (3,280,901)
第9会計年度	2,324,746 (2,324,746)	1,190,611 (1,190,611)	4,415,036 (4,415,036)
第10会計年度	4,741,583 (4,741,583)	1,827,764 (1,827,764)	7,328,855 (7,328,855)
第11会計年度	764,347 (764,347)	3,576,434 (3,576,434)	4,516,768 (4,516,768)
第12会計年度	185,918 (185,918)	1,674,461 (1,674,461)	3,028,225 (3,028,225)
第13会計年度	460,767 (460,767)	319,774 (319,774)	3,169,218 (3,169,218)
第14会計年度	240,615 (240,615)	571,858 (571,858)	2,837,975 (2,837,975)
第15会計年度	488,134 (488,134)	511,922 (511,922)	2,814,187 (2,814,187)

<米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第6会計年度	206,337 (206,337)	527,408 (527,408)	1,512,141 (1,512,141)
第7会計年度	387,212 (387,212)	347,690 (347,690)	1,551,663 (1,551,663)
第8会計年度	129,986 (129,986)	204,415 (204,415)	1,477,234 (1,477,234)
第9会計年度	83,468 (83,468)	207,140 (207,140)	1,353,562 (1,353,562)
第10会計年度	31,973 (31,973)	246,825 (246,825)	1,138,710 (1,138,710)
第11会計年度	7,404 (7,404)	284,338 (284,338)	861,776 (861,776)
第12会計年度	937 (937)	124,051 (124,051)	738,662 (738,662)
第13会計年度	265 (265)	123,096 (123,096)	615,831 (615,831)
第14会計年度	140 (140)	84,126 (84,126)	531,845 (531,845)
第15会計年度	0 (0)	101,336 (101,336)	430,509 (430,509)

< 豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券 >

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第6会計年度	307,229 (307,229)	131,449 (131,449)	785,278 (785,278)
第7会計年度	353,892 (353,892)	226,335 (226,335)	912,835 (912,835)
第8会計年度	70,285 (70,285)	403,621 (403,621)	579,499 (579,499)
第9会計年度	71,949 (71,949)	88,016 (88,016)	563,432 (563,432)
第10会計年度	93,023 (93,023)	134,149 (134,149)	522,306 (522,306)
第11会計年度	799 (799)	120,047 (120,047)	403,058 (403,058)
第12会計年度	450 (450)	163,898 (163,898)	239,610 (239,610)
第13会計年度	100 (100)	33,038 (33,038)	206,672 (206,672)
第14会計年度	365 (365)	21,009 (21,009)	186,028 (186,028)
第15会計年度	0 (0)	16,755 (16,755)	169,273 (169,273)

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 海外における販売手続等

ファンド証券の申込み

投資者は、以下に記載されるとおり、各クラスのファンド証券の購入を申し込むことができます。

投資者は、購入申込書が関係する取引日の午後3時(ルクセンブルグ時間)までに主管理事務代行会社により受領されることにより、取引日において各クラスのファンド証券の購入申込みを行うことができます(管理会社の裁量により別途決定された場合を除きます。)。関係する終了時刻より後に受領され、または受領されたとみなされる購入申込みは、次に到来する関係取引日に取り扱われます。管理会社は、同一の状況にある受益者間の平等取扱いの原則に従うことを条件として、その裁量により、上記の要件を放棄することができます。

関係するクラスの表示通貨により支払われる申込価格の全額は、関係取引日の後4ファンド営業日(または管理会社の裁量により決定されるこれより早いまたは遅い日時)以内に保管受託銀行またはその代理人により即時利用可能な資金で受領されなければなりません。

申し込まれたファンド証券は、適切に記入された申込書が受領された取引日に発行されます。

関係する申込書が上記の日時まで受領されなかった場合、かかる購入申込みは、次に到来する関係取引日まで持ち越され、ファンド証券は、当該取引日に当該取引日の申込価格で発行されます。

適時の決済が行われなかった場合、かかる申込みは無効となり、申込者またはその金融仲介会社の費用負担により取り消されます。決済日までに適切な決済が行われなかった場合、管理会社は、不履行投資家またはその金融仲介会社を提訴するか、または各ファンドにおける当該申込者の既存の保有額から管理会社および/または各ファンドが負担した費用または損失を差し引く可能性があります。いずれの場合においても、投資者に払い戻される一切の金銭は、送金が受領されるまで無利息で保有されます。

投資者は、各関係取引日において、各クラスのファンド証券を、申込みが受諾される取引日時点で算定される当該クラスの1口当たり純資産価格で申し込むことができます。

最低申込口数

管理会社は、その裁量により、各ファンドおよび/または各クラスに関する最低申込口数を指定することができます。

本書の日付現在、各クラスファンド証券に関する最低申込口数は指定されていませんが、日本における販売会社は、その単独裁量により異なる水準を定めることができます。

管理会社は、同一の状況にある受益者間の平等取扱いの原則に従うことを条件として、その裁量により、各申込みまたは申込み全般に関する最低申込口数を放棄することができます。

最低残存保有額

管理会社は、その裁量により、各ファンドおよび/または各クラスに関する最低残存保有額を指定することができます。

本書の日付現在、各クラスファンド証券に関する最低残存保有額は指定されていません。

管理会社は、同一の状況にある受益者間の平等取扱いの原則に従うことを条件として、その裁量により、各申込みまたは申込み全般に関する最低残存保有額を適用しないことができます。

買戻しまたは転換の結果、あるファンドおよび/またはクラスにおける受益者の最低残存保有額が管理会社により当該ファンドおよび/またはクラスにつき決定された金額を下回った場合、管理会社は、当該受益者が当該ファンドおよび/またはクラスにおける全保有口数の転換または

買戻しを請求したと判断することができます。ポートフォリオ価格に影響を及ぼす相場変動により投資者の保有額が最低残存保有額の基準を下回った場合は、上記は適用されません。

(注) ファンド証券の転換は現時点では行うことができません。

通信方法

投資者による一切のファンドおよび/またはクラスのファンド証券の申込みは、主管理事務代行会社宛てにファックスにより送信することができ、当該申込書は、関係する申込締切時点より前に主管理事務代行会社により受信されていなければなりません。

申込みの受諾

管理会社は、一切のファンドおよび/またはクラスのファンド証券の購入申込みについて全部または一部を受諾し、または拒否することができます。投資者がいずれかの投資制限または投資規制に服している場合、購入申込時に明示しなければなりません。

申込みの取消(撤回)不能

いかなるファンドおよび/またはクラスのファンド証券の購入申込みも取消(撤回)することはできず、いかなる状況においても、管理会社の事前同意を得ない限り、投資者は購入申込みを撤回することはできません(純資産価格の算定が停止された場合を除きます。)。純資産価格の算定が停止された場合、管理会社は、かかる停止期間の終了後最初に到来する取引日に購入申込みを処理します。

申込みの確認

主管理事務代行会社は、ファックスにより受信した購入申込みを処理します。ファックスの受信を確認できなかった場合、管理会社および主管理事務代行会社のいずれも、ファックスの誤送信または不受信については責任を負わないものとします。管理会社または主管理事務代行会社に対し送信されるファックスは、管理会社または主管理事務代行会社により実際に確認された場合にのみ有効となるものとします。

記入済みの申込書の確認書は、関係する純資産価格が入手可能となった後、可及的速やかに、申込者に対し申込書に記載された住所宛てに送付されます。ファンド証券の正式な券面は発行されません。

端数

端数のファンド証券は発行されません。ファンド証券の発行、買戻しまたは転換(認められる場合)に関する純資産価格は、管理会社により随時決定される関係通貨単位となるよう切り上げまたは切り捨てされます。

データ保護

投資予定者および既存の投資者(被指名人、仲介会社または指定参加者等の資格において申込みを行う、または場合に応じて申込みを行った投資者が含まれることがあります。)は、トラストへの投資、ならびにそれに関連してトラスト、管理会社およびE E A 域内または域外を所在地とする管理会社の関連会社および委託先との間でやりとり(申込書の記入および(該当する場合は)電子通信または電話の記録を含みます。)を行うことにより、または個人情報(投資(予定)者と関係のある個人(取締役、受託者、従業員、代表者、株主、投資家、クライアント、受益所有者または代理人等)に関するものを含みます。)をトラストおよび管理会社に提供することにより、G D P R に定める範囲内の個人データ(以下「個人データ」といいます。)に該当する、個人に関する一定の個人情報を、トラスト、管理会社ならびにその関連会社および委託先に提供することとなることに留意すべきです。トラストは、G D P R に定める範囲内の「データ管理者」であり、投資(予定)者によって提供される個人データを秘密に、かつ、G D P R に従って保持することを約束します。

トラストは、GDPRに基づき自己が負うデータ保護義務および同法に基づき個人が有するデータ保護に関する権利の概要を記載したプライバシーに関する通知(以下「プライバシーに関する通知」といいます。)を作成しました。

すべての新規投資者は、トラスト受益証券の申込みを行う過程の一環としてプライバシーに関する通知の写しの提供を受けるものとします。GDPR施行前に申込みをされたすべてのトラストの既存投資者には、かかる写しを送付しました。

プライバシーに関する通知には、データ保護上、以下の事項に関する情報が含まれます。

- 投資者は、個人データに該当する一定の個人情報をトラストに提供すること。
- トラストは当該個人データのデータ管理者として行為すること、および関連会社および委託先(主管理事務代行会社、保管受託銀行、投資顧問会社および販売会社等)は、当該個人データを保護するための適切な技術的かつ組織的な安全管理措置を実行したデータ処理者として行為することができること。
- () 契約履行のためにトラストのファンドの受益証券の購入が必要である場合、() トラストまたは関連するファンドが適用を受ける法律上の義務を果たすために必要である場合、および/または() トラストまたは第三者の正当な利益のために必要であり、当該個人の利益、基本的人権または自由が当該正当な利益に優先しない場合に当該個人データを処理する場合、その正当な目的に関する記載。
- 個人データの送信状況の詳細(該当する場合は、EEA域外を所在地とする事業体への送信を含みます。)
- トラストのデータ保護対策の詳細。
- GDPRに基づきデータ主体である個人が有するデータ保護に関する権利の概要。
- トラストの個人データ保持方針に関する情報。
- データ保護に関する事項についての問い合わせ先。

個人データは、適用法によって課される制限期間に従い、個人データの処理のために必要な期間よりも長い期間にわたって保持されないものとします。トラストは、個人データが必要とされなくなった場合に、個人データを破棄するか、または、システムから消去するためにあらゆる合理的な手段を講じます。

GDPRに定められる条件に従い、投資(予定)者は、以下の権利を有します。

- 自身の個人データにアクセスする権利
- 自身の個人データが不正確または不完全な場合に、自身の個人データを訂正する権利
- 自身の個人データの処理に不服を申し立てる権利
- 自身の個人データの消去を求める権利、および
- 個人データのポータビリティを求める権利

投資(予定)者は、トラストによる自身の個人データの処理方法に不満がある場合、ルクセンブルグデータ保護国家委員会(すなわち、Commission Nationale pour la Protection des Données)に苦情を申し立てる権利を有します。

投資(予定)者は、以下の住所宛にトラストに書面を送付することによって、上記の権利を行使することができます。

ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト

気付 ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲー・エム・ベー・ハー ルクセンブルグ支店

ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1855、J.F.ケネディ通り49

(2) 日本における販売手続等

日本においては、申込期間中の日本における営業日にファンド証券の申込みの取扱いが行われます。その場合、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。

申込期間中、投資者は日本における営業日の午後4時(日本時間)までに取得の申込みをすることができます。投資者は、日本における約定日から起算して日本における4営業日目までに、申込金額および申込手数料を日本における販売会社に支払います。

各クラスファンド証券1口当たり純資産価格は、主管理事務代行会社により、各ファンド営業日(本書において各ファンド営業日をそれぞれ「取引日」といいます。)におけるニューヨーク証券取引所の通常取引終了時(通常午後4時(米国東部標準時))に、主管理事務代行会社により計算されます。

日本における販売会社は、原則として、関係取引日の午後3時(ルクセンブルグ時間)までに日本の投資者によりなされた買付注文を主管理事務代行会社に取り次ぎます。通常、日本における販売会社は取引日の日本における翌営業日に注文の成立を確認することができ、かかる確認した日を日本における約定日といいます。

最低申込口数は、本書の日付現在、定められていませんが、日本における販売会社は、その単独裁量により異なる水準を定めることができます。また、最低残存保有額は定められていません。

日本における販売会社のため、以下の料率の申込手数料が課されます。

申 込 口 数	申 込 手 数 料
1万口未満	申込金額の2.20%(税抜2.00%)
1万口以上5万口未満	申込金額の1.65%(税抜1.50%)
5万口以上10万口未満	申込金額の1.10%(税抜1.00%)
10万口以上50万口未満	申込金額の0.55%(税抜0.50%)
50万口以上	申込金額の0.22%(税抜0.20%)

(注1) 管理会社および日本における販売会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができます。

(注2) 上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示します。

投資者は、ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払と引換えに、取引残高報告書または他の通知書を日本における販売会社から受領します。申込金額および申込手数料の支払は円貨またはファンド証券の表示通貨によります。各クラスファンド証券の表示通貨と円貨との換算は、各申込みについての日本における約定日における、東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとします。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、各ファンドの純資産額が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができません。

管理会社は、一切のファンドおよび/またはクラスのファンド証券の購入申込みについて全部または一部を受諾し、または拒否することができます。投資者が何らかの投資制限に服している場合、当該投資者はかかる制限を購入申込時に明示しなければなりません。

なお、申込手数料等の照会先は日本における販売会社です。

前記「(1) 海外における販売手続等」の記載は、適宜、日本における販売手続等にも適用されることがあります。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し手続等

買戻取引日

受益者は、あるクラスのファンド証券の一部または全部の買戻しを、当該クラスの取引日に請求することができます。ファンド証券は、関係するファンドについて定められるファンド証券1口当たりの買戻価格で買い戻されます。

関係取引日の午後3時(ルクセンブルグ時間)までに買戻請求書が主管理事務代行会社により受領されない限り、いかなるクラスの買戻請求も受諾されません。

買戻請求書は、主管理事務代行会社に対しファックスで送信され、主管理事務代行会社により受領されなければならない。受益者の氏名および口座番号、買戻しを請求するクラスおよびファンド証券口数ならびに買戻代金の送金に関する特別の指示が記載されなければなりません。

関係する終了時刻より後に受領され、または受領されたとみなされる買戻請求は、次に到来する関係取引日に取り扱われます。管理会社は、同一の状況にある受益者間の平等取扱いの原則に従うことを条件として、その裁量により、上記の要件を放棄することができます。

買戻請求は、受益者が関係するクラスのファンド証券の購入申込みを複数回行っていった場合、当該受益者に対し最初に発行されたファンド証券に関し行われたものであると常にみなされます。

買戻代金は、実務上可能な限り速やかに、通常は関係取引日(同日を含みます。)の後4ファンド営業日目以内に、保管受託銀行またはその代理人により関係するクラスの参照通貨で支払われます。ただし、資本移動に関する為替管理もしくは為替制限等の法令上の規定または保管受託銀行および管理会社の支配の及ばないその他の状況により、買戻しを行う受益者が指定した国への買戻代金の送金が不可能な場合はこの限りではありません。「4 資産管理等の概要、(1) 資産の評価、1口当たり純資産価格の計算の停止」に記載される状況において、ファンドが、ファンドの買戻しのために通常の方法で有価証券のポジションを現金化できない場合、またはファンドの資産および負債の価値を合理的に決定できない場合、ファンドは、買戻しの決済を4ファンド営業日より遅くすることができます。また、当該項目に記載されたところに従い、買戻しを停止することもできます。

各クラスのファンド証券は、関係取引日に関して買い戻されます。

最低買戻口数

管理会社は、関係する各ファンドについて定められるところに従い、その裁量により、各クラスに関する最低買戻口数を指定することができます。

本書の日付現在、各クラスファンド証券に関する最低買戻口数は指定されていませんが、販売会社は、その単独裁量により異なる水準を定めることができます。

受益者は、「1 申込(販売)手続等、(1) 海外における販売手続等、最低残存保有額」に記載される最低残存保有額に関する規定に留意しなければなりません。

買戻請求の確認

主管理事務代行会社は、ファックスにより受信した買戻請求を処理します。管理会社および主管理事務代行会社のいずれも、ファックスの受信を確認できなかった場合、ファックスの誤送信または不受信については責任を負わないものとします。管理会社または主管理事務代行会社に対し送信されるファックスは、管理会社または主管理事務代行会社により実際に確認された場合にのみ有効となるものとします。

記入済みの買戻請求書の確認書は、関係する純資産価格が入手可能となった後、可及的速やかに、買戻しを行う受益者に対し買戻請求書に記載された住所宛てに送付されます。

ファンド証券1口当たりの買戻価格

関係する各ファンドについて別途規定されない限り、各クラスファンド証券1口当たりの買戻価格は、買戻請求が受諾された当該クラスの取引日付けで算定される当該クラスファンド証券1口当たり純資産価格とします。

買戻代金の支払

買戻代金は、関係する各ファンドについて定められるところに従い、保管受託銀行またはその代理人により関係するクラスの参照通貨で支払われます。

管理会社は、受益者の利益を著しく損なうことなくして投資先資産の売却を合理的に行うことができない場合、または関係する資産の適正価格を計算することができないと判断した場合、その単独裁量により、買戻請求の全部または一部をより遅い日に精算することができます。

買戻代金は、通常、明確な身分証明書類が主管理事務代行会社により受領されていることを条件に、登録受益者の銀行口座に支払われます。

買戻代金は、電信送金(または主管理事務代行会社の単独裁量により適切と判断されるその他の方法)により、関係するクラスの表示通貨(または主管理事務代行会社により随時同意されるその他の通貨)で支払われます。

買戻請求の取消(撤回)不能

通常、純資産価格の算定が停止されている場合を除き、ファンド証券の買戻請求も取消(撤回)することはできず、受益者は買戻請求を撤回することはできません。純資産価格の算定が停止された場合、ファンド証券の買戻請求を行った関係するクラスの受益者は、管理会社に対し自らの請求の撤回を希望する旨を書面で通知することができます。また、管理会社は、受益者間の平等取扱いの原則を十分考慮した上で、その単独裁量により、かかる買戻請求の撤回の受諾を決定することができます。

買戻請求の制限

取締役はまた、ある取引日に買い戻すことのできるファンド証券総数を各ファンドの純資産額の10%または管理会社の単独裁量により決定されるこれより高い割合に制限することができます。かかる制限が適用された場合、ファンド証券は按分計算で買い戻され、かかる制限のためにある特定の取引日に買い戻されなかったファンド証券は、当初請求がなされたすべてのファンド証券が買い戻されるまで、その後の各取引日に関し買戻請求がなされたものとして取り扱われます。前の取引日から持ち越された買戻請求は、より遅い方の取引日に受領され、および/または持ち越された請求に優先して買い戻されます。上記にかかわらず、買戻しを行うすべての受益者は、自らに対し支払われるべき代金を4暦四半期以内に全額受領することができ、かかる目的において、必要な場合、優先性の恩恵を受けることができます。

強制買戻し

管理会社は、トラストのいかなるファンド証券も以下の者によりまたは以下の者を代理して取得されず、または保有されないことを確保するために必要となると自らが判断するところに従い、同一クラスのファンド証券に制限(ファンド証券の譲渡に関する制限を除きますが、ファンド証券を記名式でのみ発行すべき旨の要件は含みます。)を課し、またはこれを緩和することができます。

- (a) 一切の国または政府機関もしくは規制機関の法律または要件に違反している者(管理会社、トラスト、投資顧問会社または一切の関係者(約款に定義されます。))がかかる違反により不利益を被ると管理会社が判断した場合)
- (b) 管理会社、投資顧問会社、トラストまたは受益者が本来負うまたは被ることのない納税義務またはその他の金銭的不利益を負いまたは被ることを招く恐れがある(管理会社、トラストまたは投資顧問会社が一切の国もしくは機関の証券法、投資法もしくは類似の法令に基づく登録要求されることまたはマーケット・タイミング取引および/もしくは詐欺取引を含みます。)と管理会社が判断する状況にある者

管理会社は、上記(a)および(b)の場合にファンド証券を強制的に買い戻すことができます。

管理会社はまた、以下の場合において、受益者のすべてのファンド証券を強制的に買い戻すことができます。

- (a) 受益者が英文目論見書および/または約款に違反してファンド証券の一部を譲渡し、またはかかる譲渡を試みた場合
- (b) ファンド証券の取得に関連して受益者によりなされた表明または保証が、なされた時点で真実でなかったか、またはその後真実でなくなった場合
- (c) 受益者が()破産を任意に申し立て、()破産もしくは倒産の宣告を受け、または破産手続もしくは倒産手続において自らに対する救済命令を申し立て、()一切の制定法または法令に基づく再編、和議、債務免除、再建、清算、解散またはその他の救済を求める申立てまたは答弁を行い、()上記のような手続において当該受益者に対しなされた申立ての重大な主張を認めるか、またはこれに異議を申し立てない旨の答弁もしくはその他の訴答を行い、または()当該受益者または当該受益者の財産の全部もしくは大部分に関する受託者、管財人または清算人の任命を求め、これに同意し、またはこれを認めた場合
- (d) 強制買戻しを行うことによりトラストに対する重大な法的、金銭的、税務上、経済的、財産上、運営上またはその他の不利益を回避できると管理会社がその絶対裁量により判断するその他一切の状況

また、管理会社は以下を行うことができます。

- (a) 必要と判断した場合にファンド証券の申込みを自己の裁量により拒否すること
- (b) ファンド証券の購入または保有を禁じられている受益者により保有されているファンド証券をいつでも買い戻すこと

一切のファンド証券が()約款に基づきファンド証券の保有を禁じられている者、()米国人^(注)、または()関係する保有により、一切の法域における適用ある法律もしくは要件の違反を招くか、または単独もしくは他の者と共同で(a)トラストまたは受益者の課税上の地位または居住を損なうか、(b)トラストまたは受益者に法的、規制上、金銭的、税務上または重大な運営上の不利益を被らせるか、または(c)トラストが本来従うことを要求されない一切の法域における登録要件または申立要件に従うことを要求されることを招く恐れがあると管理会社が単独かつ最終的に判断する者により、直接的もしくは実質的に保有され、または直接的もしくは間接的にかかる者の勘定によりもしくはかかる者の利益のために取得されていると管理会社が判断した場合、管理会社は、一切のかかる受益者から当該受益者により保有されているすべてのファンド証券を強制的に買い戻すことができます。

(注)米国人の定義

本書において、「米国人」とは、(a)1933年法に基づくレギュレーションSのルール902に基づく「米国人」の定義に含まれる者、または(b)CFRルール4.7に使用される「非米国人」の定義から除外される者のいずれかに該当する者をいいます。疑義を避けるため付言すると、当該者は、ルール902の「米国人」の定義を満たさない場合で、かつCFRルール4.7に基づく「非米国人」としての資格を有する場合に限り、かかる米国人の定義から除外されます。

ルール902に基づく「米国人」は、以下の者を含みます。

- (a) 米国内に居住する自然人
- (b) 米国の法律に基づき組織されまたは設立されているパートナーシップまたは法人
- (c) 遺言執行者または管財人が米国人である財団
- (d) 受託者が米国人である信託
- (e) 米国内に所在する非米国機関の代理機関または支店
- (f) 米国人のためディーラーまたはその他の受託者により保有される非一口座または類似口座(財団または信託を除きます。)
- (g) 米国内で組織され、設立されもしくは(個人の場合)米国内に居住するディーラーまたはその他の受託者により保有される一口座または類似口座(財団または信託を除きます。)
- (h) 下記の場合のパートナーシップまたは法人
 - ・ 米国以外の法域の法律に基づき組織され、または設立された場合
 - ・ 1933年法に基づき登録されていない証券への投資を主たる目的として米国人により設立されている場合

ただし、自然人、財団または信託ではない認定投資家(1933年法に基づくレギュレーションDルール501(a)で定義されます。)により組織または設立され、かつ所有されている場合はこの限りではありません。

上記にかかわらず、ルール902に基づく「米国人」には、() 米国で組織され、設立されもしくは(個人の場合)米国に居住するディーラーまたはその他の専門受託人により、非米国人のためまたは非米国人の勘定で保管される一任口座または類似口座(財団または信託を除きます。)、() (A)米国人ではない財団の遺言執行者または管財人が、財団の資産について単独または共有の運用裁量権を有する場合および(B)財団が米国以外の国の法律に準拠する場合に、遺言執行者または管財人を務める専門受託人が米国人である財団、() 米国人ではない受託者が信託資産について単独または共有の運用裁量権を有し、信託の受益者(および信託が取消可能の場合には信託設定者)が米国人ではない場合に、受託者を務める専門受託人が米国人である信託、() 米国以外の国の法律ならびに当該国の慣習の実務および文書に基づき設定され運営される従業員給付制度、() (A)代理機関または支店が有効な事業上の理由から営業を行う場合および(B)代理機関または支店が保険または銀行業務に従事しておりかつその所在する法域においてそれぞれ実質的な保険または銀行に関する規制を受けている場合の、米国外に所在する米国人の代理機関または支店、ならびに() 1933年法に基づくレギュレーションSのルール902(k)(2)() に明記される一定の国際機関(その代理機関、支店および年金プランを含みます。)は含まれません。

C F T Cルール4.7は現在、関連する部分で、以下の者が「非米国人」とみなされるものと規定します。

- (a) 米国または米国政府、その代理機関もしくは下部機関の居留地に居住しない自然人
- (b) 米国以外の法域の法律に基づき設立されたパートナーシップ、法人またはその他の機関(主にパッシブ投資を目的に設立された機関を除きます。)で、米国以外の法域にその主たる営業場所を置くもの
- (c) 源泉に関わらず、その所得に対して米国所得税を課されない財団または信託
- (d) プール、投資会社またはその他の類似機関等主にパッシブ投資を目的に組織された機関。ただし、非米国人またはその他適格者(C F T Cルール4.7(a)(2)または4.7(a)(3)に定義されます。)としての資格がない者が保有する当該機関への参加権は、合計で当該機関の受益権の10パーセント未満を表章するものとし、また当該機関は、その参加者が非米国人であることによりその運営者がC F T C規則のパート4の一定要件を免除されているプールについて、当該プールへの非米国人としての資格がない者による投資を促進することを主な目的として設立されていないことを条件とします。
- (e) 米国外で設立され、米国外に主たる営業場所を置く機関の従業員、役員または取引者本人のための年金プラン

(2) 日本における買戻し手続等

各クラスファンド証券は、以下の手続に従い、各クラスファンド証券に関するいずれかの取引日(「買戻日」)に、買戻請求が受諾された当該クラスの取引日付けで算出される当該クラスファンド証券1口当たり純資産価格(「買戻価格」)で買い戻すことができます。買戻価格は、通常、関連する取引日に、主管理事務代行会社が計算し、公表します。

日本の実質的な受益者は、以下の制限に従い、取引日の午後4時(日本時間)までに日本における販売会社に通知を行うことにより、1口以上1口単位によるファンド証券の買戻しを請求することができます。日本における販売会社は、取引日の午後3時(ルクセンブルグ時間)までに買戻請求書を主管理事務代行会社に取り次がなければなりません。

大量の買戻請求があった場合、前記「(1) 海外における買戻し手続等」の「買戻請求の制限」が適用されることがあります。

日本の投資者に対する買戻代金の支払は、通常、日本における約定日(買戻注文の成立を日本における販売会社が確認した日)(通常、申込日の日本における翌営業日。同日を含みます。)から起算して日本における4営業日目に行われます。

買戻手数料は課されません。買戻代金の支払は、外国証券取引口座約款の定めるところに従って日本における販売会社を通じて、円貨またはファンド証券の表示通貨により行われます。各クラスのファンド証券の表示通貨と円貨との換算は、各買戻しについての日本における約定日における、東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとなります。

前記「(1) 海外における買戻し手続等」の記載は、適宜、日本における買戻し手続等にも適用されることがあります。

3【ファンド証券の転換】

ファンド証券の転換は、現時点では行うことができません。管理会社は、受益者の同意を得ることなく、通知した上でいつでもかかる方針を変更することができます。

4【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

1口当たり純資産価格の計算

基準通貨

トラストの会計に関する基準通貨は米ドルとし、トラストの純資産額は米ドルで表示されません。

純資産額は、管理会社および投資顧問会社の登記上の事務所において入手可能となります。

資産および負債

トラストの資産には以下が含まれますが、これらに限られません。

- () あらゆる手元現金および預金(その経過利息を含みます。)
- () あらゆる為替手形および約束手形ならびに売掛金(売却済であるが未交付の証券の手取金を含みます。)
- () トラストが保有しており、または契約したあらゆる債券、定期約束手形、持分、株式、社債、投資先UCIの受益証券/投資証券、新株引受権、ワラント、オプションならびにその他の投資対象および証券
- () トラストが受領可能なあらゆる株式、株式配当、現金配当および現金分配金(ただし、管理会社は、トラストのために、配当落ち取引もしくは権利落ち取引または類似実務により生じる証券の時価の変動について調整を行うことができるものとしします。)
- (v) トラストが保有している利付証券の経過利息(かかる利息が当該証券の元本金額に含まれ、または反映されている場合を除きます。)
- () トラストおよび管理会社の初期費用(かかる費用が償却されている場合を除きます。)
- () トラストまたはトラストの完全子会社の名義で登録された不動産投資対象および財産権
- () 不動産会社の転換証券その他の債務証券の保有額
- () あらゆる種類および性質のその他の資産(前払費用を含みます。)

トラストの負債には以下が含まれます。

- () あらゆる借入金、為替手形および買掛金
- () 発生済または支払われるべきあらゆる管理費用(投資顧問報酬、成功報酬、管理報酬、保管受託銀行報酬および代理人報酬を含みますが、これらに限られません。)
- () 認知されている現在および将来のあらゆる負債(金銭または財産の支払に関するあらゆる契約上の満期債務(取引日が配当受領権者の確定基準日に当たる場合またはそれ以降にトラストを代理して管理会社により宣言される未払配当を含みます。))を含みます。)
- () 管理会社により随時決定される取引日の資本および利益に基づく将来の税金のための適切な引当金、ならびに取締役により認可され承認される特に清算費用をカバーするその他の引当金(もしあれば)
- () 約款に詳述される、その種類および性質を問わないトラストのその他一切の負債(ファンド証券により表章される負債を除きます。)

評価基準

主管理事務代行会社は、管理会社による全体的な監督の下、トラストの純資産価格を小数第二位まで計算します。主管理事務代行会社は、各取引日における関係市場の営業終了時点で純資産価格を計算します。

各クラスのファンド証券1口当たり純資産価格は、当該クラスに帰属するファンドの純資産(当該クラスに帰属する資産の額から負債の額を差し引いた値)を当該クラスの発行済ファンド証券口数で除することにより算定されます。

(注) 円建クラス受益証券については、1口当たり純資産価格は整数位で算定されます。

あるファンドまたはクラスのファンド証券1口当たり純資産価格は、当該ファンドまたはクラスの資産総額から当該ファンドまたはクラスの負債総額を差し引いた値を関係取引日における当該ファンドまたはクラスの発行済ファンド証券総数で除することにより算定されます。ファンド証券1口当たり純資産価格は、管理会社により決定される関係通貨単位となるよう切り上げまたは切り捨てされます。

この場合、関係取引日に関し買い戻される各クラスのファンド証券は、当該クラスの発行済ファンド証券に含まれますが、関係取引日に関し発行される各クラスのファンド証券は、当該クラスの発行済ファンド証券には含まれません。

トラストの資産の額は、以下のとおり算定されます。

- (a) 一切の手元現金または預金、為替手形および約束手形ならびに売掛金、前払費用、宣言された現金配当および経過利息のうち未受領のものは、その全額とみなされますが、全額が支払われないまたは受領されないことが予想される場合、かかる額はその正価を反映するに適切であると管理会社により判断される割引がなされた上で算定されます。
- (b) 流動資産および金融市場商品は、額面価格に経過利息を加算して、または償却原価法で評価されます。
- (c) 証券取引所で値付けされ、取引され、もしくは取り扱われる証券(クローズド・エンド型投資先UCIの上場証券を含みます。)の価格は、最新の終値に基づくか、またはかかる終値が入手可能でないまたは不正確である場合は独立のブローカー・ディーラーにより相場付けされ、他の一切の規制ある市場で取引される各証券は、上場証券に関し採用される方法に可能な限り類似する方法で評価されます。
- (d) 証券取引所またはその他の規制ある市場で取引されず、または取り扱われない非上場証券(クローズド・エンド型投資先UCIの非上場証券を含みます。)および評価価格を即時に取得できないその他の市場の上場証券もしくは非上場証券または相場付けされた価格が適正市場価格を表章していないと管理会社により判断される証券の価格は、その予測可能な売買価格に基づき取締役により適切かつ誠実に算定されます。
- (e) オープンエンド型投資先UCIにより発行された証券は、関係するファンドまたはその代行会社により報告され、または提供される最新の純資産価格または価格で評価されます。
- (f) 取引所またはその他の組織化された市場で取引されていない先物契約、先渡契約またはオプション契約の清算価格は、各種契約に関し継続的に適用されている基準に基づき、取締役により定められまたは承認される方針に従い算定される純清算価格とします。取引所またはその他の組織的市場で取引されている先物契約、先渡契約またはオプション契約の清算価格は、トラストのためにかかる契約が取引されている取引所または組織化された市場における当該契約の最新の決済価格に基づくものとします。ただし、先物契約、先渡契約またはオプション契約を純資産価格の算定日に清算することができない場合、当該契約の清算価格の算定は、管理会社により公正かつ合理的と判断される価格に基づくものとします。
- (g) その他一切の資産は、管理会社により定められる手続に従い誠実に算定される適正市場価格で評価されます。

評価が困難な資産は、本項の規定に従い評価されます。

管理会社は、前述の評価方法が関係する状況においては適用不可能であるまたは関係する資産について不適切であると判断した場合、その単独裁量により、トラストの資産の全部または一部につき他の評価基準を適用することができます。

トラストの規模、当該時点の市況ならびに/またはトラストにおける申込みおよび買戻しの水準を考慮した上で受益者にとり最善の利益となると取締役が判断した場合、ファンド証券1口当たりの純資産価格は、証券の買呼値または売呼値を用い、ファンド証券の発行および買戻しに関

する買呼値と売呼値のスプレッドに基づき計算される(取引手数料および販売手数料に関する調整が行われます。)場合があります。

トラストまたは関係するクラスの会計に関する基準通貨以外の通貨建ての資産の額は、純資産価格算定時の為替レートを考慮して算定されます。

ある投資対象の価格を上記の評価方法に基づき算定することができない場合、または上記方法に基づく資産または負債の額の算定が実行不可能または不適切であると管理会社またはその代理人により判断された場合、かかる価格は、トラストに適用される会計手続に従い管理会社またはその代理人により定められる方法により誠実かつ適切に算定される適正かつ合理的な価格となります。

取締役は、資産および負債の額の算定において合理的な判断を行うことができ、取締役がトラスト全体の利益のために誠実に行為している限りにおいて、当該時点または過去の受益者は、かかる評価に異議を申し立てることはできません。

主管理事務代行会社は、純資産価格の計算において、第三者(自動処理サービス、金融モデルのベンダー、ブローカー、マーケットメイカーまたは仲介会社、投資顧問会社およびファンドが投資する他の集合投資事業の管理事務代行会社または評価代行会社を含みます。)から提供される財務情報に依拠することができ、その正確性については何ら責任を負いません。

主管理事務代行会社がトラストの純資産価格の計算に関し投資顧問会社またはブローカーもしくはその他の金融仲介会社から提供された情報に依拠した場合、かかる計算の正確性に関する主管理事務代行会社の責任は、計算処理の正確性に限られます。主管理事務代行会社は、自らに提供される基礎データの正確性については何ら責任を負いません。

投資顧問会社がトラストのいずれかの資産の価格付けにつき責任を負っているか、またはその他これに関与している場合、主管理事務代行会社は、トラストの純資産価格の算定において、投資顧問会社から提供される価格を検証することなく受領し、使用し、かつ、これに依拠することができ、主管理事務代行会社は、かかる受領、使用および依拠を行うにあたりトラストおよび/または管理会社、受益者その他一切の者に対し何ら責任を負いません。

トラストは単一の法主体を構成し、その資産は受益者の利益のためにのみ投資されます。

各クラスファンド証券1口当たり純資産価格の決定

各クラスファンド証券1口当たり純資産価格は、各ファンド営業日(本書において各ファンド営業日をそれぞれ「取引日」といいます。)におけるニューヨーク証券取引所の通常取引終了時(通常午後4時(米国東部標準時))に、主管理事務代行会社により計算されます。

1口当たり純資産価格の計算の誤り、その他の誤りまたは不遵守

金融仲介会社を通じて投資を行う最終受益者の権利は、受益証券の価格に影響を及ぼす誤りまたは不遵守に関連して補償金が支払われた場合に影響を受ける可能性があります。

1口当たり純資産価格の計算の停止

管理会社は、以下の場合、1口当たり純資産価格の計算ならびにファンドおよび/またはクラスのファンド証券の発行、買戻しおよび転換を停止することができます。

- (a) 関係するファンドが投資できる投資先ビークルの受益証券/株式の取引が制限され、または停止されている期間
- (b) 当該時点における関係するファンドの投資対象の大部分が値付けされている主な市場または証券取引所が閉鎖されている(法定休日による閉場を除きます。)か、またはその取引が実質的に制限され、または停止されている期間(かかる制限または停止が当該ファンドの投資対象の評価に影響を及ぼす場合に限りです。)
- (c) 緊急事態を構成すると取締役が判断する状況が存在する期間、または政治的事由、経済的事由、軍事的事由、テロリスト事由もしくは金銭的事由または関係するファンドの支配、責任および権限の及ばない状況により受益者の利益を著しく損なうことなくして当該ファンドの

投資先資産の売却を合理的に行うことができない場合、またはかかる資産の適正価格を計算することができないと管理会社により判断された場合

- (d) 関係するファンドの投資対象の価格もしくは価額または市場もしくは証券取引所における時価の算定において通常使用される通信手段が故障している期間
- (e) トラストが解散し、清算されもしくは合併されるか、またはその恐れがある場合は、提案されるかかる決議の通知がなされた日以降、またはファンドが清算され、または合併された場合は、関係する通知がなされた日以降
- (f) 他の一切の理由により関係するファンドにより保有される投資対象の価格を迅速または正確に確定することができない場合(投資先UCIまたはその他の投資ビークルの純資産価格の計算が停止される場合を含みます。)
- (g) 管理会社がファンド証券の買戻しに関する支払を行うために資金の送金を行うことができない期間、または投資対象の換金もしくは取得またはファンド証券の買戻しにつき行うべき支払に関する資金の送金を通常の為替レートで行うことができないと管理会社により判断される期間
- (h) 上記の買戻しの影響により、関係するファンドの運営能力が著しく損なわれるか、またはその課税上の地位が危うくされると管理会社により判断された場合
- (i) 対象ファンドの純資産価格の計算が停止されている場合
- (j) その他取締役の支配の及ばない状況

管理会社は、上記の各場合において、一切のファンドおよび/またはクラスのファンド証券の発行および/または買戻しおよび/または転換を当該ファンドおよび/またはクラスの純資産価格の計算を停止することなく停止することができます。

ファンド証券の発行または買戻しが停止された場合、管理会社は、CSSFに対し遅滞なく通知します。

法律により要求される場合、かかる停止期間の開始および終了の通知は、受益者に対し送付されるか、または新聞もしくは管理会社により随時決定されるその他のメディア上で行われます。

宣言された一切の停止は、管理会社により宣言された時点(関係取引日前、関係取引日当日または関係取引日後を問わず行われる可能性があります。)で有効となり、管理会社によりかかる停止の終了が宣言されるまで有効となり続けます。

ファンド証券の購入申込みまたは買戻請求を行った申込者または受益者(該当する方)に対しても、通知が同様に行われます。1口当たり純資産価格の計算が停止された場合、申込者または既存の受益者は、かかる停止の影響を受けるある取引日に関するファンド証券の購入申込みまたは買戻請求(該当する方)の撤回を希望する旨を通知することができます。管理会社に対しかかる通知が行われなかった場合、かかる買戻請求および購入申込みは、かかる停止期間の終了後最初に到来する取引日に取り扱われます。管理会社は、かかる停止が終了されるまで、かかる停止より前にファンド証券を買い戻していた者に対する支払を留保することができます。

また、取締役は、関係するファンドの資産の相当割合(5%以上となる可能性が高い。)を適正に評価することができないと自らが判断し、かつ、かかる問題を延期期間中に解決することが可能であると管理会社により判断された場合、受益者に対し通知することなく、ある取引日を1ファンド営業日を上限として延期することができます。管理会社は、停止期間を可及的速やかに終了させるべくあらゆる合理的な措置を講じます。

(2)【保管】

ファンド証券が販売される海外においては、ファンド証券の券面または確認書は受益者の責任において保管されます。日本の投資者に販売されるファンド証券の券面は発行されず、保管受託銀行は日

本における販売会社を名義人とする確認書を、日本における販売会社に交付します。日本の受益者に対しては、日本における販売会社からファンド証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

(3) 【信託期間】

トラストおよびファンドの存続期間は無期限です。

(4) 【計算期間】

トラストおよびファンドの決算日は毎年5月31日です。

(5) 【その他】

トラストおよびファンドの解散等

トラストの清算

トラストは、管理会社と保管受託銀行の相互の合意によって、いつでも解散することができます。その通知は、RESAと新聞2紙(そのうち少なくとも1紙はルクセンブルグの新聞でなくてはなりません。)において公表されます。管理会社および保管受託銀行がかかる決定を行った日以降、受益証券を発行することはできません。ただし、管理会社は、請求に応じて、適用される純資産価格(投資対象の実際の換価価格およびかかる解散に関連する換価費用を考慮します。)で、トラストの解散決議が行われた日から解散の効力を発生するまで、受益証券の全部または一部を買い戻すこと、または認められる場合にはそれを転換することを妨げられないものとします。ただし、かかる買戻しまたは転換が受益者間の平等な待遇に影響を与えない場合に限られます。

トラストが清算された場合、管理会社は、受益者の最善の利益となるように、トラストの資産を換金するものとし、保管受託銀行は、管理会社の指示に従い、各クラスの個別の権利に応じて、純清算金を、清算手数料および費用を控除した上で、受益証券の保有者に分配するものとします。

トラストの清算は、原則として、管理会社が清算を決定した日から9か月以内に完了されるものとします。トラストの清算手続を9か月以内に完了することができない場合、清算完了が宣言されない理由を詳述した免除を求める請求書をCSSFに提出するものとします。

清算完了時に受領する権利を有する者に分配されなかった清算金は、適用される時効期間が経過するまで、ルクセンブルグの供託所(Caisse de Consignation)に預託されます。

ファンドおよびクラスの清算

ファンドまたはクラスの純資産額が3,000万米ドル(またはその相当額)を下回る場合、政治的、経済的または軍事的緊急事態等支配の及ばない特別な場合、または管理会社が現在の市況またはその他の状況(ファンドまたはクラスの経済効率の良い方法で運用する能力に悪影響を与える可能性のある状況を含みます。)を鑑みて、受益者の最善の利益に十分な注意を払って、ファンドまたはクラスが終了されるべきであると断定した場合、ファンドまたはクラスを、管理会社の決議に基づき解散することができます。このような場合、ファンドまたはクラスの資産は換金され、負債は支払われ、また換金による純手取金は当該ファンドまたはクラスの受益証券の保有に比例して、受益者に分配されます。かかる場合、ファンドまたはクラスの終了通知が登録された受益者に対して書面により送付されます。ファンドまたはクラスを清算する決定が行われた日以降、受益証券を発行することはできません。ただし、管理会社は、請求に応じて、適用される純資産価格(投資対象の実際の換価価格およびかかる解散に関連する換価費用を考慮します。)で、ファンドまたはクラスの解散決議が行われた日から解散の効力を発生するまで、受益証券の全部または一部を買い戻すこと、または転換することを妨げられないものとします。ただし、かかる買戻しまたは転換が受益者間の平等な待遇に影響を与えない場合に限られます。ファンドまたはクラスの清算完了時に受益者

に請求されなかった金額は、受益者を代理して、ルクセンブルグの供託所(Caisse de Consignation)に預託されます。

ファンドおよびクラスの合併

ファンドまたはクラスの純資産額が3,000万米ドル(またはその相当額)を下回る場合、政治的、経済的または軍事的緊急事態等支配の及ばない特別な場合、または管理会社が現在の市況またはその他の状況(ファンドまたはクラスの経済効率の良い方法で運用する能力に悪影響を与える可能性のある状況を含みます。)を鑑みて、受益者の最善の利益に十分な注意を払って、ファンドまたはクラスが合併されるべきであると断定した場合、ファンドまたはクラスを、管理会社の決議に基づき1つ以上の他のファンドまたはクラスと合併することができます。かかる場合、合併通知が登録された受益者に書面により送付されます。関連するファンドまたはクラスの各受益者は、取締役会により定められる期間(ただし、1か月以上の期間)内に、規制機関により別途認められ、かつ当該通知に記載される場合を除き、買戻手数料を支払うことなく、受益証券の買戻しを請求するオプションを与えられるものとします。適用される後払い販売手数料は、買戻手数料とみなされないため、支払われなければならないものとします。

ファンドおよびクラスの分割

管理会社が、関連するファンドまたはクラスの受益者の利益であるか、または関連するファンドまたはクラスに関してそれを正当化する経済的または政治的状況の変化が生じたとみなす場合、複数のファンドまたはクラスに分割することにより1つのクラスを再編することができます。かかる決定は、要求に応じて受益者に通知されます。また、通知には、新しい複数のファンドまたはクラスに関する情報も記載されます。通知は、複数のファンドまたはクラスへの分割に関連する業務が実施される前に受益者が受益証券の無償の買戻しを請求することができるよう、再編が有効となる日の1か月以上前に行われます。適用される後払い販売手数料は、買戻手数料とみなされないため、支払われなければならないものとします。

約款の変更等

受益者は、ファンド証券を取得することにより、受益者、管理会社および保管受託銀行の間の契約関係を定める約款を正式に受諾するものとします。

管理会社は、いつでも約款の全部または一部を変更することができます。

変更は、約款を変更する該当書類に別途規定がない場合は、ルクセンブルグの商業登記所に約款の変更が預託された旨の通知がルクセンブルグの R E S A に公告された日に効力を生じるものとします。

関係法人との契約の更改等に関する手続

保管契約

保管契約は、効力発生日から3年間の当初期間中有効に存続し、その後、当事者の一方が90日前(当事者らの中でこれとは異なる期間につき書面で合意された場合は、この限りではありません。)までに相手方に対し書面で通知を行うことにより、終了することができます。

いずれの当事者も、いずれかの時に()保管受託銀行が、期日が到来した債務を支払えなくなったか、清算手続に入ったか、もしくは保管受託銀行に関し適用ある法律に基づき管財人もしくは審判官が選任された場合、()相手方が同契約の規定の重大な違反をし、かつ、かかる違反が是正可能であった場合に是正を求める書面通知を受領後30日以内にかかる違反を是正しなかった場合、()相手方が永続的な違反をなした場合(適時に是正されたか否か、もしくは是正可能であったか否かを問いません。)、または()相手方に関し、同契約に記載されている表明、保証もしくは誓約のいずれかが何らかの重大な点において真実もしくは正確ではなくなった場合には、相手方に対し書面で通知を行うことにより、同契約を直ちに終了することができます。上記の事由が発生したか、またはそのおそれがある場合、各当事者は、相手方に対し直ちに通知を行うものとします。同契約の他の一切の規定にかかわらず、保管受託銀行が保管受託者として行為することをC S Fにより許可されなくなった場合は、後者もまた管理会社により終了される可能性があり、かかる事由が生じた場合、保管受託銀行は、管理会社に対し直ちに書面で通知を行うものとします。同契約は、両当事者が署名した書面によらない限り、変更されません。また、相手方の事前の書面による同意なく、同契約は譲渡されません。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、同法に従って解釈されます。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、効力発生日から3年間の当初期間中完全に有効に存続し、その後、当事者の一方が90日前までに相手方に対し書面で通知を行うことにより、終了することができます。いずれの当事者も、いずれかの時に()相手方が同契約の違反をなし、かつ、相手方がかかる違反に関する書面通知を受領後30日以内に(a)かかる違反を是正しなかったか、もしくは(b)非違反当事者が合理的に容認することのできる是正計画を策定しなかった場合、()相手方が清算手続に入ったか(非違反当事者が事前に書面で承認した条件による再建もしくは合併を目的とする任意の清算を除きます。)、相手方に関し管財人もしくは審判官が選任されたか、もしくは同様の事由が発生した場合(適切な規制当局もしくは管轄裁判所その他の指示によるか否かを問いません。)、または()相手方が適用ある法律に基づき当該時点の資格において行為することを許可されなくなった場合には、相手方に対し書面で通知を行うことにより、同契約を直ちに終了することができます。同契約は、両当事者が書面による合意によらない限り、変更されません。また、相手方の事前の書面による同意なく、同契約は譲渡されません。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、同法に従って解釈されます。

投資運用契約

投資運用契約は、契約締結日から1年間有効であり、当事者の一方から当事者の他方への少なくとも90日前の書面による通知(または当事者が書面により承諾するより短い期間の通知)によって終了されない限りは、以後1年ごとに更新されます。同契約は、両当事者が署名した書面によらな

い限り、変更されません。また、管理会社の事前の書面による同意なく、同契約は譲渡されません。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、同法に従って解釈されます。

代行協会員契約書

代行協会員契約は、当事者の一方が当事者の他方に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈され、同法に基づき変更することができます。

受益証券販売・買戻契約書

受益証券販売・買戻契約は、当事者の一方が当事者の他方に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈され、同法に基づき変更することができます。

5【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

管理会社は、受益者が受益者登録簿に自身が、また自己の名義で登録されている場合には、トラストに対し受益権を完全に直接行使できることを受益者に注意喚起します。受益者に代わり自己の名義でトラストに投資する仲介業者を通じてトラストに投資する場合には、受益者はトラストに対し特定の受益権を直接行使できないことがあります。受益者は、自己の権利について助言を受けることが推奨されます。

従って、日本における販売会社または販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、口座約款に基づき日本における販売会社または販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができます。ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 分配金請求権

英文目論見書の規定に従い受益者は、管理会社の決定した分配金を持分に応じて管理会社に請求する権利を有します。

(2) 買戻請求権

受益者は、取引日においてファンド証券の買戻しを請求する権利を有します。

(3) 残余財産分配請求権

トラストおよび/または各ファンドが解散された場合、受益者はその持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

(4) 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および保管受託銀行に対して約款に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

(注) 約款には受益者集会に関する規定はありません。なお、受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、当該請求権を生じさせる事由の発生日後5年で消滅します。

(2)【為替管理上の取扱い】

本書の日付現在、日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はありません。

(3)【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- () 管理会社またはトラストおよび/もしくは各ファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- () 日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されています。なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三 浦 健

同 大 西 信 治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

です。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の法令に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

- a . ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . ファンドの原文の財務書類は、ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト および全てのサブ・ファンドにつき一括して作成されている。本書において原文の財務書類については、関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを記載している。ただし、「財務書類に対する注記」については、原文は全文を記載している。日本文の作成にあたっては、関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを翻訳している。ただし、「財務書類に対する注記」については、全サブ・ファンドまたは他のサブ・ファンドに関して記載している箇所がある。
- c . ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるプライスウォーターハウスクーパース・アシュアランス・ソシエテ・コーペラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。
- d . ファンドの原文の財務書類は米ドル、豪ドル、トルコリラおよび日本円で表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱UFJ銀行の2025年9月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=148.88円、1豪ドル=97.89円、1トルコリラ=3.58円)を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、百万円未満の金額は四捨五入されている。
- e . ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブから、プライスウォーターハウスクーパース・アシュアランス・ソシエテ・コーペラティブに変更された。

1【財務諸表】

(1)【2025年5月31日終了年度】

【貸借対照表】

ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト

資産負債計算書

2025年5月31日現在

(単位：千米ドル、1口当たり金額を除く)

	注記	ピムコ・トータル・ リターン・ファンド	
		(千米ドル)	(百万円)
資 産：			
投資有価証券	2(b)	0	0
関係会社に対する投資有価証券	2(b)	192,768	28,699
為替予約契約にかかる未実現評価益	4(a)	3	0
現金	2(e)	1,454	216
未収投資有価証券売却金		1,223	182
未収ファンド受益証券売却金		352	52
資 産 合 計		195,800	29,151
負 債：			
為替予約契約にかかる未実現評価損	4(a)	(24)	(4)
未払投資有価証券購入金		(175)	(26)
未払ファンド受益証券買戻金		(1,410)	(210)
未払販売会社報酬	6	(25)	(4)
未払管理報酬	6	(68)	(10)
未払代行協会員報酬	6	(17)	(3)
相手方からの預託金		0	0
未払費用		(2)	(0)
負 債 合 計		(1,721)	(256)
純 資 産		194,079	28,894
投資有価証券の取得原価		0	0
関係会社に対する投資有価証券の取得原価		183,034	27,250
発行済受益証券口数：		2,543 千口	
受益証券1口当たり純資産価格：			
豪ドル建クラス受益証券		該当なし	
豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券		該当なし	
円建クラス受益証券		6,387.00 円	
トルコリラ建クラス受益証券		該当なし	
米ドル建クラス受益証券		76.77 米ドル	11,430円
米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券		該当なし	

千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。

注記は本財務書類と不可分である。

ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト

資産負債計算書

2025年5月31日現在

（単位：千米ドル、1口当たり金額を除く）

	注記	ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション	
		（千米ドル）	（百万円）
資 産：			
投資有価証券	2(b)	8,277	1,232
関係会社に対する投資有価証券	2(b)	70,313	10,468
為替予約契約にかかる未実現評価益	4(a)	1,288	192
現金	2(e)	772	115
未収投資有価証券売却金		356	53
未収ファンド受益証券売却金		27	4
資産合計		81,033	12,064
負 債：			
為替予約契約にかかる未実現評価損	4(a)	(307)	(46)
未払投資有価証券購入金		(25)	(4)
未払ファンド受益証券買戻金		(400)	(60)
未払販売会社報酬	6	(29)	(4)
未払管理報酬	6	(34)	(5)
未払代行協会員報酬	6	(7)	(1)
相手方からの預託金		(832)	(124)
未払費用		(1)	(0)
負債合計		(1,635)	(243)
純 資 産		79,398	11,821
投資有価証券の取得原価		8,276	1,232
関係会社に対する投資有価証券の取得原価		67,619	10,067
発行済受益証券口数：		3,974 千口	
受益証券1口当たり純資産価格：			
豪ドル建クラス受益証券		62.14 豪ドル	6,083円
豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券		31.55 豪ドル	3,088円
円建クラス受益証券		該当なし	
トルコリラ建クラス受益証券		628.76 トルコリラ	2,251円
米ドル建クラス受益証券		該当なし	
米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券		19.68 米ドル	2,930円

千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。

注記は本財務書類と不可分である。

【損益計算書】

ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト
運用計算書
2025年5月31日に終了した年度
（単位：千米ドル）

	注記	ピムコ・トータル・ リターン・ファンド	
		（千米ドル）	（百万円）
収 益：			
受取利息	2(c)	24	4
収益合計		24	4
費 用：			
管理報酬	6	(820)	(122)
年次税	7	0	0
販売会社報酬	6	(300)	(45)
代行協会員報酬	6	(200)	(30)
支払利息		0	0
その他の報酬		(40)	(6)
費用合計		(1,360)	(202)
純投資利益 / (費用)		(1,336)	(199)
投資有価証券にかかる実現純利益 / (損失) 為替予約契約および外国通貨にかかる 実現純利益 / (損失)	2(c)	4,438	661
当期実現純利益 / (損失)	2(c)	63	9
投資有価証券にかかる未実現評価益 / (評価損)純変動額	2(c)	6,980	1,039
為替予約契約および外国通貨にかかる 未実現評価益 / (評価損)純変動額	2(c)	0	0
当期末実現評価益 / (評価損)純変動額		6,980	1,039
当期運用成績		10,145	1,510

千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。
注記は本財務書類と不可分である。

ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト
運用計算書
2025年5月31日に終了した年度
（単位：千米ドル）

	注記	ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション	
		（千米ドル）	（百万円）
収 益：			
受取利息	2(c)	412	61
収益合計		412	61
費 用：			
管理報酬	6	(411)	(61)
年次税	7	(5)	(1)
販売会社報酬	6	(291)	(43)
代行協会員報酬	6	(81)	(12)
支払利息		(55)	(8)
その他の報酬		(16)	(2)
費用合計		(859)	(128)
純投資利益 / (費用)		(447)	(67)
投資有価証券にかかる実現純利益 / (損失) 為替予約契約および外国通貨にかかる 実現純利益 / (損失)	2(c)	(747)	(111)
当期実現純利益 / (損失)	2(c)	6,973	1,038
投資有価証券にかかる未実現評価益 / (評価損) 純変動額	2(c)	4,738	705
為替予約契約および外国通貨にかかる 未実現評価益 / (評価損) 純変動額	2(c)	(1,326)	(197)
当期末実現評価益 / (評価損) 純変動額		3,412	508
当期運用成績		9,191	1,368

千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。
注記は本財務書類と不可分である。

ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト
純資産変動計算書
2025年5月31日に終了した年度
(単位:千米ドル)

	ピムコ・トータル・ リターン・ファンド	
	(千米ドル)	(百万円)
期首現在純資産額	196,665	29,279
受益証券の発行による受取額	26,334	3,921
分配金支払額	(9,259)	(1,378)
分配金再投資による受取額	0	0
受益証券買戻支払額	(29,806)	(4,438)
当期運用成績	10,145	1,510
期末現在純資産額	194,079	28,894

	ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション	
	(千米ドル)	(百万円)
期首現在純資産額	78,680	11,714
受益証券の発行による受取額	7,882	1,173
分配金支払額	(2,375)	(354)
分配金再投資による受取額	0	0
受益証券買戻支払額	(13,980)	(2,081)
当期運用成績	9,191	1,368
期末現在純資産額	79,398	11,821

千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。
注記は本財務書類と不可分である。

ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト
発行済受益証券変動計算書
2025年5月31日に終了した年度
(単位：千口)

	ピムコ・トータル・ リターン・ファンド	ピムコ・トータル・ リターン・ファンド マルチカレンシー・ セレクション
期首現在発行済受益証券：		
豪ドル建クラス受益証券	該当なし	641
豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券	該当なし	186
円建クラス受益証券	47	該当なし
トルコリラ建クラス受益証券	該当なし	2,838
米ドル建クラス受益証券	2,548	該当なし
米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券	該当なし	532
期中受益証券発行		
豪ドル建クラス受益証券	該当なし	16
豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券	該当なし	0
円建クラス受益証券	0	該当なし
トルコリラ建クラス受益証券	該当なし	488
米ドル建クラス受益証券	338	該当なし
米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券	該当なし	0
分配金の再投資による受益証券発行		
豪ドル建クラス受益証券	該当なし	0
豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券	該当なし	0
円建クラス受益証券	0	該当なし
トルコリラ建クラス受益証券	該当なし	0
米ドル建クラス受益証券	0	該当なし
米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券	該当なし	0
期中受益証券買戻し		
豪ドル建クラス受益証券	該当なし	(97)
豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券	該当なし	(17)
円建クラス受益証券	(12)	該当なし
トルコリラ建クラス受益証券	該当なし	(512)
米ドル建クラス受益証券	(378)	該当なし
米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券	該当なし	(101)
期末現在発行済受益証券：		
豪ドル建クラス受益証券	該当なし	560
豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券	該当なし	169
円建クラス受益証券	35	該当なし
トルコリラ建クラス受益証券	該当なし	2,814
米ドル建クラス受益証券	2,508	該当なし
米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券	該当なし	431

千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。

注記は本財務書類と不可分である。

[次へ](#)

ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト

統計情報

（未監査）

（単位：千、1口当たり金額を除く）

ピムコ・トータル・リターン・ファンド

	2025年5月31日現在		2024年5月31日現在		2023年5月31日現在	
純資産	194,079 千米ドル	28,894 百万円	196,665 千米ドル	29,279 百万円	189,963 千米ドル	28,282 百万円
純資産（日本円）	220,346 千円		305,423 千円		338,393 千円	
純資産（米ドル）	192,552 千米ドル	28,667 百万円	194,722 千米ドル	28,990 百万円	187,541 千米ドル	27,921 百万円
受益証券1口当たり純資産価格						
円建クラス受益証券	6,387.00 円		6,562.00 円		6,989.00 円	
米ドル建クラス受益証券	76.77 米ドル	11,430 円	76.40 米ドル	11,374 円	78.01 米ドル	11,614 円

ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション

	2025年5月31日現在		2024年5月31日現在		2023年5月31日現在	
純資産	79,398 千米ドル	11,821 百万円	78,680 千米ドル	11,714 百万円	88,349 千米ドル	13,153 百万円
純資産（豪ドル）	40,141 千豪ドル	3,929 百万円	45,924 千豪ドル	4,496 百万円	49,270 千豪ドル	4,823 百万円
純資産（トルコリラ）	1,769,453 千トルコリラ	6,335 百万円	1,199,428 千トルコリラ	4,294 百万円	906,897 千トルコリラ	3,247 百万円
純資産（米ドル）	8,474 千米ドル	1,262 百万円	10,899 千米ドル	1,623 百万円	12,650 千米ドル	1,883 百万円
受益証券1口当たり純資産価格						
豪ドル建クラス受益証券	62.14 豪ドル	6,083 円	62.41 豪ドル	6,109 円	64.65 豪ドル	6,329 円
豪ドル建ブラジルレアル						
クラス受益証券	31.55 豪ドル	3,088 円	31.70 豪ドル	3,103 円	32.59 豪ドル	3,190 円
トルコリラ建クラス						
受益証券	628.76 トルコリラ	2,251 円	422.64 トルコリラ	1,513 円	286.16 トルコリラ	1,024 円
米ドル建ブラジルレアル						
クラス受益証券	19.68 米ドル	2,930 円	20.49 米ドル	3,051 円	20.54 米ドル	3,058 円

[次へ](#)

ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト

財務書類に対する注記

2025年5月31日現在

1. 概要

ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト（以下「トラスト」という。）は、法人格を有しない資産の共同所有体である、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された共有持分型（契約型）投資信託（Fonds Commun de Placement）である。トラストは、ルクセンブルグに登録上の住所を有するルクセンブルグ大公国の法律に従って設立された、トラストの管理会社およびオルタナティブ投資ファンド運用会社であるピムコ・グローバル・アドバイザーズ（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「管理会社」または「AIFM」という。）によって、共同所有者（以下「受益者」という。）の利益のために運用される。ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲー・エム・ベー・ハー ルクセンブルグ支店（以下「保管受託銀行」という。）によって保管されるトラストの資産は、管理会社の資産から分離される。トラストは、投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）のパート に基づき、ルクセンブルグにおいて設立されている。

管理会社は、2010年11月18日に設立された2013年の法律（ルクセンブルグの管理会社に関する2013年7月12日法、随時改正される。）（以下「2013年法」という。）の第2章に基づくトラストの管理会社である。管理会社は、トラストのために、トラスト内で設立される特定の資産のポートフォリオ（以下それぞれ「ファンド」という。）に関連する異なるシリーズの受益証券（以下「受益証券」という。）を発行することができる。ファンドは、（目論見書に定義されているとおり）マスター・フィーダー構造を通じ、主にピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド（以下「対象ファンド」という。）に投資するファンドとして組成されている。

現在、3つのファンドが運用されている。

ファンド名	基準通貨	開始日
ピムコ・トータル・リターン・ファンド （以下「TRFファンド」という。）	米ドル	2010年12月16日
ピムコ・トータル・リターン・ファンド （以下「TRFファンド」という。）	米ドル	2013年10月25日
ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション （以下「TRFMSファンド」という。）	米ドル	2010年12月16日

2. 重要な会計方針

本年次財務書類は、ルクセンブルグの法律および規則の要求に従って作成されている。ルクセンブルグの要求に準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営陣に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。本財務書類は、別段の記載がない限り、本報告書を通じて千未満を四捨五入している。

すべての金額は、別段の記載がない限り、千未満を四捨五入している。千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。特定のファンドの投資有価証券明細表は、実際の額面価額および公正価値の千未満を四捨五入した時に両方がゼロと表示される譲渡性のある有価証券を保有することがある。

(a) 受益証券の純資産価格の決定

各ファンドの1口当たり受益証券の純資産価格（以下「純資産価格」という。）は、米ドルで表示されている。各ファンドの純資産価格は、通常、各「営業日」（以下それぞれ「取引日」という。）における

ニューヨーク証券取引所(以下「NYSE」という。)取引終了時点(通常米国東部標準時の午後4時)で算定される。営業日とは、ルクセンブルグ、アメリカ合衆国のカリフォルニア州および日本において銀行が営業を行う日、ならびにNYSEが営業を行う日(土曜日と日曜日を除く。)をいう。

(b) 有価証券の評価

対象ファンドへの投資は、当該対象ファンドの純資産価額で評価される。トラストは通常、現地市場終了直後に受領した持分証券については価格決定データを用い、市場終了後に行われる取引、清算または決済については通常は考慮しない。

満期が60日以内の短期金融商品は、一般的に、公正価値に近似する償却原価により評価される。

(c) 証券取引および投資収益

財務報告の目的上、証券取引は取引日現在において計上される。発行時取引または後渡取引ベースで購入または売却された証券は、取引日から15日以上経過してから決済される場合がある。売却証券からの実現損益は、個別法により計上される。配当落ち日が経過した外国証券からの特定の分配金が、トラストが配当を知らされた直後に計上される場合を除き、受取配当金は配当落ち日に計上される。割引の増加およびプレミアムの償却調整後の受取利息は、実効日より発生主義で計上される先スタート条件付の実効日を有する証券を除き、決済日から発生主義で計上され、実効金利法を用いて計算される。転換証券について、転換に起因するプレミアムは償却されない。特定の外国証券にかかる見積税金負債は発生主義で計上され、必要に応じて、運用計算書における受取利息の構成要素または投資有価証券にかかる未実現評価益/(評価損)純変動額の項目に反映される。

債務担保証券は、未収利息不計上の状態で保留され、一貫して適用される手続きに基づき、すべてのまたは一部の利息の回収が不確実な場合において、現在の発生額の計上を中止し、かつ未収利息を損金処理することによって関連受取利息を減額することがある。担保債務証券は、発行体が利息支払を再開した場合、または利息回収可能性が高い場合において、未収利息不計上の状態が取り消される。

収益は、再請求不能/回収不能な源泉税および税額控除を控除した上で計上される。ファンドは、一部の国において投資の売却によるキャピタル・ゲインに対して課税される場合がある。キャピタル・ゲイン税は発生主義に基づいて計上され、損益計算書の投資の実現純利益/(損失)および未実現評価益/(評価損)純変動額に含まれる。

(d) 分配

管理会社は、インカム・ゲインおよび/またはキャピタル・ゲインの一部またはすべてを、毎年または中間分配金として分配することを決定すること、もしくは一定の期間分配を行わず、代わりに特定のファンドまたはクラス受益証券の一口当たり純資産価格中の当該インカム・ゲインおよび/またはキャピタル・ゲインを累積することを決定することができる。特定のクラスのすべての受益証券は、当該クラスに関する収益および配当に等しく関与する権利を有する。配当の支払いが決定した場合、決定後、合理的に実務上可能な限り早急に支払いがなされる。当会計年度中の配当落ち日の受益証券にかかる分配金支払額は、純資産変動計算書で認識され、サブ・ファンドに再投資された分配総額の一部である分配金の再投資もまた、純資産変動計算書で認識される。

ピムコ・トータル・リターン・ファンドおよびピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションの場合、通常の場合下では、管理会社は、各ファンドに対し各クラスに帰属する投資利益および/またはキャピタル・ゲインを考慮して、毎月の最終取引日を分配基準日として、分配を宣言する意向である。管理会社が適切とみなす場合、追加の分配が宣言される可能性がある。

ピムコ・トータル・リターン・ファンド の場合、管理会社は、毎月またはインカム・ゲインおよび/またはキャピタル・ゲインを考慮して決定する他のタイミングで、分配を宣言する意向である。管理会社が適切とみなす場合、追加の分配が宣言される可能性がある。

通常の場合下では、管理会社は、累積クラス受益証券に帰属する純投資利益またはキャピタル・ゲイン(もしあれば)について分配を行わない意向である。したがって、累積クラス受益証券の純投資利益およ

びキャピタル・ゲインは宣言されず、分配もされない。他方、累積クラス受益証券の一口当たり純資産価格には、純投資利益またはキャピタル・ゲインが反映される。

(e) 現金および外貨

ファンドの表示通貨は米ドルである。トラストの表示通貨は米ドルである。ファンドの表示通貨以外の通貨建ての外国証券、保有外貨ならびにその他の資産および負債の市場価格は、毎営業日現在の為替レートに基づきそれぞれの通貨に換算される。

為替レートの変動により生じる保有通貨ならびにその他の資産および負債の時価の変動は、未実現外貨評価損益として計上される。投資証券にかかる実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、当該取引の行われた各日ならびに報告日にそれぞれ換算される。投資有価証券にかかる外貨換算レートの変動による影響は、運用計算書において当該証券の市場価格の変動による影響から区別されず、外国通貨にかかる実現純損益および未実現評価損益に含まれる。

下記の表は、米ドル以外の通貨建ての投資ならびにその他の資産および負債を米ドル残高へ変換するために使用される為替レートを表したものである。

外貨	表示通貨 (米ドル)
豪ドル	1.55388
ブラジル・レアル	5.73205
ユーロ(€)	0.88086
日本円(¥)	144.29500
トルコリラ	39.24175
米ドル(\$)	1.00000

(f) 取引費用

取引費用は、投資有価証券取得時に発生する費用である。これらには、エージェント、アドバイザー、ブローカーおよびディーラーに対して支払われた報酬および手数料が含まれる。取引費用は、運用計算書において、投資有価証券にかかる実現純利益/(損失)ならびに未実現評価益/(評価損)純変動額、為替予約契約および外国通貨にかかる実現純利益/(損失)ならびに未実現評価益/(評価損)純変動額に含まれる。確定利付証券および特定のデリバティブについて、取引費用は、証券の購入価格から個別に識別できないため、単独で開示を行うことができない。

3. 証券およびその他の投資有価証券

(a) 米国政府機関証券または政府支援企業証券

特定のファンドは、米国政府機関または政府支援企業によって発行された証券に投資することができる。米国政府証券は、特定の場においては米国政府、その機関または下部機構により保証される債務である。米国短期財務省証券、債券、および連邦政府抵当金庫(以下「GNMA」または「ジニーメイ」という。)により保証された証券等のいくつかの米国政府証券は、米国政府の十分な信頼と信用により支えられており、連邦住宅貸付銀行等のその他については、米国財務省(以下「米国財務省」という。)から借入するという発行者の権利により支えられている。また、連邦抵当金庫(以下「FNMA」または「ファニーメイ」という。)等のその他については、当該機関の債務を購入する権限を持つ米国政府の裁量により支えられている。米国政府証券には、ゼロ・クーポン証券が含まれる。ゼロ・クーポン債は、時価基準で利息を分配せず、同程度の満期の利息分配型証券よりも大きなリスクを伴う傾向がある。

政府関連保証人(すなわち、米国政府の十分な信頼と信用の裏付けのない保証人)には、FNMAおよび連邦住宅貸付抵当公社(以下「FHLMC」または「フレディマック」という。)が含まれる。FNMAは政府支援企業である。FNMAは、州および連邦政府によって認定された貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行、商業銀行、信用組合およびモーゲージバンカーを含む、承認された売り手/サービサーの一覧から、慣習的な(すなわち、いかな

る政府機関によっても保証されない)住宅モーゲージを購入する。FNMAが発行するパス・スルー証券は、FNMAの適時の元金および利子の支払いについては保証されるが、米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。FHLMCは、参加証書(以下「PCs」という。)を発行するが、これは住宅モーゲージのプールにある未分割の利息を表すパス・スルー証券である。FHLMCは、適時の利子の支払いおよび元金の最終受取の保証はするが、PCsへの米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない、政府支援企業である。

2019年6月、FNMAおよびFHLMCは、現在のTBA適格証券(以下「単一証券イニシアティブ」という。)の発行に代えて、ユニホーム・モーゲージ・バック証券(以下「UMBS」という。)の発行を開始した。単一証券イニシアティブは、TBA市場の全体的な流動性を支援し、FNMAとFHLMCの証書の特性を一致させることを目指している。単一証券イニシアティブがTBA市場およびその他のモーゲージ・バック証券市場に及ぼし得る長期的な影響は不明である。

ファンドは、権利失効日前にポジションを手じまいし、後日付の権利失効日を有する同一の原資産に関連して新たなポジションを開くことにより、原資産にかかる発表予定(以下「TBA」という。)証券等のポジションの権利失効や満期の延長を図るロール・タイミング戦略を用いることができる。売買されたTBA証券は、資産負債計算書においてそれぞれ資産または負債として反映される。

(b) 発行時取引

特定のファンドは、発行時取引ベースで証券の購入または売却を行うことができる。証券は、認可されていても、市場で発行されていないため、かかる取引は条件付きで行われる。発行時取引ベースで証券の購入または売却を行う取引には、ファンドが当該証券をあらかじめ決められた価格または利回りで売買されるといった約定が含まれ、支払および交付は通常の決済期間を越えて行われる。ファンドは、当該証券の交付前に発行時取引証券の売却を行うことができ、この結果として実現利益または損失が生じることがある。

4. 金融デリバティブ商品

以下の開示は、特定のファンドによる金融デリバティブ商品の利用方法および利用事由ならびに金融デリバティブ商品がファンドの財務状態および運用結果にどのような影響を及ぼすかについての情報を含む。投資有価証券明細表で開示されるとおり、年度末現在未決済の金融デリバティブ商品ならびに運用計算書で開示される当年度中の金融デリバティブ商品にかかる実現損益および未実現評価損益の変動額は、ファンドの金融デリバティブ活動の取引高に対する指針の役割を果たす。

(a) 為替予約契約

特定のファンドは、予定されている有価証券の購入または売却の決済に関連して、一部またはすべてのファンドの有価証券に付随する為替リスクをヘッジする目的で、あるいは投資戦略の一環として、為替予約契約を締結することができる。為替予約契約とは、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、為替予約契約の時価は変動する。

為替予約契約は日次で時価評価され、ファンドは価値の変動を未実現評価損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映された未実現評価損益を上回る市場リスクが含まれる場合がある。さらに、相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、ファンドはリスクにさらされる可能性がある。かかるリスクを軽減するために、現金または有価証券を、原契約の条項に従って担保として交換することができる。

特定のファンドは、米ドル以外の通貨に対するエクスポージャーを残すために、ファンド・レベルでヘッジの効果を相殺することを目的とし、為替予約契約が締結されたヘッジクラスを発行する。これらのクラス特定の為替予約契約が成功するという保証はない。

5. 市場リスクおよび信用リスク

ファンドは、実質的にすべての資産を対象ファンドに投資する。ファンドへの投資に付随するリスクは、対象ファンドが保有する有価証券およびその他の投資有価証券に付随するリスクと密接に関連している。

ファンドがその投資目的を達成する能力は、対象ファンドがそれぞれの投資目的を達成する能力に左右される。対象ファンドがその投資目的を達成するとの保証はない。ファンドのNAVは、その投資先である対象ファンドの各NAVの変動に対応して変動する。投資運用実績およびファンドに付随するリスクが対象ファンドの投資運用実績およびリスクに連動する範囲は、ファンドの資産が対象ファンドへの投資に随時配分される範囲に左右されるが、その範囲は異なりうる。対象ファンドへの投資は、対象ファンドへの投資に直接表示されない特定の追加費用および税金の発生を伴うことがある。

投資運用実績は、その資産がファンドの資産配分の目標と範囲に応じてどのように配分および再配分されるかによって決まる。各ファンドへの投資に対する主要なリスクは、ファンドの資産配分を行う副投資顧問会社により、最善ではない、または誤った資産配分の決定がなされる可能性があることである。資産配分を行う副投資顧問会社は、一貫して質の高い運用実績をファンドに提供しようとする対象ファンドに対し、投資配分を特定するよう努めるが、かかる配分技法が望ましい結果をもたらすという保証はない。

6. 報酬、費用および関連当事者

ファンドは、下記の表で示される年率(各ファンドのそれぞれのクラスの日々平均純資産額に対する割合として表示されている。)で支払われる管理報酬および代行協会員/販売会社報酬の対象となる。

受益者もまた、申込金額に基づく当初申込手数料の対象となる。

ファンド	管理報酬	代行協会員報酬	販売会社報酬	当初申込手数料
TRFファンド				
米ドル建クラス受益証券	0.41%	0.10%	0.15%	上限2.00%
円建クラス受益証券	0.41%	0.10%	0.15%	上限2.00%
TRFファンド				
クラスJ受益証券(日本円)	該当なし [*]	該当なし	該当なし	該当なし
クラスJ受益証券 (日本円、ヘッジあり)	該当なし [*]	該当なし	該当なし	該当なし
TRFMSファンド				
豪ドル建クラス受益証券	0.41%	0.10%	0.15%	上限2.00%
豪ドル建ブラジルリアル クラス受益証券	0.55%	0.10%	0.45%	上限3.50%
トルコリラ建クラス受益証券	0.55%	0.10%	0.45%	上限3.50%
米ドル建ブラジルリアル クラス受益証券	0.55%	0.10%	0.45%	上限3.50%

^{*} クラスJ受益証券(日本円)およびクラスJ受益証券(日本円、ヘッジあり)につき、管理会社に支払われる管理報酬はない。パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(以下「投資顧問会社」という。)は、TRFファンドに投資する投資ピークルより管理報酬の支払いを受ける。

投資顧問会社は、トラストの特定の報酬の支払いに責任を負うものとする。当該報酬には、保管受託銀行および主管理事務代行会社に対して支払われる報酬が含まれる。また、投資顧問会社は、法律、監査および税務サービス等の継続的な通常業務、ならびに受益者向け定期報告書および情報交換を含む特定の受益者向けサービス機能に関連する報酬および費用を負担しなければならない。

各ファンド(TRFファンドを除く。)は、日々発生し、各暦月の最終営業日におけるルクセンブルグでの営業終了時点で後払いされる、資産ベースの報酬(以下「販売会社報酬」という。)を代行協会および販売会社に対して毎月支払う。

トラストは、管理会社、代行協会および販売会社の報酬によってはカバーされない、トラストの運営に関連するその他の費用を負担する場合がある。これらの費用は、()税金および行政上の手数料、()仲介報酬および手数料ならびにその他のポートフォリオ取引費用、()支払利息を含む借入金費用、()訴訟費用および補償費用を含む臨時費用、ならびに()特定のクラスに配分されるまたは配分することが可能な費用を含むが、これらに限定されない。

7. 課税

ファンドは、ルクセンブルグの法令に従って課税される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドは、すべての機関投資家クラスについては、その純資産に対し年率0.01%の年次税(taxe d'abonnement)を、ならびにすべての非機関投資家クラスについては、その純資産に対し年率0.05%の年次税を課され、四半期毎に計算し支払う。かかる税金は、ファンドにより負担される。ファンドは、その組入証券から生じた収益から、当該国において適用される源泉税控除後の収益を回収する。対象ファンドに投資された資産は、年次税の対象とはならない。

8. 実現利益/(損失)および未実現評価益/(評価損)純変動額

2025年5月31日に終了した会計年度における投資有価証券、為替予約契約および外国通貨にかかる実現純利益/(損失)ならびに未実現評価益/(評価損)純変動額は、以下のとおり表示される。

	ピムコ・トータル・ リターン・ファンド	ピムコ・トータル・ リターン・ファンド	ピムコ・トータル・ リターン・ファンド マルチカレンシー・ セレクション
	2025年5月31日に 終了した年度 (千米ドル)	2025年5月31日に 終了した年度 (千米ドル)	2025年5月31日に 終了した年度 (千米ドル)
投資有価証券にかかる 実現純利益	4,438	1,460	1
投資有価証券にかかる 実現純(損失)	0	0	(748)
投資有価証券にかかる 実現純利益/(損失)	4,438	1,460	(747)
為替予約契約および 外国通貨にかかる 実現純利益	614	3,444	17,798
為替予約契約および 外国通貨にかかる 実現純(損失)	(551)	(3,188)	(10,825)
為替予約契約および 外国通貨にかかる 実現純利益/(損失)	63	256	6,973
当期実現純利益/(損失)	4,501	1,716	6,226

投資有価証券にかかる 未実現評価益純変動額	6,980	1,548	2,692
投資有価証券にかかる 未実現（評価損）純変動額	0	0	2,046
投資有価証券にかかる 未実現評価益 / （評価損） 純変動額	6,980	1,548	4,738
為替予約契約および 外国通貨にかかる 未実現評価益純変動額	2	6	(1,757)
為替予約契約および 外国通貨にかかる 未実現（評価損）純変動額	(2)	30	431
為替予約契約および 外国通貨にかかる 未実現評価益 / （評価損） 純変動額	0	36	(1,326)
当期末実現評価益 / （評価損）純変動額	6,980	1,584	3,412

千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。

9．規制および訴訟事項

トラストは、いかなる重大な訴訟または調停手続の被告ともされておらず、トラストに対するいかなる重大な訴訟もしくは未解決または発生する恐れのある申立ても認識していない。

前述の事項は、2025年5月31日付においてのみ言及するものである。

10．証券金融取引規制

証券金融取引規制（以下「SFTR」という。）は、証券金融取引（以下「SFT」という。）およびトータル・リターン・スワップに対する報告ならびに開示を導入している。SFTは、SFTR第3条（11）に基づき、具体的に以下のとおり定義される。

レポ契約 / 逆レポ契約

有価証券または商品の貸付 / 借入

購入 / 売戻特約付取引または売却 / 買戻特約付取引

証拠金貸借取引

2025年5月31日現在、いずれのファンドもSFTまたはトータル・リターン・スワップを保有していなかった。

11．重大な事象

2022年2月、ロシアはウクライナへの侵攻を開始した。これを受けて、ロシアおよびウクライナに対するロシアの侵略行為に物質的支援を提供した他の国々、個人および団体は、米国を含む世界各国が課した経済制裁および輸入・輸出規制の対象となっている。このような措置（米国がロシアの各種団体や個人に対して制裁措置や類似の措置を実施したことを含む。）およびロシア政府の対応は、ロシア、ベラルーシおよびその他の証券、金融商品ならびに経済に引き続き悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、ファンドにも悪影響を及ぼす可能性がある。ロシアのウクライナにおける軍事行動、関連する制裁措置および報復措置の規

模、期間、影響は予測困難であるが、重大な影響を及ぼす可能性があり、欧州、世界経済および特定の証券や商品(石油や天然ガスなど)の市場を含む地域や他のセクターに深刻な悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、ファンドは、当該地域と経済的に密接に関連する証券や金融商品に投資する可能性があり、ロシアの制裁や報復措置により、価値の低下や流動性の減少を含む悪影響を受ける可能性がある。制裁措置により、ファンドはポートフォリオの保有資産を不利な時期や価格で売却する必要が生じたり、保有する意図のない投資を継続せざるを得ない状況に陥る可能性がある。

2023年10月以来、イスラエルとガザで武力紛争が続いており、また、2024年4月からはイランとイスラエルが互いに軍事攻勢をかけており、事態は急速に進展している。ファンドは、これらの紛争地帯と経済的に結びついている証券および商品に投資する可能性がある。このような投資は、当該制裁および(もしあれば)反制裁により、価値の下落や流動性の低下などの悪影響を受ける可能性がある。投資の流動性の低下により、ファンドが保有するポートフォリオを不利な時期または価格で売却することになる可能性がある。PIMCOは、ファンドおよびその投資主の最善の利益のために、これらのポジションを引き続き積極的に管理する。

上記以外に、当会計年度中のその他の重大な事象はなかった。

12. 後発事象

当年度末後に、米国政府は国際貿易政策へのアプローチを変更する意向を示し、場合によっては、外国との二国間または多国間の貿易協定の再交渉、変更、または終了を含む措置を講じる可能性があり、広範な関税の賦課またはその可能性の表明を含む関連措置を講じることを提案した、あるいは講じた。関税の課徴、貿易制限、為替制限または類似の措置(またはこれらに対する報復措置)は、例えば価格の変動、市場心理の悪化、インフレ期待の変化などにつながる可能性がある。これらの他、地政学的な事象は、米国および世界経済・市場における不安定性の増加に寄与し、トラストのパフォーマンスおよびその投資に悪影響を及ぼす可能性がある。新たな関税の発表は、2025年5月31日時点の状況に関する追加情報を提供するものではないため、調整対象外の事象となる。そのため、2025年5月31日現在、トラストの資産または負債の認識および/または測定において、年度末後の影響は考慮されていない。

上記以外に、当会計年度末後のその他の後発事象はなかった。

【投資有価証券明細表等】

ピムコ・トータル・リターン・ファンド
投資有価証券明細表
2025年5月31日現在

銘柄	受益証券	時価 (千米ドル)	純資産 比率%
投資ファンド			
集団投資スキーム			
ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド(a)	1,451,205	\$ 192,768	99.32
投資ファンド合計		\$ 192,768	99.32

OTC金融デリバティブ商品(金額:千単位*、契約数を除く)

* 千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。

為替予約契約

取引相手方	決済月 (月/年)	通貨 引渡額	通貨 受取額	未実現 利益	未実現 (損失)	未実現純利益 /(損失)	純資産 比率%
BPS	06/2025	\$ 13 /	1,837	\$ 0	\$ 0	\$ 0	0.00

ヘッジ為替予約契約

2025年5月31日現在、円建クラスは、以下の未決済為替予約契約を有していた。

取引相手方	決済月 (月/年)	通貨 引渡額	通貨 受取額	未実現 利益	未実現 (損失)	未実現純利益 /(損失)	純資産 比率%		
BOA	06/2025	/	1,887	\$ 13	\$ 0	\$ 0	0.00		
BPS	06/2025		1,410	10	0	0	0.00		
	06/2025	\$ 463 /	66,189	0	(4)	(4)	0.00		
BRC	06/2025		438	62,258	0	(6)	(0.01)		
	07/2025		506	72,767	0	0	0.00		
MBC	06/2025	/	68,562	\$ 475	0	0	0.00		
	06/2025	\$ 406 /	57,836	0	(5)	(5)	0.00		
	07/2025		475	68,337	0	0	0.00		
MYI	06/2025	/	33,592	\$ 232	0	(1)	0.00		
	07/2025	\$ 232 /	33,482	1	0	1	0.00		
SCX	06/2025	/	7,029	\$ 49	0	0	0.00		
	07/2025	\$ 57 /	8,244	0	0	0	0.00		
UAG	06/2025	/	38,979	\$ 268	0	(2)	0.00		
	06/2025	\$ 326 /	46,271	0	(6)	(6)	0.00		
	07/2025		268	38,851	2	0	0.00		
						\$ 3	\$ (24)	\$ (21)	(0.01)
OTC金融デリバティブ商品合計						\$ (21)	(0.01)		
投資有価証券合計						\$ 192,747	99.31		
その他の流動資産および負債						\$ 1,332	0.69		
純資産						\$ 194,079	100.00		

注記は本財務書類と不可分である。

ピムコ・トータル・リターン・ファンド
投資有価証券明細表
2025年5月31日現在

投資有価証券明細表に対する注記(金額:千単位*)

* 千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。

(a) ファンドの関係会社

OTC金融デリバティブ商品に対して(受領)/差入された担保

以下は、2025年5月31日現在の、相手方とのOTC金融デリバティブ商品の時価および(受領)/差入された担保の概要である。

取引相手方	OTCデリバティブの 時価総額	担保 (受領)/差入	エクスポージャー 純額 ⁽¹⁾
BPS	\$ (4)	\$ 0	\$ (4)
BRC	(6)	0	(6)
MBC	(5)	0	(5)
UAG	(6)	0	(6)

(1) エクスポージャー純額は、債務不履行時の相手方からの未収金/(相手方への未払金)の純額を表す。信用リスクおよび相手方リスクに関する追加情報については、財務書類に対する注記の注5「市場リスクおよび信用リスク」を参照のこと。

注記は本財務書類と不可分である。

ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション

投資有価証券明細表

2025年5月31日現在

銘柄	額面価格 (千単位)	公正価値 (千米ドル)	純資産 比率%
譲渡性のある有価証券			
短期金融商品			
米国財務省短期証券			
4.291% due 03/07/2025 (a)(b)	\$ 1,000	\$ 996	1.25
4.307% due 15/07/2025 (a)(b)	3,300	3,284	4.14
4.312% due 03/06/2025 (a)(b)	1,100	1,100	1.38
4.313% due 10/06/2025 (a)(b)	2,900	2,897	3.65
短期金融商品合計		8,277	10.42
譲渡性のある有価証券合計	\$	8,277	10.42
投資ファンド			
集団投資スキーム			
ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド(c)	529,329	\$ 70,313	88.56
投資ファンド合計	\$	70,313	88.56

OTC金融デリバティブ商品(金額:千単位*、契約数を除く)

* 千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。

為替予約契約

取引相手方	決済月 (月/年)	通貨 引渡額	通貨 受取額	未実現 利益	未実現 (損失)	未実現純利益 /(損失)	純資産 比率%
BPS	06/2025	\$ 95 AUD	147	\$ 0	\$ 0	\$ 0	0.00
	06/2025	165 TRY	6,486	0	0	0	0.00
MYI	06/2025	AUD 43 \$	27	0	0	0	0.00
	06/2025	\$ 9 AUD	15	0	0	0	0.00
				\$ 0	\$ 0	\$ 0	0.00

ヘッジ為替予約契約

2025年5月31日現在、豪ドル建クラスは、以下の未決済為替予約契約を有していた。

取引相手方	決済月 (月/年)	通貨 引渡額	通貨 受取額	未実現 利益	未実現 (損失)	未実現純利益 /(損失)	純資産 比率%
BOA	06/2025	AUD 340 \$	220	\$ 1	\$ 0	\$ 1	0.00
BPS	06/2025	315	204	1	0	1	0.00
	06/2025	\$ 7,037 AUD	11,012	50	0	50	0.06
BRC	06/2025	AUD 12,037 \$	7,754	8	(1)	7	0.01
	06/2025	\$ 198 AUD	310	1	0	1	0.00
	07/2025	7,645	11,863	0	(8)	(8)	(0.01)
CBK	06/2025	AUD 140 \$	91	1	0	1	0.00
DUB	06/2025	10,858	6,989	2	0	2	0.00
	07/2025	\$ 6,992 AUD	10,858	0	(1)	(1)	0.00
FAR	06/2025	AUD 11,849 \$	7,642	16	0	16	0.02
	06/2025	\$ 7,672 AUD	12,040	76	0	76	0.10
	07/2025	7,645	11,849	0	(16)	(16)	(0.02)
JPM	06/2025	7,722	12,042	27	0	27	0.04
MBC	06/2025	AUD 9 \$	6	0	0	0	0.00
	06/2025	\$ 93 AUD	145	0	0	0	0.00
	07/2025	28	43	0	0	0	0.00
				\$ 183	\$ (26)	\$ 157	0.20

注記は本財務書類と不可分である。

ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション

投資有価証券明細表

2025年5月31日現在

2025年5月31日現在、トルコリラ建クラスは、以下の未決済為替予約契約を有していた。

取引相手方	決済月 (月/年)	通貨 引渡額	通貨 受取額	未実現 利益	未実現 (損失)	未実現純利益 /(損失)	純資産 比率%	
BPS	06/2025	TRY 129,319	\$ 3,210	\$ 1	\$ (61)	\$ (60)	(0.07)	
	06/2025	\$ 347	TRY 14,066	6	0	6	0.01	
BRC	06/2025	TRY 57,875	\$ 1,437	0	(24)	(24)	(0.03)	
	06/2025	\$ 30,675	TRY 1,235,798	629	0	629	0.78	
	07/2025	TRY 1,113	\$ 27	0	0	0	0.00	
	07/2025	\$ 150	TRY 6,068	0	0	0	0.00	
JPM	06/2025		738	28,912	0	(1)	(1)	0.00
	07/2025		16,979	699,273	295	0	295	0.37
MBC	06/2025	TRY 665	\$ 17	0	0	0	0.00	
SCX	06/2025		842	21	0	0	0.00	
				\$ 931	\$ (86)	\$ 845	1.06	

2025年5月31日現在、豪ドル建ブラジルリアルクラスおよび米ドル建ブラジルリアルクラスは、以下の未決済為替予約契約を有していた。

取引相手方	決済月 (月/年)	通貨 引渡額	通貨 受取額	未実現 利益	未実現 (損失)	未実現純利益 /(損失)	純資産 比率%	
BOA	06/2025	BRL 23,552	\$ 4,126	\$ 17	\$ 0	\$ 17	0.02	
	06/2025	\$ 4,111	BRL 23,552	0	(2)	(2)	0.00	
	07/2025	0	0	0	0	0	0.00	
BPS	06/2025	BRL 21,993	\$ 3,883	47	0	47	0.07	
	06/2025	\$ 3,853	BRL 21,993	0	(16)	(16)	(0.02)	
	07/2025	BRL 91	\$ 16	0	0	0	0.00	
	07/2025	\$ 3,880	BRL 22,123	0	(46)	(46)	(0.06)	
BRC	06/2025	BRL 43	\$ 8	0	0	0	0.00	
	06/2025	\$ 8	BRL 43	0	0	0	0.00	
	07/2025	BRL 44	\$ 8	0	0	0	0.00	
BSH	07/2025		109	19	0	0	0.00	
CBK	06/2025		24,265	4,270	37	0	37	0.04
	06/2025	\$ 4,251	BRL 24,265	0	(17)	(17)	(0.02)	
	07/2025		4,133	23,638	0	(36)	(36)	(0.05)
FAR	06/2025	BRL 23,471	\$ 4,133	38	0	38	0.05	
	06/2025	\$ 4,112	BRL 23,471	0	(17)	(17)	(0.02)	
	07/2025		4,133	23,628	0	(38)	(38)	(0.05)
GLM	06/2025	BRL 394	\$ 69	0	0	0	0.00	
	06/2025	\$ 69	BRL 394	0	(1)	(1)	0.00	
	07/2025	BRL 1,173	\$ 203	0	0	0	0.00	
JPM	06/2025		493	86	0	0	0.00	
	06/2025	\$ 86	BRL 493	0	0	0	0.00	
MBC	06/2025	BRL 23,503	\$ 4,117	17	0	17	0.02	
	06/2025	\$ 4,111	BRL 23,503	0	(11)	(11)	(0.01)	
MYI	06/2025	BRL 22,238	\$ 3,895	16	0	16	0.02	
	06/2025	\$ 3,889	BRL 22,238	0	(9)	(9)	(0.01)	
RYL	06/2025	BRL 297	\$ 52	0	0	0	0.00	
	06/2025	\$ 52	BRL 297	0	0	0	0.00	
SOG	06/2025	BRL 682	\$ 120	1	0	1	0.00	
	06/2025	\$ 119	BRL 682	0	(1)	(1)	0.00	

注記は本財務書類と不可分である。

ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション

投資有価証券明細表

2025年5月31日現在

取引相手方	決済月 (月/年)	通貨 引渡額	通貨 受取額	未実現 利益	未実現 (損失)	未実現純利益 /(損失)	純資産 比率%			
UAG	06/2025	BRL	790	\$	139	1	0	1	0.00	
	06/2025	\$	139	BRL	790	0	(1)	(1)	0.00	
				\$	174	\$	(195)	\$	(21)	(0.02)
OTC金融デリバティブ商品合計						\$	981	\$	1.24	
投資有価証券合計						\$	79,571	\$	100.22	
その他の流動資産および負債						\$	(173)	\$	(0.22)	
純資産						\$	79,398	\$	100.00	

投資有価証券に対する注記(金額:千単位*)

* 千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。

(a) ゼロ・クーポン証券

(b) クーポンは、満期までの利回りを表す。

(c) ファンドの関係会社

OTC金融デリバティブ商品に対して(受領)/差入された担保

以下は、2025年5月31日現在の、相手方とのOTC金融デリバティブ商品の時価および(受領)/差入された担保の概要である。

取引相手方	OTCデリバティブ の時価総額	担保 (受領)/差入	エクスポージャー 純額 ⁽¹⁾
BOA	\$ 16	\$ 0	\$ 16
BPS	(18)	0	(18)
BRC	605	(540)	65
CBK	(15)	0	(15)
DUB	1	0	1
FAR	59	0	59
GLM	(1)	0	(1)
JPM	321	(290)	31
MBC	6	0	6
MYI	7	0	7

(1) エクスポージャー純額は、債務不履行時の相手方からの未収金/(相手方への未払金)の純額を表す。信用リスクおよび相手方リスクに関する追加情報については、財務書類に対する注記の注5「市場リスクおよび信用リスク」を参照のこと。

注記は本財務書類と不可分である。

対象ファンド投資有価証券明細表

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド
投資有価証券明細表
2025年5月31日現在

銘柄	額面価格 (千単位)	公正価値 (千米ドル)	純資産 比率%
譲渡性のある有価証券			
オーストラリア			
社債			
Santos Finance Ltd. 6.875% due 19/09/2033	\$ 600	\$ 631	0.20
Toyota Finance Australia Ltd. 3.386% due 18/03/2030	€ 200	232	0.08
オーストラリア合計		863	0.28
アゼルバイジャン			
社債			
Southern Gas Corridor CJSC 6.875% due 24/03/2026	\$ 500	506	0.16
ベルギー			
社債			
KBC Group NV 5.796% due 19/01/2029	300	308	0.10
バミューダ			
社債			
Aircastle Ltd. 2.850% due 26/01/2028	1,300	1,229	0.39
Essent Group Ltd. 6.250% due 01/07/2029	600	619	0.20
バミューダ合計		1,848	0.59
ブラジル			
ソブリン債			
Brazil Government International Bond 6.125% due 15/03/2034	700	685	0.22
Brazil Letras do Tesouro Nacional 0.000% due 01/07/2024 (a)	BRL 7,600	1,265	0.41
ブラジル合計		1,950	0.63
カナダ			
社債			
Canadian Natural Resources Ltd. 6.450% due 30/06/2033	\$ 700	737	0.24
Enbridge, Inc. 5.700% due 08/03/2033	300	306	0.10
Federation des Caisses Desjardins du Quebec 5.700% due 14/03/2028	500	515	0.16

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド

投資有価証券明細表（続き）

2025年5月31日現在

銘柄		額面価格 (千単位)	公正価値 (千米ドル)	純資産 比率%
Open Text Corp. 6.900% due 01/12/2027	\$	900	928	0.30
			2,486	0.80
ソブリン債				
CPPIB Capital, Inc. 4.300% due 02/06/2034	CAD	500	379	0.12
Province of British Columbia 4.150% due 18/06/2034		200	150	0.05
Province of Quebec 4.450% due 01/09/2034		1,900	1,454	0.46
			1,983	0.63
カナダ合計			4,469	1.43
ケイマン諸島 社債				
Avolon Holdings Funding Ltd. 5.750% due 01/03/2029	\$	700	713	0.23
Gaci First Investment Co. 5.125% due 14/02/2053		600	500	0.16
5.375% due 29/01/2054 (d)		700	607	0.19
ケイマン諸島合計			1,820	0.58
デンマーク 社債				
Danske Bank A/S 6.259% due 22/09/2026		600	602	0.19
6.500% due 23/08/2028	£	500	698	0.23
TDC Net A/S 5.000% due 09/08/2032	€	400	460	0.15
6.500% due 01/06/2031		750	941	0.30
デンマーク合計			2,701	0.87
フィンランド 社債				
Kojamo Oyj 1.875% due 27/05/2027		1,500	1,677	0.54
フランス 社債				
Altarea S.C.A. 1.875% due 17/01/2028		900	979	0.31
BNP Paribas S.A. 1.904% due 30/09/2028	\$	1,400	1,309	0.42
5.125% due 13/01/2029		300	303	0.10

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド

投資有価証券明細表（続き）

2025年5月31日現在

銘柄		額面価格 (千単位)	公正価値 (千米ドル)	純資産 比率%
BPCE S.A.				
3.875% due 11/01/2029	€	200	\$ 234	0.07
5.748% due 19/07/2033	\$	800	810	0.26
6.612% due 19/10/2027		600	614	0.20
Credit Agricole S.A.				
0.500% due 21/09/2029	€	1,000	1,056	0.34
Electricite de France S.A.				
5.700% due 23/05/2028	\$	300	308	0.10
6.000% due 22/04/2064		300	279	0.09
Societe Generale S.A.				
1.488% due 14/12/2026		1,200	1,178	0.38
6.446% due 10/01/2029		400	414	0.13
			<u>7,484</u>	<u>2.40</u>
非政府モーゲージ・バック証券				
BPCE Home Loans FCT				
2.786% due 31/10/2058	€	877	998	0.32
フランス合計			<u>8,482</u>	<u>2.72</u>
ドイツ				
社債				
Commerzbank AG				
3.875% due 15/10/2035		500	567	0.18
Deutsche Bank AG				
1.750% due 19/11/2030		1,100	1,166	0.37
DZ Bank AG Deutsche Zentral-Genossenschaftsbank, Frankfurt am Main				
2.782% due 16/11/2026		400	458	0.15
Schaeffler AG				
4.750% due 14/08/2029		600	690	0.22
Volkswagen Leasing GmbH				
3.875% due 11/10/2028		500	584	0.19
ドイツ合計			<u>3,465</u>	<u>1.11</u>
インド				
社債				
ReNew Wind Energy AP2				
4.500% due 14/07/2028	\$	1,000	938	0.30
国際機関				
社債				
Thames Water Super Senior Issuer PLC				
9.750% due 10/10/2027	£	3	4	0.00

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド
投資有価証券明細表(続き)
2025年5月31日現在

銘柄	額面価格 (千単位)	公正価値 (千米ドル)	純資産 比率%
アイルランド			
アセット・バック証券			
Ares European CLO DAC 3.059% due 15/10/2031	€ 495	\$ 561	0.18
Aurium CLO DAC 3.317% due 22/06/2034	600	679	0.22
BlueMountain Fuji EUR CLO DAC 3.189% due 15/01/2033	600	680	0.22
Bridgepoint CLO DAC 3.489% due 15/01/2034	989	1,124	0.36
Cumulus Static CLO DAC 3.343% due 15/11/2033	526	598	0.19
CVC Cordatus Loan Fund DAC 2.929% due 15/10/2031	702	797	0.26
Dryden Euro CLO DAC 2.893% due 15/05/2032	425	482	0.15
Harvest CLO DAC 3.129% due 15/01/2032	1,034	1,171	0.37
Invesco Euro CLO DAC 2.929% due 15/07/2031	814	924	0.30
3.296% due 30/10/2038	700	795	0.25
Madison Park Euro Funding DAC 3.079% due 15/07/2032	798	904	0.29
OCP Euro CLO DAC 3.116% due 22/09/2034	889	1,008	0.32
Palmer Square European Loan Funding DAC 2.999% due 15/10/2031	295	335	0.11
Rockford Tower Europe CLO DAC 3.561% due 24/04/2037	600	682	0.22
Segovia European CLO DAC 3.116% due 20/07/2032	907	1,031	0.33
Toro European CLO DAC 3.185% due 12/01/2032	952	1,080	0.35
		<u>12,851</u>	<u>4.12</u>

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド
投資有価証券明細表(続き)
2025年5月31日現在

銘柄	額面価格 (千単位)	公正価値 (千米ドル)	純資産 比率%
社債			
AerCap Ireland Capital DAC 2.450% due 29/10/2026	\$ 500	\$ 485	0.16
6.100% due 15/01/2027	400	408	0.13
AIB Group PLC 2.875% due 30/05/2031	€ 1,200	1,358	0.44
SMBC Aviation Capital Finance DAC 5.450% due 03/05/2028	\$ 500	509	0.16
		2,760	0.89
アイルランド合計		15,611	5.01
イスラエル ソブリン債			
Israel Government International Bond 5.000% due 30/10/2026	€ 700	818	0.26
イタリア 社債			
Banca Monte dei Paschi di Siena SpA 6.750% due 05/09/2027	800	954	0.31
Intesa Sanpaolo SpA 7.200% due 28/11/2033	\$ 700	773	0.25
Nexi SpA 2.125% due 30/04/2029	€ 500	547	0.17
イタリア合計		2,274	0.73
日本 社債			
Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc. 1.412% due 17/07/2025	\$ 1,700	1,693	0.54
Mizuho Financial Group, Inc. 2.201% due 10/07/2031	1,100	968	0.31
5.414% due 13/09/2028	500	509	0.16
Nissan Motor Co. Ltd. 4.810% due 17/09/2030 (d)	1,400	1,290	0.41
Nomura Holdings, Inc. 2.172% due 14/07/2028	100	93	0.03
5.709% due 09/01/2026	600	603	0.19
5.842% due 18/01/2028	500	514	0.17
ORIX Corp. 1.919% due 20/04/2026	€ 900	1,017	0.33

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2025年5月31日現在

銘柄		額面価格 (千単位)	公正価値 (千米ドル)	純資産 比率%
Sumitomo Mitsui Financial Group, Inc.				
1.902% due 17/09/2028	\$	700	644	0.21
5.240% due 15/04/2030		400	409	0.13
5.316% due 09/07/2029		600	615	0.20
5.520% due 13/01/2028		400	411	0.13
			8,766	2.81
ソブリン債				
Japan Finance Organization for Municipalities				
2.875% due 23/01/2029	€	600	691	0.21
日本合計			9,457	3.02
ルクセンブルグ				
社債				
Logicor Financing SARL				
2.000% due 17/01/2034		500	481	0.15
2.750% due 15/01/2030	£	1,200	1,422	0.46
ルクセンブルグ合計			1,903	0.61
メキシコ				
ソブリン債				
Mexico Government International Bond				
4.000% due 24/08/2034 (b)	MXN	848	40	0.01
6.000% due 07/05/2036	\$	200	192	0.06
メキシコ合計			232	0.07
オランダ				
社債				
ABN AMRO Bank NV				
6.339% due 18/09/2027		600	612	0.19
6.575% due 13/10/2026		300	302	0.10
Cooperatieve Rabobank UA				
4.375% due 04/08/2025		1,000	999	0.32
4.655% due 22/08/2028		800	800	0.26
CTP NV				
0.500% due 21/06/2025	€	100	114	0.04
0.625% due 27/09/2026		204	225	0.07
Enel Finance International NV				
0.625% due 28/05/2029		700	732	0.23
2.125% due 12/07/2028	\$	1,200	1,113	0.36
3.375% due 23/07/2028	€	600	697	0.22
ING Groep NV				
4.000% due 12/02/2035		600	706	0.23
JDE Peet's NV				
4.125% due 23/01/2030		1,500	1,767	0.57

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2025年5月31日現在

銘柄		額面価格 (千単位)	公正価値 (千米ドル)	純資産 比率%
JT International Financial Services BV 3.875% due 28/09/2028	\$	600	587	0.19
OCI NV 6.700% due 16/03/2033		100	109	0.03
Sandoz Finance BV 3.250% due 12/09/2029	€	100	115	0.04
4.500% due 17/11/2033		400	484	0.15
オランダ合計			9,362	3.00
ペルー				
ソブリン債				
Peru Government International Bond 6.150% due 12/08/2032	PEN	4,400	1,237	0.40
6.950% due 12/08/2031		1,800	539	0.17
ペルー合計			1,776	0.57
ポルトガル				
社債				
Banco Espirito Santo S.A. 4.750% due 15/01/2018 ^	€	800	204	0.07
ルーマニア				
ソブリン債				
Romania Government International Bond 5.375% due 22/03/2031		600	674	0.22
6.250% due 10/09/2034		300	339	0.11
ルーマニア合計			1,013	0.33
サウジアラビア				
ソブリン債				
Saudi Arabia Government International Bond 4.750% due 16/01/2030	\$	700	703	0.23
5.125% due 13/01/2028		900	915	0.29
サウジアラビア合計			1,618	0.52
シンガポール				
社債				
DBS Group Holdings Ltd. 4.957% due 12/09/2025		700	700	0.23
南アフリカ				
ソブリン債				
South Africa Government International Bond 8.500% due 31/01/2037	ZAR	6,000	284	0.09
8.875% due 28/02/2035		16,200	828	0.27
10.500% due 21/12/2026		23,400	1,344	0.43
南アフリカ合計			2,456	0.79

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド

投資有価証券明細表（続き）

2025年5月31日現在

銘柄		額面価格 (千単位)	公正価値 (千米ドル)	純資産 比率%
韓国				
社債				
Kookmin Bank				
4.500% due 01/02/2029 (c)	\$	1,200	1,182	0.38
スペイン				
社債				
Banco Santander S.A.				
5.552% due 14/03/2028		600	608	0.20
EDP Servicios Financieros Espana S.A.				
3.500% due 16/07/2030	€	500	580	0.19
Lorca Telecom Bondco S.A.				
5.750% due 30/04/2029		300	356	0.11
スペイン合計			1,544	0.50
超国家的機関				
社債				
International Development Association				
1.750% due 05/05/2037		800	780	0.25
ソブリン債				
European Union				
0.000% due 04/10/2028 (a)		1,000	1,057	0.34
2.875% due 05/10/2029		1,300	1,510	0.48
			2,567	0.82
国際機関合計			3,347	1.07
スウェーデン				
社債				
EQT AB				
2.375% due 06/04/2028		800	895	0.29
2.875% due 06/04/2032		800	864	0.28
Sagax AB				
1.125% due 30/01/2027		1,000	1,103	0.35
スウェーデン合計			2,862	0.92
スイス				
社債				
UBS Group AG				
2.193% due 05/06/2026	\$	1,700	1,700	0.55
4.125% due 09/06/2033	€	800	944	0.30
5.699% due 08/02/2035 (d)	\$	900	919	0.29
5.711% due 12/01/2027		800	804	0.26
6.327% due 22/12/2027		600	614	0.20
スイス合計			4,981	1.60

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド

投資有価証券明細表（続き）

2025年5月31日現在

銘柄		額面価格 (千単位)	公正価値 (千米ドル)	純資産 比率%
アラブ首長国連邦				
社債				
Adnoc Murban Rsc Ltd. 4.250% due 11/09/2029	\$	300	296	0.10
英国				
社債				
Babcock International Group PLC 1.375% due 13/09/2027	€	900	992	0.32
Barclays PLC 4.506% due 31/01/2033		600	719	0.23
5.851% due 21/03/2035	£	500	668	0.21
7.325% due 02/11/2026	\$	500	505	0.16
7.385% due 02/11/2028		400	423	0.14
BAT International Finance PLC 5.931% due 02/02/2029		700	731	0.24
Berkeley Group PLC 2.500% due 11/08/2031	£	800	883	0.28
Burberry Group PLC 5.750% due 20/06/2030		800	1,060	0.34
Chanel Ceres PLC 0.500% due 31/07/2026	€	700	778	0.25
HSBC Holdings PLC 5.290% due 16/09/2032	£	800	1,065	0.34
7.390% due 03/11/2028	\$	1,000	1,058	0.34
Imperial Brands Finance PLC 3.500% due 26/07/2026		1,100	1,084	0.35
Nationwide Building Society 6.557% due 18/10/2027		600	615	0.20
Rolls-Royce PLC 5.750% due 15/10/2027		800	818	0.26
Santander UK Group Holdings PLC 6.833% due 21/11/2026		700	707	0.23
Standard Chartered PLC 6.301% due 09/01/2029		700	724	0.23
Thames Water Super Senior Issuer PLC 9.750% due 10/10/2027	£	3	4	0.00

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド

投資有価証券明細表（続き）

2025年5月31日現在

銘柄		額面価格 (千単位)	公正価値 (千米ドル)	純資産 比率%
Yorkshire Building Society 3.511% due 11/10/2030	£	800	\$ 1,010	0.32
			13,844	4.44
非政府モーゲージ・バック証券				
Alba PLC 4.682% due 17/03/2039		156	207	0.07
Eurosail PLC 5.472% due 13/06/2045		230	310	0.10
Great Hall Mortgages PLC 4.740% due 18/06/2039	\$	8	8	0.00
Ludgate Funding PLC 5.072% due 01/01/2061	£	407	544	0.18
Newgate Funding PLC 4.557% due 01/12/2050		318	422	0.14
Resloc UK PLC 2.661% due 15/12/2043	€	713	787	0.25
4.673% due 15/12/2043	£	489	644	0.21
RMAC PLC 5.432% due 15/02/2047		534	723	0.23
Towd Point Mortgage Funding PLC 5.221% due 20/07/2053		541	730	0.23
Uropa Securities PLC 4.648% due 10/10/2040		642	844	0.27
			5,219	1.68
ソブリン債				
United Kingdom Gilt 4.375% due 31/07/2054		1,260	1,447	0.45
英国合計			20,510	6.57
米国				
アセット・バック証券				
Bear Stearns Asset-Backed Securities Trust 4.939% due 25/04/2037	\$	15	15	0.00
Citigroup Mortgage Loan Trust Asset-Backed Pass-Through Certificates 5.384% due 25/10/2034		311	302	0.10
Citigroup Mortgage Loan Trust, Inc. 5.219% due 25/01/2036		174	176	0.06

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド

投資有価証券明細表（続き）

2025年5月31日現在

銘柄	額面価格 (千単位)	公正価値 (千米ドル)	純資産 比率%
Countrywide Asset-Backed Certificates Trust, Inc. 4.979% due 25/12/2034	\$ 673	\$ 657	0.21
5.339% due 25/03/2047	1,309	1,013	0.33
GSAA Home Equity Trust 4.799% due 25/07/2037	97	94	0.03
Home Equity Asset Trust 5.219% due 25/10/2034	201	200	0.06
JPMorgan Mortgage Acquisition Corp. 5.024% due 25/05/2035	287	284	0.09
Louisiana Local Government Environmental Facilities & Community Development Authority 5.048% due 01/12/2034	500	504	0.16
MF1 LLC 6.474% due 19/06/2037	669	670	0.21
Nomura Home Equity Loan, Inc. Home Equity Loan Trust 4.874% due 25/03/2036	122	122	0.04
Option One Mortgage Loan Trust Asset-Backed Pass-Through Certificates 5.129% due 25/11/2035	505	486	0.16
Residential Asset Mortgage Products Trust 5.009% due 25/01/2036	451	445	0.14
Residential Asset Securities Corp. Trust 5.324% due 25/01/2034	54	55	0.02
Structured Asset Investment Loan Trust 5.159% due 25/10/2035	178	174	0.06
5.204% due 25/08/2035	512	500	0.16
Texas Natural Gas Securitization Finance Corp. 5.169% due 01/04/2041	500	497	0.16
		6,194	1.99
社債			
AES Corp. 5.450% due 01/06/2028	500	507	0.16
Ameren Missouri Securitization Funding LLC 4.850% due 01/10/2041	300	294	0.09
American Airlines Pass-Through Trust 2.875% due 11/01/2036 (d)	433	378	0.12
American Express Co. 5.098% due 16/02/2028	700	707	0.23

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2025年5月31日現在

銘柄	額面価格 (千単位)	公正価値 (千米ドル)	純資産 比率%
Assured Guaranty U.S. Holdings, Inc. 6.125% due 15/09/2028	\$ 600	\$ 627	0.20
Avangrid, Inc. 3.800% due 01/06/2029	1,600	1,544	0.50
Aviation Capital Group LLC 5.375% due 15/07/2029	200	202	0.07
6.250% due 15/04/2028	700	724	0.23
6.750% due 25/10/2028	300	317	0.10
Bank of America Corp. 3.824% due 20/01/2028	700	691	0.22
4.376% due 27/04/2028	600	597	0.19
5.080% due 20/01/2027	700	702	0.23
Bayer U.S. Finance LLC 6.125% due 21/11/2026	700	710	0.23
6.375% due 21/11/2030	300	316	0.10
6.500% due 21/11/2033	500	521	0.17
Berry Global, Inc. 1.570% due 15/01/2026	900	880	0.28
BMW U.S. Capital LLC 5.050% due 21/03/2030	600	605	0.19
Boost Newco Borrower LLC 7.500% due 15/01/2031	300	318	0.10
Brandywine Operating Partnership LP 3.950% due 15/11/2027	800	764	0.25
British Airways Pass-Through Trust 4.250% due 15/05/2034	667	631	0.20
Broadcom, Inc. 3.137% due 15/11/2035	55	46	0.02
4.300% due 15/11/2032	1,400	1,338	0.43
5.050% due 12/07/2029	600	611	0.20
CBRE Services, Inc. 5.500% due 01/04/2029	300	308	0.10
Centene Corp. 3.000% due 15/10/2030	400	352	0.11
Charter Communications Operating LLC 6.100% due 01/06/2029	600	625	0.20
Cheniere Energy Partners LP 3.250% due 31/01/2032 (d)	600	527	0.17

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド
投資有価証券明細表(続き)
2025年5月31日現在

銘柄	額面価格 (千単位)	公正価値 (千ドル)	純資産 比率%
Citibank N.A. 5.803% due 29/09/2028	\$ 500	\$ 520	0.17
Constellation Brands, Inc. 4.800% due 15/01/2029	475	478	0.15
Constellation Energy Generation LLC 5.600% due 01/03/2028	400	413	0.13
Corebridge Global Funding 5.900% due 19/09/2028	400	416	0.13
Crown Castle, Inc. 3.650% due 01/09/2027 4.800% due 01/09/2028	600 600	586 600	0.19 0.19
CVS Health Corp. 5.000% due 30/01/2029	500	503	0.16
CVS Pass-Through Trust 6.943% due 10/01/2030	35	37	0.01
DTE Energy Co. 5.100% due 01/03/2029	700	710	0.23
Duke Energy Florida LLC 2.500% due 01/12/2029	700	645	0.21
Edison International 6.250% due 15/03/2030	400	405	0.13
Emory University 2.143% due 01/09/2030	1,400	1,238	0.40
Energy Transfer LP 5.700% due 01/04/2035	100	100	0.03
EPR Properties 4.950% due 15/04/2028	1,600	1,588	0.51
Equitable Financial Life Global Funding 5.450% due 03/03/2028	300	308	0.10
Exelon Corp. 5.150% due 15/03/2028	500	509	0.16
Extra Space Storage LP 5.700% due 01/04/2028	800	823	0.26
FirstEnergy Pennsylvania Electric Co. 5.200% due 01/04/2028	300	305	0.10

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2025年5月31日現在

銘柄	額面価格 (千単位)	公正価値 (千米ドル)	純資産 比率%
Ford Motor Credit Co. LLC			
4.125% due 17/08/2027	\$ 200	\$ 193	0.06
5.800% due 08/03/2029	200	197	0.06
7.350% due 04/11/2027	300	309	0.10
GLP Capital LP			
5.300% due 15/01/2029	1,100	1,103	0.35
Goldman Sachs Group, Inc.			
4.692% due 23/10/2030	700	698	0.22
5.727% due 25/04/2030	500	517	0.17
6.484% due 24/10/2029	500	528	0.17
Golub Capital BDC, Inc.			
7.050% due 05/12/2028	700	732	0.24
Goodman U.S. Finance Four LLC			
4.500% due 15/10/2037	1,400	1,258	0.40
Hyatt Hotels Corp.			
5.750% due 30/03/2032	600	606	0.20
Hyundai Capital America			
5.250% due 08/01/2027	700	704	0.23
5.494% due 04/08/2025	300	300	0.10
Intel Corp.			
5.125% due 10/02/2030	500	507	0.16
JPMorgan Chase & Co.			
3.509% due 23/01/2029	600	584	0.19
4.323% due 26/04/2028	200	199	0.06
5.299% due 24/07/2029	700	714	0.23
5.544% due 23/01/2028	700	704	0.23
Kilroy Realty LP			
6.250% due 15/01/2036	300	293	0.09
LPL Holdings, Inc.			
5.200% due 15/03/2030	600	603	0.19
Marriott International, Inc.			
3.500% due 15/10/2032	1,400	1,251	0.40
Mars, Inc.			
5.200% due 01/03/2035	600	598	0.19
MassMutual Global Funding			
5.326% due 10/07/2026	400	403	0.13

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2025年5月31日現在

銘柄		額面価格 (千単位)	公正価値 (千米ドル)	純資産 比率%
Mercedes-Benz Finance North America LLC				
4.800% due 30/03/2028	\$	700	\$ 704	0.23
4.900% due 15/11/2027		300	302	0.10
Morgan Stanley				
3.955% due 21/03/2035	€	400	463	0.15
4.654% due 18/10/2030	\$	700	696	0.22
6.138% due 16/10/2026		600	603	0.19
6.407% due 01/11/2029		400	422	0.14
Mutual of Omaha Cos. Global Funding				
4.750% due 15/10/2029		500	501	0.16
National Securities Clearing Corp.				
5.000% due 30/05/2028		550	560	0.18
5.100% due 21/11/2027		500	510	0.16
Niagara Mohawk Power Corp.				
4.278% due 15/12/2028		1,600	1,576	0.51
Nissan Motor Acceptance Co. LLC				
2.450% due 15/09/2028		1,360	1,206	0.39
NorthWestern Corp.				
5.073% due 21/03/2030		800	809	0.26
Ohio Power Co.				
5.000% due 01/06/2033		500	490	0.16
Oracle Corp.				
4.650% due 06/05/2030		300	300	0.10
4.800% due 03/08/2028		400	404	0.13
6.150% due 09/11/2029 (d)		300	318	0.10
Pacific Gas & Electric Co.				
3.150% due 01/01/2026		800	791	0.25
4.550% due 01/07/2030		700	678	0.22
5.700% due 01/03/2035		600	590	0.19
6.100% due 15/01/2029		700	723	0.23
Pacific Life Global Funding				
4.900% due 04/04/2028		400	405	0.13
5.500% due 18/07/2028		300	309	0.10
PacifiCorp				
5.300% due 15/02/2031		700	712	0.23
Paramount Global				
2.900% due 15/01/2027		100	97	0.03
Public Service Co. of Colorado				
1.900% due 15/01/2031		1,100	945	0.30

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2025年5月31日現在

銘柄		額面価格 (千単位)	公正価値 (千米ドル)	純資産 比率%
RGA Global Funding 6.000% due 21/11/2028	\$	600	\$ 627	0.20
San Diego Gas & Electric Co. 1.700% due 01/10/2030		500	430	0.14
Santander Holdings USA, Inc. 6.499% due 09/03/2029		575	596	0.19
SBA Tower Trust 2.328% due 15/07/2052		1,100	1,024	0.33
Southern California Edison Co. 1.200% due 01/02/2026		524	512	0.16
5.650% due 01/10/2028		1,000	1,020	0.33
Southwest Gas Corp. 5.450% due 23/03/2028		500	510	0.16
Stryker Corp. 3.375% due 11/09/2032	€	200	229	0.07
3.625% due 11/09/2036		300	338	0.11
Sutter Health 5.164% due 15/08/2033	\$	700	699	0.22
T-Mobile USA, Inc. 2.050% due 15/02/2028		200	188	0.06
4.800% due 15/07/2028		300	303	0.10
4.950% due 15/03/2028		600	609	0.20
Truist Financial Corp. 4.873% due 26/01/2029		300	302	0.10
U.S. Bancorp 4.653% due 01/02/2029		288	289	0.09
United Airlines Pass-Through Trust 2.875% due 07/04/2030		873	820	0.26
5.800% due 15/07/2037		478	480	0.15
Venture Global LNG, Inc. 8.125% due 01/06/2028		250	256	0.08
8.375% due 01/06/2031		250	254	0.08
9.500% due 01/02/2029		1,100	1,177	0.38
Volkswagen Group of America Finance LLC 4.750% due 13/11/2028		1,100	1,089	0.35
Walgreens Boots Alliance, Inc. 3.450% due 01/06/2026		100	98	0.03

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド

投資有価証券明細表（続き）

2025年5月31日現在

銘柄	額面価格 (千単位)	公正価値 (千米ドル)	純資産 比率%
Wand NewCo, Inc. 7.625% due 30/01/2032	\$ 500	\$ 521	0.17
Wells Fargo & Co. 5.574% due 25/07/2029	700	718	0.23
Wells Fargo Bank N.A. 5.550% due 01/08/2025	300	300	0.10
Zimmer Biomet Holdings, Inc. 5.350% due 01/12/2028	700	718	0.23
		68,248	21.90
地方債			
Empire State Development Corp., New York Revenue Notes, Series 2020 1.496% due 15/03/2027	1,400	1,336	0.43
JobsOhio Beverage System Revenue Notes, Series 2023 4.433% due 01/01/2033	500	497	0.16
		1,833	0.59
非政府モーゲージ・バック証券			
Citigroup Mortgage Loan Trust, Inc. 6.692% due 25/08/2035	1	1	0.00
7.875% due 25/09/2037	38	36	0.01
GSR Mortgage Loan Trust 4.862% due 25/06/2034	13	13	0.00
5.293% due 25/09/2035	23	22	0.01
JPMorgan Mortgage Trust 5.202% due 25/08/2034	1	1	0.00
5.847% due 25/04/2035	32	31	0.01
6.893% due 25/08/2035	56	55	0.02
MortgageIT Trust 4.959% due 25/12/2035	80	78	0.03
NAAC Reperforming Loan REMIC Trust Certificates 6.500% due 25/02/2035	268	230	0.07
PHH Alternative Mortgage Trust 4.759% due 25/02/2037	359	265	0.09
Reperforming Loan REMIC Trust 4.779% due 25/01/2036	148	140	0.05
Structured Adjustable Rate Mortgage Loan Trust 5.210% due 25/04/2035	43	40	0.01

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2025年5月31日現在

銘柄	額面価格 (千単位)	公正価値 (千米ドル)	純資産 比率%
WaMu Mortgage Pass-Through Certificates Trust			
4.679% due 25/12/2035	\$ 326	\$ 304	0.10
5.019% due 25/10/2045	257	256	0.08
5.145% due 25/09/2035	42	39	0.01
Wells Fargo Commercial Mortgage Trust			
2.652% due 15/08/2049	1,100	1,068	0.34
		2,579	0.83
米国政府機関証券			
Fannie Mae			
4.550% due 01/05/2028	500	506	0.16
4.816% due 25/11/2042	92	91	0.03
5.036% due 25/10/2041	273	270	0.09
5.222% due 25/09/2054	575	573	0.18
7.147% due 01/05/2038	121	125	0.04
Freddie Mac			
4.000% due 01/02/2030 - 01/04/2042	26	25	0.01
4.767% due 15/07/2034	488	483	0.16
Ginnie Mae			
3.000% due 15/10/2049	215	188	0.06
4.000% due 15/02/2050	59	54	0.02
4.828% due 20/01/2072	263	260	0.08
4.893% due 20/02/2067	135	136	0.04
4.933% due 20/04/2064	31	31	0.01
5.033% due 20/10/2065	134	135	0.04
5.078% due 20/10/2072	254	255	0.08
5.128% due 20/01/2073	494	494	0.16
5.198% due 20/01/2073 - 20/02/2073	884	886	0.28
5.208% due 20/02/2073 - 20/03/2073	1,166	1,172	0.38
5.228% due 20/01/2073 - 20/11/2073	2,197	2,203	0.71
5.348% due 20/12/2072	404	408	0.13
5.378% due 20/12/2073	696	701	0.22
5.592% due 20/04/2067	820	833	0.27
Ginnie Mae, TBA			
2.000% due 01/06/2055	700	562	0.18
3.500% due 01/06/2055	1,100	979	0.31
4.000% due 01/06/2055	2,300	2,107	0.68
4.500% due 01/06/2040	2,000	1,887	0.61
5.000% due 01/06/2040 - 01/07/2055	2,700	2,618	0.84
Uniform Mortgage-Backed Security			
2.500% due 01/02/2035	486	466	0.15
3.000% due 01/07/2051 - 01/04/2053	11,618	9,910	3.18
3.500% due 01/05/2035 - 01/01/2055	12,919	11,499	3.69
4.000% due 01/09/2030 - 01/10/2052	1,209	1,118	0.36
4.500% due 01/09/2052 - 01/05/2053	2,890	2,733	0.88
5.000% due 01/05/2053 - 01/07/2053	2,496	2,425	0.78
5.500% due 01/01/2033 - 01/10/2053	732	726	0.23

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド

投資有価証券明細表（続き）

2025年5月31日現在

銘柄	額面価格 (千単位)	公正価値 (千米ドル)	純資産 比率%
Uniform Mortgage-Backed Security, TBA			
2.500% due 01/07/2055	\$ 3,800	\$ 3,096	0.99
3.000% due 01/07/2055	13,800	11,744	3.77
4.000% due 01/06/2055 - 01/07/2055	26,200	24,005	7.70
4.500% due 01/07/2055	14,600	13,765	4.42
5.000% due 01/07/2055	20,600	19,927	6.39
5.500% due 01/06/2055 - 01/07/2055	20,775	20,568	6.60
		139,964	44.91
米国財務省証券			
U.S. Treasury Bonds			
1.375% due 15/11/2040	4,800	2,996	0.96
1.375% due 15/08/2050	1,100	528	0.17
1.875% due 15/02/2041	500	337	0.11
2.000% due 15/11/2041	1,500	1,011	0.32
2.000% due 15/02/2050	1,900	1,089	0.35
2.250% due 15/08/2049	3,300	2,020	0.65
2.375% due 15/11/2049	700	440	0.14
2.750% due 15/08/2042	2,000	1,500	0.48
2.750% due 15/11/2042	2,800	2,090	0.67
2.750% due 15/08/2047	2,100	1,464	0.47
2.875% due 15/05/2043	1,200	907	0.29
2.875% due 15/08/2045	1,900	1,390	0.45
2.875% due 15/05/2049	300	210	0.07
3.000% due 15/02/2048	900	654	0.21
3.000% due 15/08/2048	300	217	0.07
3.000% due 15/02/2049	700	504	0.16
3.125% due 15/08/2044	5,600	4,324	1.39
3.375% due 15/05/2044	7,900	6,367	2.04
3.375% due 15/11/2048	1,600	1,238	0.40
3.875% due 15/05/2043	3,300	2,893	0.93
4.000% due 15/11/2042	700	627	0.20
4.250% due 15/05/2039	700	670	0.21
4.250% due 15/08/2054	12,600	11,271	3.62
4.375% due 15/11/2039	2,000	1,927	0.62
4.500% due 15/11/2054	400	373	0.12
4.625% due 15/02/2040	500	495	0.16
4.625% due 15/05/2044	500	481	0.15
4.625% due 15/05/2054	1,300	1,237	0.40
4.625% due 15/02/2055	200	191	0.06
U.S. Treasury Inflation Protected Securities (b)			
0.125% due 15/07/2031	1,432	1,308	0.42
0.125% due 15/01/2032	692	622	0.20
0.125% due 15/02/2051	3,193	1,710	0.55
0.125% due 15/02/2052	230	121	0.04
0.250% due 15/02/2050	498	284	0.09
0.375% due 15/07/2025	1,348	1,348	0.43
0.625% due 15/02/2043	556	408	0.13
0.750% due 15/02/2045	2,309	1,670	0.54
0.875% due 15/02/2047	662	475	0.15
1.000% due 15/02/2046	472	354	0.11
1.000% due 15/02/2049	254	182	0.06

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2025年5月31日現在

銘柄	額面価格 (千単位)	公正価値 (千米ドル)	純資産 比率%
1.250% due 15/04/2028	\$ 1,066	\$ 1,063	0.34
1.375% due 15/02/2044	412	342	0.11
1.500% due 15/02/2053	538	420	0.14
2.125% due 15/02/2054	834	751	0.24
U.S. Treasury Notes			
3.875% due 30/04/2030	7,000	6,974	2.23
3.875% due 15/08/2034	4,400	4,240	1.36
4.250% due 15/11/2034	400	396	0.12
4.625% due 15/02/2035	1,900	1,936	0.62
U.S. Treasury STRIPS			
0.000% due 15/08/2040 (a)	2,800	1,306	0.42
		75,361	24.17
米国合計		294,179	94.39
譲渡性のある有価証券合計	\$	405,356	130.05

規制ある市場で取引されている金融デリバティブ商品(金額:千単位*、契約数を除く)

* 千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。

先物

銘柄	種類	権利失効月 (月/年)	契約数	未実現利益 /(損失)	純資産 比率%
Canada Government 10-Year Bond September Futures	Long	09/2025	31	\$ 31	0.01
Euro-Bobl June Futures	Short	06/2025	80	(31)	(0.01)
Euro-Bund 10-Year Bond June Futures	Short	06/2025	16	5	0.00
U.S. Treasury 2-Year Note September Futures	Short	09/2025	115	(49)	(0.02)
U.S. Treasury 5-Year Note September Futures	Long	09/2025	288	190	0.07
U.S. Treasury 10-Year Note September Futures	Long	09/2025	155	163	0.05
U.S. Treasury 10-Year Ultra September Futures	Long	09/2025	34	38	0.01
U.S. Treasury 30-Year Bond September Futures	Short	09/2025	3	(3)	0.00
United Kingdom Long Gilt September Futures	Long	09/2025	5	1	0.00
				\$ 345	0.11

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド

投資有価証券明細表（続き）

2025年5月31日現在

売却オプション

上場先物契約にかかるオプション

銘柄	行使価格	権利失効日 (日/月/年)	契約数	プレミアム	公正価値	純資産 比率%
Put - CBOT U.S. Treasury 10-Year Note August 2025 Futures	\$ 109.000	25/07/2025	4	\$ (2)	\$ (2)	0.00
Call - CBOT U.S. Treasury 10-Year Note August 2025 Futures	112.500	25/07/2025	4	(2)	(2)	0.00
Put - CBOT U.S. Treasury 10-Year Note July 2025 Futures	108.500	20/06/2025	12	(3)	(1)	0.00
Put - CBOT U.S. Treasury 10-Year Note July 2025 Futures	109.000	20/06/2025	4	(1)	0	0.00
Call - CBOT U.S. Treasury 10-Year Note July 2025 Futures	111.500	20/06/2025	12	(4)	(5)	0.00
Call - CBOT U.S. Treasury 10-Year Note July 2025 Futures	112.000	20/06/2025	4	(1)	(1)	0.00
Put - EUREX Euro-Bund July 2025 Futures	€ 128.500	20/06/2025	2	(1)	0	0.00
Call - EUREX Euro-Bund July 2025 Futures	131.500	20/06/2025	2	(1)	(1)	0.00
				\$ (15)	\$ (12)	0.00
					\$ 333	0.11

規制ある市場で取引されている金融デリバティブ商品合計

集中清算の対象となる金融デリバティブ商品（金額：千単位*）

* 千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。

社債、ソブリン債および米国地方債に係るクレジット・デフォルト・スワップ - セル・プロテクション⁽¹⁾

レファレンス・エンティティ	固定取引 受領金利	満期日 (日/月/年)	想定元本 ⁽²⁾	未実現利益 / (損失)	純資産 比率%
AT&T, Inc.	1.000%	20/12/2027	\$ 600	\$ 2	0.00
Elis S.A.	5.000	20/12/2029	€ 300	6	0.00
Ford Motor Co.	5.000	20/12/2028	\$ 800	(9)	0.00
T-Mobile USA, Inc.	5.000	20/06/2028	300	(10)	0.00
Verizon Communications, Inc.	1.000	20/12/2027	100	0	0.00
Verizon Communications, Inc.	1.000	20/06/2028	1,000	4	0.00
Verizon Communications, Inc.	1.000	20/12/2028	200	1	0.00
				\$ (6)	0.00

クレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ - セル・プロテクション⁽¹⁾

指数/トランシェ	固定取引 受領金利	満期日 (日/月/年)	想定元本 ⁽²⁾	未実現利益 / (損失)	純資産 比率%
CDX.IG-43 5-Year Index	1.000%	20/12/2029	\$ 2,300	\$ 4	0.00
CDX.IG-44 5-Year Index	1.000	20/06/2030	19,000	94	0.03
				\$ 98	0.03

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド

投資有価証券明細表（続き）

2025年5月31日現在

金利スワップ

支払 / 受領			満期日			未実現利益	純資産
変動金利	変動金利指数	固定金利	(日/月/年)		想定元本	/ (損失)	比率%
Receive	1-Day GBP-SONIO Compounded-OIS	0.900%	15/03/2052	£	700	\$ 111	0.04
Receive	1-Day GBP-SONIO Compounded-OIS	3.750	19/03/2055		500	29	0.01
Pay	1-Day JPY-MUTKCALM Compounded-OIS	0.123	22/08/2039	¥	109,610	(34)	(0.01)
Receive (3)	1-Day JPY-MUTKCALM Compounded-OIS	0.250	17/03/2031		1,337,500	15	0.00
Pay (3)	1-Day JPY-MUTKCALM Compounded-OIS	2.000	18/06/2045		30,000	(1)	0.00
Pay (3)	1-Day JPY-MUTKCALM Compounded-OIS	2.000	18/06/2055		30,000	(7)	0.00
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	1.750	15/06/2032	\$	180	3	0.00
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	1.750	21/12/2052		5,300	441	0.14
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.000	19/03/2027		6,700	(28)	(0.01)
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.050	14/12/2052		690	62	0.02
Receive (3)	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.250	18/06/2027		8,900	0	0.00
Receive (3)	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.250	18/06/2055		1,900	42	0.01
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.500	20/06/2054		5,325	398	0.13
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.500	18/12/2054		1,300	99	0.03
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.585	31/10/2030		4,590	43	0.01
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.689	31/10/2030		2,800	3	0.00
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.717	15/08/2033		2,000	21	0.01
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.722	31/10/2030		200	0	0.00
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.727	31/10/2030		500	(1)	0.00
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.732	31/10/2030		400	(1)	0.00
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.734	15/08/2033		2,480	23	0.01
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.739	31/10/2030		600	(1)	0.00
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.750	18/12/2026		19,600	182	0.06
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.750	18/12/2029		5,200	76	0.02
Receive (3)	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.751	15/11/2034		500	2	0.00
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.753	15/08/2033		290	2	0.00
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.763	15/08/2033		1,700	12	0.00
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.765	17/12/2054		400	19	0.01
Receive (3)	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.796	31/12/2031		200	(1)	0.00
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.807	15/02/2055		200	8	0.00
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	0.038	02/05/2035		1,100	0	0.00
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.842	04/03/2030		400	(3)	0.00
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.874	05/03/2035		300	0	0.00
Receive (3)	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.883	15/11/2034		800	(5)	0.00
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.884	25/03/2035		300	0	0.00
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.899	11/03/2035		300	0	0.00
Pay	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.900	02/05/2026		9,200	(18)	(0.01)
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.930	24/03/2035		400	(2)	0.00
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.975	21/03/2035		300	(2)	0.00
Pay	1-Year BRL-CDI	11.454	04/01/2027	BRL	5,100	(31)	(0.01)
Receive	3-Month CAD-CAONREPO Compounded-OIS	2.740	01/06/2034	CAD	200	2	0.00
Receive	3-Month CAD-CAONREPO Compounded-OIS	3.000	01/06/2033		300	(4)	0.00

Receive	3-Month CAD-CAONREPO Compounded-OIS	3.000	01/06/2034	1,900	(16)	(0.01)
---------	--	-------	------------	-------	------	--------

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2025年5月31日現在

金利スワップ

支払/受領	変動金利	変動金利指数	固定金利	満期日 (日/月/年)	通貨	想定元本	未実現利益 /(損失)	純資産 比率%
Receive		3-Month CAD-CAONREPO Compounded-OIS	3.500%	01/06/2032	CAD	3,500 \$	(67)	(0.02)
Receive		3-Month CAD-CAONREPO Compounded-OIS	3.750	20/12/2033		900	(18)	(0.01)
Pay		6-Month AUD-BBR-BBSW	4.000	19/03/2035	AUD	1,100	(8)	0.00
Pay		6-Month AUD-BBR-BBSW	4.500	20/09/2033		1,900	26	0.01
Pay		6-Month AUD-BBR-BBSW	4.500	20/03/2034		1,000	14	0.00
Pay		6-Month AUD-BBR-BBSW	4.500	18/09/2034		1,700	26	0.01
Pay		6-Month EUR-EURIBOR	1.000	18/05/2027	€	3,900	147	0.05
Receive		6-Month EUR-EURIBOR	2.050	05/10/2029		300	(1)	0.00
Receive		6-Month EUR-EURIBOR	2.056	05/10/2029		400	(1)	0.00
Receive		6-Month EUR-EURIBOR	2.063	05/10/2029		600	(1)	0.00
Pay (3)		6-Month EUR-EURIBOR	2.250	17/09/2035		3,500	49	0.02
Receive (3)		6-Month EUR-EURIBOR	2.250	17/09/2055		3,150	4	0.00
Receive		6-Month EUR-EURIBOR	2.300	25/09/2029		300	(5)	0.00
Receive		6-Month EUR-EURIBOR	2.350	29/04/2030		200	(2)	0.00
Receive		6-Month EUR-EURIBOR	2.400	09/04/2030		300	(3)	0.00
Pay		6-Month EUR-EURIBOR	2.410	05/11/2034		100	1	0.00
Pay		6-Month EUR-EURIBOR	2.460	13/03/2035		200	0	0.00
Pay		6-Month EUR-EURIBOR	2.610	24/03/2035		200	3	0.00
						\$	1,602	0.51
						\$	1,694	0.54

集中清算の対象となる金融デリバティブ商品合計

- (1) ファンド(注:対象ファンドのこと。)がプロテクションの売り手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンド(注:対象ファンドのこと。)はプロテクションの買い手に対し、()スワップの想定元本に等しい金額を支払い、参照債務もしくは参照銘柄指数を構成する原証券を受領するか、または()想定元本額から参照債務または参照銘柄指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金、証券もしくはその他の引渡可能債務の形態で支払う。
- (2) 特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンド(注:対象ファンドのこと。)が信用プロテクションの売り手として支払うこと、または信用プロテクションの買い手として受領することが要求される最大見込額。
- (3) かかる商品は、先スタート条件付の実効日を有している。

OTC金融デリバティブ商品(金額:千単位*、契約数を除く)

* 千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。

購入オプション

金利スワップション

取引 相手方	銘柄	変動金利 指数	支払/受領 変動金利	権利失効日 行使率(日/月/年)	想定元本 ⁽¹⁾	取得原価	公正価値	純資産 比率%
BOA	Call - OTC 1-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Pay	3.360% 14/07/2025	9,300 \$	9 \$	1	0.00
CBK	Call - OTC 1-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Pay	3.500 21/07/2025	18,100	15	5	0.00
DUB	Call - OTC 1-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Pay	3.600 09/06/2025	9,100	9	0	0.00
FAR	Call - OTC 1-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Pay	3.600 18/06/2025	5,100	6	0	0.00

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2025年5月31日現在

取引 相手方	銘柄	変動金利 指数	支払/受領 変動金利	権利失効日 行使率(日/月/年)	想定元本 ⁽¹⁾	取得原価	公正価値	純資産 比率%
FAR	Call - OTC 1-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Pay	3.650% 04/08/2025	14,500	\$ 18	\$ 10	0.01
JPM	Call - OTC 1-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Pay	3.650 12/08/2025	1,500	1	1	0.00
	Call - OTC 1-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Pay	3.700 13/08/2025	4,300	4	4	0.00
MYC	Call - OTC 1-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Pay	3.450 17/07/2025	15,300	15	3	0.00
	Call - OTC 1-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Pay	3.460 16/06/2025	5,100	6	0	0.00
	Call - OTC 1-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Pay	3.570 20/06/2025	9,400	11	1	0.00
	Call - OTC 1-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Pay	3.600 26/06/2025	8,500	9	1	0.00
	Call - OTC 1-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Pay	3.650 04/08/2025	8,800	11	6	0.00
NGF	Call - OTC 1-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Pay	3.600 05/08/2025	11,400	16	7	0.00
						\$ 130	\$ 39	0.01

売却オプション

クレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップション

取引 相手方	銘柄	バイ/セル プロテク ション	権利失効日 行使率(日/月/年)	想定元本 ⁽¹⁾	プレミアム	公正価値	純資産 比率%
GST	Put - OTC CDX.IG-43 5-Year Index	Sell	0.700% 18/06/2025	500	\$ 0	\$ 0	0.00
	Put - OTC CDX.IG-43 5-Year Index	Sell	0.750 18/06/2025	1,100	(1)	0	0.00
	Put - OTC CDX.IG-44 5-Year Index	Sell	0.850 18/06/2025	1,000	(1)	0	0.00
	Put - OTC CDX.IG-44 5-Year Index	Sell	0.850 16/07/2025	500	(1)	0	0.00
	Put - OTC CDX.IG-44 5-Year Index	Sell	0.900 16/07/2025	1,000	(1)	(1)	0.00
JPM	Put - OTC CDX.IG-44 5-Year Index	Sell	1.000 16/07/2025	500	(1)	0	0.00
RBC	Put - OTC CDX.IG-44 5-Year Index	Sell	0.750 18/06/2025	500	(1)	0	0.00
	Put - OTC CDX.IG-44 5-Year Index	Sell	0.850 16/07/2025	500	(1)	0	0.00
	Put - OTC CDX.IG-44 5-Year Index	Sell	0.900 16/07/2025	500	(1)	0	0.00
	Put - OTC CDX.IG-44 5-Year Index	Sell	1.000 18/06/2025	500	(1)	0	0.00
					\$ (9)	\$ (1)	0.00

金利スワップション

取引 相手方	銘柄	変動金利 指数	支払/受領 変動金利	権利失効日 行使率(日/月/年)	想定元本 ⁽¹⁾	プレミアム	公正価値	純資産 比率%
BOA	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Receive	3.519% 14/07/2025	1,100	\$ (9)	\$ (3)	0.00
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Receive	3.678 27/06/2025	200	(1)	(1)	0.00
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Receive	3.738 12/06/2025	100	0	0	0.00
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Receive	3.750 20/06/2025	200	(1)	(1)	0.00
	Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Pay	4.078 27/06/2025	200	(1)	0	0.00

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2025年5月31日現在

取引 相手方	銘柄	変動金利 指数	支払/受領 変動金利	権利失効日 行使率(日/月/年)	権利失効日 想定元本 ⁽¹⁾	プレミアム	公正価値	純資産 比率%
BOA	Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Pay	4.138% 12/06/2025	100	\$ 0	\$ 0	0.00
	Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Pay	4.150 20/06/2025	200	(1)	0	0.00
BRC	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	6-Month EUR- EURIBOR	Receive	2.320 09/06/2025	100	0	0	0.00
	Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	6-Month EUR- EURIBOR	Pay	2.590 09/06/2025	100	0	0	0.00
CBK	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Receive	3.489 21/07/2025	2,200	(16)	(6)	0.00
DUB	Call - OTC 5-Year Interest Rate Swap	6-Month EUR- EURIBOR	Receive	2.100 30/06/2025	200	0	0	0.00
	Put - OTC 5-Year Interest Rate Swap	6-Month EUR- EURIBOR	Pay	2.360 30/06/2025	200	0	0	0.00
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Receive	3.626 09/06/2025	1,100	(9)	(1)	0.00
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Receive	3.758 23/06/2025	200	(1)	(1)	0.00
	Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Pay	4.158 23/06/2025	200	(1)	0	0.00
FAR	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Receive	3.530 18/06/2025	600	(5)	(1)	0.00
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Receive	3.620 09/06/2025	100	0	0	0.00
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Receive	3.700 04/08/2025	1,700	(18)	(14)	(0.01)
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Receive	3.770 23/06/2025	500	(2)	(3)	0.00
	Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Pay	4.070 09/06/2025	100	0	0	0.00
	Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Pay	4.170 23/06/2025	500	(2)	(1)	0.00
GLM	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Receive	3.560 06/06/2025	200	(1)	0	0.00
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Receive	3.605 05/06/2025	300	(1)	0	0.00
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Receive	3.687 27/06/2025	200	(1)	(1)	0.00
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Receive	3.710 16/06/2025	200	(1)	(1)	0.00
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Receive	3.728 16/06/2025	400	(1)	(1)	0.00
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Receive	3.785 23/06/2025	200	(1)	(1)	0.00
	Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Pay	3.960 06/06/2025	200	(1)	0	0.00
	Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Pay	4.005 05/06/2025	300	(1)	0	0.00
	Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Pay	4.087 27/06/2025	200	(1)	0	0.00
	Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Pay	4.110 16/06/2025	200	(1)	0	0.00

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2025年5月31日現在

取引 相手方	銘柄	変動金利 指数	支払/受領 変動金利	権利失効日 行使率(日/月/年)	権利失効日 想定元本 ⁽¹⁾	プレミアム	公正価値	純資産 比率%
GLM	Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Pay	4.128% 16/06/2025	400	\$ (1) \$	0	0.00
	Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Pay	4.185 23/06/2025	200	(1)	0	0.00
JPM	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Receive	3.700 30/06/2025	200	(1)	(1)	0.00
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Receive	3.739 12/08/2025	200	(1)	(2)	0.00
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Receive	3.757 13/08/2025	500	(4)	(6)	0.00
	Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Pay	4.050 30/06/2025	200	(1)	(1)	0.00
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	6-Month EUR- EURIBOR	Receive	2.390 16/06/2025	100	0	0	0.00
	Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	6-Month EUR- EURIBOR	Pay	2.660 16/06/2025	100	0	0	0.00
MYC	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Receive	3.490 16/06/2025	600	(6)	0	0.00
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Receive	3.515 17/07/2025	1,800	(14)	(5)	0.00
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Receive	3.580 20/06/2025	1,100	(10)	(2)	0.00
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Receive	3.670 26/06/2025	1,000	(9)	(3)	0.00
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Receive	3.708 04/08/2025	1,000	(10)	(9)	(0.01)
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Receive	3.738 20/06/2025	500	(2)	(2)	0.00
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Receive	3.750 23/06/2025	200	(1)	(1)	0.00
	Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Pay	4.138 20/06/2025	500	(2)	(1)	0.00
	Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Pay	4.150 23/06/2025	200	(1)	0	0.00
NGF	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Receive	3.522 09/06/2025	500	(2)	0	0.00
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Receive	3.628 05/08/2025	1,400	(16)	(9)	(0.01)
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Receive	3.727 30/06/2025	300	(1)	(2)	0.00
	Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Pay	3.922 09/06/2025	500	(2)	(1)	0.00
	Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD- SOFR	Pay	4.127 30/06/2025	300	(1)	(1)	0.00
						\$ (163) \$	(82)	(0.03)

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド
投資有価証券明細表(続き)
2025年5月31日現在

証券に係るオプション

取引 相手方	銘柄	行使価格(日/月/年)	権利失効日 満期日	想定元本 ⁽¹⁾	プレミアム	公正価値	純資産 比率%
SAL	Put - OTC Uniform Mortgage-Backed Security, TBA 4.500% due 01/07/2055	\$ 92.469	07/07/2025	200	\$ (1)	\$ (1)	0.00
	Call - OTC Uniform Mortgage-Backed Security, TBA 4.500% due 01/07/2055	96.469	07/07/2025	200	(1)	0	0.00
					\$ (2)	\$ (1)	0.00

(1) 想定元本は、契約数を表している。

社債、ソブリン債および米国地方債に係るクレジット・デフォルト・スワップ - セル・プロテクション⁽¹⁾

取引 相手方	レファレンス・ エンティティ	固定取引 受領金利	満期日 (日/月/年)	想定元本 ⁽²⁾	プレミアム 支払/(受領)	未実現利益 /(損失)	公正価値	純資産 比率%
BOA	South Africa Government International Bond	1.000%	20/12/2026	\$ 1,000	\$ (47)	\$ 51	\$ 4	0.00
GST	Colombia Government International Bond	1.000	20/06/2027	900	(36)	34	(2)	0.00
	Colombia Government International Bond	1.000	20/12/2027	500	(43)	40	(3)	0.00
MYC	Colombia Government International Bond	1.000	20/06/2027	100	(6)	6	0	0.00
	Colombia Government International Bond	1.000	20/12/2027	100	(9)	8	(1)	0.00
	South Africa Government International Bond	1.000	20/12/2026	1,600	(72)	77	5	0.00
					\$ (213)	\$ 216	\$ 3	0.00

クレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ - セル・プロテクション⁽¹⁾

取引 相手方	指数/トランシェ	固定取引 受領金利	満期日 (日/月/年)	想定元本 ⁽²⁾	プレミアム 支払/(受領)	未実現利益 /(損失)	公正価値	純資産 比率%
BPS	iTraxx Crossover 42 5- Year Index	5.000%	20/12/2029	€ 492	\$ 96	\$ 11	\$ 107	0.04
JPM	iTraxx Crossover 42 5- Year Index	5.000	20/12/2029	2,559	517	43	560	0.18
					\$ 613	\$ 54	\$ 667	0.22

(1) ファンド(注:対象ファンドのこと。)がプロテクションの売り手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンド(注:対象ファンドのこと。)はプロテクションの買い手に対し、()スワップの想定元本に等しい金額を支払い、参照債務もしくは参照銘柄指数を構成する原証券を受領するか、または()想定元本額から参照債務または参照銘柄指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは証券の形態で支払う。

(2) 特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンド(注:対象ファンドのこと。)が信用プロテクションの売り手として支払うこと、または信用プロテクションの買い手として受領することが要求される最大見込額。

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2025年5月31日現在

為替予約契約

取引相手方	決済月 (月/年)	通貨引渡額		通貨受取額		未実現利益		未実現(損 失)		未実現純利 益/(損失)		純資産 比率%
AZD	06/2025	\$	673	CNH	4,910	\$	10	\$	0	\$	10	0.00
BOA	06/2025	BRL	735	\$	130		2		0		2	0.00
	06/2025	€	41,872		47,566		32		0		32	0.01
	06/2025	INR	23,477		276		2		0		2	0.00
	06/2025	¥	8,900		60		0		(1)		(1)	0.00
	06/2025	KRW	173,752		127		1		0		1	0.00
	06/2025	PLN	827		220		0		(1)		(1)	0.00
	06/2025	SGD	545		420		0		(3)		(3)	0.00
	06/2025	\$	129	BRL	735		0		(1)		(1)	0.00
	06/2025		191	CHF	159		3		0		3	0.00
	06/2025		47,765	€	42,087		15		0		15	0.00
	06/2025		12	IDR	192,267		0		0		0	0.00
	06/2025		131	INR	11,248		1		0		1	0.00
	06/2025		90	KRW	123,026		0		(1)		(1)	0.00
	06/2025		330	ZAR	6,026		3		0		3	0.00
	06/2025	ZAR	6,719	\$	358		0		(14)		(14)	0.00
	07/2025	€	42,087		47,855		0		(13)		(13)	0.00
	07/2025	IDR	192,481		12		0		0		0	0.00
	07/2025	\$	127	KRW	173,224		0		(1)		(1)	0.00
	08/2025	CNH	1,452	\$	203		0		0		0	0.00
	08/2025	\$	213	CNH	1,521		0		0		0	0.00
BPS	06/2025	BRL	10,022	\$	1,756		9		(2)		7	0.00
	06/2025	CAD	7,155		5,170		0		(35)		(35)	(0.01)
	06/2025	IDR	6,592,375		400		1		(4)		(3)	0.00
	06/2025	INR	102,680		1,200		2		(1)		1	0.00
	06/2025	¥	30,800		212		1		(2)		(1)	0.00
	06/2025	\$	1,756	BRL	10,022		0		(7)		(7)	0.00
	06/2025		396	CAD	549		3		0		3	0.00
	06/2025		1,166	CNH	8,465		10		0		10	0.00
	06/2025		328	IDR	5,416,771		3		0		3	0.00
	06/2025		349	¥	49,955		0		(3)		(3)	0.00
	06/2025		1,045	KRW	1,466,032		18		0		18	0.01
	06/2025		199	MXN	3,914		3		0		3	0.00
	06/2025		396	PLN	1,531		13		0		13	0.00
	06/2025		1,573	TWD	47,117		11		(1)		10	0.00
	06/2025	ZAR	1,095	\$	60		0		(1)		(1)	0.00
	07/2025	THB	162		5		0		0		0	0.00
	07/2025	TWD	3,614		111		0		(11)		(11)	0.00
	07/2025	\$	130	IDR	2,116,698		0		0		0	0.00
	07/2025		80	THB	2,634		0		0		0	0.00
	08/2025	TWD	16,476	\$	504		0		(59)		(59)	(0.02)
08/2025	\$	212	CNH	1,514		0		(1)		(1)	0.00	
BRC	06/2025	ILS	503	\$	143		0		0		0	0.00
	06/2025	PLN	357		95		0		0		0	0.00
	06/2025	\$	48	PLN	187		2		0		2	0.00
	06/2025	ZAR	2,018	\$	106		0		(5)		(5)	0.00
	07/2025	\$	1	¥	143		0		0		0	0.00
BSH	06/2025		250	PLN	966		7		0		7	0.00
	08/2025	PEN	1,354	\$	366		0		(6)		(6)	0.00
CBK	06/2025	€	358		405		0		(2)		(2)	0.00
	06/2025	£	9,215		12,267		0		(161)		(161)	(0.05)

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2025年5月31日現在

取引相手方	決済月 (月/年)	通貨引渡額	通貨受取額	未実現利益	未実現(損 失)	未実現純利 益/(損失)	純資産 比率%
CBK	06/2025	INR 2,631	\$ 31	\$ 0	\$ 0	\$ 0	0.00
	06/2025	KRW 3,519,870	2,486	0	(66)	(66)	(0.02)
	06/2025	PEN 2,345	627	0	(19)	(19)	(0.01)
	06/2025	\$ 452	CAD 629	6	0	6	0.00
	06/2025	206	IDR 3,427,944	3	0	3	0.00
	06/2025	10	ILS 35	0	0	0	0.00
	06/2025	1,251	INR 107,569	7	(3)	4	0.00
	06/2025	1,680	KRW 2,317,758	1	(1)	0	0.00
	06/2025	332	SGD 430	2	0	2	0.00
	07/2025	KRW 926,480	\$ 674	1	0	1	0.00
	07/2025	THB 8,474	255	0	(4)	(4)	0.00
	07/2025	TWD 5,441	167	0	(17)	(17)	(0.01)
	07/2025	\$ 16	THB 534	0	0	0	0.00
	08/2025	TWD 38,302	\$ 1,172	0	(137)	(137)	(0.04)
	08/2025	\$ 149	CNH 1,076	2	0	2	0.00
DUB	06/2025	IDR 986,670	\$ 60	0	0	0	0.00
	06/2025	KRW 1,176,088	816	0	(36)	(36)	(0.01)
	06/2025	SGD 42	32	0	(1)	(1)	0.00
	06/2025	\$ 723	INR 62,368	5	0	5	0.00
	06/2025	233	KRW 331,511	7	0	7	0.00
	06/2025	8	SGD 10	0	0	0	0.00
FAR	07/2025	SGD 10	\$ 8	0	0	0	0.00
	06/2025	AUD 2,020	1,287	0	(13)	(13)	0.00
	06/2025	BRL 13,026	2,294	22	0	22	0.01
	06/2025	CHF 908	1,098	0	(7)	(7)	0.00
	06/2025	¥ 79,291	551	1	0	1	0.00
	06/2025	PLN 1,588	423	0	(1)	(1)	0.00
	06/2025	\$ 616	AUD 956	0	(1)	(1)	0.00
	06/2025	2,282	BRL 13,026	0	(9)	(9)	0.00
	06/2025	443	CHF 366	3	0	3	0.00
	06/2025	516	¥ 73,636	0	(5)	(5)	0.00
	06/2025	641	PEN 2,345	5	0	5	0.00
	06/2025	883	PLN 3,364	15	0	15	0.01
	06/2025	12	SGD 15	0	0	0	0.00
	07/2025	AUD 956	\$ 617	1	0	1	0.00
	07/2025	CHF 365	443	0	(3)	(3)	0.00
	07/2025	SGD 15	12	0	0	0	0.00
	07/2025	\$ 2,293	BRL 13,112	0	(21)	(21)	(0.01)
07/2025	551	¥ 79,031	0	(1)	(1)	0.00	
11/2025	PEN 2,351	\$ 641	0	(4)	(4)	0.00	
GLM	06/2025	CNH 18,809	2,613	0	(2)	(2)	0.00
	06/2025	PLN 756	201	0	(1)	(1)	0.00
	06/2025	\$ 0	INR 26	0	0	0	0.00
	06/2025	426	PLN 1,643	13	0	13	0.00
	06/2025	320	SGD 413	0	0	0	0.00
	06/2025	ZAR 541	\$ 30	0	0	0	0.00
10/2025	BRL 7,300	1,200	0	(37)	(37)	(0.01)	
IND	06/2025	\$ 1,659	CAD 2,288	5	0	5	0.00
JPM	06/2025	ILS 1,962	\$ 553	0	(5)	(5)	0.00
	06/2025	INR 89,641	1,047	1	0	1	0.00
	06/2025	KRW 1,806,167	1,311	1	0	1	0.00
	06/2025	PLN 3,168	835	0	(11)	(11)	0.00

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2025年5月31日現在

取引相手方	決済月 (月/年)	通貨引渡額	通貨受取額	未実現利益	未実現(損 失)	未実現純利 益/(損失)	純資産 比率%
JPM	06/2025	SGD 953	\$ 728	\$ 0	\$ (11)	\$ (11)	0.00
	06/2025	\$ 199	CHF 165	2	0	2	0.00
	06/2025	628	CNH 4,586	9	0	9	0.00
	06/2025	140	ILS 490	0	0	0	0.00
	06/2025	536	INR 45,879	0	0	0	0.00
	06/2025	1,792	KRW 2,491,356	15	(1)	14	0.00
	06/2025	882	MXN 17,963	43	0	43	0.01
	06/2025	377	PLN 1,460	13	0	13	0.00
	06/2025	533	SGD 686	0	(1)	(1)	0.00
	06/2025	ZAR 24,069	\$ 1,254	0	(78)	(78)	(0.02)
	07/2025	SGD 685	533	1	0	1	0.00
	07/2025	TWD 3,657	112	0	(11)	(11)	0.00
	08/2025	22,794	696	0	(83)	(83)	(0.03)
	08/2025	\$ 211	CNH 1,511	0	0	0	0.00
MBC	06/2025	BRL 3,131	\$ 548	1	0	1	0.00
	06/2025	€ 26	30	0	0	0	0.00
	06/2025	¥ 10,678	74	0	0	0	0.00
	06/2025	KRW 527,520	367	0	(16)	(16)	(0.01)
	06/2025	MXN 587	30	0	0	0	0.00
	06/2025	SGD 1,650	1,265	0	(14)	(14)	0.00
	06/2025	\$ 682	AUD 1,064	3	0	3	0.00
	06/2025	548	BRL 3,131	0	(2)	(2)	0.00
	06/2025	2,681	CAD 3,688	1	0	1	0.00
	06/2025	182	INR 15,617	0	0	0	0.00
	06/2025	53	¥ 7,588	0	(1)	(1)	0.00
	06/2025	\$ 1,283	SGD 1,649	0	(4)	(4)	0.00
	06/2025	ZAR 3,307	\$ 180	0	(3)	(3)	0.00
	07/2025	CAD 3,682	2,681	0	(1)	(1)	0.00
	07/2025	SGD 1,646	1,283	4	0	4	0.00
	07/2025	THB 4,254	129	0	(1)	(1)	0.00
	07/2025	TWD 1,961	60	0	(6)	(6)	0.00
07/2025	\$ 24	¥ 3,467	0	0	0	0.00	
07/2025	54	THB 1,776	0	0	0	0.00	
07/2025	140	TWD 4,443	10	0	10	0.00	
08/2025	CNH 1,447	\$ 202	0	0	0	0.00	
08/2025	TWD 24,526	755	0	(84)	(84)	(0.03)	
08/2025	\$ 191	CNH 1,368	0	0	0	0.00	
MYI	06/2025	¥ 1,791	\$ 12	0	0	0	0.00
	06/2025	MXN 588	30	0	0	0	0.00
	06/2025	SGD 24	18	0	0	0	0.00
	06/2025	\$ 263	CHF 217	1	0	1	0.00
	06/2025	34	INR 2,926	0	0	0	0.00
	06/2025	52	KRW 75,415	2	0	2	0.00
	07/2025	12	¥ 1,785	0	0	0	0.00
10/2025	BRL 300	\$ 49	0	(1)	(1)	0.00	
NGF	06/2025	KRW 532,588	376	0	(10)	(10)	0.00
	06/2025	\$ 273	IDR 4,523,911	4	0	4	0.00
	06/2025	550	KRW 777,056	13	0	13	0.00
RYL	08/2025	192	CNH 1,371	0	0	0	0.00
SCX	06/2025	BRL 26,206	\$ 4,591	19	0	19	0.01
	06/2025	CNH 18,121	2,498	0	(21)	(21)	(0.01)
	06/2025	IDR 987,720	60	0	0	0	0.00

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2025年5月31日現在

取引相手方	決済月 (月/年)	通貨引渡額	通貨受取額	未実現利益	未実現(損 失)	未実現純利 益/(損失)	純資産 比率%
-------	--------------	-------	-------	-------	-------------	-----------------	------------

SCX	06/2025	\$	4,427	BRL	26,206	\$	145	\$	0	\$	145	0.05
	06/2025		162	€	143		0		0		0	0.00
	06/2025		126	IDR	2,093,827		2		0		2	0.00
	06/2025		529	INR	45,796		5		0		5	0.00
	06/2025		90	KRW	124,677		0		0		0	0.00
	06/2025		157	TWD	4,688		1		0		1	0.00
	07/2025		30	THB	989		0		0		0	0.00
	08/2025	TWD	10,799	\$	331		0		(38)		(38)	(0.01)
	08/2025	\$	126	CNH	921		2		0		2	0.00
SOG	06/2025		240	INR	20,603		1		0		1	0.00
SSB	06/2025		12,475	£	9,215		0		(49)		(49)	(0.02)
	07/2025	£	9,215	\$	12,477		50		0		50	0.02
	11/2025	PEN	856		232		0		(3)		(3)	0.00
UAG	06/2025	¥	1,169		8		0		0		0	0.00
	06/2025	MXN	1,166		60		0		0		0	0.00
	06/2025	\$	11	¥	1,593		0		0		0	0.00
	06/2025	ZAR	179	\$	10		0		0		0	0.00
	07/2025	THB	677		20		0		0		0	0.00
	07/2025	\$	8	¥	1,165		0		0		0	0.00
	08/2025		191	CNH	1,370		0		0		0	0.00
						\$	600	\$	(1,180)	\$	(580)	(0.19)
OTC金融デリバティブ商品合計										\$	45	0.01
投資有価証券合計										\$	407,428	130.71
その他の流動資産および負債										\$	(95,736)	(30.71)
純資産										\$	311,692	100.00

投資有価証券明細表に対する注記(金額:千単位*)

* 千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。

^ 債務不履行に陥った証券。

(a) ゼロ・クーポン証券

(b) 証券の額面価格はインフレ率に対して調整されている。

(c) 偶発転換証券

(d) 2025年5月31日現在、マスター・レポ契約および/またはグローバル・マスター・レポ契約の条項に基づき、時価総額3,670米ドルの組入証券が担保となっている。

2025年5月31日現在、5,932米ドルの現金が、上場金融デリバティブ商品および集中清算の対象となる金融デリバティブ商品の担保として差入れられている。

2025年5月31日現在、国際スワップデリバティブ協会(ISDA)マスター契約で規律されるとおり、270米ドルの現金が、金融デリバティブ商品の担保として差入れられている。

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド

投資有価証券明細表（続き）

2025年5月31日現在

2025年5月31日現在のリバース・レボ契約

取引相手方	借入比率	決済日	満期日	借入額	リバース・レボ契約		純資産比率%
		(日/年/年)	(日/年/年)		にかかる未払金		
BOS	4.250%	09/05/2025	23/06/2025	\$ (699)	\$ (701)	(0.22)	
	4.270	09/05/2025	23/06/2025	(386)	(387)	(0.12)	
	4.280	09/05/2025	23/06/2025	(358)	(359)	(0.12)	
	4.300	09/05/2025	23/06/2025	(812)	(814)	(0.26)	
	4.350	09/05/2025	23/06/2025	(483)	(484)	(0.16)	
BRC	3.650	07/02/2025	TBD ⁽¹⁾	(621)	(628)	(0.20)	
リバース・レボ契約合計					\$ (3,373)	(1.08)	

(1) 満期の定めのないリバース・レボ契約。

OTC金融デリバティブ商品に対して（受領）/差入された担保

以下は、2025年5月31日現在の、相手方とのOTC金融デリバティブ商品の時価および（受領）/差入された担保の概要である。

取引相手方	OTCデリバティブの		担保		エクスポージャー	
	時価総額		（受領）/差入		純額 ⁽¹⁾	
AZD	\$	10	\$	0	\$	10
BOA		24		0		24
BPS		54		0		54
BRC		(3)		0		(3)
BSH		1		0		1
CBK		(389)		270		(119)
DUB		(27)		0		(27)
FAR		(27)		0		(27)
GLM		(31)		0		(31)
GST		(6)		0		(6)
IND		5		0		5
JPM		439		(460)		(21)
MBC		(113)		0		(113)
MYC		(8)		0		(8)
MYI		2		0		2
NGF		1		0		1
SAL		(1)		0		(1)
SCX		115		0		115
SOG		1		0		1
SSB		(2)		0		(2)

(1) エクスポージャー純額は、債務不履行時の相手方からの未収金/（相手方への未払金）の純額を表す。

[次へ](#)

Statement of Assets and Liabilities

		PIMCO Total Return Fund	PIMCO Total Return Fund II
		As at 31 May 2025	As at 31 May 2025
(Amounts in thousands, except per unit amounts)			
Assets			
Investments in securities	See Note 2(b)	\$ 0	\$ 596
Investments in affiliates	See Note 2(b)	192,768	48,611
Unrealised appreciation on forward foreign currency contracts	See Note 4(a)	3	26
Cash	See Note 2(e)	1,454	325
Receivables for investments sold		1,223	26
Receivables for Fund units sold		352	114
Total Assets		195,800	49,698
Liabilities			
Unrealised depreciation on forward foreign currency contracts	See Note 4(a)	(24)	(140)
Payable for investments purchased		(175)	0
Payable for Fund units redeemed		(1,410)	(140)
Accrued distribution fee	See Note 6	(25)	0
Accrued management fee	See Note 6	(68)	0
Accrued agency fee	See Note 6	(17)	0
Deposits from counterparty		0	0
Expenses payable		(2)	0
Total Liabilities		(1,721)	(280)
Net Assets		\$ 194,079	\$ 49,418
Cost of investments in securities		\$ 0	\$ 596
Cost of investments in affiliates		\$ 183,034	\$ 42,743
Units Outstanding		2,543	690
Net Asset Value Per Unit			
Class AUD		N/A	N/A
Class AUD (BRL)		N/A	N/A
Class J (JPY)		N/A	JPY 11,338.00
Class J (JPY, Hedged)		N/A	JPY 7,462.00
Class JPY Units		JPY 6,387.00	N/A
Class TRY		N/A	N/A
Class USD Units		\$ 76.77	N/A
Class USD (BRL)		N/A	N/A

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

The notes on pages 18 to 21 form an integral part of these financial statements.

		PIMCO Total Return Fund Multi-Currency Selection		Fund Total	
		As at 31 May 2025		As at 31 May 2025	
(Amounts in thousands, except per unit amounts)					
Assets					
Investments in securities	See Note 2(b)	\$	8,277	\$	8,873
Investments in affiliates	See Note 2(b)		70,313		311,692
Unrealised appreciation on forward foreign currency contracts	See Note 4(a)		1,288		1,317
Cash	See Note 2(e)		772		2,551
Receivables for investments sold			356		1,605
Receivables for Fund units sold			27		493
Total Assets			81,033		326,531
Liabilities					
Unrealised depreciation on forward foreign currency contracts	See Note 4(a)		(307)		(471)
Payable for investments purchased			(25)		(200)
Payable for Fund units redeemed			(400)		(1,950)
Accrued distribution fee	See Note 6		(29)		(54)
Accrued management fee	See Note 6		(34)		(102)
Accrued agency fee	See Note 6		(7)		(24)
Deposits from counterparty			(832)		(832)
Expenses payable			(1)		(3)
Total Liabilities			(1,635)		(3,636)
Net Assets		\$	79,398	\$	322,895
Cost of investments in securities		\$	8,276	\$	8,872
Cost of investments in affiliates		\$	67,619	\$	293,396
Units Outstanding			3,974		
Net Asset Value Per Unit					
Class AUD		AUD	62.14		
Class AUD (BRL)		AUD	31.55		
Class J (JPY)			N/A		
Class J (JPY, Hedged)			N/A		
Class JPY Units			N/A		
Class TRY		TRY	628.76		
Class USD Units			N/A		
Class USD (BRL)		\$	19.68		

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

The notes on pages 18 to 21 form an integral part of these financial statements.

Statement of Operations

(Amounts in thousands)		PIMCO Total	PIMCO Total
		Return Fund	Return Fund II
		Year Ended	Year Ended
		31 May 2025	31 May 2025
Income			
Interest income	See Note 2(c)	\$ 24	\$ 39
Total Income		24	39
Expenses			
Management fees	See Note 6	(820)	0
Taxe d'abonnement	See Note 7	0	0
Distribution fees	See Note 6	(300)	0
Agency fees	See Note 6	(200)	0
Interest expense		0	0
Other expenses		(40)	0
Total Expenses		(1,360)	0
Net Investment Income/(Expense)		(1,336)	39
Net realised gain/(loss) on investments	See Note 2(c)	4,438	1,460
Net realised gain/(loss) on forward foreign currency contracts and foreign currency	See Note 2(c)	63	256
Net Realised Gain/(Loss) for the Year		4,501	1,716
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on investments	See Note 2(c)	6,980	1,548
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on forward foreign currency contracts and foreign currency	See Note 2(c)	0	36
Net Change in Unrealised Appreciation/(Depreciation) for the Year		6,980	1,584
Results on Operations for the Year		\$ 10,145	\$ 3,339

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

The notes on pages 18 to 21 form an integral part of these financial statements.

(Amounts in thousands)		PIMCO Total Return Fund Multi-Currency Selection	
		Year Ended 31 May 2025	Fund Total Year Ended 31 May 2025
Income			
Interest income	See Note 2(c)	\$ 412	\$ 475
Total Income		412	475
Expenses			
Management fees	See Note 6	(411)	(1,231)
Taxe d'abonnement	See Note 7	(5)	(5)
Distribution fees	See Note 6	(291)	(591)
Agency fees	See Note 6	(81)	(281)
Interest expense		(55)	(55)
Other expenses		(16)	(56)
Total Expenses		(859)	(2,219)
Net Investment Income/(Expense)		(447)	(1,744)
Net realised gain/(loss) on investments	See Note 2(c)	(747)	5,151
Net realised gain/(loss) on forward foreign currency contracts and foreign currency	See Note 2(c)	6,973	7,292
Net Realised Gain/(Loss) for the Year		6,226	12,443
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on investments	See Note 2(c)	4,738	13,266
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on forward foreign currency contracts and foreign currency	See Note 2(c)	(1,326)	(1,290)
Net Change in Unrealised Appreciation/(Depreciation) for the Year		3,412	11,976
Results on Operations for the Year		\$ 9,191	\$ 22,675

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

The notes on pages 18 to 21 form an integral part of these financial statements.

Statement of Changes in Net Assets

(Amounts in thousands)	PIMCO Total Return Fund	PIMCO Total Return Fund II
	Year Ended 31 May 2025	Year Ended 31 May 2025
Net Assets at the Beginning of the Year	\$ 196,665	\$ 54,413
Proceeds from units issued	26,334	885
Distribution paid	(9,259)	(2,001)
Proceeds from reinvestment of distribution	0	2,001
Payments on units redeemed	(29,806)	(9,219)
Results on operations for the year	10,145	3,339
Net Assets at the End of the Year	\$ 194,079	\$ 49,418

(Amounts in thousands)	PIMCO Total Return Fund Multi-Currency Selection	Fund Total
	Year Ended 31 May 2025	Year Ended 31 May 2025
Net Assets at the Beginning of the Year	\$ 78,680	\$ 329,758
Proceeds from units issued	7,882	35,101
Distribution paid	(2,375)	(13,635)
Proceeds from reinvestment of distribution	0	2,001
Payments on units redeemed	(13,980)	(53,005)
Results on operations for the year	9,191	22,675
Net Assets at the End of the Year	\$ 79,398	\$ 322,895

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

The notes on pages 18 to 21 form an integral part of these financial statements.

Statement of Changes in Units Outstanding

(Amounts in thousands)	PIMCO Total Return Fund	PIMCO Total Return Fund II	PIMCO Total Return Fund Multi-Currency Selection
	Year Ended 31 May 2025	Year Ended 31 May 2025	Year Ended 31 May 2025
Units Outstanding at the Beginning of the Year			
Class AUD	N/A	N/A	641
Class AUD (BRL)	N/A	N/A	186
Class J (JPY)	N/A	543	N/A
Class J (JPY, Hedged)	N/A	257	N/A
Class JPY Units	47	N/A	N/A
Class TRY	N/A	N/A	2,838
Class USD Units	2,548	N/A	N/A
Class USD (BRL)	N/A	N/A	532
Units issued during the year			
Class AUD	N/A	N/A	16
Class AUD (BRL)	N/A	N/A	0
Class J (JPY)	N/A	10	N/A
Class J (JPY, Hedged)	N/A	1	N/A
Class JPY Units	0	N/A	N/A
Class TRY	N/A	N/A	488
Class USD Units	338	N/A	N/A
Class USD (BRL)	N/A	N/A	0
Units issued from reinvestment of distributions			
Class AUD	N/A	N/A	0
Class AUD (BRL)	N/A	N/A	0
Class J (JPY)	N/A	25	N/A
Class J (JPY, Hedged)	N/A	1	N/A
Class JPY Units	0	N/A	N/A
Class TRY	N/A	N/A	0
Class USD Units	0	N/A	N/A
Class USD (BRL)	N/A	N/A	0
Units redeemed during the year			
Class AUD	N/A	N/A	(97)
Class AUD (BRL)	N/A	N/A	(17)
Class J (JPY)	N/A	(65)	N/A
Class J (JPY, Hedged)	N/A	(82)	N/A
Class JPY Units	(12)	N/A	N/A
Class TRY	N/A	N/A	(512)
Class USD Units	(378)	N/A	N/A
Class USD (BRL)	N/A	N/A	(101)
Units Outstanding at the End of the Year			
Class AUD	N/A	N/A	560
Class AUD (BRL)	N/A	N/A	169
Class J (JPY)	N/A	513	N/A
Class J (JPY, Hedged)	N/A	177	N/A
Class JPY Units	35	N/A	N/A
Class TRY	N/A	N/A	2,814
Class USD Units	2,508	N/A	N/A
Class USD (BRL)	N/A	N/A	431

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

The notes on pages 18 to 21 form an integral part of these financial statements.

See Accompanying Notes

Annual Report | 31 May 2025 13

Statistical Information

(Unaudited)

(Amounts in thousands, except per unit amounts)

	PIMCO Total Return Fund		
	As at 31 May 2025	As at 31 May 2024	As at 31 May 2023
Net Assets	\$ 194,079	\$ 196,665	\$ 189,963
Net Assets in JPY	JPY 220,346	JPY 305,423	JPY 338,393
Net Assets in USD	\$ 192,552	\$ 194,722	\$ 187,541
Net Asset Value Per Unit			
Class JPY Units	JPY 6,387.00	JPY 6,562.00	JPY 6,989.00
Class USD Units	\$ 76.77	\$ 76.40	\$ 78.01

(Amounts in thousands, except per unit amounts)

	PIMCO Total Return Fund II		
	As at 31 May 2025	As at 31 May 2024	As at 31 May 2023
Net Assets	\$ 49,418	\$ 54,413	\$ 63,544
Net Assets in JPY	JPY 7,130,765	JPY 8,550,677	JPY 8,878,095
Net Asset Value Per Unit			
Class J (JPY)	JPY 11,338.00	JPY 12,227.00	JPY 11,059.00
Class J (JPY, Hedged)	JPY 7,462.00	JPY 7,435.00	JPY 7,657.00

(Amounts in thousands, except per unit amounts)

	PIMCO Total Return Fund Multi-Currency Selection		
	As at 31 May 2025	As at 31 May 2024	As at 31 May 2023
Net Assets	\$ 79,398	\$ 78,680	\$ 88,349
Net Assets in AUD	AUD 40,141	AUD 45,924	AUD 49,270
Net Assets in TRY	TRY 1,769,453	TRY 1,199,428	TRY 906,897
Net Assets in USD	\$ 8,474	\$ 10,899	\$ 12,650
Net Asset Value Per Unit			
Class AUD	AUD 62.14	AUD 62.41	AUD 64.65
Class AUD (BRL)	AUD 31.55	AUD 31.70	AUD 32.59
Class TRY	TRY 628.76	TRY 422.64	TRY 286.16
Class USD (BRL)	\$ 19.68	\$ 20.49	\$ 20.54

Notes to Financial Statements

1. GENERAL INFORMATION

PIMCO Luxembourg Trust IV (the "Fund") is a mutual investment fund ("fonds commun de placement") organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as an unincorporated co-proprietorship of its assets. The Fund is managed in the interest of its co-owners (the "Unitholders") by its management company and Alternative Investment Fund Manager, PIMCO Global Advisors (Luxembourg) S.A., (the "Management Company" or the "AIFM"), a company incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and having its registered office in Luxembourg. The assets of the Fund, which are held in custody by State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch (the "Depositary"), are segregated from those of the AIFM. The Fund is organised in Luxembourg pursuant to Part II of the amended Law of 17 December 2010 concerning Undertakings for Collective Investment, as amended.

The AIFM was incorporated on 18 November 2010 and is the AIFM of the Fund under Chapter 2 of the Law of 2013 (the Luxembourg law of 12 July 2013 on alternative investment fund managers, as may be amended from time to time (the "Law of 2013")). On behalf of the Fund, the AIFM may issue different series of units ("Units") which are related to specific portfolios of assets (each a "Subfund") established within the Fund. The Subfunds are structured as funds which primarily invest through a Master/Feeder structure (as defined in the Prospectus) in the PIMCO Total Return Strategy Fund (the "Target Fund").

Currently three Subfunds are open:

Name of the Subfund	Base Currency	Inception Date
PIMCO Total Return Fund (the "TRF Subfund")	\$	16 December 2010
PIMCO Total Return Fund II (the "TRF Subfund II")	\$	25 October 2013
PIMCO Total Return Fund Multi-Currency Selection (the "TRFMS Subfund")	\$	16 December 2010

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

These annual financial statements are presented in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements. The preparation of financial statements, in accordance with Luxembourg requirements, requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts and disclosures in the financial statements. Actual results could differ from those estimates.

All amounts have been rounded to the nearest thousand, unless otherwise indicated. A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand. The Schedule of Investments of certain Subfunds may hold transferable securities displaying both a nil par value and nil fair value when the actual par value and fair value amounts are rounded to the nearest thousand.

(a) Determination of Net Asset Value per Unit

The Net Asset Value ("NAV") per Unit of each Subfund is expressed in U.S. Dollar. The NAV for each Subfund shall normally be calculated at the close of regular trading (normally 4:00 p.m. U.S. Eastern Time) on the New York Stock Exchange (the "NYSE") on each "Business Day" (each a "Dealing Day"). A Business Day shall be any day (except Saturday and Sunday) on which banks in Luxembourg, the State of California of the United States of America, and Japan, as well as the NYSE are open for business.

(b) Security Valuation

Investments in the Target Fund are valued at its reported NAV. The Fund will normally use pricing data for equity securities received shortly after the close of the local markets and do not normally take into account trading, clearances or settlements that take place after the market close.

Short-term investments having a maturity of 60 days or less are generally valued at amortised cost which approximates fair value.

(c) Securities Transactions and Investment Income

Securities transactions are recorded as of the trade date for financial reporting purposes. Securities purchased or sold on a when-issued or delayed-delivery basis may be settled 15 days or more after the trade date. Realised gains and losses from securities sold are recorded on the identified cost basis. Dividend income is recorded on the ex-dividend date, except certain dividends from foreign securities where the ex-dividend date may have passed, which are recorded as soon as the Fund is informed of the ex-dividend date. Interest income, adjusted for the accretion of discounts and amortisation of premiums, is recorded on the accrual basis from settlement date and calculated using an effective interest methodology, with the exception of securities with a forward starting effective date, where interest income is recorded on the accrual basis from effective date using an effective interest methodology. For convertible securities, premiums attributable to the conversion feature are not amortised. Estimated tax liabilities on certain foreign securities are recorded on an accrual basis and are reflected as components of interest income or a net change in unrealised appreciation/(depreciation) on investments on the Statement of Operations, as appropriate.

Debt obligations may be placed on non-accrual status and related interest income may be reduced by ceasing current accruals and writing off interest receivable when the collection of all or a portion of interest has become doubtful based on the consistently applied procedures. A debt obligation is removed from non-accrual status when the issuer resumes interest payments or when collectability of interest is probable.

Income is accounted for net of any non-redimable/irrecoverable withholding taxes and net of any tax credits. The Subfunds may be subject to taxes imposed by certain countries on capital gains on the sale of investments. Capital gains taxes are accounted for on an accruals basis and are included in net realised gain/(loss) and net change in unrealised appreciation/(depreciation) on investments in the Statement of Operations.

(d) Distributions

The AIFM may decide to distribute some or all of the income and/or capital gains annually or in interim distributions, or may decide not to effect distributions for a given year, and instead accumulate such income and/or capital gains in the NAV per Unit of a particular Subfund or class of Units. All Units of a particular class are entitled to participate equally in the profits and dividends made in respect to that class. In the event of a decision made to pay dividends, payment will be effected as soon as reasonably practicable after the decision. Distributions paid on Units with an ex-date during the financial year are recognised in the Statement of Changes in Net Assets and the reinvestment of distributions, being the portion of total distributions which are reinvested in the Subfund, are also recognised in the Statement of Changes in Net Assets.

In case of PIMCO Total Return Fund and PIMCO Total Return Fund Multi-Currency Selection, under normal circumstances the AIFM intends to declare distributions at the last Dealing Day of each month as a record date by considering the investment income and/or capital gains. Additional distributions may be declared as the AIFM deems appropriate.

In case of PIMCO Total Return Fund II, the AIFM intends to declare distributions on a monthly basis or at other time(s) to be determined by the AIFM by considering the income gains and/or capital gains. Additional distributions may be declared as the AIFM deems appropriate.

Under normal circumstances, the AIFM does not intend to make distributions with respect to the net investment income or capital gain attributable to the Accumulation Class Units, if any. Accordingly, the net investment income and capital gains of the Accumulation Class Units will neither be declared nor distributed. However, the NAV per Unit of the Accumulation Class Units will reflect any net investment income or capital gains.

(e) Cash and Foreign Currency

The presentation currency of the Subfunds is U.S. Dollar. The presentation currency of the Fund is U.S. Dollars. The market values of foreign securities, currency holdings and other assets and liabilities, which are not denominated in a Subfund's presentation currency, are translated into their respective currency based on the current exchange rates each business day.

Fluctuations in the value of currency holdings and other assets and liabilities resulting from changes in exchange rates are recorded as unrealised foreign currency appreciations or depreciations. Realised gains or losses and unrealised appreciations or depreciations on investment securities and income and expenses are translated on the respective dates of such transactions and the reporting date, respectively. The effects of changes in foreign currency exchange rates on investments in securities are not segregated on the Statement of Operations from the effects of changes in market prices of those securities, but are included with the net realised and unrealised appreciation or depreciation on foreign currency.

The following table reflects the exchange rates used to convert to U.S. Dollar balances in the investments and other assets and liabilities denominated in currencies other than U.S. Dollars.

Foreign Currency	Presentation Currency USD
AUD	1.55388
BRL	5.73205
EUR (or €)	0.88086
JPY (or ¥)	144.29500
TRY	39.24175
USD (or \$)	1.00000

(f) Transaction Costs

Transaction costs are costs incurred to acquire investments. They include fees and commissions paid to agents, advisors, brokers and dealers. Transaction costs are included on the Statement of Operations within Net realised gain/(loss) and Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on investments, Net realised gain/(loss) and Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on forward foreign currency contracts and foreign currency. For fixed income securities and certain derivatives, transaction costs are not separately identifiable from the purchase price of the security and therefore cannot be disclosed separately.

3. SECURITIES AND OTHER INVESTMENTS

(a) Securities Issued by U.S. Government Agencies or Government-Sponsored Enterprises

Certain Subfunds may invest in securities of U.S. Government agencies or government-sponsored enterprises. U.S. Government securities are obligations of and, in certain cases, guaranteed by, the U.S. Government, its agencies or instrumentalities. Some U.S. Government securities, such as Treasury bills, notes and bonds, and securities guaranteed by the Government National Mortgage Association ("GNMA" or "Ginnie Mae"), are supported by the full faith and credit of the U.S. Government; others, such as those of the Federal Home Loan Banks, are supported by the right of the issuer to borrow from the U.S. Department of the Treasury (the "U.S. Treasury"); and others, such as those of the Federal National Mortgage Association ("FNMA" or "Fannie Mae"), are supported by the discretionary authority of the U.S. Government to purchase the agency's obligations. U.S. Government securities may include zero coupon securities. Zero coupon securities which do not distribute interest on a current basis and tend to be subject to a greater risk than interest-paying securities of similar maturities.

Government-related guarantors (i.e., not backed by the full faith and credit of the U.S. Government) include FNMA and the Federal Home Loan Mortgage Corporation ("FHLMC" or "Freddie Mac"). FNMA is a government-sponsored corporation. FNMA purchases conventional (i.e., not insured or guaranteed by any government agency) residential mortgages from a list of approved seller/servicers which include state and federally chartered savings and loan associations, mutual savings banks, commercial banks and credit unions and mortgage bankers. Pass-through securities issued by FNMA are guaranteed as to timely payment of principal and interest by FNMA, but are not backed by the full faith and credit of the U.S. Government. FHLMC is a government sponsored corporation that issues Participation Certificates ("PCs"), which are pass-through securities, each representing an undivided interest in a pool of residential mortgages. FHLMC guarantees the timely payment of interest and ultimate collection of principal, but PCs are not backed by the full faith and credit of the U.S. Government.

In June 2019, FNMA and FHLMC started issuing Uniform Mortgage-Backed Securities in place of their current offerings of TBA-eligible securities (the "Single Security Initiative"). The Single Security Initiative seeks to support the overall liquidity of the TBA market and aligns the characteristics of FNMA and FHLMC certificates. The long-term effects that the Single Security Initiative may have on the market for TBA and other mortgage-backed securities are uncertain.

Roll-timing strategies can be used where the Subfund seeks to extend the expiration or maturity of a position, such as a To-Be-Announced ("TBA") security on an underlying asset, by closing out the position before expiration and opening a new position with respect to the same underlying asset with a later expiration date. TBA securities purchased or sold are reflected on the Statement of Assets and Liabilities as an asset or liability, respectively.

(b) When-Issued Transactions

Certain Subfunds may purchase or sell securities on a when-issued basis. These transactions are made conditionally because a security, although authorised, has not yet been issued in the market. Transactions to purchase or sell securities on a when-issued basis involve a commitment by a Subfund to purchase or sell these securities for a predetermined price or yield, with payment and delivery taking place beyond the customary settlement period. A Subfund may sell when-issued securities before they are delivered, which may result in a realised gain or loss.

4. FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS

The following disclosures contain information on how and why the certain Subfunds use financial derivative instruments and how financial derivative instruments affect the Subfunds' financial position and results of operations. The financial derivative instruments outstanding as of year end as disclosed in the Schedule of Investments and the amounts of realised and changes in unrealised appreciations and depreciations on financial derivative instruments during the year, as disclosed in the Statement of Operations, serve as indicators of the volume of financial derivative activity for the Subfunds.

(a) Forward Foreign Currency Contracts

Certain Subfunds may enter into forward foreign currency contracts in connection with settling planned purchases or sales of securities, to hedge the currency exposure associated with some or all of a Subfund's securities or as a part of an investment strategy. A forward foreign currency contract is an agreement between two parties to buy and sell a currency at a set price on a future date. The market value of a forward foreign currency contract fluctuates with changes in foreign currency exchange rates. Forward foreign currency contracts are marked to market daily, and the change in value is recorded by a Subfund as an unrealised appreciation or depreciation. Realised gains or losses are equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed and are recorded upon delivery or receipt of the currency. These contracts may involve market risk in excess of the unrealised appreciation or depreciation reflected on the Statement of Assets and Liabilities. In addition, a Subfund could be exposed to risk if the counterparties are unable to meet the terms of the contracts or if the value of the currency changes unfavourably to the base currency. To mitigate such risk, cash or securities may be exchanged as collateral pursuant to the terms of the underlying contracts.

Certain Subfunds issue hedged classes that enter into forward foreign currency contracts designed to offset the effect of hedging at the Subfund level in order to leave the hedged class with an exposure to currencies other than the U.S. Dollar. There can be no guarantee that these class specific forward foreign currency contracts will be successful.

5. MARKET AND CREDIT RISK

The Subfunds invest substantially all of their assets in the Target Fund, the risks associated with investing in the Subfunds are closely related to the risks associated with the securities and other investments held by the Target Fund. The ability of the Subfunds to achieve their investment objectives will depend upon the ability of the Target Fund to achieve its respective investment objectives. There can be no assurance that the investment objective of the Target Fund will be achieved. The Subfunds' NAV will fluctuate in response to changes in the respective NAVs of the Target Fund in which it invests. The extent to which the investment performance and

Notes to Financial Statements (Cont.)

risks associated with the Subfunds correlate to those of the Target Fund will depend upon the extent to which the Subfunds' assets are allocated from time to time for investment in the Target Fund, which will vary. Investing in the Target Fund involves certain additional expenses and tax results that would not be present in a direct investment in the Target Fund.

The investment performance depends upon how its assets are allocated and reallocated according to the Subfund's asset allocation targets and ranges. A principal risk of investing in each Subfund is that the Subfund's asset allocation sub-adviser will make less than optimal or poor asset allocation decisions. The asset allocation sub-adviser attempts to identify investment allocations for the Target Fund that will provide consistent, quality performance for the Subfunds, but there is no guarantee that such allocation techniques will produce the desired results.

6. FEES, EXPENSES AND RELATED PARTIES

A Subfund may be subject to management and agency/distribution fees payable at the following annual rates in the table below (stated as a percentage of the average daily net assets of each Subfund's respective classes taken separately).

Unitholders are also subject to an initial sales charge based on the amount subscribed:

Subfund	Management Fee	Agency Fee	Distribution Fee	Initial Sales Charge
TRF Subfund				
Class USD Units	0.41%	0.10%	0.15%	Up to 2.00%
Class JPY Units	0.41%	0.10%	0.15%	Up to 2.00%
TRF Subfund II				
Class J (JPY)	N/A*	N/A	N/A	N/A
Class J (JPY, Hedged)	N/A*	N/A	N/A	N/A
TRFMS Subfund				
Class AUD	0.41%	0.10%	0.15%	Up to 2.00%
Class AUD (BRL)	0.55%	0.10%	0.45%	Up to 3.50%
Class TRY	0.55%	0.10%	0.45%	Up to 3.50%
Class USD (BRL)	0.55%	0.10%	0.45%	Up to 3.50%

* No Management Fees are payable to the AIFM in respect of the Class J (JPY) and Class J (JPY, Hedged). The Pacific Investment Management Company LLC (the

"Investment Manager") will be paid out of the management fees payable by investment vehicles which invest in TRF Subfund II.

The Investment Manager shall be responsible for paying certain fees of the Fund. These fees would include fees paid to the Depositary and central administration agent. The Investment Manager shall also bear fees and expenses in connection with on-going routine legal, audit and tax services as well as certain unitholder servicing functions including preparation of routine unitholder reports and communications.

Each of the Subfunds (except TRF Subfund II) pays the Agent Company and Distributors a monthly asset-based fee (the "Distribution Fee"), accrued daily and payable in arrears as of the close of business in Luxembourg on the last Business Day of each calendar month.

The Fund may bear other expenses related to its operations that are not covered by the management company, agency and distribution fees, including but not limited to: (i) taxes and governmental fees; (ii) brokerage fees and commissions and other portfolio transaction expenses; (iii) costs of borrowing money, including interest expenses; (iv) extraordinary expenses, including costs of litigation and indemnification expenses; and (v) any expenses allocated or allocable to a specific Class.

7. TAXATION

The Subfunds are subject to Luxembourg law with respect to their tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Subfunds are subject to a subscription tax ("taxe d'abonnement") on their net assets of 0.01% per annum for all institutional classes, and of 0.05% per annum for all non-institutional classes, calculated and payable quarterly. This tax is borne by the Subfunds. The Subfunds collect the income produced by the securities in their portfolio after deduction of any applicable withholding tax in the relevant countries. Assets invested in the Target Fund are not subject to the taxe d'abonnement.

8. REALISED GAIN/(LOSS) AND NET CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION)

The realised gain/(loss) and net change in unrealised appreciation/(depreciation) on investments, forward foreign currency contracts and foreign currency for the financial year ended 31 May 2025 are presented below:

(Amounts in thousands)	PIMCO Total Return Fund	PIMCO Total Return Fund II	PIMCO Total Return Fund Multi-Currency Selection
	Year Ended 31 May 2025	Year Ended 31 May 2025	Year Ended 31 May 2025
Net realised gain on investments	\$ 4,438	\$ 1,460	\$ 1
Net realised (loss) on investments	0	0	(748)
Net realised gain/(loss) on investments	4,438	1,460	(747)
Net realised gain on forward foreign currency contracts and foreign currency	614	3,444	17,798
Net realised (loss) on forward foreign currency contracts and foreign currency	(551)	(3,188)	(10,825)
Net realised gain/(loss) on forward foreign currency contracts and foreign currency	63	256	6,973
Net realised gain/(loss) for the Year	4,501	1,716	6,226
Net change in unrealised appreciation on investments	6,980	1,548	2,692
Net change in unrealised (depreciation) on investments	0	0	2,046
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on investments	6,980	1,548	4,738
Net change in unrealised appreciation on forward foreign currency contracts and foreign currency	2	6	(1,757)
Net change in unrealised (depreciation) on forward foreign currency contracts and foreign currency	(2)	30	431
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on forward foreign currency contracts and foreign currency	0	36	(1,326)
Net Change in Unrealised Appreciation/(Depreciation) for the Year	\$ 6,980	\$ 1,584	\$ 3,412

31 May 2025

9. REGULATORY AND LITIGATION MATTERS

The Fund is not named as a defendant in any material litigation or arbitration proceedings and is not aware of any material litigation or claim pending or threatened against it.

The foregoing speaks only as of the 31 May 2025.

10. SECURITIES FINANCING TRANSACTIONS REGULATION

Securities Financing Transactions Regulation ("SFTR") requires reporting and disclosures for Securities Financing Transactions ("SFTs") and total return swaps. SFTs are specifically defined as per Article 3(11) of the SFTR as follows:

- a repurchase/reverse repurchase agreement,
- securities or commodities lending/borrowing,
- a buy-sellback or sale-buyback transactions, or
- a margin lending transaction.

As at 31 May 2025, none of the Subfunds held SFTs or total return swaps.

11. SIGNIFICANT EVENTS

In February 2022, Russia launched an invasion of Ukraine. As a result, Russia and other countries, persons and entities that provided material aid to Russia's aggression against Ukraine, have been the subject of economic sanctions and import and export controls imposed by countries throughout the world, including the United States. Such measures, including the United States' enforcement of sanctions or other similar measures on various Russian entities and persons, and the Russian government's response, have had and may continue to have an adverse effect on the Russian, Belarusian and other securities, instruments and economies, which may, in turn, negatively impact the Subfunds. The extent, duration and impact of Russia's military action in Ukraine, related sanctions and retaliatory actions are difficult to ascertain, but could be significant and have severe adverse effects on the region, including significant adverse effects on the regional, European and global economies and the markets for certain securities and commodities, such as oil and natural gas, as well as other sectors. Further, the Subfunds may have investments in securities and instruments that are economically tied to the region and may have been negatively impacted by the sanctions and counter-sanctions by Russia, including declines in value

and reductions in liquidity. The sanctions may cause the Subfunds to sell portfolio holdings at a disadvantageous time or price or to continue to hold investments that the Subfunds may no longer seek to hold.

Since October 2023 there has been ongoing armed conflict in Israel and Gaza, and beginning in April 2024 Iran and Israel have engaged in military offensives against each other in a rapidly developing situation. The Subfunds may have invested in securities and instruments that are economically tied to these conflict zones. Such investments may have been negatively impacted by sanctions and counter sanctions, if applicable, including declines in value and reductions in liquidity. The reductions in liquidity in investments may cause the Subfunds to sell portfolio holdings at a disadvantageous time or price hold. PIMCO will continue to actively manage these positions in the best interests of the Subfunds and its Unitholders.

Other than the above, there were no other significant events during the financial year.

12. SUBSEQUENT EVENTS

Subsequent to the year end, the U.S. government has indicated an intent to alter its approach to international trade policy, including in some cases renegotiating, modifying or terminating certain bilateral or multi-lateral trade arrangements with foreign countries, and it has proposed to take and/or taken related actions, including the imposition of or stated potential imposition of a broad range of tariffs. The imposition of tariffs, trade restrictions, currency restrictions or similar actions (or retaliatory measures taken in response) could lead to, for example, price volatility, reduced market sentiment, and changes in inflation expectations. These and other geopolitical events may contribute to increased instability in the U.S. and global economies and markets, which may have an adverse effect on the performance of the Subfunds and its investments. The announcement of the new tariffs does not provide additional information about the situation that existed at 31 May 2025, and is therefore a non-adjusting event. As such, its post year end impact has not been taken into account in the recognition and/or measurement of the Fund's assets or liabilities as at 31 May 2025.

On 17 July 2025, V. Mangala Ananthanarayanan resigned from the Board of Directors, and Lalantika Medema was appointed to the Board of Directors.

Other than the above, there were no other significant events after the financial year end.

Schedule of Investments PIMCO Total Return Fund

31 May 2025

DESCRIPTION	UNITS	FAIR VALUE (000)	% OF NET ASSETS
INVESTMENT FUNDS			
COLLECTIVE INVESTMENT SCHEMES			
PIMCO Total Return Strategy Fund (a)	1,451,205	\$ 192,768	99.32
Total Investment Funds		\$ 192,768	99.32

OTC FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS (amounts in thousands*, except number of contracts)

* A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

FORWARD FOREIGN CURRENCY CONTRACTS

Counterparty	Settlement Month	Currency to be Delivered	Currency to be Received	Unrealised Appreciation	Unrealised (Depreciation)	Net Unrealised Appreciation/ (Depreciation)	% of Net Assets
BPS	06/2025	\$ 13	¥ 1,837	\$ 0	\$ 0	\$ 0	0.00

HEDGED FORWARD FOREIGN CURRENCY CONTRACTS

As at 31 May 2025, the Class JPY Units had the following forward foreign currency contracts outstanding:

Counterparty	Settlement Month	Currency to be Delivered	Currency to be Received	Unrealised Appreciation	Unrealised (Depreciation)	Net Unrealised Appreciation/ (Depreciation)	% of Net Assets
BOA	06/2025	¥ 1,887	\$ 13	\$ 0	\$ 0	\$ 0	0.00
BPS	06/2025	1,410	10	0	0	0	0.00
	06/2025	\$ 463	¥ 66,189	0	(4)	(4)	0.00
BRC	06/2025	438	62,258	0	(6)	(6)	(0.01)
	07/2025	506	72,767	0	0	0	0.00
MBC	06/2025	¥ 68,562	\$ 475	0	0	0	0.00
	06/2025	\$ 406	¥ 57,836	0	(5)	(5)	0.00
	07/2025	475	68,337	0	0	0	0.00
MYI	06/2025	¥ 33,592	\$ 232	0	(1)	(1)	0.00
	07/2025	\$ 232	¥ 33,482	1	0	1	0.00
SCX	06/2025	¥ 7,029	\$ 49	0	0	0	0.00
	07/2025	\$ 57	¥ 8,244	0	0	0	0.00
UAG	06/2025	¥ 38,979	\$ 268	0	(2)	(2)	0.00
	06/2025	\$ 326	¥ 46,271	0	(6)	(6)	0.00
	07/2025	268	38,851	2	0	2	0.00
				\$ 3	\$ (24)	\$ (21)	(0.01)
Total OTC Financial Derivative Instruments						\$ (21)	(0.01)
Total Investments						\$ 192,747	99.31
Other Current Assets & Liabilities						\$ 1,332	0.69
Net Assets						\$ 194,079	100.00

NOTES TO SCHEDULE OF INVESTMENTS (amounts in thousands*):

* A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

(a) Affiliated to the Fund.

Collateral (Received)/Pledged for OTC Financial Derivative Instruments

The following is a summary by counterparty of the fair value of OTC financial derivative instruments and collateral (received)/pledged as at 31 May 2025:

Counterparty	Total Fair Value of OTC Derivatives	Collateral (Received)/Pledged	Net Exposure ⁽¹⁾
BPS	\$ (4)	\$ 0	\$ (4)
BRC	(6)	0	(6)
MBC	(5)	0	(5)
UAG	(6)	0	(6)

⁽¹⁾ Net exposure represents the net receivable/payable that would be due from/to the counterparty in the event of default. See Note 5, Market and Credit Risk, in the Notes to Financial Statements for more information regarding credit and counterparty risk.

Schedule of Investments PIMCO Total Return Fund Multi-Currency Selection

DESCRIPTION	PAR (000)	FAIR VALUE (000)	% OF NET ASSETS	DESCRIPTION	UNITS	FAIR VALUE (000)	% OF NET ASSETS
TRANSFERABLE SECURITIES				INVESTMENT FUNDS			
SHORT-TERM INSTRUMENTS				COLLECTIVE INVESTMENT SCHEMES			
U.S. TREASURY BILLS				PIMCO Total Return			
4.291% due 03/07/2025 (a)(b)	\$ 1,000	\$ 996	1.25	Strategy Fund (c)	529,329	\$ 70,313	88.56
4.307% due 15/07/2025 (a)(b)	3,300	3,284	4.14				
4.312% due 03/06/2025 (a)(b)	1,100	1,100	1.38				
4.313% due 10/06/2025 (a)(b)	2,900	2,897	3.65				
				Total Investment Funds		\$ 70,313	88.56
Total Short-Term Instruments		8,277	10.42				
Total Transferable Securities		\$ 8,277	10.42				

OTC FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS (amounts in thousands*, except number of contracts)

* A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

FORWARD FOREIGN CURRENCY CONTRACTS

Counterparty	Settlement Month	Currency to be Delivered	Currency to be Received	Unrealised Appreciation	Unrealised (Depreciation)	Net Unrealised Appreciation/ (Depreciation)	% of Net Assets
BPS	06/2025	\$ 95	AUD 147	\$ 0	\$ 0	\$ 0	0.00
	06/2025	165	TRY 6,486	0	0	0	0.00
MYI	06/2025	AUD 43	\$ 27	0	0	0	0.00
	06/2025	\$ 9	AUD 15	0	0	0	0.00
				\$ 0	\$ 0	\$ 0	0.00

HEDGED FORWARD FOREIGN CURRENCY CONTRACTS

As at 31 May 2025, the Class AUD Units had the following forward foreign currency contracts outstanding:

Counterparty	Settlement Month	Currency to be Delivered	Currency to be Received	Unrealised Appreciation	Unrealised (Depreciation)	Net Unrealised Appreciation/ (Depreciation)	% of Net Assets
BOA	06/2025	AUD 340	\$ 220	\$ 1	\$ 0	\$ 1	0.00
BPS	06/2025	315	204	1	0	1	0.00
	06/2025	\$ 7,037	AUD 11,012	50	0	50	0.06
BRC	06/2025	AUD 12,037	\$ 7,754	8	(1)	7	0.01
	06/2025	\$ 198	AUD 310	1	0	1	0.00
	07/2025	7,645	11,863	0	(8)	(8)	(0.01)
CBK	06/2025	AUD 140	\$ 91	1	0	1	0.00
DUB	06/2025	10,858	6,989	2	0	2	0.00
	07/2025	\$ 6,992	AUD 10,858	0	(1)	(1)	0.00
FAR	06/2025	AUD 11,849	\$ 7,642	16	0	16	0.02
	06/2025	\$ 7,672	AUD 12,040	76	0	76	0.10
	07/2025	7,645	11,849	0	(16)	(16)	(0.02)
IPM	06/2025	7,722	12,042	27	0	27	0.04
MBC	06/2025	AUD 9	\$ 6	0	0	0	0.00
	06/2025	\$ 93	AUD 145	0	0	0	0.00
	07/2025	28	43	0	0	0	0.00
				\$ 183	\$ (26)	\$ 157	0.20

As at 31 May 2025, the Class TRY Units had the following forward foreign currency contracts outstanding:

Counterparty	Settlement Month	Currency to be Delivered	Currency to be Received	Unrealised Appreciation	Unrealised (Depreciation)	Net Unrealised Appreciation/ (Depreciation)	% of Net Assets
BPS	06/2025	TRY 129,319	\$ 3,210	\$ 1	\$ (61)	\$ (60)	(0.07)
	06/2025	\$ 347	TRY 14,066	6	0	6	0.01
BRC	06/2025	TRY 57,875	\$ 1,437	0	(24)	(24)	(0.03)
	06/2025	\$ 30,675	TRY 1,235,798	629	0	629	0.78
	07/2025	TRY 1,113	\$ 27	0	0	0	0.00
	07/2025	\$ 150	TRY 6,068	0	0	0	0.00
IPM	06/2025	738	28,912	0	(1)	(1)	0.00
	07/2025	16,979	699,273	295	0	295	0.37
MBC	06/2025	TRY 665	\$ 17	0	0	0	0.00
SCX	06/2025	842	21	0	0	0	0.00
				\$ 931	\$ (86)	\$ 845	1.06

31 May 2025

As at 31 May 2025, the Class AUD (BRL) Units and Class USD (BRL) Units had the following forward foreign currency contracts outstanding:

Counterparty	Settlement Month	Currency to be Delivered	Currency to be Received	Unrealised Appreciation	Unrealised (Depreciation)	Net Unrealised Appreciation/ (Depreciation)	% of Net Assets
BOA	06/2025	BRL 23,552	\$ 4,126	\$ 17	\$ 0	\$ 17	0.02
	06/2025	\$ 4,111	BRL 23,552	0	(2)	(2)	0.00
	07/2025	0	0	0	0	0	0.00
BPS	06/2025	BRL 21,993	\$ 3,883	47	0	47	0.07
	06/2025	\$ 3,853	BRL 21,993	0	(16)	(16)	(0.02)
	07/2025	BRL 91	\$ 16	0	0	0	0.00
BRC	07/2025	\$ 3,880	BRL 22,123	0	(46)	(46)	(0.06)
	06/2025	BRL 43	\$ 8	0	0	0	0.00
	06/2025	\$ 8	BRL 43	0	0	0	0.00
BSH	07/2025	BRL 44	\$ 8	0	0	0	0.00
	07/2025	109	19	0	0	0	0.00
	06/2025	24,265	4,270	37	0	37	0.04
CBK	06/2025	\$ 4,251	BRL 24,265	0	(17)	(17)	(0.02)
	07/2025	4,133	23,638	0	(36)	(36)	(0.05)
	06/2025	BRL 23,471	\$ 4,133	38	0	38	0.05
FAR	06/2025	\$ 4,112	BRL 23,471	0	(17)	(17)	(0.02)
	07/2025	4,133	23,628	0	(38)	(38)	(0.05)
	06/2025	BRL 394	\$ 69	0	0	0	0.00
GLM	06/2025	\$ 69	BRL 394	0	(1)	(1)	0.00
	07/2025	BRL 1,173	\$ 203	0	0	0	0.00
	06/2025	493	86	0	0	0	0.00
JPM	06/2025	\$ 86	BRL 493	0	0	0	0.00
	06/2025	BRL 23,503	\$ 4,117	17	0	17	0.02
	06/2025	\$ 4,111	BRL 23,503	0	(11)	(11)	(0.01)
MBC	06/2025	BRL 22,238	\$ 3,895	16	0	16	0.02
	06/2025	\$ 3,889	BRL 22,238	0	(9)	(9)	(0.01)
	06/2025	BRL 297	\$ 52	0	0	0	0.00
MYI	06/2025	\$ 52	BRL 297	0	0	0	0.00
	06/2025	BRL 682	\$ 120	1	0	1	0.00
	06/2025	\$ 119	BRL 682	0	(1)	(1)	0.00
RYL	06/2025	BRL 790	\$ 139	1	0	1	0.00
	06/2025	\$ 139	BRL 790	0	(1)	(1)	0.00
				\$ 174	\$ (195)	\$ (21)	(0.02)
Total OTC Financial Derivative Instruments						\$ 981	1.24
Total Investments						\$ 79,571	100.22
Other Current Assets & Liabilities						\$ (173)	(0.22)
Net Assets						\$ 79,398	100.00

NOTES TO SCHEDULE OF INVESTMENTS (amounts in thousands*):

* A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

- (a) Zero coupon security.
(b) Coupon represents a yield to maturity.
(c) Affiliated to the Fund.

Collateral (Received)/Pledged for OTC Financial Derivative Instruments

The following is a summary by counterparty of the fair value of OTC financial derivative instruments and collateral (received)/pledged as at 31 May 2025:

Counterparty	Total Fair Value of OTC Derivatives	Collateral (Received)/Pledged	Net Exposures ⁽¹⁾
BOA	\$ 16	\$ 0	\$ 16
BPS	(18)	0	(18)
BRC	605	(540)	65
CBK	(15)	0	(15)
DUB	1	0	1
FAR	59	0	59
GLM	(1)	0	(1)
JPM	321	(290)	31
MBC	6	0	6
MYI	7	0	7

⁽¹⁾ Net exposure represents the net receivable/(payable) that would be due from/to the counterparty in the event of default. See Note 5, Market and Credit Risk, in the Notes to Financial Statements for more information regarding credit and counterparty risk.

See Accompanying Notes

Annual Report | 31 May 2025 17

Schedule of Investments PIMCO Total Return Strategy Fund

DESCRIPTION	PAR (000)	FAIR VALUE (000)	% OF NET ASSETS	DESCRIPTION	PAR (000)	FAIR VALUE (000)	% OF NET ASSETS	DESCRIPTION	PAR (000)	FAIR VALUE (000)	% OF NET ASSETS				
TRANSFERABLE SECURITIES															
AUSTRALIA															
CORPORATE BONDS & NOTES															
Santos Finance Ltd. 6.875% due 19/09/2033	\$ 600	\$ 631	0.20	TDC Net A/S 5.000% due 09/08/2032	€ 400	\$ 460	0.15	CVC Cordatus Loan Fund DAC 2.929% due 15/10/2031	€ 702	\$ 797	0.26				
Toyota Finance Australia Ltd. 3.386% due 18/03/2030	€ 200	232	0.08	6.500% due 01/06/2031	750	941	0.30	Dryden Euro CLO DAC 2.893% due 15/05/2032	425	482	0.15				
Total Australia		863	0.28	Total Denmark		2,701	0.87	Harvest CLO DAC 3.129% due 15/01/2032	1,084	1,171	0.37				
AZERBAIJAN															
CORPORATE BONDS & NOTES															
Southern Gas Corridor CISC 6.875% due 24/03/2026	\$ 500	506	0.16	FINLAND											
CORPORATE BONDS & NOTES															
Kojamo Oyj 1.875% due 27/05/2027												1,500	1,677	0.54	
FRANCE															
CORPORATE BONDS & NOTES															
Altabea S.C.A. 1.875% due 17/01/2028												900	979	0.31	
BNP Paribas S.A. 1.904% due 30/09/2028												\$ 1,400	1,309	0.42	
5.125% due 13/01/2029												300	303	0.10	
BPCE S.A. 3.875% due 11/01/2029												€ 200	234	0.07	
5.748% due 19/07/2033												\$ 800	810	0.26	
6.612% due 19/10/2027												600	614	0.20	
Credit Agricole S.A. 0.500% due 21/09/2029												€ 1,000	1,056	0.34	
Electricite de France S.A. 5.700% due 23/05/2028												\$ 300	308	0.10	
6.000% due 22/04/2064												300	279	0.09	
Societe Generale S.A. 1.488% due 14/12/2026												1,200	1,178	0.38	
6.446% due 10/01/2029												400	414	0.13	
													7,484	2.40	
NON-AGENCY MORTGAGE-BACKED SECURITIES															
BPCE Home Loans FCI 2.786% due 31/10/2058												€ 877	998	0.32	
Total France													8,482	2.72	
GERMANY															
CORPORATE BONDS & NOTES															
Commerzbank AG 3.875% due 15/10/2035												500	567	0.18	
Deutsche Bank AG 1.750% due 19/11/2030												1,100	1,166	0.37	
DZ Bank AG Deutsche Zentral-Genossenschaftsbank, Frankfurt am Main 2.782% due 16/11/2026												400	458	0.15	
Schaeffler AG 4.750% due 14/08/2029												600	690	0.22	
Volkswagen Leasing GmbH 3.875% due 11/10/2028												500	584	0.19	
Total Germany													3,465	1.11	
INDIA															
CORPORATE BONDS & NOTES															
Reliance Wind Energy AP2 4.500% due 14/07/2028												\$ 1,000	938	0.30	
INTERNATIONAL															
CORPORATE BONDS & NOTES															
Thames Water Super Senior Issuer PLC 9.750% due 10/10/2027												€ 3	4	0.00	
IRELAND															
ASSET-BACKED SECURITIES															
Ares European CLO DAC 3.059% due 15/10/2031												€ 495	561	0.18	
Anium CLO DAC 3.317% due 22/06/2034												600	679	0.22	
BlueMountain Fuji EUR CLO DAC 3.189% due 15/01/2033												600	680	0.22	
Bridgepoint CLO DAC 3.489% due 15/01/2034												989	1,124	0.36	
Cumulus Static CLO DAC 3.343% due 15/11/2033												526	598	0.19	
CVC Cordatus Loan Fund DAC 2.929% due 15/10/2031												€ 702	\$ 797	0.26	
Dryden Euro CLO DAC 2.893% due 15/05/2032												425	482	0.15	
Harvest CLO DAC 3.129% due 15/01/2032												1,084	1,171	0.37	
Invesco Euro CLO DAC 2.929% due 15/07/2031												814	924	0.30	
3.296% due 30/10/2038												700	795	0.25	
Madison Park Euro Funding DAC 3.079% due 15/07/2032												798	904	0.29	
OCP Euro CLO DAC 3.116% due 22/09/2034												889	1,008	0.32	
Palmer Square European Loan Funding DAC 2.999% due 15/10/2031												295	335	0.11	
Rockford Tower Europe CLO DAC 3.561% due 24/04/2037												600	682	0.22	
Segovia European CLO DAC 3.116% due 20/07/2032												907	1,031	0.33	
Toro European CLO DAC 3.185% due 12/01/2032												952	1,080	0.35	
													12,851	4.12	
CORPORATE BONDS & NOTES															
AerCap Ireland Capital DAC 2.450% due 29/10/2026												\$ 500	485	0.16	
6.100% due 15/01/2027												400	408	0.13	
AIB Group PLC 2.875% due 30/05/2031												€ 1,200	1,358	0.44	
SMBC Aviation Capital Finance DAC 5.450% due 03/05/2028												\$ 500	509	0.16	
													2,760	0.89	
Total Ireland													15,611	5.01	
ISRAEL															
SOVEREIGN ISSUES															
Israel Government International Bond 5.000% due 30/10/2026												€ 700	818	0.26	
ITALY															
CORPORATE BONDS & NOTES															
Banca Monte dei Paschi di Siena SpA 6.750% due 05/09/2027												800	954	0.31	
Intesa Sanpaolo SpA 7.200% due 28/11/2033												\$ 700	773	0.25	
Next SpA 2.125% due 30/04/2029												€ 500	547	0.17	
Total Italy													2,274	0.73	
JAPAN															
CORPORATE BONDS & NOTES															
Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc. 1.412% due 17/07/2025												\$ 1,700	1,693	0.54	
Mizuho Financial Group, Inc. 2.201% due 10/07/2031												1,100	968	0.31	
5.414% due 13/09/2028												500	509	0.16	
Nissan Motor Co. Ltd. 4.810% due 17/09/2030 (d)												1,400	1,290	0.41	
Nomura Holdings, Inc. 2.172% due 14/07/2028												100	93	0.03	
5.709% due 09/01/2026												600	603	0.19	
5.842% due 18/01/2028												500	514	0.17	
ORIX Corp. 1.919% due 20/04/2026												€ 900	1,017	0.33	
Sumitomo Mitsui Financial Group, Inc. 1.902% due 17/09/2028												\$ 700	644	0.21	
5.240% due 15/04/2030												400	409	0.13	
5.316% due 09/07/2029												600	615	0.20	
5.520% due 13/01/2028												400	411	0.13	
													8,766	2.81	
DENMARK															
CORPORATE BONDS & NOTES															
Danske Bank A/S 6.259% due 22/09/2026												€ 600	602	0.19	
6.500% due 23/08/2028												€ 500	698	0.23	

31 May 2025

DESCRIPTION	PAR (000)	FAIR VALUE (000)	% OF NET ASSETS	DESCRIPTION	PAR (000)	FAIR VALUE (000)	% OF NET ASSETS	DESCRIPTION	PAR (000)	FAIR VALUE (000)	% OF NET ASSETS
SOVEREIGN ISSUES				SINGAPORE				BAT International Finance PLC			
Japan Finance Organization for Municipalities				CORPORATE BONDS & NOTES				5.981% due 02/02/2029	\$ 700	\$ 731	0.24
2.875% due 23/01/2029	€ 600	\$ 691	0.21	DBS Group Holdings Ltd.				Berkeley Group PLC			
Total Japan		9,457	3.02	4.957% due 12/09/2025	\$ 700	\$ 700	0.23	2.500% due 11/08/2031	€ 800	883	0.28
LUXEMBOURG				SOUTH AFRICA				Burberry Group PLC			
CORPORATE BONDS & NOTES				SOVEREIGN ISSUES				5.750% due 20/06/2030			
Logicor Financing SARL				South Africa Government International Bond				Chanel Ceres PLC			
2.000% due 17/01/2034	500	481	0.15	8.500% due 31/01/2037	ZAR 6,000	284	0.09	0.500% due 31/07/2026	€ 700	778	0.25
2.750% due 15/01/2030	€ 1,200	1,422	0.46	8.875% due 28/02/2035	16,200	828	0.27	HSBC Holdings PLC			
Total Luxembourg		1,903	0.61	10.500% due 21/12/2026	23,400	1,344	0.43	5.290% due 16/09/2032	€ 800	1,065	0.34
MEXICO				SOUTH KOREA				7.390% due 03/11/2028			
SOVEREIGN ISSUES				CORPORATE BONDS & NOTES				Imperial Brands Finance PLC			
Mexico Government International Bond				Banco Santander S.A.				3.500% due 26/07/2026	1,100	1,084	0.35
4.000% due 24/08/2034 (b)	MOX 848	40	0.01	5.552% due 14/03/2028	600	608	0.20	Nationwide Building Society			
6.000% due 07/05/2036	\$ 200	192	0.06	EDP Servicios Financieros Espana S.A.				6.557% due 18/10/2027	600	615	0.20
Total Mexico		232	0.07	3.500% due 16/07/2030	€ 500	580	0.19	Rolls-Royce PLC			
NETHERLANDS				SPAIN				5.750% due 31/04/2029			
CORPORATE BONDS & NOTES				CORPORATE BONDS & NOTES				Standard Chartered PLC			
ABN AMRO Bank NV				Banco Santander S.A.				6.301% due 09/01/2029	700	724	0.23
6.339% due 18/09/2027	600	612	0.19	5.552% due 14/03/2028	600	608	0.20	Thames Water Super Senior Issuer PLC			
6.575% due 13/10/2026	300	302	0.10	EDP Servicios Financieros Espana S.A.				9.750% due 10/10/2027	€ 3	4	0.00
Cooperatieve Rabobank UA				3.500% due 16/07/2030	€ 500	580	0.19	Yorkshire Building Society			
4.375% due 04/08/2025	1,000	999	0.32	Lorca Telecom Bondco S.A.				3.511% due 11/10/2030	800	1,010	0.32
4.655% due 22/08/2028	800	800	0.26	5.750% due 31/04/2029	300	356	0.11			13,844	4.44
CIP NV				Total Spain		1,544	0.50	NON-AGENCY MORTGAGE-BACKED SECURITIES			
0.500% due 21/06/2025	€ 100	114	0.04					Alba PLC			
0.625% due 27/09/2026	204	225	0.07	SUPRANATIONAL				4.682% due 17/03/2039	156	207	0.07
Enel Finance International NV				CORPORATE BONDS & NOTES				Eurocell PLC			
0.625% due 28/05/2029	700	732	0.23	International Development Association				5.472% due 13/06/2045	230	310	0.10
2.125% due 12/07/2028	\$ 1,200	1,113	0.36	1.750% due 05/05/2037	800	780	0.25	Great Hall Mortgages PLC			
3.375% due 23/07/2028	€ 600	697	0.22	SOVEREIGN ISSUES				4.740% due 18/06/2039	\$ 8	8	0.00
ING Groep NV				European Union				Ludgate Funding PLC			
4.000% due 12/02/2035	600	706	0.23	0.000% due 04/10/2028 (a)	1,000	1,057	0.34	5.072% due 01/01/2061	€ 407	544	0.18
JDE Peet's NV				2.875% due 05/10/2029	1,300	1,510	0.48	Newgate Funding PLC			
4.125% due 23/01/2030	1,500	1,767	0.57			2,567	0.82	4.557% due 01/12/2050	318	422	0.14
IT International Financial Services BV				Total Supranational		3,347	1.07	Resloc UK PLC			
3.875% due 28/09/2028	\$ 600	587	0.19					2.661% due 15/12/2043	€ 713	787	0.25
OCI NV				SWEDEN				4.673% due 15/12/2043	€ 489	644	0.21
6.700% due 16/03/2033	100	109	0.03	CORPORATE BONDS & NOTES				RMAC PLC			
Sandor Finance BV				EQT AB				5.432% due 15/02/2047	534	723	0.23
3.250% due 12/09/2029	€ 100	115	0.04	2.375% due 06/04/2028	800	895	0.29	Towd Point Mortgage Funding PLC			
4.500% due 17/11/2033	400	484	0.15	2.875% due 06/04/2032	800	864	0.28	5.221% due 20/07/2053	541	730	0.23
Total Netherlands		9,362	3.00	Sagax AB				Uropa Securities PLC			
PERU				1.125% due 30/01/2027	1,000	1,103	0.35	4.648% due 10/10/2040	642	844	0.27
SOVEREIGN ISSUES				Total Sweden		2,862	0.92			5,219	1.68
Peru Government International Bond				SWITZERLAND				SOVEREIGN ISSUES			
6.150% due 12/08/2032	PERU 4,400	1,237	0.40	CORPORATE BONDS & NOTES				United Kingdom Gilt			
6.950% due 12/08/2031	1,800	539	0.17	UBS Group AG				4.375% due 31/07/2054	1,260	1,447	0.45
Total Peru		1,776	0.57	2.193% due 05/06/2026	\$ 1,700	1,700	0.55	Total United Kingdom		20,510	6.57
PORTUGAL				4.125% due 09/06/2033	€ 800	944	0.30	UNITED STATES			
CORPORATE BONDS & NOTES				5.699% due 08/02/2035 (d)	\$ 900	919	0.29	ASSET-BACKED SECURITIES			
Banco Espirito Santo S.A.				5.711% due 12/01/2027	800	804	0.26	Bear Stearns Asset-Backed Securities Trust			
4.750% due 15/01/2018 ^	€ 800	204	0.07	6.327% due 22/12/2027	600	614	0.20	4.939% due 25/04/2037	\$ 15	15	0.00
ROMANIA				Total Switzerland		4,981	1.60	Citigroup Mortgage Loan Trust Asset-Backed Pass-Through Certificates			
SOVEREIGN ISSUES				UNITED ARAB EMIRATES				5.384% due 25/10/2034	311	302	0.10
Romania Government International Bond				CORPORATE BONDS & NOTES				Citigroup Mortgage Loan Trust, Inc.			
5.375% due 22/03/2031	600	674	0.22	Adnoc Murban Rsc Ltd.				5.219% due 25/01/2036	174	176	0.06
6.250% due 10/09/2034	300	339	0.11	4.250% due 11/09/2029	300	296	0.10	Countrywide Asset-Backed Certificates Trust, Inc.			
Total Romania		1,013	0.33	UNITED KINGDOM				4.979% due 25/12/2034	673	657	0.21
SAUDI ARABIA				CORPORATE BONDS & NOTES				5.339% due 25/03/2047	1,309	1,013	0.33
SOVEREIGN ISSUES				Babcock International Group PLC				GSA Home Equity Trust			
Saudi Arabia Government International Bond				1.375% due 13/09/2027	€ 900	992	0.32	4.799% due 25/07/2037	97	94	0.03
4.750% due 16/01/2030	\$ 700	703	0.23	Bardays PLC				Home Equity Asset Trust			
5.125% due 13/01/2028	900	915	0.29	4.506% due 31/01/2033	600	719	0.23	5.219% due 25/10/2034	201	200	0.06
Total Saudi Arabia		1,618	0.52	5.851% due 21/03/2035	€ 500	668	0.21	JP Morgan Mortgage Acquisition Corp.			
				7.325% due 02/11/2026	\$ 500	505	0.16	5.024% due 25/05/2035	287	284	0.09
				7.385% due 02/11/2028	400	423	0.14	Louisiana Local Government Environmental Facilities & Community Development Authority			
								5.048% due 01/12/2034	500	504	0.16

See Accompanying Notes

Annual Report | 31 May 2025 11

31 May 2025

DESCRIPTION	PAR (000)	FAIR VALUE (000)	% OF NET ASSETS	DESCRIPTION	PAR (000)	FAIR VALUE (000)	% OF NET ASSETS	DESCRIPTION	PAR (000)	FAIR VALUE (000)	% OF NET ASSETS
JobsOhio Beverage System Revenue Notes, Series 2023				5.033% due 2/10/2065	\$ 134	\$ 135	0.04	2.375% due 15/11/2049	\$ 700	\$ 440	0.14
4.433% due 01/01/2033	\$ 500	\$ 497	0.16	5.078% due 2/10/2072	254	255	0.08	2.750% due 15/08/2042	2,000	1,500	0.48
		1,833	0.59	5.128% due 2/01/2073	494	494	0.16	2.750% due 15/11/2042	2,800	2,090	0.67
				5.198% due 2/01/2073 - 2/01/2073				2.750% due 15/08/2047	2,100	1,464	0.47
				5.208% due 2/02/2073 - 2/03/2073	884	886	0.28	2.875% due 15/05/2043	1,200	907	0.29
NON-AGENCY MORTGAGE-BACKED SECURITIES				5.208% due 2/02/2073 - 2/03/2073	1,166	1,172	0.38	2.875% due 15/08/2045	1,900	1,390	0.45
Chigroup Mortgage Loan Trust, Inc.				5.228% due 2/01/2073 - 2/01/2073	2,197	2,203	0.71	2.875% due 15/05/2049	300	210	0.07
6.692% due 25/08/2035	1	1	0.00	5.348% due 2/01/2072	404	408	0.13	3.000% due 15/02/2048	900	654	0.21
7.875% due 25/09/2037	38	36	0.01	5.378% due 2/01/2073	696	701	0.22	3.000% due 15/08/2048	300	217	0.07
GSR Mortgage Loan Trust				5.592% due 2/04/2067	820	833	0.27	3.000% due 15/02/2049	700	504	0.16
4.862% due 25/06/2034	13	13	0.00	Ginnie Mae, TBA				3.125% due 15/08/2044	5,600	4,324	1.39
5.293% due 25/09/2035	23	22	0.01	2.000% due 01/06/2055	700	562	0.18	3.375% due 15/05/2044	7,900	6,367	2.04
JP Morgan Mortgage Trust				3.500% due 01/06/2055	1,100	979	0.31	3.75% due 15/11/2048	1,600	1,238	0.40
5.202% due 25/08/2034	1	1	0.00	4.000% due 01/06/2055	2,300	2,107	0.68	3.875% due 15/05/2043	3,300	2,898	0.93
5.847% due 25/04/2035	32	31	0.01	4.500% due 01/06/2040	2,000	1,887	0.61	4.000% due 15/11/2042	700	627	0.20
6.893% due 25/08/2035	56	55	0.02	5.000% due 01/06/2040 - 01/07/2055	2,700	2,618	0.84	4.250% due 15/05/2039	700	670	0.21
MortgageIT Trust				Uniform Mortgage-Backed Security				4.250% due 15/08/2054	12,600	11,271	3.62
4.959% due 25/12/2035	80	78	0.03	2.500% due 01/02/2035	486	466	0.15	4.375% due 15/11/2039	2,000	1,927	0.62
NAAC Reperforming Loan REMIC Trust Certificates				3.000% due 01/07/2051 - 01/04/2053	11,618	9,910	3.18	4.500% due 15/11/2054	400	373	0.12
6.500% due 25/02/2035	268	230	0.07	3.500% due 01/05/2035 - 01/01/2055	12,919	11,499	3.69	4.625% due 15/02/2040	500	495	0.16
PHH Alternative Mortgage Trust				4.000% due 01/09/2030 - 01/10/2052	1,209	1,118	0.36	4.625% due 15/05/2044	500	481	0.15
4.759% due 25/02/2037	359	265	0.09	4.500% due 01/09/2052 - 01/05/2053	2,890	2,733	0.88	4.625% due 15/05/2054	1,300	1,237	0.40
Reperforming Loan REMIC Trust				5.000% due 01/05/2053 - 01/07/2053	2,496	2,425	0.78	4.625% due 15/02/2055	200	191	0.06
4.779% due 25/01/2036	148	140	0.05	5.500% due 01/01/2033 - 01/10/2053	732	726	0.23	U.S. Treasury Inflation Protected Securities (b)			
Structured Adjustable Rate Mortgage Loan Trust				Uniform Mortgage-Backed Security, TBA				0.125% due 15/07/2031	1,432	1,308	0.42
5.210% due 25/04/2035	43	40	0.01	2.500% due 01/07/2055	3,800	3,096	0.99	0.125% due 15/01/2032	692	622	0.20
Wahlu Mortgage Pass-Through Certificates Trust				3.000% due 01/07/2055	13,800	11,744	3.77	0.125% due 15/02/2051	3,198	1,710	0.55
4.679% due 25/12/2035	326	304	0.10	4.000% due 01/06/2055 - 01/07/2055	26,200	24,005	7.70	0.125% due 15/02/2052	230	121	0.04
5.019% due 25/10/2045	257	256	0.08	4.500% due 01/07/2055	14,600	13,765	4.42	0.250% due 15/02/2050	498	284	0.09
5.145% due 25/09/2035	42	39	0.01	5.000% due 01/07/2055	20,600	19,927	6.39	0.375% due 15/07/2025	1,348	1,348	0.43
Wells Fargo Commercial Mortgage Trust				5.500% due 01/01/2033 - 01/10/2053	20,775	20,568	6.60	0.625% due 15/02/2043	556	408	0.13
2.652% due 15/08/2049	1,100	1,068	0.34				0.750% due 15/02/2045	2,309	1,670	0.54	
		2,579	0.83				0.875% due 15/02/2047	662	475	0.15	
							1.000% due 15/02/2046	472	354	0.11	
							1.000% due 15/02/2049	254	182	0.06	
							1.250% due 15/04/2028	1,066	1,063	0.34	
							1.375% due 15/02/2044	412	342	0.11	
							1.500% due 15/02/2053	538	420	0.14	
							2.125% due 15/02/2054	834	751	0.24	
							U.S. Treasury Notes				
							3.875% due 30/04/2030	7,000	6,974	2.23	
							3.875% due 15/08/2034	4,400	4,240	1.36	
							4.250% due 15/11/2034	400	396	0.12	
							4.625% due 15/02/2035	1,900	1,936	0.62	
							U.S. Treasury STRIPS				
							0.000% due 15/08/2040 (a)	2,800	1,306	0.42	
									75,361	24.17	
									294,179	94.39	
									\$ 405,356	130.05	

FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS DEALT IN ON A REGULATED MARKET (amounts in thousands*, except number of contracts)

* A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

FUTURES

Description	Type	Expiration Month	# of Contracts	Unrealised Appreciation/ (Depreciation)	% of Net Assets
Canada Government 10-Year Bond September Futures	Long	09/2025	31	\$ 31	0.01
Euro-Bobl June Futures	Short	06/2025	80	(31)	(0.01)
Euro-Bund 10-Year Bond June Futures	Short	06/2025	16	5	0.00
U.S. Treasury 2-Year Note September Futures	Short	09/2025	115	(49)	(0.02)
U.S. Treasury 5-Year Note September Futures	Long	09/2025	288	190	0.07
U.S. Treasury 10-Year Note September Futures	Long	09/2025	155	163	0.05
U.S. Treasury 10-Year Ultra September Futures	Long	09/2025	34	38	0.01
U.S. Treasury 30-Year Bond September Futures	Short	09/2025	3	(3)	0.00
United Kingdom Long Gilt September Futures	Long	09/2025	5	1	0.00
				\$ 345	0.11

See Accompanying Notes

Annual Report | 31 May 2025 13

Schedule of Investments PIMCO Total Return Strategy Fund (cont.)

WRITTEN OPTIONS

OPTIONS ON EXCHANGE-TRADED FUTURES CONTRACTS

Description	Strike Price	Expiration Date	# of Contracts	Premium	Fair Value	% of Net Assets
Put - CBOT U.S. Treasury 10-Year Note August 2025 Futures	\$ 109.000	25/07/2025	4	\$ (2)	\$ (2)	0.00
Call - CBOT U.S. Treasury 10-Year Note August 2025 Futures	112.500	25/07/2025	4	(2)	(2)	0.00
Put - CBOT U.S. Treasury 10-Year Note July 2025 Futures	108.500	20/06/2025	12	(3)	(1)	0.00
Put - CBOT U.S. Treasury 10-Year Note July 2025 Futures	109.000	20/06/2025	4	(1)	0	0.00
Call - CBOT U.S. Treasury 10-Year Note July 2025 Futures	111.500	20/06/2025	12	(4)	(5)	0.00
Call - CBOT U.S. Treasury 10-Year Note July 2025 Futures	112.000	20/06/2025	4	(1)	(1)	0.00
Put - EUREX Euro-Bund July 2025 Futures	€ 128.500	20/06/2025	2	(1)	0	0.00
Call - EUREX Euro-Bund July 2025 Futures	131.500	20/06/2025	2	(1)	(1)	0.00
				\$ (15)	\$ (12)	0.00
					\$ 333	0.11

Total Financial Derivative Instruments Dealt in on a Regulated Market

CENTRALLY CLEARED FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS (amounts in thousands*)

* A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

CREDIT DEFAULT SWAPS ON CORPORATE, SOVEREIGN AND U.S. MUNICIPAL ISSUES - SELL PROTECTION⁽¹⁾

Reference Entity	Fixed Deal Receive Rate	Maturity Date	Notional Amount ⁽²⁾	Unrealized Appreciation/ (Depreciation)	% of Net Assets
AT&T, Inc.	1.000%	20/12/2027	\$ 600	\$ 2	0.00
Elis S.A.	5.000	20/12/2029	€ 300	6	0.00
Ford Motor Co.	5.000	20/12/2028	\$ 800	(9)	0.00
T-Mobile USA, Inc.	5.000	20/06/2028	300	(10)	0.00
Verizon Communications, Inc.	1.000	20/12/2027	100	0	0.00
Verizon Communications, Inc.	1.000	20/06/2028	1,000	4	0.00
Verizon Communications, Inc.	1.000	20/12/2028	200	1	0.00
				\$ (6)	0.00

CREDIT DEFAULT SWAPS ON CREDIT INDICES - SELL PROTECTION⁽¹⁾

Index/Branches	Fixed Deal Receive Rate	Maturity Date	Notional Amount ⁽²⁾	Unrealized Appreciation/ (Depreciation)	% of Net Assets
CDX.IG-43 5-Year Index	1.000%	20/12/2029	\$ 2,300	\$ 4	0.00
CDX.IG-44 5-Year Index	1.000	20/06/2030	19,000	94	0.03
				\$ 98	0.03

INTEREST RATE SWAPS

Pay/Receive Floating Rate	Floating Rate Index	Fixed Rate	Maturity Date	Notional Amount	Unrealized Appreciation/ (Depreciation)	% of Net Assets
Receive	1-Day GBP-SONIO Compounded-OIS	0.900%	15/03/2052	€ 700	\$ 111	0.04
Receive	1-Day GBP-SONIO Compounded-OIS	3.750	19/03/2055	500	29	0.01
Pay	1-Day JPY-MUTKCALM Compounded-OIS	0.123	22/08/2039	¥ 109,610	(34)	(0.01)
Receive ⁽³⁾	1-Day JPY-MUTKCALM Compounded-OIS	0.250	17/03/2031	1,337,500	15	0.00
Pay ⁽³⁾	1-Day JPY-MUTKCALM Compounded-OIS	2.000	18/06/2045	30,000	(1)	0.00
Pay ⁽³⁾	1-Day JPY-MUTKCALM Compounded-OIS	2.000	18/06/2055	30,000	(7)	0.00
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	1.750	15/06/2032	\$ 180	3	0.00
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	1.750	21/12/2052	5,300	441	0.14
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.000	19/03/2027	6,700	(28)	(0.01)
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.050	14/12/2052	690	62	0.02
Receive ⁽³⁾	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.250	18/06/2027	8,900	0	0.00
Receive ⁽³⁾	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.250	18/06/2055	1,900	42	0.01
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.500	20/06/2054	5,325	398	0.13
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.500	18/12/2054	1,300	99	0.03
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.585	31/10/2030	4,590	43	0.01
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.689	31/10/2030	2,800	3	0.00
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.717	15/08/2033	2,000	21	0.01
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.722	31/10/2030	200	0	0.00
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.727	31/10/2030	500	(1)	0.00
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.732	31/10/2030	400	(1)	0.00
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.734	15/08/2033	2,480	23	0.01
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.739	31/10/2030	600	(1)	0.00
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.750	18/12/2026	19,600	182	0.06
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.750	18/12/2029	5,200	76	0.02
Receive ⁽³⁾	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.751	15/11/2034	500	2	0.00
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.753	15/08/2033	290	2	0.00
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.763	15/08/2033	1,700	12	0.00
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.765	17/12/2054	400	19	0.01
Receive ⁽³⁾	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.796	31/12/2031	200	(1)	0.00
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.807	15/02/2055	200	8	0.00

31 May 2025

Pay/Receive	Fixed Rate	Maturity Date	Notional Amount	Unrealised Appreciation/ (Depreciation)	% of Net Assets	
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.836%	02/05/2035	\$ 1,100	\$ 0	0.00
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.842	04/03/2030	400	(3)	0.00
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.874	05/03/2035	300	0	0.00
Receive ²⁰	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.883	15/11/2034	800	(5)	0.00
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.884	25/03/2035	300	0	0.00
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.899	11/03/2035	300	0	0.00
Pay	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.900	02/05/2026	9,200	(18)	(0.01)
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.930	24/03/2035	400	(2)	0.00
Receive	1-Day USD-SOFR Compounded-OIS	3.975	21/03/2035	300	(2)	0.00
Pay	1-Year BRL-CDI	11.454	04/01/2027	BRL 5,100	(31)	(0.01)
Receive	3-Month CAD-CAONREPO Compounded-OIS	2.740	01/06/2034	CAD 200	2	0.00
Receive	3-Month CAD-CAONREPO Compounded-OIS	3.000	01/06/2033	300	(4)	0.00
Receive	3-Month CAD-CAONREPO Compounded-OIS	3.000	01/06/2034	1,900	(16)	(0.01)
Receive	3-Month CAD-CAONREPO Compounded-OIS	3.500	01/06/2032	3,500	(67)	(0.02)
Receive	3-Month CAD-CAONREPO Compounded-OIS	3.750	20/12/2033	900	(18)	(0.01)
Pay	6-Month AUD-BBR-BBSW	4.000	19/03/2035	AUD 1,100	(8)	0.00
Pay	6-Month AUD-BBR-BBSW	4.500	20/09/2033	1,900	26	0.01
Pay	6-Month AUD-BBR-BBSW	4.500	20/03/2034	1,000	14	0.00
Pay	6-Month AUD-BBR-BBSW	4.500	18/09/2034	1,700	26	0.01
Pay	6-Month EUR-EURIBOR	1.000	18/05/2027	€ 3,900	147	0.05
Receive	6-Month EUR-EURIBOR	2.050	05/10/2029	300	(1)	0.00
Receive	6-Month EUR-EURIBOR	2.056	05/10/2029	400	(1)	0.00
Receive	6-Month EUR-EURIBOR	2.063	05/10/2029	600	(1)	0.00
Pay ²¹	6-Month EUR-EURIBOR	2.250	17/09/2035	3,500	49	0.02
Receive ²⁰	6-Month EUR-EURIBOR	2.250	17/09/2055	3,150	4	0.00
Receive	6-Month EUR-EURIBOR	2.300	25/09/2029	300	(5)	0.00
Receive	6-Month EUR-EURIBOR	2.350	29/04/2030	200	(2)	0.00
Receive	6-Month EUR-EURIBOR	2.400	09/04/2030	300	(3)	0.00
Pay	6-Month EUR-EURIBOR	2.410	05/11/2034	100	1	0.00
Pay	6-Month EUR-EURIBOR	2.460	13/03/2035	200	0	0.00
Pay	6-Month EUR-EURIBOR	2.610	24/03/2035	200	3	0.00
					\$ 1,602	0.51
					\$ 1,694	0.54

Total Centrally Cleared Financial Derivative Instruments

- ¹⁰ If the Fund is a seller of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, the Fund will either (i) pay to the buyer of protection an amount equal to the notional amount of the swap and take delivery of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index or (ii) pay a net settlement amount in the form of cash, securities or other deliverable obligations equal to the notional amount of the swap less the recovery value of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index.
- ¹² The maximum potential amount the Fund could be required to pay as a seller of credit protection or receive as a buyer of credit protection if a credit event occurs as defined under the terms of that particular swap agreement.
- ¹⁹ This instrument has a forward starting effective date. See Note 2, Securities Transactions and Investment Income, in the Notes to Financial Statements for further information.

OTC FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS (amounts in thousands *, except number of contracts)

* A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

PURCHASED OPTIONS

INTEREST RATE SWAPIONS

Counterparty	Description	Floating Rate Index	Pay/Receive	Exercise Rate	Expiration Date	Notional Amount ²⁰	Cost	Fair Value	% of Net Assets
BOA	Call - OTC 1-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Pay	3.360%	14/07/2025	9,300	\$ 9	\$ 1	0.00
CBK	Call - OTC 1-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Pay	3.500	21/07/2025	18,100	15	5	0.00
DUB	Call - OTC 1-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Pay	3.600	09/06/2025	9,100	9	0	0.00
FAR	Call - OTC 1-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Pay	3.600	18/06/2025	5,100	6	0	0.00
	Call - OTC 1-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Pay	3.650	04/08/2025	14,500	18	10	0.01
JPM	Call - OTC 1-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Pay	3.650	12/08/2025	1,500	1	1	0.00
	Call - OTC 1-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Pay	3.700	13/08/2025	4,300	4	4	0.00
MYC	Call - OTC 1-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Pay	3.450	17/07/2025	15,300	15	3	0.00
	Call - OTC 1-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Pay	3.460	16/06/2025	5,100	6	0	0.00
	Call - OTC 1-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Pay	3.570	20/06/2025	9,400	11	1	0.00
	Call - OTC 1-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Pay	3.600	26/06/2025	8,500	9	1	0.00
	Call - OTC 1-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Pay	3.650	04/08/2025	8,800	11	6	0.00
NGF	Call - OTC 1-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Pay	3.600	05/08/2025	11,400	16	7	0.00
							\$ 130	\$ 39	0.01

WRITTEN OPTIONS

CREDIT DEFAULT SWAPIONS ON CREDIT INDICES

Counterparty	Description	Buy/Sell Protection	Exercise Rate	Expiration Date	Notional Amount ²⁰	Premium	Fair Value	% of Net Assets
GST	Put - OTC CDX.IG-43 5-Year Index	Sell	0.700%	18/06/2025	500	\$ 0	\$ 0	0.00
	Put - OTC CDX.IG-43 5-Year Index	Sell	0.750	18/06/2025	1,100	(1)	0	0.00
	Put - OTC CDX.IG-44 5-Year Index	Sell	0.850	18/06/2025	1,000	(1)	0	0.00

See Accompanying Notes

Annual Report | 31 May 2025 15

Schedule of Investments PIMCO Total Return Strategy Fund (cont.)

Counterparty	Description	Buy/Sell Protection	Exercise Rate	Expiration Date	Notional Amount ⁽¹⁾	Premium	Fair Value	% of Net Assets
JPM RBC	Put - OTC CDX.IG-44 5-Year Index	Sell	0.850%	16/07/2025	500	\$ (1)	\$ 0	0.00
	Put - OTC CDX.IG-44 5-Year Index	Sell	0.900	16/07/2025	1,000	(1)	(1)	0.00
	Put - OTC CDX.IG-44 5-Year Index	Sell	1.000	16/07/2025	500	(1)	0	0.00
	Put - OTC CDX.IG-44 5-Year Index	Sell	0.750	18/06/2025	500	(1)	0	0.00
	Put - OTC CDX.IG-44 5-Year Index	Sell	0.850	16/07/2025	500	(1)	0	0.00
	Put - OTC CDX.IG-44 5-Year Index	Sell	0.900	16/07/2025	500	(1)	0	0.00
	Put - OTC CDX.IG-44 5-Year Index	Sell	1.000	18/06/2025	500	(1)	0	0.00
						\$ (9)	\$ (1)	0.00

INTEREST RATE SWAPIONS

Counterparty	Description	Floating Rate Index	Pay/Receive Floating Rate	Exercise Rate	Expiration Date	Notional Amount ⁽¹⁾	Premium	Fair Value	% of Net Assets
BOA	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Receive	3.519%	14/07/2025	1,100	\$ (9)	\$ (3)	0.00
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Receive	3.678	27/06/2025	200	(1)	(1)	0.00
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Receive	3.738	12/06/2025	100	0	0	0.00
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Receive	3.750	20/06/2025	200	(1)	(1)	0.00
BRC	Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Pay	4.078	27/06/2025	200	(1)	0	0.00
	Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Pay	4.138	12/06/2025	100	0	0	0.00
	Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Pay	4.150	20/06/2025	200	(1)	0	0.00
	Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Pay	4.150	20/06/2025	200	(1)	0	0.00
CBK	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	6-Month EUR-EURIBOR	Receive	2.320	09/06/2025	100	0	0	0.00
	Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	6-Month EUR-EURIBOR	Pay	2.590	09/06/2025	100	0	0	0.00
DUB	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Receive	3.489	21/07/2025	2,200	(16)	(6)	0.00
	Call - OTC 5-Year Interest Rate Swap	6-Month EUR-EURIBOR	Receive	2.100	30/06/2025	200	0	0	0.00
FAR	Put - OTC 5-Year Interest Rate Swap	6-Month EUR-EURIBOR	Pay	2.360	30/06/2025	200	0	0	0.00
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Receive	3.626	09/06/2025	1,100	(9)	(1)	0.00
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Receive	3.758	23/06/2025	200	(1)	(1)	0.00
	Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Pay	4.158	23/06/2025	200	(1)	0	0.00
GLM	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Receive	3.530	18/06/2025	600	(5)	(1)	0.00
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Receive	3.620	09/06/2025	100	0	0	0.00
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Receive	3.700	04/08/2025	1,700	(18)	(14)	(0.01)
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Receive	3.770	23/06/2025	500	(2)	(3)	0.00
JPM	Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Pay	4.070	09/06/2025	100	0	0	0.00
	Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Pay	4.170	23/06/2025	500	(2)	(1)	0.00
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Receive	3.560	06/06/2025	200	(1)	0	0.00
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Receive	3.605	05/06/2025	300	(1)	0	0.00
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Receive	3.687	27/06/2025	200	(1)	(1)	0.00
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Receive	3.710	16/06/2025	200	(1)	(1)	0.00
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Receive	3.728	16/06/2025	400	(1)	(1)	0.00
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Receive	3.785	23/06/2025	200	(1)	(1)	0.00
	Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Pay	3.960	06/06/2025	200	(1)	0	0.00
	Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Pay	4.005	05/06/2025	300	(1)	0	0.00
	Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Pay	4.087	27/06/2025	200	(1)	0	0.00
	Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Pay	4.110	16/06/2025	200	(1)	0	0.00
MYC	Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Pay	4.128	16/06/2025	400	(1)	0	0.00
	Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Pay	4.185	23/06/2025	200	(1)	0	0.00
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Receive	3.700	30/06/2025	200	(1)	(1)	0.00
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Receive	3.739	12/08/2025	200	(1)	(2)	0.00
NGF	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Receive	3.757	13/08/2025	500	(4)	(6)	0.00
	Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Pay	4.050	30/06/2025	200	(1)	(1)	0.00
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	6-Month EUR-EURIBOR	Receive	2.390	16/06/2025	100	0	0	0.00
	Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	6-Month EUR-EURIBOR	Pay	2.660	16/06/2025	100	0	0	0.00
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Receive	3.490	16/06/2025	600	(6)	0	0.00
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Receive	3.515	17/07/2025	1,800	(14)	(5)	0.00
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Receive	3.580	20/06/2025	1,100	(10)	(2)	0.00
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Receive	3.670	26/06/2025	1,000	(9)	(3)	0.00
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Receive	3.708	04/08/2025	1,000	(10)	(9)	(0.01)
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Receive	3.738	20/06/2025	500	(2)	(2)	0.00
	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Receive	3.750	23/06/2025	200	(1)	(1)	0.00
	Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Pay	4.138	20/06/2025	500	(2)	(1)	0.00
Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Pay	4.150	23/06/2025	200	(1)	0	0.00	
Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Receive	3.522	09/06/2025	500	(2)	0	0.00	
Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Receive	3.628	05/08/2025	1,400	(16)	(9)	(0.01)	
Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Receive	3.727	30/06/2025	300	(1)	(2)	0.00	
Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Pay	3.922	09/06/2025	500	(2)	(1)	0.00	
Put - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-SOFR	Pay	4.127	30/06/2025	300	(1)	(1)	0.00	
						\$ (163)	\$ (82)	(0.03)	

OPTIONS ON SECURITIES

Counterparty	Description	Exercise Price	Expiration Date	Notional Amount ⁽¹⁾	Premium	Fair Value	% of Net Assets
SAL	Put - OTC Uniform Mortgage-Backed Security, TBA 4.500% due 01/07/2055	\$ 92.469	07/07/2025	200	\$ (1)	\$ (1)	0.00
	Call - OTC Uniform Mortgage-Backed Security, TBA 4.500% due 01/07/2055	96.469	07/07/2025	200	(1)	0	0.00
					\$ (2)	\$ (1)	0.00

⁽¹⁾ Notional Amount represents the number of contracts.

31 May 2025

CREDIT DEFAULT SWAPS ON CORPORATE, SOVEREIGN AND U.S. MUNICIPAL ISSUES - SELL PROTECTION⁽¹⁾

Counterparty	Reference Entity	Fixed Deal Receive Rate	Maturity Date	Notional Amount ⁽²⁾	Premiums Paid/ (Received)	Unrealised Appreciation/ (Depreciation)	Fair Value	% of Net Assets
BOA	South Africa Government International Bond	1.000%	20/12/2026	\$ 1,000	\$ (47)	\$ 51	\$ 4	0.00
GST	Colombia Government International Bond	1.000	20/06/2027	900	(36)	34	(2)	0.00
	Colombia Government International Bond	1.000	20/12/2027	500	(43)	40	(3)	0.00
MYC	Colombia Government International Bond	1.000	20/06/2027	100	(6)	6	0	0.00
	Colombia Government International Bond	1.000	20/12/2027	100	(9)	8	(1)	0.00
	South Africa Government International Bond	1.000	20/12/2026	1,600	(72)	77	5	0.00
					\$ (213)	\$ 216	\$ 3	0.00

CREDIT DEFAULT SWAPS ON CREDIT INDICES - SELL PROTECTION⁽¹⁾

Counterparty	Index/Tranches	Fixed Deal Receive Rate	Maturity Date	Notional Amount ⁽²⁾	Premiums Paid/ (Received)	Unrealised Appreciation/ (Depreciation)	Fair Value	% of Net Assets
BPS	iTraxx Crossover 42 5-Year Index	5.000%	20/12/2029	€ 492	\$ 96	\$ 11	\$ 107	0.04
IPM	iTraxx Crossover 42 5-Year Index	5.000	20/12/2029	2,559	517	43	560	0.18
					\$ 613	\$ 54	\$ 667	0.22

⁽¹⁾ If the Fund is a seller of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, the Fund will either (i) pay to the buyer of protection an amount equal to the notional amount of the swap and take delivery of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index or (ii) pay a net settlement amount in the form of cash, securities or other deliverable obligations equal to the notional amount of the swap less the recovery value of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index.

⁽²⁾ The maximum potential amount the Fund could be required to pay as a seller of credit protection or receive as a buyer of credit protection if a credit event occurs as defined under the terms of that particular swap agreement.

FORWARD FOREIGN CURRENCY CONTRACTS

Counterparty	Settlement Month	Currency to be Delivered	Currency to be Received	Unrealised Appreciation	Unrealised (Depreciation)	Net Unrealised Appreciation/ (Depreciation)	% of Net Assets
AZD	06/2025	\$ 673	CNH 4,910	\$ 10	\$ 0	\$ 10	0.00
BOA	06/2025	BRL 735	\$ 130	2	0	2	0.00
	06/2025	€ 41,872	47,566	32	0	32	0.01
	06/2025	INR 23,477	276	2	0	2	0.00
	06/2025	¥ 8,900	60	0	(1)	(1)	0.00
	06/2025	KRW 173,752	127	1	0	1	0.00
	06/2025	PLN 827	220	0	(1)	(1)	0.00
	06/2025	SGD 545	420	0	(3)	(3)	0.00
	06/2025	\$ 129	BRL 735	0	(1)	(1)	0.00
	06/2025	191	CHF 159	3	0	3	0.00
	06/2025	47,765	€ 42,087	15	0	15	0.00
	06/2025	12	IDR 192,267	0	0	0	0.00
	06/2025	131	INR 11,248	1	0	1	0.00
	06/2025	90	KRW 123,026	0	(1)	(1)	0.00
	06/2025	330	ZAR 6,026	3	0	3	0.00
	06/2025	ZAR 6,719	\$ 358	0	(14)	(14)	0.00
	07/2025	€ 42,087	47,855	0	(13)	(13)	0.00
	07/2025	IDR 192,481	12	0	0	0	0.00
	07/2025	\$ 127	KRW 173,224	0	(1)	(1)	0.00
	08/2025	CNH 1,452	\$ 203	0	0	0	0.00
	08/2025	\$ 213	CNH 1,521	0	0	0	0.00
BPS	06/2025	BRL 10,022	\$ 1,756	9	(2)	7	0.00
	06/2025	CAD 7,155	5,170	0	(35)	(35)	(0.01)
	06/2025	IDR 6,592,375	400	1	(4)	(3)	0.00
	06/2025	INR 102,680	1,200	2	(1)	1	0.00
	06/2025	¥ 30,800	212	1	(2)	(1)	0.00
	06/2025	\$ 1,756	BRL 10,022	0	(7)	(7)	0.00
	06/2025	396	CAD 549	3	0	3	0.00
	06/2025	1,166	CNH 8,465	10	0	10	0.00
	06/2025	328	IDR 5,416,771	3	0	3	0.00
	06/2025	349	¥ 49,955	0	(3)	(3)	0.00
	06/2025	1,045	KRW 1,466,032	18	0	18	0.01
	06/2025	199	MXN 3,914	3	0	3	0.00
	06/2025	396	PLN 1,531	13	0	13	0.00
	06/2025	1,573	TWD 47,117	11	(1)	10	0.00
	06/2025	ZAR 1,095	\$ 60	0	(1)	(1)	0.00
	07/2025	THB 162	5	0	0	0	0.00
	07/2025	TWD 3,614	111	0	(11)	(11)	0.00
	07/2025	\$ 130	IDR 2,116,698	0	0	0	0.00
	07/2025	80	THB 2,634	0	0	0	0.00
	08/2025	TWD 16,476	\$ 504	0	(59)	(59)	(0.02)
	08/2025	\$ 212	CNH 1,514	0	(1)	(1)	0.00
BRC	06/2025	ILS 503	\$ 143	0	0	0	0.00
	06/2025	PLN 357	95	0	0	0	0.00
	06/2025	\$ 48	PLN 187	2	0	2	0.00
	06/2025	ZAR 2,018	\$ 106	0	(5)	(5)	0.00
	07/2025	\$ 1	¥ 143	0	0	0	0.00

See Accompanying Notes

Annual Report | 31 May 2025 17

Schedule of Investments PIMCO Total Return Strategy Fund (cont.)

Counterparty	Settlement Month	Currency to be Delivered	Currency to be Received	Unrealised Appreciation	Unrealised (Depreciation)	Net Unrealised Appreciation/ (Depreciation)	% of Net Assets	
BSH	06/2025	\$ 250	PLN 966	\$ 7	\$ 0	\$ 7	0.00	
	08/2025	PEN 1,354	\$ 366	0	(6)	(6)	0.00	
CBK	06/2025	€ 358	405	0	(2)	(2)	0.00	
	06/2025	£ 9,215	12,267	0	(161)	(161)	(0.05)	
	06/2025	INR 2,631	31	0	0	0	0.00	
	06/2025	KRW 3,519,870	2,486	0	(66)	(66)	(0.02)	
	06/2025	PEN 2,345	627	0	(19)	(19)	(0.01)	
	06/2025	\$ 452	CAD 629	6	0	6	0.00	
	06/2025	206	IDR 3,427,944	3	0	3	0.00	
	06/2025	10	ILS 35	0	0	0	0.00	
	06/2025	1,251	INR 107,569	7	(3)	4	0.00	
	06/2025	1,680	KRW 2,317,758	1	(1)	0	0.00	
	06/2025	332	SGD 430	2	0	2	0.00	
	07/2025	KRW 926,480	\$ 674	1	0	1	0.00	
	07/2025	THB 8,474	255	0	(4)	(4)	0.00	
	07/2025	TWD 5,441	167	0	(17)	(17)	(0.01)	
	07/2025	\$ 16	THB 534	0	0	0	0.00	
	08/2025	TWD 38,302	\$ 1,172	0	(137)	(137)	(0.04)	
	08/2025	\$ 149	CNH 1,076	2	0	2	0.00	
	DUB	06/2025	IDR 986,670	\$ 60	0	0	0	0.00
		06/2025	KRW 1,176,088	816	0	(36)	(36)	(0.01)
06/2025		SGD 42	32	0	(1)	(1)	0.00	
06/2025		\$ 723	INR 62,368	5	0	5	0.00	
06/2025		233	KRW 331,511	7	0	7	0.00	
06/2025		8	SGD 10	0	0	0	0.00	
07/2025		SGD 10	\$ 8	0	0	0	0.00	
06/2025		AUD 2,020	1,287	0	(13)	(13)	0.00	
FAR	06/2025	BRL 13,026	2,294	22	0	22	0.01	
	06/2025	CHF 908	1,098	0	(7)	(7)	0.00	
	06/2025	¥ 79,291	551	1	0	1	0.00	
	06/2025	PLN 1,588	423	0	(1)	(1)	0.00	
	06/2025	\$ 616	AUD 956	0	(1)	(1)	0.00	
	06/2025	2,282	BRL 13,026	0	(9)	(9)	0.00	
	06/2025	443	CHF 366	3	0	3	0.00	
	06/2025	516	¥ 73,636	0	(5)	(5)	0.00	
	06/2025	641	PEN 2,345	5	0	5	0.00	
	06/2025	883	PLN 3,364	15	0	15	0.01	
	06/2025	12	SGD 15	0	0	0	0.00	
	07/2025	AUD 956	\$ 617	1	0	1	0.00	
	07/2025	CHF 365	443	0	(3)	(3)	0.00	
	07/2025	SGD 15	12	0	0	0	0.00	
	07/2025	\$ 2,293	BRL 13,112	0	(21)	(21)	(0.01)	
	07/2025	551	¥ 79,031	0	(1)	(1)	0.00	
	11/2025	PEN 2,351	\$ 641	0	(4)	(4)	0.00	
	GLM	06/2025	CNH 18,809	2,613	0	(2)	(2)	0.00
		06/2025	PLN 756	201	0	(1)	(1)	0.00
06/2025		\$ 0	INR 26	0	0	0	0.00	
06/2025		426	PLN 1,643	13	0	13	0.00	
06/2025		320	SGD 413	0	0	0	0.00	
06/2025		ZAR 541	\$ 30	0	0	0	0.00	
10/2025		BRL 7,300	1,200	0	(37)	(37)	(0.01)	
06/2025		\$ 1,659	CAD 2,288	5	0	5	0.00	
06/2025		ILS 1,962	\$ 553	0	(5)	(5)	0.00	
06/2025		INR 89,641	1,047	1	0	1	0.00	
JFM	06/2025	KRW 1,806,167	1,311	1	0	1	0.00	
	06/2025	PLN 3,168	835	0	(11)	(11)	0.00	
	06/2025	SGD 953	728	0	(11)	(11)	0.00	
	06/2025	\$ 199	CHF 165	2	0	2	0.00	
	06/2025	628	CNH 4,586	9	0	9	0.00	
	06/2025	140	ILS 490	0	0	0	0.00	
	06/2025	536	INR 45,879	0	0	0	0.00	
	06/2025	1,792	KRW 2,491,356	15	(1)	14	0.00	
	06/2025	882	MXN 17,963	43	0	43	0.01	
	06/2025	377	PLN 1,460	13	0	13	0.00	
	06/2025	533	SGD 686	0	(1)	(1)	0.00	
	06/2025	ZAR 24,069	\$ 1,254	0	(78)	(78)	(0.02)	
	07/2025	SGD 685	533	1	0	1	0.00	
	07/2025	TWD 3,657	112	0	(11)	(11)	0.00	
	08/2025	22,794	696	0	(83)	(83)	(0.03)	
	08/2025	\$ 211	CNH 1,511	0	0	0	0.00	
	MBC	06/2025	BRL 3,131	\$ 548	1	0	1	0.00
		06/2025	€ 26	30	0	0	0	0.00
		06/2025	¥ 10,678	74	0	0	0	0.00
06/2025		KRW 527,520	367	0	(16)	(16)	(0.01)	
06/2025		MXN 587	30	0	0	0	0.00	
06/2025		SGD 1,650	1,265	0	(14)	(14)	0.00	
06/2025		\$ 682	AUD 1,064	3	0	3	0.00	
06/2025		548	BRL 3,131	0	(2)	(2)	0.00	
06/2025		2,681	CAD 3,688	1	0	1	0.00	
06/2025		182	INR 15,617	0	0	0	0.00	
06/2025		53	¥ 7,588	0	(1)	(1)	0.00	

31 May 2025

Counterparty	Settlement Month	Currency to be Delivered	Currency to be Received	Unrealised Appreciation	Unrealised (Depreciation)	Net Unrealised Appreciation/ (Depreciation)	% of Net Assets	
	06/2025	\$ 1,283	SGD 1,649	\$ 0	\$ (4)	\$ (4)	0.00	
	06/2025	ZAR 3,307	\$ 180	0	(3)	(3)	0.00	
	07/2025	CAD 3,682	\$ 2,681	0	(1)	(1)	0.00	
	07/2025	SGD 1,646	\$ 1,283	4	0	4	0.00	
	07/2025	THB 4,254	\$ 129	0	(1)	(1)	0.00	
	07/2025	TWD 1,961	\$ 60	0	(6)	(6)	0.00	
	07/2025	\$ 24	¥ 3,467	0	0	0	0.00	
	07/2025	\$ 54	THB 1,776	0	0	0	0.00	
	07/2025	\$ 140	TWD 4,443	10	0	10	0.00	
	08/2025	CNH 1,447	\$ 202	0	0	0	0.00	
	08/2025	TWD 24,526	\$ 755	0	(84)	(84)	(0.03)	
	08/2025	\$ 191	CNH 1,368	0	0	0	0.00	
MYI	06/2025	¥ 1,791	\$ 12	0	0	0	0.00	
	06/2025	MXN 588	\$ 30	0	0	0	0.00	
	06/2025	SGD 24	\$ 18	0	0	0	0.00	
	06/2025	\$ 263	CHF 217	1	0	1	0.00	
	06/2025	\$ 34	INR 2,926	0	0	0	0.00	
	06/2025	\$ 52	KRW 75,415	2	0	2	0.00	
	07/2025	\$ 12	¥ 1,785	0	0	0	0.00	
	10/2025	BRL 900	\$ 49	0	(1)	(1)	0.00	
NGF	06/2025	KRW 532,588	\$ 376	0	(10)	(10)	0.00	
	06/2025	\$ 273	IDR 4,523,911	4	0	4	0.00	
	06/2025	\$ 550	KRW 777,056	13	0	13	0.00	
RYL	08/2025	\$ 192	CNH 1,371	0	0	0	0.00	
SCX	06/2025	BRL 26,206	\$ 4,591	19	0	19	0.01	
	06/2025	CNH 18,121	\$ 2,498	0	(21)	(21)	(0.01)	
	06/2025	IDR 987,720	\$ 60	0	0	0	0.00	
	06/2025	\$ 4,427	BRL 26,206	145	0	145	0.05	
	06/2025	\$ 162	€ 143	0	0	0	0.00	
	06/2025	\$ 126	IDR 2,093,827	2	0	2	0.00	
	06/2025	\$ 529	INR 45,796	5	0	5	0.00	
	06/2025	\$ 90	KRW 124,677	0	0	0	0.00	
	06/2025	\$ 157	TWD 4,688	1	0	1	0.00	
	07/2025	\$ 30	THB 989	0	0	0	0.00	
	08/2025	TWD 10,799	\$ 331	0	(38)	(38)	(0.01)	
	08/2025	\$ 126	CNH 921	2	0	2	0.00	
SOG	06/2025	\$ 240	INR 20,603	1	0	1	0.00	
SSB	06/2025	\$ 12,475	€ 9,215	0	(49)	(49)	(0.02)	
	07/2025	€ 9,215	\$ 12,477	50	0	50	0.02	
UAG	11/2025	PEN 856	\$ 232	0	(3)	(3)	0.00	
	06/2025	¥ 1,169	\$ 8	0	0	0	0.00	
	06/2025	MXN 1,166	\$ 60	0	0	0	0.00	
	06/2025	\$ 11	¥ 1,593	0	0	0	0.00	
	06/2025	ZAR 179	\$ 10	0	0	0	0.00	
	07/2025	THB 677	\$ 20	0	0	0	0.00	
	07/2025	\$ 8	¥ 1,165	0	0	0	0.00	
	08/2025	\$ 191	CNH 1,370	0	0	0	0.00	
				\$ 600	\$ (1,180)	\$ (580)	(0.19)	
Total OTC Financial Derivative Instruments							\$ 45	0.01
Total Investments							\$ 407,428	130.71
Other Current Assets & Liabilities							\$ (95,736)	(30.71)
Net Assets							\$ 311,692	100.00

NOTES TO SCHEDULE OF INVESTMENTS (amounts in thousands*):

* A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

^ Security is in default.

(a) Zero coupon security.

(b) Principal amount of security is adjusted for inflation.

(c) Contingent convertible security.

(d) Securities with an aggregate fair value of \$3,670 have been pledged as collateral under the terms of the Master Repurchase Agreements and/or Global Master Repurchase Agreements as at 31 May 2025.

Cash of \$5,932 has been pledged as collateral for exchange-traded and centrally cleared financial derivative instruments as at 31 May 2025.

Cash of \$270 has been pledged as collateral for financial derivative instruments as governed by International Swaps and Derivatives Association, Inc. master agreements as at 31 May 2025.

See Accompanying Notes

Annual Report | 31 May 2025 19

Schedule of Investments PIMCO Total Return Strategy Fund (Cont.)

31 May 2025

Reverse Repurchase Agreements as at 31 May 2025:

Counterparty	Borrowing Rate	Settlement Date	Maturity Date	Borrowing Amount	Payable for Reverse Repurchase Agreements	% of Net Assets
BOS	4.250%	09/05/2025	23/06/2025	\$ (699)	\$ (701)	(0.22)
	4.270	09/05/2025	23/06/2025	(386)	(387)	(0.12)
	4.280	09/05/2025	23/06/2025	(358)	(359)	(0.12)
	4.300	09/05/2025	23/06/2025	(812)	(814)	(0.26)
	4.350	09/05/2025	23/06/2025	(483)	(484)	(0.16)
BRC	3.650	07/02/2025	TBD ⁽¹⁾	(621)	(628)	(0.20)
Total Reverse Repurchase Agreements:					\$ (3,373)	(1.08)

⁽¹⁾ Open maturity reverse repurchase agreement

Collateral (Received)/Pledged for OTC Financial Derivative Instruments

The following is a summary by counterparty of the fair value of OTC financial derivative instruments and collateral (received)/pledged as at 31 May 2025:

Counterparty	Total Fair Value of OTC Derivatives	Collateral (Received)/Pledged	Net Exposure ⁽¹⁾
AZD	\$ 10	\$ 0	\$ 10
BOA	24	0	24
BPS	54	0	54
BRC	(3)	0	(3)
BSH	1	0	1
CBK	(389)	270	(119)
DUB	(27)	0	(27)
FAR	(27)	0	(27)
GLM	(31)	0	(31)
GST	(6)	0	(6)
IND	5	0	5
JPM	439	(460)	(21)
MBC	(113)	0	(113)
MYC	(8)	0	(8)
MYI	2	0	2
NGF	1	0	1
SAL	(1)	0	(1)
SCX	115	0	115
SOG	1	0	1
SSB	(2)	0	(2)

⁽¹⁾ Net exposure represents the net receivable/payable that would be due from/to the counterparty in the event of default. See Note 6, Market and Credit Risks, in the Notes to Financial Statements for more information regarding credit and counterparty risk.

(2) 【2024年5月31日終了年度】

【貸借対照表】

ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト

資産負債計算書

2024年5月31日現在

(単位：千米ドル、1口当たり金額を除く)

	注記	ピムコ・トータル・ リターン・ファンド	
		(千米ドル)	(百万円)
資 産：			
投資有価証券	2(b)	0	0
関係会社に対する投資有価証券	2(b)	196,641	29,276
為替予約契約にかかる未実現評価益	4(a)	2	0
現金	2(e)	161	24
未収投資有価証券売却金		720	107
未収ファンド受益証券売却金		1,552	231
資 産 合 計		199,076	29,638
負 債：			
為替予約契約にかかる未実現評価損	4(a)	(23)	(3)
未払投資有価証券購入金		(902)	(134)
未払ファンド受益証券買戻金		(1,375)	(205)
未払販売会社報酬	6	(25)	(4)
未払管理報酬	6	(69)	(10)
未払代行協会員報酬	6	(17)	(3)
相手方からの預託金		0	0
負 債 合 計		(2,411)	(359)
純 資 産		196,665	29,279
投資有価証券の取得原価		0	0
関係会社に対する投資有価証券の取得原価		193,885	28,866
発行済受益証券口数：		2,595 千口	
受益証券1口当たり純資産価格：			
豪ドル建クラス受益証券		該当なし	
豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券		該当なし	
円建クラス受益証券		6,562.00 円	
トルコリラ建クラス受益証券		該当なし	
米ドル建クラス受益証券		76.40 米ドル	11,374円
米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券		該当なし	

千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。

注記は本財務書類と不可分である。

ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト

資産負債計算書

2024年5月31日現在

（単位：千米ドル、1口当たり金額を除く）

	注記	ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション	
		（千米ドル）	（百万円）
資 産：			
投資有価証券	2(b)	8,611	1,282
関係会社に対する投資有価証券	2(b)	69,156	10,296
為替予約契約にかかる未実現評価益	4(a)	3,046	453
現金	2(e)	295	44
未収投資有価証券売却金		294	44
未収ファンド受益証券売却金		30	4
資産合計		81,432	12,124
負 債：			
為替予約契約にかかる未実現評価損	4(a)	(725)	(108)
未払投資有価証券購入金		0	0
未払ファンド受益証券買戻金		(357)	(53)
未払販売会社報酬	6	(26)	(4)
未払管理報酬	6	(33)	(5)
未払代行協会員報酬	6	(7)	(1)
相手方からの預託金		(1,604)	(239)
負債合計		(2,752)	(410)
純 資 産		78,680	11,714
投資有価証券の取得原価		8,608	1,282
関係会社に対する投資有価証券の取得原価		71,202	10,601
発行済受益証券口数：		4,197 千口	
受益証券1口当たり純資産価格：			
豪ドル建クラス受益証券		62.41 豪ドル	6,109円
豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券		31.70 豪ドル	3,103円
円建クラス受益証券		該当なし	
トルコリラ建クラス受益証券		422.64 トルコリラ	1,513円
米ドル建クラス受益証券		該当なし	
米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券		20.49 米ドル	3,051円

千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。

注記は本財務書類と不可分である。

【損益計算書】

ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト
運用計算書
2024年5月31日に終了した年度
(単位：千米ドル)

	注記	ピムコ・トータル・ リターン・ファンド	
		(千米ドル)	(百万円)
収 益：			
受取利息	2(c)	6	1
収益合計		6	1
費 用：			
管理報酬	6	(817)	(122)
年次税	7	0	0
販売会社報酬	6	(300)	(45)
代行協会員報酬	6	(200)	(30)
支払利息		0	0
その他の報酬		(39)	(6)
費用合計		(1,356)	(202)
純投資利益 / (費用)		(1,350)	(201)
投資有価証券にかかる実現純利益 / (損失) 為替予約契約および外国通貨にかかる 実現純利益 / (損失)	2(c)	3,798	565
当期実現純利益 / (損失)	2(c)	(449)	(67)
投資有価証券にかかる未実現評価益 / (評価損)純変動額	2(c)	3,115	464
為替予約契約および外国通貨にかかる 未実現評価益 / (評価損)純変動額	2(c)	60	9
当期末実現評価益 / (評価損)純変動額		3,175	473
当期運用成績		5,174	770

千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。
注記は本財務書類と不可分である。

ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト
運用計算書
2024年5月31日に終了した年度
（単位：千米ドル）

	注記	ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション	
		（千米ドル）	（百万円）
収 益：			
受取利息	2(c)	443	66
収益合計		443	66
費 用：			
管理報酬	6	(406)	(60)
年次税	7	(4)	(1)
販売会社報酬	6	(279)	(42)
代行協会員報酬	6	(80)	(12)
支払利息		(21)	(3)
その他の報酬		(15)	(2)
費用合計		(805)	(120)
純投資利益 / (費用)		(362)	(54)
投資有価証券にかかる実現純利益 / (損失) 為替予約契約および外国通貨にかかる 実現純利益 / (損失)	2(c)	(2,651)	(395)
当期実現純利益 / (損失)	2(c)	(5,473)	(815)
投資有価証券にかかる未実現評価益 / (評価損) 純変動額	2(c)	4,979	741
為替予約契約および外国通貨にかかる 未実現評価益 / (評価損) 純変動額	2(c)	3,728	555
当期末実現評価益 / (評価損) 純変動額		8,707	1,296
当期運用成績		221	33

千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。
注記は本財務書類と不可分である。

ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト
純資産変動計算書
2024年5月31日に終了した年度
(単位:千米ドル)

	ピムコ・トータル・ リターン・ファンド	
	(千米ドル)	(百万円)
期首現在純資産額	189,963	28,282
受益証券の発行による受取額	37,243	5,545
分配金支払額	(9,364)	(1,394)
分配金再投資による受取額	0	0
受益証券買戻支払額	(26,351)	(3,923)
当期運用成績	5,174	770
期末現在純資産額	<u>196,665</u>	<u>29,279</u>

	ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション	
	(千米ドル)	(百万円)
期首現在純資産額	88,349	13,153
受益証券の発行による受取額	4,634	690
分配金支払額	(2,779)	(414)
分配金再投資による受取額	0	0
受益証券買戻支払額	(11,745)	(1,749)
当期運用成績	221	33
期末現在純資産額	<u>78,680</u>	<u>11,714</u>

千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。
注記は本財務書類と不可分である。

ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト
発行済受益証券変動計算書
2024年5月31日に終了した年度
(単位：千口)

	ピムコ・トータル・ リターン・ファンド	ピムコ・トータル・ リターン・ファンド マルチカレンシー・ セレクション
期首現在発行済受益証券：		
豪ドル建クラス受益証券	該当なし	658
豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券	該当なし	207
円建クラス受益証券	49	該当なし
トルコリラ建クラス受益証券	該当なし	3,169
米ドル建クラス受益証券	2,404	該当なし
米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券	該当なし	616
期中受益証券発行		
豪ドル建クラス受益証券	該当なし	41
豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券	該当なし	0
円建クラス受益証券	0	該当なし
トルコリラ建クラス受益証券	該当なし	241
米ドル建クラス受益証券	489	該当なし
米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券	該当なし	0
分配金の再投資による受益証券発行		
豪ドル建クラス受益証券	該当なし	0
豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券	該当なし	0
円建クラス受益証券	0	該当なし
トルコリラ建クラス受益証券	該当なし	0
米ドル建クラス受益証券	0	該当なし
米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券	該当なし	0
期中受益証券買戻し		
豪ドル建クラス受益証券	該当なし	(58)
豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券	該当なし	(21)
円建クラス受益証券	(2)	該当なし
トルコリラ建クラス受益証券	該当なし	(572)
米ドル建クラス受益証券	(345)	該当なし
米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券	該当なし	(84)
期末現在発行済受益証券：		
豪ドル建クラス受益証券	該当なし	641
豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券	該当なし	186
円建クラス受益証券	47	該当なし
トルコリラ建クラス受益証券	該当なし	2,838
米ドル建クラス受益証券	2,548	該当なし
米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券	該当なし	532

千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。

注記は本財務書類と不可分である。

[次へ](#)

ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト

統計情報

(未監査)

(単位:千、1口当たり金額を除く)

ピムコ・トータル・リターン・ファンド

	2024年5月31日現在		2023年5月31日現在		2022年5月31日現在	
純資産	196,665 千米ドル	29,279 百万円	189,963 千米ドル	28,282 百万円	166,419 千米ドル	24,776 百万円
純資産(日本円)	305,423 千円		338,393 千円		269,912 千円	
純資産(米ドル)	194,722 千米ドル	28,990 百万円	187,541 千米ドル	27,921 百万円	164,321 千米ドル	24,464 百万円
受益証券1口当たり純資産価格						
円建クラス受益証券	6,562.00 円		6,989.00 円		7,743.00 円	
米ドル建クラス受益証券	76.40 米ドル	11,374 円	78.01 米ドル	11,614 円	84.16 米ドル	12,530 円

ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション

	2024年5月31日現在		2023年5月31日現在		2022年5月31日現在	
純資産	78,680 千米ドル	11,714 百万円	88,349 千米ドル	13,153 百万円	94,365 千米ドル	14,049 百万円
純資産(豪ドル)	45,924 千豪ドル	4,496 百万円	49,270 千豪ドル	4,823 百万円	54,493 千豪ドル	5,334 百万円
純資産(トルコリラ)	1,199,428 千トルコリラ	4,294 百万円	906,897 千トルコリラ	3,247 百万円	637,542 千トルコリラ	2,282 百万円
純資産(米ドル)	10,899 千米ドル	1,623 百万円	12,650 千米ドル	1,883 百万円	16,363 千米ドル	2,436 百万円
受益証券1口当たり純資産価格						
豪ドル建クラス受益証券	62.41 豪ドル	6,109 円	64.65 豪ドル	6,329 円	70.40 豪ドル	6,891 円
豪ドル建ブラジルレアル						
クラス受益証券	31.70 豪ドル	3,103 円	32.59 豪ドル	3,190 円	31.69 豪ドル	3,102 円
トルコリラ建クラス						
受益証券	422.64 トルコリラ	1,513 円	286.16 トルコリラ	1,024 円	210.53 トルコリラ	754 円
米ドル建ブラジルレアル						
クラス受益証券	20.49 米ドル	3,051 円	20.54 米ドル	3,058 円	22.15 米ドル	3,298 円

[次へ](#)

ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト

財務書類に対する注記

2024年5月31日現在

1. 概要

ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト（以下「トラスト」という。）は、法人格を有しない資産の共同所有体である、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された共有持分型（契約型）投資信託（Fonds Commun de Placement）である。トラストは、ルクセンブルグに登録上の住所を有するルクセンブルグ大公国の法律に従って設立された、トラストの管理会社およびオルタナティブ投資ファンド運用会社であるピムコ・グローバル・アドバイザーズ（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「管理会社」または「AIFM」という。）によって、共同所有者（以下「受益者」という。）の利益のために運用される。ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲー・エム・ベー・ハー ルクセンブルグ支店（以下「保管受託銀行」という。）によって保管されるトラストの資産は、管理会社の資産から分離される。トラストは、投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）のパート に基づき、ルクセンブルグにおいて設立されている。

管理会社は、2010年11月18日に設立された2013年の法律（ルクセンブルグの管理会社に関する2013年7月12日法、随時改正される。）（以下「2013年法」という。）の第2章に基づくトラストの管理会社である。管理会社は、トラストのために、トラスト内で設立される特定の資産のポートフォリオ（以下それぞれ「ファンド」という。）に関連する異なるシリーズの受益証券（以下「受益証券」という。）を発行することができる。ファンドは、（目論見書に定義されているとおり）マスター・フィーダー構造を通じ、主にピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド（以下「対象ファンド」という。）に投資するファンドとして組成されている。

現在、3つのファンドが運用されている。

ファンド名	基準通貨	開始日
ピムコ・トータル・リターン・ファンド （以下「TRFファンド」という。）	米ドル	2010年12月16日
ピムコ・トータル・リターン・ファンド （以下「TRFファンド」という。）	米ドル	2013年10月25日
ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション （以下「TRFMSファンド」という。）	米ドル	2010年12月16日

2. 重要な会計方針

本年次財務書類は、ルクセンブルグの法律および規則の要求に従って作成されている。ルクセンブルグの要求に準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営陣に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。本財務書類は、別段の記載がない限り、本報告書を通じて千未満を四捨五入している。

すべての金額は、別段の記載がない限り、千未満を四捨五入している。千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。特定のファンドの投資有価証券明細表は、実際の額面価額および公正価値の千未満を四捨五入した時に両方がゼロと表示される譲渡性のある有価証券を保有することがある。

(a) 受益証券の純資産価格の決定

各ファンドの1口当たり受益証券の純資産価格（以下「純資産価格」という。）は、米ドルで表示されている。各ファンドの純資産価格は、通常、各「営業日」（以下それぞれ「取引日」という。）における

ニューヨーク証券取引所(以下「NYSE」という。)取引終了時点(通常米国東部標準時の午後4時)で算定される。営業日とは、ルクセンブルグ、アメリカ合衆国のカリフォルニア州および日本において銀行が営業を行う日、ならびにNYSEが営業を行う日(土曜日と日曜日を除く。)をいう。

(b) 有価証券の評価

対象ファンドへの投資は、当該対象ファンドの純資産価額で評価される。トラストは通常、現地市場終了直後に受領した持分証券については価格決定データを用い、市場終了後に行われる取引、清算または決済については通常は考慮しない。

満期が60日以内の短期金融商品は、一般的に、公正価値に近似する償却原価により評価される。

(c) 証券取引および投資収益

財務報告の目的上、証券取引は取引日現在において計上される。発行時取引または後渡取引ベースで購入または売却された証券は、取引日から15日以上経過してから決済される場合がある。売却証券からの実現損益は、個別法により計上される。配当落ち日が経過した外国証券からの特定の分配金が、トラストが配当を知らされた直後に計上される場合を除き、受取配当金は配当落ち日に計上される。割引の増加およびプレミアムの償却調整後の受取利息は、実効日より発生主義で計上される先スタート条件付の実効日を有する証券を除き、決済日から発生主義で計上され、実効金利法を用いて計算される。転換証券について、転換に起因するプレミアムは償却されない。特定の外国証券にかかる見積税金負債は発生主義で計上され、必要に応じて、運用計算書における受取利息の構成要素または投資有価証券にかかる未実現評価益/(評価損)純変動額の項目に反映される。

債務担保証券は、未収利息不計上の状態で保留され、一貫して適用される手続きに基づき、すべてのまたは一部の利息の回収が不確実な場合において、現在の発生額の計上を中止し、かつ未収利息を損金処理することによって関連受取利息を減額することがある。担保債務証券は、発行体が利息支払を再開した場合、または利息回収可能性が高い場合において、未収利息不計上の状態が取り消される。

(d) 分配

管理会社は、インカム・ゲインおよび/またはキャピタル・ゲインの一部またはすべてを、毎年または中間分配金として分配することを決定すること、もしくは一定の期間分配を行わず、代わりに特定のファンドまたはクラス受益証券の一口当たり純資産価格中の当該インカム・ゲインおよび/またはキャピタル・ゲインを累積することを決定することができる。特定のクラスのすべての受益証券は、当該クラスに関する収益および配当に等しく関与する権利を有する。配当の支払いが決定した場合、決定後、合理的に実務上可能な限り早急に支払いがなされる。当会計年度中の配当落ち日の受益証券にかかる分配金支払額は、純資産変動計算書で認識され、サブ・ファンドに再投資された分配総額の一部である分配金の再投資もまた、純資産変動計算書で認識される。

ピムコ・トータル・リターン・ファンドおよびピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションの場合、通常の場合下では、管理会社は、各ファンドに対し各クラスに帰属する投資利益および/またはキャピタル・ゲインを考慮して、毎月の最終取引日を分配基準日として、分配を宣言する意向である。管理会社が適切とみなす場合、追加の分配が宣言される可能性がある。

ピムコ・トータル・リターン・ファンド の場合、管理会社は、毎月またはインカム・ゲインおよび/またはキャピタル・ゲインを考慮して決定する他のタイミングで、分配を宣言する意向である。管理会社が適切とみなす場合、追加の分配が宣言される可能性がある。

通常の場合下では、管理会社は、累積クラス受益証券に帰属する純投資利益またはキャピタル・ゲイン(もしあれば)について分配を行わない意向である。したがって、累積クラス受益証券の純投資利益およびキャピタル・ゲインは宣言されず、分配もされない。他方、累積クラス受益証券の一口当たり純資産価格には、純投資利益またはキャピタル・ゲインが反映される。

(e) 現金および外貨

ファンドの表示通貨は米ドルである。トラストの表示通貨は米ドルである。ファンドの表示通貨以外の通貨建ての外国証券、保有外貨ならびにその他の資産および負債の市場価格は、毎営業日現在の為替レートに基づきそれぞれの通貨に換算される。

為替レートの変動により生じる保有通貨ならびにその他の資産および負債の時価の変動は、未実現外貨評価損益として計上される。投資証券にかかる実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、当該取引の行われた各日ならびに報告日にそれぞれ換算される。投資有価証券にかかる外貨換算レートの変動による影響は、運用計算書において当該証券の市場価格の変動による影響から区別されず、外国通貨にかかる実現純損益および未実現評価損益に含まれる。

下記の表は、米ドル以外の通貨建ての投資ならびにその他の資産および負債を米ドル残高へ変換するために使用される為替レートを表したものである。

外貨	表示通貨 (米ドル)
豪ドル	1.50365
ブラジル・リアル	5.25585
ユーロ(€)	0.92115
日本円(¥)	157.14500
トルコリラ	32.20925
米ドル(\$)	1.00000

(f) 取引費用

取引費用は、投資有価証券取得時に発生する費用である。これらには、エージェント、アドバイザー、ブローカーおよびディーラーに対して支払われた報酬および手数料が含まれる。取引費用は、運用計算書において、投資有価証券にかかる実現純利益/(損失)ならびに未実現評価益/(評価損)純変動額、為替予約契約および外国通貨にかかる実現純利益/(損失)ならびに未実現評価益/(評価損)純変動額に含まれる。確定利付証券および特定のデリバティブについて、取引費用は、証券の購入価格から個別に識別できないため、単独で開示を行うことができない。

3. 証券およびその他の投資有価証券

(a) 米国政府機関証券または政府支援企業証券

特定のファンドは、米国政府機関または政府支援企業によって発行された証券に投資することができる。米国政府証券は、特定の場合においては米国政府、その機関または下部機構により保証される債務である。米国短期財務省証券、債券、および連邦政府抵当金庫(以下「GNMA」または「ジニーメイ」という。)により保証された証券等のいくつかの米国政府証券は、米国政府の十分な信頼と信用により支えられており、連邦住宅貸付銀行等のその他については、米国財務省(以下「米国財務省」という。)から借入するという発行者の権利により支えられている。また、連邦抵当金庫(以下「FNMA」または「ファニーメイ」という。)等のその他については、当該機関の債務を購入する権限を持つ米国政府の裁量により支えられている。米国政府証券には、ゼロ・クーポン証券が含まれる。ゼロ・クーポン債は、時価基準で利息を分配せず、利息分配型証券よりも大きなリスクを伴う傾向がある。

政府関連保証人(すなわち、米国政府の十分な信頼と信用の裏付けのない保証人)には、FNMAおよび連邦住宅貸付抵当公社(以下「FHLMC」または「フレディマック」という。)が含まれる。FNMAは政府支援企業である。FNMAは、州および連邦政府によって認定された貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行、商業銀行、信用組合およびモーゲージバンカーを含む、承認された売り手/サービサーの一覧から、慣習的な(すなわち、いかなる政府機関によっても保証されない)住宅モーゲージを購入する。FNMAが発行するパス・スルー証券は、FNMAの適時の元金および利子の支払いについては保証されるが、米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。FHLMCは、参加証書(以下「PCs」という。)を発行するが、これは住宅モーゲージのプールにある未分割の利息を表すパス・スルー証券である。FHLMCは、適時の利子の支払いおよび元金の最終受取の保証はするが、PCsへの米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。

2019年6月、FNMAおよびFHLMCは、現在のTBA適格証券(以下「単一証券イニシアティブ」という。)の発行に代えて、ユニホーム・モーゲージ・バック証券(以下「UMBS」という。)の発行を開始した。単一証券イニシアティブは、TBA市場の全体的な流動性を支援し、FNMAとFHLMCの証書の特性を一致させることを目指している。単一証券イニシアティブがTBA市場およびその他のモーゲージ・バック証券市場に及ぼし得る影響は不明である。

ファンドは、権利失効日前にポジションを手じまいし、後日付の権利失効日を有する同一の原資産に関連して新たなポジションを開くことにより、原資産にかかる発表予定(以下「TBA」という。)証券等のポジションの権利失効や満期の延長を図るロール・タイミング戦略を用いることができる。売買されたTBA証券は、資産負債計算書においてそれぞれ資産または負債として反映される。

(b) 発行時取引

特定のファンドは、発行時取引ベースで証券の購入または売却を行うことができる。証券は、認可されていても、市場で発行されていないため、かかる取引は条件付きで行われる。発行時取引ベースで証券の購入または売却を行う取引には、ファンドが当該証券をあらかじめ決められた価格または利回りで売買されるという約定が含まれ、支払および交付は通常の決済期間を越えて行われる。ファンドは、当該証券の交付前に発行時取引証券の売却を行うことができ、この結果として実現利益または損失が生じることがある。

4. 金融デリバティブ商品

以下の開示は、特定のファンドによる金融デリバティブ商品の利用方法および利用事由ならびに金融デリバティブ商品がファンドの財務状態および運用結果にどのような影響を及ぼすかについての情報を含む。投資有価証券明細表で開示されるとおり、年度末現在未決済の金融デリバティブ商品ならびに運用計算書で開示される当年度中の金融デリバティブ商品にかかる実現損益および未実現評価損益の変動額は、ファンドの金融デリバティブ活動の取引高に対する指針の役割を果たす。

(a) 為替予約契約

特定のファンドは、予定されている有価証券の購入または売却の決済に関連して、一部またはすべてのファンドの有価証券に付随する為替リスクをヘッジする目的で、あるいは投資戦略の一環として、為替予約契約を締結することができる。為替予約契約とは、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、為替予約契約の時価は変動する。

為替予約契約は日次で時価評価され、ファンドは価値の変動を未実現評価損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映された未実現評価損益を上回る市場リスクが含まれる場合がある。さらに、相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、ファンドはリスクにさらされる可能性がある。かかるリスクを軽減するために、現金または有価証券を、原契約の条項に従って担保として交換することができる。

特定のファンドは、米ドル以外の通貨に対するエクスポージャーを残すために、ファンド・レベルでヘッジの効果を相殺することを目的とし、為替予約契約が締結されたヘッジクラスを発行する。これらのクラス特定の為替予約契約が成功するという保証はない。

5. 市場リスクおよび信用リスク

ファンドは、実質的にすべての資産を対象ファンドに投資する。ファンドへの投資に付随するリスクは、対象ファンドが保有する有価証券およびその他の投資有価証券に付随するリスクと密接に関連している。ファンドがその投資目的を達成する能力は、対象ファンドがそれぞれの投資目的を達成する能力に左右される。対象ファンドがその投資目的を達成するとの保証はない。ファンドのNAVは、その投資先である対象ファンドの各NAVの変動に対応して変動する。投資運用実績およびファンドに付随するリスクが対象ファンドの投資運用実績およびリスクに連動する範囲は、ファンドの資産が対象ファンドへの投資に随時配分される範囲に左右されるが、その範囲は異なりうる。対象ファンドへの投資は、対象ファンドへの投資に直接表示されない特定の追加費用および税金の発生を伴うことがある。

投資運用実績は、その資産がファンドの資産配分の目標と範囲に応じてどのように配分および再配分されるかによって決まる。各ファンドへの投資に対する主要なリスクは、ファンドの資産配分を行う副投資顧問会社により、最善ではない、または誤った資産配分の決定がなされる可能性があることである。資産配分を行う副投資顧問会社は、一貫して質の高い運用実績をファンドに提供しようとする対象ファンドに対し、投資配分を特定するよう努めるが、かかる配分技法が望ましい結果をもたらすという保証はない。

6. 報酬、費用および関連当事者

ファンドは、下記の表で示される年率(各ファンドのそれぞれのクラスの日々平均純資産額に対する割合として表示されている。)で支払われる管理報酬および代行協会員/販売会社報酬の対象となる。

受益者もまた、申込金額に基づく当初申込手数料の対象となる。

ファンド	管理報酬	代行協会員報酬	販売会社報酬	当初申込手数料
TRFファンド				
米ドル建クラス受益証券	0.41%	0.10%	0.15%	上限2.00%
円建クラス受益証券	0.41%	0.10%	0.15%	上限2.00%
TRFファンド				
クラスJ受益証券(日本円)	該当なし [*]	該当なし	該当なし	該当なし
クラスJ受益証券 (日本円、ヘッジあり)	該当なし [*]	該当なし	該当なし	該当なし
TRFMSファンド				
豪ドル建クラス受益証券	0.41%	0.10%	0.15%	上限2.00%
豪ドル建ブラジルリアル クラス受益証券	0.55%	0.10%	0.45%	上限3.50%
トルコリラ建クラス受益証券	0.55%	0.10%	0.45%	上限3.50%
米ドル建ブラジルリアル クラス受益証券	0.55%	0.10%	0.45%	上限3.50%

^{*} クラスJ受益証券(日本円)およびクラスJ受益証券(日本円、ヘッジあり)につき、管理会社に支払われる管理報酬はない。パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(以下「投資顧問会社」という。)は、TRFファンドに投資する投資ピークルより管理報酬の支払いを受ける。

投資顧問会社は、トラストの特定の報酬の支払いに責任を負うものとする。当該報酬には、保管受託銀行および主管理事務代行会社に対して支払われる報酬が含まれる。また、投資顧問会社は、法律、監査および税務サービス等の継続的な通常業務、ならびに受益者向け定期報告書および情報交換を含む特定の受益者向けサービス機能に関連する報酬および費用を負担しなければならない。

各ファンド(TRFファンドを除く。)は、日々発生し、各暦月の最終営業日におけるルクセンブルグでの営業終了時点で後払いされる、資産ベースの報酬(以下「販売会社報酬」という。)を代行協会員および販売会社に対して毎月支払う。

7. 課税

ファンドは、ルクセンブルグの法令に従って課税される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドは、すべての機関投資家クラスについては、その純資産に対し年率0.01%の年次税（taxe d'abonnement）を、ならびにすべての非機関投資家クラスについては、その純資産に対し年率0.05%の年次税を課され、四半期毎に計算し支払う。かかる税金は、ファンドにより負担される。ファンドは、その組入証券から生じた収益から、当該国において適用される源泉税控除後の収益を回収する。対象ファンドに投資された資産は、年次税の対象とはならない。

8. 実現利益 / (損失) および未実現評価益 / (評価損) 純変動額

2024年5月31日に終了した会計年度における投資有価証券、為替予約契約および外国通貨にかかる実現純利益 / (損失) ならびに未実現評価益 / (評価損) 純変動額は、以下のとおり表示される。

	ピムコ・トータル・ リターン・ファンド	ピムコ・トータル・ リターン・ファンド	ピムコ・トータル・ リターン・ファンド マルチカレンシー・ セレクション
	2024年5月31日に 終了した年度 (千米ドル)	2024年5月31日に 終了した年度 (千米ドル)	2024年5月31日に 終了した年度 (千米ドル)
投資有価証券にかかる 実現純利益	3,798	821	1
投資有価証券にかかる 実現純(損失)	0	0	(2,652)
投資有価証券にかかる 実現純利益 / (損失)	3,798	821	(2,651)
為替予約契約および 外国通貨にかかる 実現純利益	207	1,425	12,333
為替予約契約および 外国通貨にかかる 実現純(損失)	(656)	(4,426)	(17,806)
為替予約契約および 外国通貨にかかる 実現純利益 / (損失)	(449)	(3,001)	(5,473)
当期実現純利益 / (損失)	3,349	(2,180)	(8,124)
投資有価証券にかかる 未実現評価益純変動額	2,754	963	2
投資有価証券にかかる 未実現(評価損)純変動額	361	0	4,977
投資有価証券にかかる 未実現評価益 / (評価損) 純変動額	3,115	963	4,979

為替予約契約および 外国通貨にかかる 未実現評価益純変動額	1	11	1,877
為替予約契約および 外国通貨にかかる 未実現（評価損）純変動額	59	452	1,851
為替予約契約および 外国通貨にかかる 未実現評価益 / （評価損） 純変動額	60	463	3,728
当期末実現評価益 / （評価損）純変動額	3,175	1,426	8,707

千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。

9．規制および訴訟事項

トラストは、いかなる重大な訴訟または調停手続の被告ともされておらず、トラストに対するいかなる重大な訴訟もしくは未解決または発生する恐れのある申立ても認識していない。

前述の事項は、2024年5月31日付においてのみ言及するものである。

10．証券金融取引規制

証券金融取引規制（以下「SFTR」という。）は、証券金融取引（以下「SFT」という。）およびトータル・リターン・スワップに対する報告ならびに開示を導入している。SFTは、SFTR第3条（11）に基づき、具体的に以下のとおり定義される。

レボ契約 / 逆レボ契約

有価証券または商品の貸付 / 借入

購入 / 売戻特約付取引または売却 / 買戻特約付取引

証拠金貸借取引

2024年5月31日現在、いずれのファンドもSFTまたはトータル・リターン・スワップを保有していなかった。

11. 重大な事象

2024年1月24日、トーマス・ニール・コリアーは、2024年2月2日付で取締役を辞任した。

2024年3月7日、イェンス・ハートマンは、2024年3月31日付で取締役を辞任した。

上記以外に、当会計年度中のその他の重大な事象はなかった。

12. 後発事象

当会計年度末後の後発事象はなかった。

[次へ](#)

Statement of Assets and Liabilities

		PIMCO Total Return Fund		PIMCO Total Return Fund II	
		As at 31 May 2024		As at 31 May 2024	
(Amounts in thousands, except per unit amounts)					
Assets					
Investments in securities	See Note 2(b)	\$	0	\$	391
Investments in affiliates	See Note 2(b)		196,641		33,729
Unrealised appreciation on forward foreign currency contracts	See Note 4(a)		2		18
Cash	See Note 2(e)		161		244
Receivables for investments sold			720		63
Receivables for Fund units sold			1,332		0
Total Assets			199,076		34,647
Liabilities					
Unrealised depreciation on forward foreign currency contracts	See Note 4(a)		(23)		(170)
Payable for investments purchased			(902)		0
Payable for Fund units redeemed			(1,375)		(64)
Accrued distribution fee	See Note 6		(23)		0
Accrued management fee	See Note 6		(69)		0
Accrued agency fee	See Note 6		(17)		0
Deposits from counterparty			0		0
Total Liabilities			(2,411)		(234)
Net Assets		\$	196,665	\$	34,413
Cost of investments in securities		\$	0	\$	392
Cost of investments in affiliates		\$	193,883	\$	49,408
Units Outstanding			2,395		800
Net Asset Value Per Unit					
Class AUD			N/A		N/A
Class AUD (BRL)			N/A		N/A
Class J (JPY)			N/A	JPY	12,227.00
Class J (JPY, Hedged)			N/A	JPY	7,435.00
Class JPY Units		JPY	6,362.00		N/A
Class TRY			N/A		N/A
Class USD Units		\$	76.40		N/A
Class USD (BRL)			N/A		N/A

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

The notes on pages 18 to 21 form an integral part of these financial statements.

		PIMCO Total Return Fund Multi-Currency Selection		Fund Total	
		As at 31 May 2024		As at 31 May 2024	
<i>(Amounts in thousands, except per unit amounts)</i>					
Assets					
Investments in securities	See Note 2(b)	\$	8,611	\$	9,202
Investments in affiliates	See Note 2(b)		69,156		319,326
Unrealised appreciation on forward foreign currency contracts	See Note 4(a)		3,046		3,066
Cash	See Note 2(e)		295		700
Receivables for investments sold			294		1,079
Receivables for Fund units sold			30		1,382
Total Assets			81,432		335,155
Liabilities					
Unrealised depreciation on forward foreign currency contracts	See Note 4(a)		(725)		(918)
Payable for investments purchased			0		(902)
Payable for Fund units redeemed			(357)		(1,796)
Accrued distribution fee	See Note 6		(26)		(51)
Accrued management fee	See Note 6		(33)		(102)
Accrued agency fee	See Note 6		(7)		(24)
Deposits from counterparty			(1,604)		(1,604)
Total Liabilities			(2,752)		(5,397)
Net Assets		\$	78,680	\$	329,758
Cost of investments in securities		\$	8,608	\$	9,200
Cost of investments in affiliates		\$	71,202	\$	314,495
Units Outstanding			4,197		
Net Asset Value Per Unit					
Class AUD		AUD	62.41		
Class AUD (BRL)		AUD	31.70		
Class J (JPY)			N/A		
Class J (JPY, Hedged)			N/A		
Class JPY Units			N/A		
Class TRY		TRY	422.64		
Class USD Units			N/A		
Class USD (BRL)		\$	20.49		

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

The notes on pages 18 to 21 form an integral part of these financial statements.

Statement of Operations

		PIMCO Total Return Fund		PIMCO Total Return Fund II	
		Year Ended 31 May 2024		Year Ended 31 May 2024	
(Amounts in thousands)					
Income					
Interest income	See Note 2(c)	\$	6	\$	23
Total Income			6		23
Expenses					
Management fees	See Note 6		(817)		0
Taxe d'abonnement	See Note 7		0		0
Distribution fees	See Note 6		(300)		0
Agency fees	See Note 6		(200)		0
Interest expense			0		0
Other fees			(39)		0
Total Expenses			(1,356)		0
Net Investment Income/(Expense)			(1,350)		23
Net realised gain/(loss) on investments	See Note 2(c)		3,798		821
Net realised gain/(loss) on forward foreign currency contracts and foreign currency	See Note 2(c)		(449)		(3,001)
Net Realised Gain/(Loss) for the Year			3,349		(2,180)
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on investments	See Note 2(c)		3,113		963
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on forward foreign currency contracts and foreign currency	See Note 2(c)		60		463
Net Change in Unrealised Appreciation/(Depreciation) for the Year			3,173		1,426
Results on Operations for the Year		\$	3,174	\$	(731)

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

The notes on pages 18 to 21 form an integral part of these financial statements.

		PIMCO Total Return Fund Multi-Currency Selection		Fund Total	
		Year Ended 31 May 2024		Year Ended 31 May 2024	
(\$/Amounts in thousands)					
Income					
Interest income	See Note 2(c)	\$	443	\$	472
Total Income			443		472
Expenses					
Management fees	See Note 6		(406)		(1,223)
Taxe d'abonnement	See Note 7		(4)		(4)
Distribution fees	See Note 6		(279)		(579)
Agency fees	See Note 6		(80)		(280)
Interest expense			(21)		(21)
Other fees			(13)		(54)
Total Expenses			(803)		(2,161)
Net Investment Income/(Expense)			(362)		(1,689)
Net realised gain/(loss) on investments	See Note 2(c)		(2,651)		1,968
Net realised gain/(loss) on forward foreign currency contracts and foreign currency	See Note 2(c)		(5,473)		(8,923)
Net Realised Gain/(Loss) for the Year			(8,124)		(6,955)
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on investments	See Note 2(c)		4,979		9,057
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on forward foreign currency contracts and foreign currency	See Note 2(c)		3,728		4,251
Net Change in Unrealised Appreciation/(Depreciation) for the Year			8,707		13,308
Results on Operations for the Year		\$	221	\$	4,664

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

The notes on pages 18 to 21 form an integral part of these financial statements.

Statement of Changes in Net Assets

(Amounts in thousands)	PIMCO Total Return Fund		PIMCO Total Return Fund II	
	Year Ended 31 May 2024		Year Ended 31 May 2024	
Net Assets at the Beginning of the Year	\$	189,963	\$	63,344
Proceeds from units issued		37,243		0
Distribution paid		(9,364)		(2,212)
Proceeds from reinvestment of distribution		0		2,212
Payments on units redeemed		(26,351)		(8,400)
Results on operations for the year		5,174		(731)
Net Assets at the End of the Year	\$	196,665	\$	54,413

(Amounts in thousands)	PIMCO Total Return Fund Multi-Currency Selection		Fund Total	
	Year Ended 31 May 2024		Year Ended 31 May 2024	
Net Assets at the Beginning of the Year	\$	88,349	\$	341,856
Proceeds from units issued		4,634		41,877
Distribution paid		(2,779)		(14,353)
Proceeds from reinvestment of distribution		0		2,212
Payments on units redeemed		(11,745)		(46,496)
Results on operations for the year		221		4,664
Net Assets at the End of the Year	\$	78,680	\$	329,758

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

The notes on pages 18 to 21 form an integral part of these financial statements.

Statement of Changes in Units Outstanding

	PIMCO Total Return Fund	PIMCO Total Return Fund II	PIMCO Total Return Fund Multi-Currency Selection
	Year Ended 31 May 2024	Year Ended 31 May 2024	Year Ended 31 May 2024
<i>(Amounts in thousands)</i>			
Units Outstanding at the Beginning of the Year			
Class AUD	N/A	N/A	638
Class AUD (BRL)	N/A	N/A	207
Class J (JPY)	N/A	595	N/A
Class J (JPY, Hedged)	N/A	300	N/A
Class JPY Units	49	N/A	N/A
Class TRY	N/A	N/A	3,169
Class USD Units	2,404	N/A	N/A
Class USD (BRL)	N/A	N/A	616
Units issued during the year			
Class AUD	N/A	N/A	41
Class AUD (BRL)	N/A	N/A	0
Class J (JPY)	N/A	0	N/A
Class J (JPY, Hedged)	N/A	0	N/A
Class JPY Units	0	N/A	N/A
Class TRY	N/A	N/A	241
Class USD Units	489	N/A	N/A
Class USD (BRL)	N/A	N/A	0
Units issued from reinvestment of distributions			
Class AUD	N/A	N/A	0
Class AUD (BRL)	N/A	N/A	0
Class J (JPY)	N/A	29	N/A
Class J (JPY, Hedged)	N/A	0	N/A
Class JPY Units	0	N/A	N/A
Class TRY	N/A	N/A	0
Class USD Units	0	N/A	N/A
Class USD (BRL)	N/A	N/A	0
Units redeemed during the year			
Class AUD	N/A	N/A	(58)
Class AUD (BRL)	N/A	N/A	(21)
Class J (JPY)	N/A	(81)	N/A
Class J (JPY, Hedged)	N/A	(43)	N/A
Class JPY Units	(2)	N/A	N/A
Class TRY	N/A	N/A	(572)
Class USD Units	(345)	N/A	N/A
Class USD (BRL)	N/A	N/A	(84)
Units Outstanding at the End of the Year			
Class AUD	N/A	N/A	641
Class AUD (BRL)	N/A	N/A	186
Class J (JPY)	N/A	343	N/A
Class J (JPY, Hedged)	N/A	257	N/A
Class JPY Units	47	N/A	N/A
Class TRY	N/A	N/A	2,838
Class USD Units	2,548	N/A	N/A
Class USD (BRL)	N/A	N/A	332

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

The notes on pages 18 to 21 form an integral part of these financial statements.

See Accompanying Notes

Annual Report | 31 May 2024 | 13

Statistical Information

(Laudited)

/(Amounts in thousands, except per unit amounts)

	PIMCO Total Return Fund					
	As at 31 May 2024		As at 31 May 2023		As at 31 May 2022	
Net Assets	S	196,665	S	189,963	S	166,419
Net Assets in JPY	JPY	305,423	JPY	338,393	JPY	269,912
Net Assets in USD	S	194,722	S	187,541	S	164,321
Net Asset Value Per Unit						
Class JPY Units	JPY	6,562.00	JPY	6,989.00	JPY	7,743.00
Class USD Units	S	76.40	S	78.01	S	84.16

/(Amounts in thousands, except per unit amounts)

	PIMCO Total Return Fund II					
	As at 31 May 2024		As at 31 May 2023		As at 31 May 2022	
Net Assets	S	54,413	S	63,544	S	75,110
Net Assets in JPY	JPY	8,550,677	JPY	8,878,095	JPY	9,662,510
Net Asset Value Per Unit						
Class J (JPY)	JPY	12,227.00	JPY	11,059.00	JPY	10,908.00
Class J (JPY, Hedged)	JPY	7,435.00	JPY	7,657.00	JPY	8,290.00

/(Amounts in thousands, except per unit amounts)

	PIMCO Total Return Fund Multi-Currency Selection					
	As at 31 May 2024		As at 31 May 2023		As at 31 May 2022	
Net Assets	S	78,680	S	88,349	S	94,365
Net Assets in AUD	AUD	45,924	AUD	49,270	AUD	54,493
Net Assets in TRY	TRY	1,199,428	TRY	906,897	TRY	637,342
Net Assets in USD	S	10,899	S	12,650	S	16,363
Net Asset Value Per Unit						
Class AUD	AUD	62.41	AUD	64.65	AUD	70.40
Class AUD (BRL)	AUD	31.70	AUD	32.59	AUD	31.69
Class TRY	TRY	422.64	TRY	286.16	TRY	210.53
Class USD (BRL)	S	20.49	S	20.54	S	22.15

Notes to Financial Statements

1. GENERAL INFORMATION

PIMCO Luxembourg Trust IV (the "Fund") is a mutual investment fund ("fonds commun de placement") organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as an unincorporated co-proprietorship of its assets. The Fund is managed in the interest of its co-owners (the "Unitholders") by its management company and Alternative Investment Fund Manager, PIMCO Global Advisors (Luxembourg) S.A., (the "Management Company" or the "AIFM"), a company incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and having its registered office in Luxembourg. The assets of the Fund, which are held in custody by State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch (the "Depositary"), are segregated from those of the AIFM. The Fund is organised in Luxembourg pursuant to Part II of the amended Law of 17 December 2010 concerning Undertakings for Collective Investment, as amended.

The AIFM was incorporated on 18 November 2010 and is the AIFM of the Fund under Chapter 2 of the Law of 2013 (the Luxembourg law of 12 July 2013 on alternative investment fund managers, as may be amended from time to time (the "Law of 2013")). On behalf of the Fund, the AIFM may issue different series of units ("Units") which are related to specific portfolios of assets (each a "Subfund") established within the Fund. The Subfunds are structured as funds which primarily invest through a Master/Feeder structure (as defined in the Prospectus) in the PIMCO Total Return Strategy Fund (the "Target Fund").

Currently three Subfunds are open:

Name of the Subfund	Base Currency	Inception Date
PIMCO Total Return Fund (the "TRF Subfund")	\$	16 December 2010
PIMCO Total Return Fund II (the "TRF Subfund II")	\$	25 October 2013
PIMCO Total Return Fund Multi-Currency Selection (the "TRFMS Subfund")	\$	16 December 2010

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

These annual financial statements are presented in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements. The preparation of financial statements, in accordance with Luxembourg requirements, requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts and disclosures in the financial statements. Actual results could differ from those estimates.

All amounts have been rounded to the nearest thousand, unless otherwise indicated. A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand. The Schedule of Investments of certain Subfunds may hold transferable securities displaying both a nil par value and nil fair value when the actual par value and fair value amounts are rounded to the nearest thousand.

(a) Determination of Net Asset Value per Unit

The Net Asset Value ("NAV") per Unit of each Subfund is expressed in U.S. Dollar. The NAV for each Subfund shall normally be calculated at the close of regular trading (normally 4:00 p.m. U.S. Eastern Time) on the New York Stock Exchange (the "NYSE") on each "Business Day" (each a "Dealing Day"). A Business Day shall be any day (except Saturday and Sunday) on which banks in Luxembourg and the State of California of the United States of America and in Japan as well as the NYSE are open for business.

(b) Security Valuation

Investments in the Target Fund are valued at its reported NAV. The Fund will normally use pricing data for equity securities received shortly after the close of the local markets and do not normally take into account trading, clearances or settlements that take place after the market close.

Short-term investments having a maturity of 60 days or less are generally valued at amortised cost which approximates fair value.

(c) Securities Transactions and Investment Income

Securities transactions are recorded as of the trade date for financial reporting purposes. Securities purchased or sold on a when-issued or delayed-delivery basis may be settled 15 days or more after the trade date. Realised gains and losses from securities sold are recorded on the identified cost basis. Dividend income is recorded on the ex-dividend date, except certain dividends from foreign securities where the ex-dividend date may have passed, which are recorded as soon as the Fund is informed of the ex-dividend date. Interest income, adjusted for the accretion of discounts and amortisation of premiums, is recorded on the accrual basis from settlement date and calculated using an effective interest methodology, with the exception of securities with a forward starting effective date, where interest income is recorded on the accrual basis from effective date using an effective interest methodology. For convertible securities, premiums attributable to the conversion feature are not amortised. Estimated tax liabilities on certain foreign securities are recorded on an accrual basis and are reflected as components of interest income or a net change in unrealised appreciation/(depreciation) on investments on the Statement of Operations, as appropriate.

Debt obligations may be placed on non-accrual status and related interest income may be reduced by ceasing current accruals and writing off interest receivable when the collection of all or a portion of interest has become doubtful based on the consistently applied procedures. A debt obligation is removed from non-accrual status when the issuer resumes interest payments or when collectability of interest is probable.

(d) Distributions

The AIFM may decide to distribute some or all of the income and/or capital gains annually or in interim distributions, or may decide not to effect distributions for a given year, and instead accumulate such income and/or capital gains in the NAV per Unit of a particular Subfund or class of Units. All Units of a particular class are entitled to participate equally in the profits and dividends made in respect to that class. In the event of a decision made to pay dividends, payment will be effected as soon as reasonably practicable after the decision. Distributions paid on Units with an ex-date during the financial year are recognised Statement of Changes in Net Assets and the reinvestment of distributions, being the portion of total distributions which are reinvested in the Subfund, are also recognised in the Statement of Changes in Net Assets.

In case of PIMCO Total Return Fund and PIMCO Total Return Fund Multi-Currency Selection, under normal circumstances the AIFM intends to declare distributions at the last Dealing Day of each month as a record date by considering the investment income and/or capital gains. Additional distributions may be declared as the AIFM deems appropriate.

In case of PIMCO Total Return Fund II, the AIFM intends to declare distributions on a monthly basis or at other time(s) to be determined by the AIFM by considering the income gains and/or capital gains. Additional distributions may be declared as the AIFM deems appropriate.

Under normal circumstances, the AIFM does not intend to make distributions with respect to the net investment income or capital gain attributable to the Accumulation Class Units, if any. Accordingly, the net investment income and capital gains of the Accumulation Class Units will neither be declared nor distributed. However, the NAV per Unit of the Accumulation Class Units will reflect any net investment income or capital gains.

(e) Cash and Foreign Currency

The presentation currency of the Subfunds is U.S. Dollar. The presentation currency of the Fund is U.S. Dollars. The market values of foreign securities, currency holdings and other assets and liabilities, which are not denominated in a Subfund's presentation currency, are translated into their respective currency based on the current exchange rates each business day.

Fluctuations in the value of currency holdings and other assets and liabilities resulting from changes in exchange rates are recorded as unrealised foreign currency appreciations or depreciations. Realised gains or losses and unrealised appreciations or depreciations on investment securities and income and expenses are translated on the respective dates of such transactions and the reporting date, respectively. The effects of changes in foreign currency exchange rates on investments in securities are not

segregated on the Statement of Operations from the effects of changes in market prices of those securities, but are included with the net realised and unrealised appreciation or depreciation on foreign currency.

The following table reflects the exchange rates used to convert to U.S. Dollar balances in the investments and other assets and liabilities denominated in currencies other than U.S. Dollars.

Foreign Currency	Presentation Currency USD
ALD	1.50365
BRL	5.25585
EUR (or €)	0.92115
JPY (or ¥)	157.14500
TRY	32.20925
USD (or \$)	1.00000

(f) Transaction Costs

Transaction costs are costs incurred to acquire investments. They include fees and commissions paid to agents, advisors, brokers and dealers. Transaction costs are included on the Statement of Operations within Net realised gain/(loss) and Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on investments, Net realised gain/(loss) and Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on forward foreign currency contracts and foreign currency. For fixed income securities and certain derivatives, transaction costs are not separately identifiable from the purchase price of the security and therefore cannot be disclosed separately.

3. SECURITIES AND OTHER INVESTMENTS

(a) Securities issued by U.S. Government Agencies or Government-Sponsored Enterprises

Certain Subfunds may invest in securities of U.S. Government agencies or government-sponsored enterprises. U.S. Government securities are obligations of and, in certain cases, guaranteed by, the U.S. Government, its agencies or instrumentalities. Some U.S. Government securities, such as Treasury bills, notes and bonds, and securities guaranteed by the Government National Mortgage Association ("GNMA" or "Ginnie Mae"), are supported by the full faith and credit of the U.S. Government; others, such as those of the Federal Home Loan Banks, are supported by the right of the issuer to borrow from the U.S. Department of the Treasury (the "U.S. Treasury"); and others, such as those of the Federal National Mortgage Association ("FNMA" or "Fannie Mae"), are supported by the discretionary authority of the U.S. Government to purchase the agency's obligations. U.S. Government securities may include zero coupon securities. Zero coupon securities do not distribute interest on a current basis and tend to be subject to a greater risk than interest-paying securities.

Government-related guarantors (i.e., not backed by the full faith and credit of the U.S. Government) include FNMA and the Federal Home Loan Mortgage Corporation ("FHLMC" or "Freddie Mac"). FNMA is a government-sponsored corporation. FNMA purchases conventional (i.e., not insured or guaranteed by any government agency) residential mortgages from a list of approved seller/servicers which include state and federally chartered savings and loan associations, mutual savings banks, commercial banks and credit unions and mortgage bankers. Pass-through securities issued by FNMA are guaranteed as to timely payment of principal and interest by FNMA, but are not backed by the full faith and credit of the U.S. Government. FHLMC issues Participation Certificates ("PCs"), which are pass-through securities, each representing an undivided interest in a pool of residential mortgages. FHLMC guarantees the timely payment of interest and ultimate collection of principal, but PCs are not backed by the full faith and credit of the U.S. Government.

In June 2019, FNMA and FHLMC started issuing Uniform Mortgage-Backed Securities in place of their current offerings of TBA-eligible securities (the "Single Security Initiative"). The Single Security Initiative seeks to support the overall liquidity of the TBA market and aligns the characteristics of FNMA and FHLMC certificates. The effects that the Single Security Initiative may have on the market for TBA and other mortgage-backed securities are uncertain.

Roll-timing strategies can be used where the Subfund seeks to extend the expiration or maturity of a position, such as a To-Be-Announced ("TBA") security on an underlying asset, by closing out the position before expiration and opening a new position with respect to the same underlying asset with a later expiration date. TBA securities purchased or sold are reflected on the Statement of Assets and Liabilities as an asset or liability, respectively.

(b) When-Issued Transactions

Certain Subfunds may purchase or sell securities on a when-issued basis. These transactions are made conditionally because a security, although authorised, has not yet been issued in the market. Transactions to purchase or sell securities on a when-issued basis involve a commitment by a Subfund to purchase or sell these securities for a predetermined price or yield, with payment and delivery taking place beyond the customary settlement period. A Subfund may sell when-issued securities before they are delivered, which may result in a realised gain or loss.

4. FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS

The following disclosures contain information on how and why the certain Subfunds use financial derivative instruments and how financial derivative instruments affect the Subfunds' financial position and results of operations. The financial derivative instruments outstanding as of year end as disclosed in the Schedule of Investments and the amounts of realised and changes in unrealised appreciations and depreciations on financial derivative instruments during the year, as disclosed in the Statement of Operations, serve as indicators of the volume of financial derivative activity for the Subfunds.

(a) Forward Foreign Currency Contracts

Certain Subfunds may enter into forward foreign currency contracts in connection with settling planned purchases or sales of securities, to hedge the currency exposure associated with some or all of a Subfund's securities or as a part of an investment strategy. A forward foreign currency contract is an agreement between two parties to buy and sell a currency at a set price on a future date. The market value of a forward foreign currency contract fluctuates with changes in foreign currency exchange rates. Forward foreign currency contracts are marked to market daily, and the change in value is recorded by a Subfund as an unrealised appreciation or depreciation. Realised gains or losses are equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed and are recorded upon delivery or receipt of the currency. These contracts may involve market risk in excess of the unrealised appreciation or depreciation reflected on the Statement of Assets and Liabilities. In addition, a Subfund could be exposed to risk if the counterparties are unable to meet the terms of the contracts or if the value of the currency changes unfavourably to the base currency. To mitigate such risk, cash or securities may be exchanged as collateral pursuant to the terms of the underlying contracts.

Certain Subfunds issue hedged classes that enter into forward foreign currency contracts designed to offset the effect of hedging at the Subfund level in order to leave the hedged class with an exposure to currencies other than the U.S. Dollar. There can be no guarantee that these class specific forward foreign currency contracts will be successful.

5. MARKET AND CREDIT RISK

The Subfunds invest substantially all of their assets in the Target Fund, the risks associated with investing in the Subfunds are closely related to the risks associated with the securities and other investments held by the Target Fund. The ability of the Subfunds to achieve their investment objectives will depend upon the ability of the Target Fund to achieve its respective investment objectives. There can be no assurance that the investment objective of the Target Fund will be achieved. The Subfunds' NAV will fluctuate in response to changes in the respective NAVs of the Target Fund in which it invests. The extent to which the investment performance and risks associated with the Subfunds correlate to those of the Target Fund will depend upon the extent to which the Subfunds' assets are allocated from time to time for investment in the Target Fund, which will vary. Investing in the Target Fund involves certain additional expenses and tax results that would not be present in a direct investment in the Target Fund.

Notes to Financial Statements (Cont.)

The investment performance depends upon how its assets are allocated and reallocated according to the Subfund's asset allocation targets and ranges. A principal risk of investing in each Subfund is that the Subfund's asset allocation sub-adviser will make less than optimal or poor asset allocation decisions. The asset allocation sub-adviser attempts to identify investment allocations for the Target Fund that will provide consistent, quality performance for the Subfunds, but there is no guarantee that such allocation techniques will produce the desired results.

6. FEES, EXPENSES AND RELATED PARTIES

A Subfund may be subject to management and agency/distribution fees payable at the following annual rates in the table below (stated as a percentage of the average daily net assets of each Subfund's respective classes taken separately).

Unitholders are also subject to an initial sales charge based on the amount subscribed:

Subfund	Management Fee	Agency Fee	Distribution Fee	Initial Sales Charge
TRF Subfund				
Class USD Units	0.11%	0.10%	0.15%	Up to 2.00%
Class JPY Units	0.11%	0.10%	0.15%	Up to 2.00%
TRF Subfund II				
Class J (JPY)	N/A*	N/A	N/A	N/A
Class J (JPY, Hedged)	N/A*	N/A	N/A	N/A
TRFMS Subfund				
Class ALD	0.11%	0.10%	0.15%	Up to 2.00%
Class ALD (BRL)	0.55%	0.10%	0.15%	Up to 3.50%
Class TRY	0.55%	0.10%	0.15%	Up to 3.50%
Class USD (BRL)	0.55%	0.10%	0.15%	Up to 3.50%

* No Management Fees are payable to the AIFM in respect of the Class J (JPY) and Class J (JPY, Hedged). The Pacific Investment Management Company LLC (the "Investment Manager") will be paid out of the management fees payable by investment vehicles which invest in TRF Subfund II.

The Investment Manager shall be responsible for paying certain fees of the Fund. These fees would include fees paid to the Depository and central administration agent. The Investment Manager shall also bear fees and expenses in connection with on-going routine legal, audit and tax services as well as certain unitholder servicing functions including preparation of routine unitholder reports and communications.

Each of the Subfunds (except TRF Subfund II) pays the Agent Company and Distributors a monthly asset-based fee (the "Distribution Fee"), accrued daily and payable in arrears as of the close of business in Luxembourg on the last Business Day of each calendar month.

7. TAXATION

The Subfunds are subject to Luxembourg law with respect to their tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Subfunds are subject to a subscription tax ("taxe d'abonnement") on their net assets of 0.01% per annum for all institutional classes, and of 0.05% per annum for all non-institutional classes, calculated and payable quarterly. This tax is borne by the Subfunds. The Subfunds collect the income produced by the securities in their portfolio after deduction of any applicable withholding tax in the relevant countries. Assets invested in the Target Fund are not subject to the taxe d'abonnement.

8. REALISED GAIN/(LOSS) AND NET CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION)

The realised gain/(loss) and net change in unrealised appreciation/(depreciation) on investments, forward foreign currency contracts and foreign currency for the financial year ended 31 May 2024 are presented below:

	PIMCO Total Return Fund		
	PIMCO Total Return Fund	PIMCO Total Return Fund II	PIMCO Total Return Fund Multi-Currency Selection
(Amounts in thousands)	Year Ended 31 May 2024	Year Ended 31 May 2024	Year Ended 31 May 2024
Net realised gain on investments	\$ 3,798	\$ 821	\$ 1
Net realised (loss) on investments	0	0	(2,652)
Net realised gain/(loss) on investments	3,798	821	(2,651)
Net realised gain on forward foreign currency contracts and foreign currency	207	1,125	12,333
Net realised (loss) on forward foreign currency contracts and foreign currency	(656)	(1,126)	(17,806)
Net realised gain/(loss) on forward foreign currency contracts and foreign currency	(449)	(3,001)	(5,473)
Net realised gain/(loss) for the Year	3,349	(2,180)	(8,121)
Net change in unrealised appreciation on investments	2,751	963	2
Net change in unrealised (depreciation) on investments	361	0	(1,977)
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on investments	3,115	963	(1,979)
Net change in unrealised appreciation on forward foreign currency contracts and foreign currency	1	11	1,877
Net change in unrealised (depreciation) on forward foreign currency contracts and foreign currency	59	(152)	1,851
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on forward foreign currency contracts and foreign currency	60	(141)	3,728
Net Change in Unrealised Appreciation/(Depreciation) for the Year	\$ 3,175	\$ 1,126	\$ 8,707

9. REGULATORY AND LITIGATION MATTERS

The Fund is not named as a defendant in any material litigation or arbitration proceedings and is not aware of any material litigation or claim pending or threatened against it.

The foregoing speaks only as of the 31 May 2024.

10. SECURITIES FINANCING TRANSACTIONS REGULATION

Securities Financing Transactions Regulation ("SFTR") requires reporting and disclosures for Securities Financing Transactions ("SFTs") and total return swaps. SFTs are specifically defined as per Article 3(11) of the SFTR as follows:

- a repurchase/reverse repurchase agreement,
- securities or commodities lending/borrowing,
- a buy-sellback or sale-buyback transactions, or
- a margin lending transaction.

As at 31 May 2024, none of the Subfunds held SFTs or total return swaps.

11. SIGNIFICANT EVENTS

On 24 January 2024, Thomas Neil Collier resigned from the Board of Directors, effective 02 February 2024.

On 07 March 2024, Jens Hartmann resigned from the Board of Directors, effective 31 March 2024.

Other than the above, there were no other significant events during the financial year.

12. SUBSEQUENT EVENTS

There were no subsequent events after the financial year end.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2025年8月末日現在)

()ピムコ・トータル・リターン・ファンド

<米ドル建クラス受益証券>

	米ドル (を除く)	円 (を除く)
資産総額	191,678,354.98	28,537,073,489
負債総額	1,088,898.16	162,115,158
純資産総額(-)	190,589,456.82	28,374,958,331
発行済口数	2,436,570口	
1口当たり純資産価格(/)	78.22	11,645

<円建クラス受益証券>

	円 (を除く)
資産総額	182,067,260
負債総額	1,034,299
純資産総額(-)	181,032,961
発行済口数	28,001口
1口当たり純資産価格(/)	6,465

()ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション

<豪ドル建クラス受益証券>

	豪ドル (を除く)	円 (を除く)
資産総額	34,817,540.24	3,408,289,014
負債総額	100,319.05	9,820,232
純資産総額(-)	34,717,221.19	3,398,468,782
発行済口数	550,831口	
1口当たり純資産価格(/)	63.03	6,170

<トルコリラ建クラス受益証券>

	トルコリラ (を除く)	円 (を除く)
資産総額	1,939,951,685.92	6,945,027,036
負債総額	5,589,541.98	20,010,560
純資産総額(-)	1,934,362,143.94	6,925,016,475
発行済口数	2,747,130口	
1口当たり純資産価格(/)	704.14	2,521

<米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券>

	米ドル (を除く)	円 (を除く)
資産総額	9,066,757.51	1,349,858,858
負債総額	26,123.86	3,889,320
純資産総額(-)	9,040,633.65	1,345,969,538
発行済口数	419,264口	
1口当たり純資産価格(/)	21.56	3,210

<豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券>

	豪ドル (を除く)	円 (を除く)
資産総額	5,561,441.05	544,409,464
負債総額	16,024.06	1,568,595
純資産総額(-)	5,545,416.99	542,840,869
発行済口数	163,075口	
1口当たり純資産価格(/)	34.01	3,329

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

名 称 ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲー・エム・ベー・ハー
ルクセンブルグ支店

取扱場所 L-1855 ルクセンブルグ、J.F.ケネディ通り49

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社に委託している場合、販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

（ロ）受益者集会

受益者集会は開催されません。

（ハ）受益者に対する特典

受益者に対する特典はありません。

（ニ）受益証券の譲渡制限の内容

管理会社は米国人をはじめその他いかなる者によるファンド証券の取得も制限することができます。

譲渡

ファンド証券の一切の譲渡は、譲渡人により署名され、かつ、譲受人の氏名および譲渡される予定のファンド証券口数が記載された書面か、またはその他の方法または形式および証明（いずれも管理会社および主管理事務代行会社が適切と判断するものとします。）に従い行われなければなりません。すべての譲渡は、管理会社の明示的な事前同意を必要とします。譲渡は、ファンド証券の保有者としての譲受人の登録と同時に有効となります。譲受人は、申込書に記載される保証を行い、その後上記の最低保有額のファンド証券を保有し、かつ、主管理事務代行会社または管理会社により必要と判断される追加の情報を提供しなければなりません。取締役は、特定の国の投資者に関し、または異なるクラスへの投資に関する貯蓄プラン（取締役がかかるファシリティの導入を決定した場合）を通じた投資に関し、異なる水準の最低投資水準または最低取引水準を定めることができます。

取締役は、米国人に対するファンド証券の譲渡を制限する予定です。また、取締役は、米国人により保有されているファンド証券の譲渡を要求し、またファンド証券を保有することにより管理会社または受益者に規制上、金銭的、法的、税務上または重大な運営上の不利益を及ぼすような米国人以外の者によりファンド証券が直接的または実質的に保有されている場合に当該保有者のファンド証券の譲渡を要求することもできます。

（ホ）その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額（2025年9月末日現在）

管理会社の資本金は4,501千ユーロ（約7億8,529万円）であり、そのうち3,751千ユーロ（約6億5,444万円）が払い込まれています。なお、額面1,000千ユーロ（約174,470円）の記名式株式4,501株を発行済みです。

管理会社の未発行の授権資本金は1,000万ユーロ（約17億4,470万円）です。

最近5年間における資本金の額の増減は以下のとおりです。

2020年9月末日	3,000,000ユーロ
2021年9月末日	3,001,000ユーロ
2022年9月末日	4,501,000ユーロ
2023年9月末日	4,501,000ユーロ
2024年9月末日	4,501,000ユーロ
2025年9月末日	4,501,000ユーロ

(2) 管理会社の機構（2025年9月末日現在）

管理会社はルクセンブルグにおいて設立され、現在存続している法人です。

定款に基づき、管理会社は、3名以上の取締役で構成する取締役会が運営します。取締役会の構成員は、管理会社の株主であることを要しません。取締役は、年次株主総会において選任され、その任期は、次回の年次株主総会終了時までとし、後任者が選任され就任するまではその地位に留まりますが、株主総会の決議により、いつでも、理由の有無を問わず、解任されおおよび/または更迭されます。死亡、退任その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残余の取締役は、次回の株主総会までの欠員を補充するための取締役を選任することができます。いかなる総会においても決議について賛否同数の場合、議長が決定票を有するものとします。

取締役会は、取締役の互選により会長1名を選任し、さらに、副会長1名ないし数名を選任することができます。また、取締役会は秘書役（取締役である必要はありません。）を選任することができます。秘書役は取締役会および株主総会の議事録を維持する責任があります。取締役会は、会長または取締役2名の招集により、招集通知に指定された場所で開催されます。会長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務めるものとします。会長不在の場合は、株主または取締役会は他の取締役を、また株主総会において会長不在の場合は、当該株主総会の出席者の多数決でその他の者を、暫定的議長として選任することができます。

取締役会は、随時、ジェネラル・マネジャー1名およびジェネラル・マネジャー補佐または管理会社の業務運営および経営に必要であると考えられる他の役員を含む管理会社の役員を任命することができます。また、いつでも解任することができます。役員は管理会社の取締役または株主であることを要しません。選任された役員は、定款に別段の規定がある場合を除き、取締役会により付与された権限を有し、義務を負うものとします。取締役会の招集通知は、緊急事態の場合を除き、書面、電子メール、またはテレックスにより遅くとも開催時の24時間前に取締役全員に送付されます。緊急事態の場合は、この限りではありませんが、招集通知に当該緊急事態の内容を記載します。

かかる通知は、書面、電子メール、またはテレックスにより各取締役の同意が得られた場合には、省略することができます。取締役会で以前に採択されたスケジュールに従った日時・場所で開催される個別の会議については、個別の通知は必要とされません。

取締役は、書面、電子メール、またはテレックスにより他の取締役を代理人として指名することができます。取締役会は、少なくとも2名の取締役が出席した場合で、少なくとも取締役の半数が出席または代理出席した場合のみ適法に審議または行為することができます。決議は、出席または代理出席している取締役の議決権の多数決で行われます。

1名以上の取締役は、会議電話、テレビ電話または複数の者が同時に相互に通信することのできる類似する通信手段により、取締役会に参加することができます。そのように参加した場合、取締役会に物理的に出席したものとみなされます。取締役会は英国で開催されないものとし、また取締役は英国から取締役会に参加できないものとしします。

上記の通信手段により遠隔地で開催される取締役会は、管理会社の登記上の事務所で行われたものとみなされます。

また、取締役は、書面、電子メール、またはテレックスによる一または複数の手段で同意し、書面で確認することにより、回覧決議を全会一致で承認することができます。かかる文書は全部で、かかる決定を証明する適切な議事録を構成するものとしします。

取締役は、適法に開催された取締役会でのみ行動することができます。取締役会は、管理会社の経営方針および運営、営業業務の実施方法を決定する権限を有していますが、取締役は、取締役会の決議により特に認められた場合を除いて、個々の行為によって管理会社を拘束することはできません。取締役会は、管理会社の日常の運営および業務を行うことおよび管理会社の経営方針と目的を促進するための行為を実行することの権限を管理会社の役員に委任することができます。

管理会社のジェネラル・マネジャー(もしあれば)は、管理会社の最高執行責任者兼最高経営責任者であり、またジェネラル・マネジャーは、管理会社の日常の運営および業務を行うことならびに会社の経営方針と目的を促進するためのすべての行為を実行することに関するすべての事項について、管理会社のために行う全権限を有しています。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の目的は、以下のとおりです。

a) A I F M指令に規定される範囲内でA I Fとしての適格性を有しているルクセンブルグおよび外国の契約型投資信託、変動資本を有する投資法人および/または固定資本を有する投資法人に関し、2010年法第125 - 2条に基づく管理会社としての役割の履行

b) A I F M指令に定める範囲内のルクセンブルグおよび外国のA I Fに関し、2013年法第5条第2項及び別紙 に定める範囲内の投資運用機能、管理機能および/またはマーケティング機能の実行

管理会社は、自らが運用するA I Fの子会社に対して上記の運用、管理および販売業務を提供することができます。

管理会社は、自らが運用するA I Fの運用、管理および業務促進に関するあらゆる活動を管理するものとしします。管理会社は、自らが運用するA I Fに代わって、契約を締結し、あらゆる証券の売買、交換、受渡しを行い、ルクセンブルグまたは外国の会社の株主名簿または社債原簿に自己名義または第三者名義により登録または名義書換を行うことができ、またかかるA I Fおよび受益証券または証書の保持者に代わって、A I Fの資産を構成する証券に付随するすべての権利、特権、特に議決権を行使することができます。上記の権限は、すべてを網羅したものではなく単に例示したにすぎないものとしします。

管理会社は、役務の無償提供および/または支店開設を通じ、ルクセンブルグ国外において許可を受けた活動を行うことができます。

管理会社は、2010年法、2013年法ならびにその他の適用ある法律および規則の定める制限の範囲内で、その目的の達成に有益とみなされるあらゆる活動を行うことができます。

一切の委託にかかわらず、管理会社は、トラストに係る以下の機能について最終的責任を負います。

a) ポートフォリオ運用およびリスク管理を含む投資運用機能

b) 以下を含む一般的な管理機能

- () 法務およびファンド運用上の会計業務
- () 顧客からの質問への対応
- () 税務申告を含む資産の評価および価格決定
- () 規制遵守の監視
- () 受益者名簿の維持
- () 収入の分配
- () 受益証券の発行および買戻し
- () 証書の発送を含む契約の確定
- () 記録の維持
- c) マーケティング機能

管理会社は、トラストの主管理事務をステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲー・エム・ベー・ハー ルクセンブルグ支店に委託しており、また、投資運用業務をパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーに委託しています。

2025年9月末日現在、管理会社は、下記の投資信託の管理および運用を行っています。

国別(設立国)	種類別	本数	純資産額の合計(通貨別)
ルクセンブルグ籍	オープン・エンド型	4	980,445,124.30 米ドル
	フィックス・インカム・ファンド	1	1,826,379,774.66 スイスフラン

3【管理会社の経理状況】

- a . 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱UFJ銀行の2025年9月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=148.88円)を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【貸借対照表】

ピムコ・グローバル・アドバイザーズ（ルクセンブルグ）エス・エイ
要約貸借対照表
2024年12月31日現在
（単位：米ドル）

	注記	2024年12月31日		2023年12月31日	
		米ドル	千円	米ドル	千円
A . 未払込資本金	4	732,486	109,053	732,486	109,053
. 払込請求されていない資本	4	732,486	109,053	732,486	109,053
. 払込請求されたが未払込の資本		-	-	-	-
C . 固定資産		1,090,669	162,379	1,232,894	183,553
. 無形資産		-	-	-	-
. 有形資産	2.2a.1	1,018,340	151,610	1,160,565	172,785
. 金融資産	2.2a.2	72,329	10,768	72,329	10,768
D . 流動資産		36,164,017	5,384,099	29,616,428	4,409,294
. 棚卸資産		-	-	-	-
. 債権	2.2b	16,409,705	2,443,077	14,052,472	2,092,132
a) 1年以内期限到来		16,409,705	2,443,077	14,052,472	2,092,132
. 投資有価証券	2.2c,3	956,565	142,413	992,655	147,786
. 現金預金および手元現金		18,797,747	2,798,609	14,571,301	2,169,375
E . 前払金	2.2d	39,755	5,919	48,271	7,187
合計（資産）		<u>38,026,927</u>	<u>5,661,449</u>	<u>31,630,079</u>	<u>4,709,086</u>

財務書類に対する注記を参照のこと。

ピムコ・グローバル・アドバイザーズ（ルクセンブルグ）エス・エイ
要約貸借対照表（続き）
2024年12月31日現在
（単位：米ドル）

	注記	2024年12月31日		2023年12月31日	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資本金、準備金および負債					
A . 資本金および準備金		15,575,627	2,318,899	12,780,612	1,902,778
. 払込資本金	4	5,098,088	759,003	5,098,088	759,003
. 資本剰余金	4	2,686,434	399,956	2,686,434	399,956
. 再評価積立金		-	-	-	-
. 準備金	4	980,617	145,994	551,602	82,123
. 繰越損益	4	4,015,473	597,824	1,869,329	278,306
. 当期利益	4	2,795,015	416,122	2,575,159	383,390
B . 引当金	2.2e	772,086	114,948	1,397,936	208,125
C . 債務	2.2f	21,679,214	3,227,601	17,451,531	2,598,184
a) 1年以内期限到来		21,679,214	3,227,601	17,451,531	2,598,184
合計（資本金、準備金および負債）		<u>38,026,927</u>	<u>5,661,449</u>	<u>31,630,079</u>	<u>4,709,086</u>

財務書類に対する注記を参照のこと。

(2) 【損益計算書】

ピムコ・グローバル・アドバイザーズ(ルクセンブルグ) エス・エイ

要約損益計算書

2024年12月31日に終了した年度

(単位:米ドル)

	注記	2024年12月31日		2023年12月31日	
		米ドル	千円	米ドル	千円
1. から 5. 総利益または損失	2.2g, 2.2h, 5	7,111,278	1,058,727	6,413,764	954,881
6. 人件費	9	(1,959,653)	(291,753)	(2,144,727)	(319,307)
a) 給料および賃金		(1,715,513)	(255,406)	(1,867,616)	(278,051)
c) その他の人件費		(244,140)	(36,348)	(277,111)	(41,256)
8. その他の運用費用	6	(1,580,116)	(235,248)	(1,280,944)	(190,707)
10. その他の投資有価証券および固定資産の 一部を形成するローンからの収益		39,038	5,812	63,158	9,403
a) 関係会社からの収益		39,038	5,812	63,158	9,403
11. その他の受取利息および類似の収益		886,962	132,051	748,118	111,380
b) その他の利息および類似収益		886,962	132,051	748,118	111,380
14. 未払利息および類似の費用		(763,690)	(113,698)	(469,220)	(69,857)
b) その他の利息および類似の費用		(763,690)	(113,698)	(469,220)	(69,857)
15. 利益または損失に対する課税	7	(938,804)	(139,769)	(754,990)	(112,403)
16. 税引後利益または損失		2,795,015	416,122	2,575,159	383,390
18. 当期利益または損失		<u>2,795,015</u>	<u>416,122</u>	<u>2,575,159</u>	<u>383,390</u>

財務書類に対する注記を参照のこと。

ピムコ・グローバル・アドバイザーズ（ルクセンブルグ）エス・エイ

監査済み年次財務書類に対する注記

2024年12月31日に終了した年度

1. 概要

ピムコ・グローバル・アドバイザーズ（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「当社」という。）は、商事会社に関する1915年8月10日ルクセンブルグ法（改正済み）（以下「1915年法」という。）に従い、存続期間の定めのない公開有限責任会社（société anonyme）として2010年11月18日付でルクセンブルグにおいて設立され、また、パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（以下「PIMCO LLC」という。）の完全子会社である。当社は、2010年12月17日の投資信託にかかるルクセンブルグの法律（改正済）（以下「2010年法」という。）第125 - 2条に定める管理会社であり、認可されたオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日のルクセンブルグの法律（随時改訂される）（以下「2013年法」という。）に基づくオルタナティブ投資ファンド運用会社である。

当社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ、L - 1536、フォセ通り2のピムコ・グローバル・アドバイザーズ（ルクセンブルグ）エス・エイに設置されている。

当社の事業年度は、各年、1月1日に始まり12月31日に終了する。

当社の目的は、以下のとおりである。

a) ルクセンブルグの2010年法の125 - 2条および外国共同資本、変動資本を有する投資会社および/または固定資本を有し、（オルタナティブ投資ファンド運用会社にかかる2011年6月8日付指令2011 / 61 / EU（随時改訂される）（以下「AIFMD」という。）に定める範囲内の）オルタナティブ投資ファンド（以下「AIFs」という。）としての資格を有する投資会社に基づく管理会社機能の実行

b) 2013年法第5条第2項および別紙 に定める範囲内で、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付指令2011 / 61 / EUの範囲内でのルクセンブルグおよびルクセンブルグ外のAIFs（随時改訂される）に対する投資運用機能、管理機能および/またはマーケティング機能の実行

当社は、当社が管理するAIFsの子会社に対しても、上述の管理、管理事務およびマーケティング・サービスを提供することができる。

当社は、当社が管理するAIFsの管理、管理事務および販売促進に関連し、一切の活動を規律する。当社は、当社が管理するAIFsのために、一切の契約の締結、一切の証券の売買、交換および引渡し、ルクセンブルグの会社または外国会社の株式または社債の登録の際の管理会社の名前または第三者の名前で一切の登録および名義書換えの実施、ならびに当該AIFsおよびその受益証券または証書の保有者のためにすべての権利と特権、とりわけ当該AIFsの資産を構成する証券に付随するすべての議決権の行使を行うことができる。前述の権限は、包括的なものではなく、ただ確認的なものであると考えられる。

当社は、サービスの無償提供を通じておよび/または支店の開設を通じて、ルクセンブルグ外の認可された活動を実行することができる。

当社は、2010年法、2013年法ならびにその他の適用ある法律および規制に定められた制限の範囲内において、その目的達成のために有益と思われる一切の活動を継続することができる。

2024年12月31日現在、当社は、以下のファンド（以下「ファンズ」という。）の管理会社である。

- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて組織された共有持分型（契約型）投資信託 - 特化型投資信託（fonds commun de placement-fonds d'investissement spécialisé）であるピムコ・ルクセンブルグ・トラスト（以下「トラスト」という。）。
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて組織された共有持分型（契約型）投資信託（fonds commun de placement）であるピムコ・ルクセンブルグ・トラスト（以下「トラスト」という。）。

- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて組織された共有持分型(契約型)投資信託(fonds commun de placement)であるピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド(以下「PTRSF」という。)。

2024年12月31日現在、当社は、トラスト、トラスト、PTRSFおよび以下のファンドのオルタナティブ投資ファンド運用会社(以下「AIFM」という。)に任命された。

- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立されたコモン・リミテッド・パートナーシップ(société en commandite simple)であるピムコ・コーポレート・オポチュニティーズ・ファンド・ルクス・エスシーエス(以下「PCOF」という。)。
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立されたコモン・リミテッド・パートナーシップ(société en commandite simple)であるピムコ・コーポレート・オポチュニティーズ・ファンド・ルクス・フィーダー・エスシーエス(以下「PCOF フィーダー」という。)。
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立されたコモン・リミテッド・パートナーシップ(société en commandite simple)であるピムコ・ブラボー・ファンド・ルクス・エスシーエス(以下「PBF」という。)。
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立されたコモン・リミテッド・パートナーシップ(société en commandite simple)であるピムコ・ブラボー・ファンド・ルクス・フィーダー・エスシーエス(以下「PBF フィーダー」という。)。
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された特別リミテッド・パートナーシップ(société en commandite spéciale)であるPIMCOプライベート・インカム・ファンド・エスシーエスピー(以下「PIFフィーダー」という。)。
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて組織された株式合資会社(société en commandite par actions)リザーブド・オルタナティブ投資ファンド運用会社(Société d'Investissement à Capital Variable-fonds d'investissement alternatif réservé)であるPIMCOプライベート・インカム・ファンド・エスシーエー・シキャブ・RAIF(以下「PIFマスター」という。)。
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された特別リミテッド・パートナーシップ(société en commandite spéciale)であるPIMCOコーポレート・オポチュニティーズ・ファンド・ルクス・フィーダー・エスシーエスピー(以下「PCOF フィーダー」という。)。
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された特別リミテッド・パートナーシップ(société en commandite spéciale)であるPIMCOコーポレート・オポチュニティーズ・ファンド・ルクス・エスシーエスピー(以下「PCOF」という。)。
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて組織された株式合資会社(société en commandite par actions)リザーブド・オルタナティブ投資ファンド運用会社(Société d'Investissement à Capital Variable-fonds d'investissement alternatif réservé)であるPAF・ルクス・エスシーエー・シキャブ・RAIF(以下「PAFマスター」という。)。
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された特別リミテッド・パートナーシップ(société en commandite spéciale)であるピムコ・ブラボー・ファンド・ルクス・フィーダー・エスシーエスピー(以下「PBF フィーダー」という。)。
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された特別リミテッド・パートナーシップ(société en commandite spéciale)であるピムコ・ブラボー・ファンド・ルクス・エスシーエスピー(以下「PBF マスター」という。)。
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて組織された特別リミテッド・パートナーシップ(société en commandite spéciale)特別投資ファンド運用会社(Société d'Investissement à Capital Variable-fonds d'investissement spécialisés)であるアリアンツ・デット・ファンド・エスシーエスピー・シキャブ・エスアイエフ(以下「ADF」という。)。

- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された特別リミテッド・パートナーシップ(société en commandite spéciale)であるピムコ・コーポレート・オポチュニティーズ・ファンド・ルクス・フィーダー・エスシーエスピー(以下「PCOF フィーダー」という。)。
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された特別リミテッド・パートナーシップ(société en commandite spéciale)であるピムコ・コーポレート・オポチュニティーズ・ファンド・ルクス・エスシーエスピー(以下「PCOF 」という。)。
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された公開有限責任会社(société anonyme)であるパニラ・キャピタル・マーケッツ・エス・エー(以下「VCM」という。)。
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された特別リミテッド・パートナーシップ(société en commandite spéciale)であるピムコ・ヨーロピアン・データ・センター・オポチュニティー・ファンド・フィーダー・エスシーエスピー(以下「EDCOフィーダー」という。)。
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された特別リミテッド・パートナーシップ(société en commandite spéciale)であるピムコ・ヨーロピアン・データ・センター・オポチュニティー・ファンド・エスシーエスピー(以下「EDCOマスター」という。)。
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された特別リミテッド・パートナーシップ(société en commandite spéciale)であるピムコ・ヨーロピアン・データ・センター・オポチュニティー・ファンド・コインベストメント・ピークル・エスシーエスピー(以下「EDCO Co-1」という。)。
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された特別リミテッド・パートナーシップ(société en commandite spéciale)であるピムコ・ヨーロピアン・データ・センター・オポチュニティー・ファンド・コインベストメント・ピークル・フィーダー・エスシーエスピー(以下「EDCO Co-1フィーダー」という。)。
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された特別リミテッド・パートナーシップ(société en commandite spéciale)であるピムコ・コマーシャル・リアル・エステート・レンディング・ヨーロップ・ファンド・ユーロ・フィーダー・エスシーエスピー(以下「PCREL EURフィーダー」という。)。
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された特別リミテッド・パートナーシップ(société en commandite spéciale)であるピムコ・コマーシャル・リアル・エステート・レンディング・ヨーロップ・ファンド・ノンユーロ・フィーダー・エスシーエスピー(以下「PCREL Non-EURフィーダー」という。)。
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された特別リミテッド・パートナーシップ(société en commandite spéciale)であるピムコ・コマーシャル・リアル・エステート・レンディング・ヨーロップ・ファンド・エスシーエスピー(以下「PCRELマスター」という。)。
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された特別リミテッド・パートナーシップ(société en commandite spéciale)であるDCSV(以下「DCSV」という。)。
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された特別リミテッド・パートナーシップ(société en commandite spéciale)であるピムコ・プライベート・コーポレート・レンディング・ファンド・エスシーエスピー(以下「PLCマスター」という。)。
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された特別リミテッド・パートナーシップ(société en commandite spéciale)であるピムコ・プライベート・コーポレート・レンディング・ファンド・ルクス・フィーダー・エスシーエスピー(以下「PLCフィーダー」という。)。
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された特別リミテッド・パートナーシップ(société en commandite spéciale)であるピムコ・プライベート・コーポレート・レンディング・ファンド・ルクス・フィーダー・エスシーエスピー(以下「PLCフィーダー 」という。)。

当社は、2010年法および2013年法の広義での活動が許可されている。

連結財務書類の情報

ドイツで設立された会社であるアリアンツ・エス・イーは、当社の財務書類が連結される最上のグループである。アリアンツ・エス・イーの財務書類は、その登録事務所であるドイツ、D - 80802ミュンヘン、ケーニギンシュトラッセ28より入手可能である。

2. 重要な会計方針の概要

2.1 作成の基礎

当社の会計方針は、年次財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの開示規則（Lux GAAP）に準拠して作成されている。添付の年次財務書類は、（投資有価証券およびその他の金融商品については公正価値オプションを使用することを除き）取得原価主義に従って作成されている。

会計方針および評価規則は、2002年12月19日法（改正済）により規定される他、取締役会により決定され適用される。

本年次財務書類の作成には、特定の重要な会計上の見積りの使用が要求される。また、会計方針を適用する過程において、取締役会が判断を行使することも要求される。仮定の変更は、当該仮定が変更された期間の本年次財務書類に重大な影響を及ぼす可能性がある。経営陣は、基礎を成す仮定が適切であり、かつ、本年次財務書類が財政状態および実績を公正に表示しているものと確信する。

当社は、翌事業年度の資産および負債において報告される金額に影響を与える見積りおよび仮定を実施する。見積りおよび判断は、常に評価され、かつ、状況に応じて合理的と思われる将来の事象に関する予測を含む過去の経験およびその他の要因に基づく。

2.2 重要な会計方針

（a）固定資産

（a.1）有形資産

有形資産は、取得関連費用を含む取得原価または製造原価で評価される。有形資産は、予想される経済的耐用年数にわたり定額法で減価償却される。

適用される減価償却率は、以下のとおりである。

	減価償却率
賃借資産改良費	賃借契約の残存期間
什器および備品	20%
ハードウェア	20%

有形資産が永続的な価値の下落に見舞われたと当社がみなす場合、その価値の減損を反映するために評価減が計上される。評価調整を行った理由がなくなった場合には、これらの評価調整は継続されない。

（a.2）金融資産

金融資産は、取得原価または時価のいずれか低い方で個別に評価される。

各会計年度末に、当該金融資産の状況を十分かつ正確な方法で反映させるため、金融資産それぞれの個別評価が行われる。最終的な評価調整は、損益計算書に計上される。評価調整を行った理由がなくなった場合には、これらの評価調整は継続されない。

（b）債権

債権額は、その額面価格で評価される。これらは、再編が合意された場合において、評価調整の対象となる。評価調整を適用する理由がなくなった場合には、当該評価調整は継続されない。

（c）投資有価証券

投資有価証券は、投資有価証券の時価である公正価値で分類される。譲渡可能有価証券およびその他の金融商品からなる投資有価証券は、当初は支払った対価の公正価値である取得原価で認識される。

金融流動資産の公正価値の変動から生じる損益は、それらが生じた年度の損益計算書の評価調整に含まれる。金融流動資産の公正価値は、原投資対象の直近の入手可能な純資産価額に基づく。

当社は、特定の従業員に対しアリアンツ・エス・イー株式の成長に連動して増額された報酬を提供するというアリアンツが出資する報酬プラン(AEIプラン)への参加から生じる市場リスクのエクスポージャーを軽減するために、金融商品を購入する。

(d) 前払金

かかる資産項目は、翌事業年度に関連する、当事業年度中に発生した支出を含む。

(e) 引当金

引当金は、その性質が明確に定義され、かつ、貸借対照表日現在において発生する可能性がある、または発生することが確実に見込まれるがその額もしくは発生日については不確実な場合において、損失または債務を補填するものである。

また、引当金は、その性質が明確に定義され、かつ、貸借対照表日現在において発生する可能性がある、または発生することが確実に見込まれるがその額もしくは発生日については不確実な場合において、当会計年度または前会計年度において発生した費用を補填するために設定されることもある。

(f) 債務

債務額は、その額面価額で評価される。これらは、関係会社への債務およびその他の債務により構成される。

(g) 外貨換算

当社の株式資本はユーロ建てである。当社は、会計帳簿を当社の機能通貨および表示通貨である米ドル(以下「米ドル」という。)で記帳している。発行資本金は、過去の為替レートに変換されている。

米ドル以外の通貨で表示される銀行残高、その他の資産および負債ならびに保有有価証券の価額は、貸借対照表日現在の実勢為替レートで米ドルに換算される。2024年12月31日現在、ユーロから米ドルへの換算レートは1.0355(2023年12月31日:1.1047)、英ポンドから米ドルへの換算レートは1.2524(2023年12月31日:1.2748)および日本円から米ドルへの換算レートは0.0064(2023年12月31日:0.0071)であった。すべての関連為替差異は、当年度の損益勘定に計上される。外貨換算は、取引日現在の実勢為替レートで計上される。

(h) 総利益

総利益は、関係会社から生じる金額により構成され、発生主義で計上される。

(i) 収益およびその他の外部費用

収益およびその他の外部費用は、発生主義に基づき当社により計上される。

3. 投資有価証券

2024年12月31日現在、この残高には、AEI投資およびピムコ・ファンズ:グローバル・インベスターズ・シリーズ・ピーエルシー(以下「PIMCO GIS」という。)のサブ・ファンドであるユーエス・ショート・ターム・ファンドのクラスZ受益証券を82,345口(2023年:78,004口)保有していたが、その取得原価は713,447米ドルであり、年度末時点の時価総額は840,744米ドルであった。クラスZの募集の性質により、当社が負担する管理報酬はない。クラスZ受益証券は、主にPIMCO GISのその他のサブ・ファンズに対して募集されるか、もしくは投資運用契約またはその他の契約を投資顧問会社またはPIMCOの関連会社と締結している機関投資家による直接投資に対して募集される。また、費用の重複を避けるため、クラスZ受益証券の管理報酬は、年率0.00%に設定されている。

4. 準備金および損益項目の当期の変動

2024年12月31日現在の発行資本金は、1株当たり額面が1,000ユーロの記名式株式4,501株に分割された4,501,000ユーロにのぼる。

	払込資本金 (米ドル)	株式プレミアム (米ドル)	法定準備金 (米ドル)	純富裕税準備金 (米ドル)	繰越損益 (米ドル)	当期損益 (米ドル)	合計 (米ドル)
2023年12月31日現在	5,098,088	2,686,434	147,449	404,153	1,869,329	2,575,159	12,780,612

払込資本金	-	-	-	-	-	-	-
繰越損益	-	-	128,758	300,257	2,146,144	(2,575,159)	-
当期利益	-	-	-	-	-	2,795,015	2,795,015
2024年12月31日現在	5,098,088	2,686,434	276,207	704,410	4,015,473	2,795,015	15,575,627

1株当たり額面が1,000ユーロの記名式株式3,001株の発行に対する払込資本金が全額払込まれた一方で、さらに1,500株が50%払込まれた。

株式プレミアム勘定

2001年中、2,259,431ユーロ(2,686,434米ドル換算)が当社の株式プレミアムとして提供された。

法定準備金

1915年法に準拠して、当社は各事業期間の純利益の少なくとも5%を法定準備金に繰入れなければならない。この要件は、法定準備金が払込資本金の10%に達した時に不要になる。法定準備金は、株主に対して分配することができない。

その他の準備金

2024年12月31日現在、当社は、支払うべき純富裕税額の5倍に相当する金額を非分配準備金に割り当てた。ルクセンブルグ純富裕税法第8a条によれば、当社は純富裕税を0ユーロに減額することができる可能性がある。この準備金は、利益が準備金の積み立てに使用された年の翌年から5年間は分配を行うことができない。

5. 総利益または損失

当社は、毎月および四半期毎に計算され、後払いで毎月または四半期毎に支払われる管理報酬をファンドから受領する権利を有する。すべての報酬収益は、ルクセンブルグにおいてファンドから発生するが、該当するファンドの2024年12月31日現在の純資産合計は17,748,133,812米ドル(2023年12月31日: 16,888,819,675米ドル)であった。

PCOF、PCOF、PBF、PCOF、PBF、PCRELおよびEDCOファンドに関連し、当社は、管理報酬の支払日と同日に後払いで四半期毎に計算され支払われる管理事務報酬を受領する。

PIMCO LLCは、トラスト、PTRSF、PCOF、PCOF、フィーダー、PIFフィーダー、PIFマスター、PCOF、PCOF、フィーダー、PAFマスター、PBF、PBF、フィーダー、PBF、マスター、PBF、フィーダー、EDCOフィーダー、EDCOマスター、PCREL EURフィーダー、PCREL Non-EURフィーダー、PCRELマスター、PCLマスター、PCLフィーダーおよびPCLフィーダーの日々の資産を運用する目的において、当社により投資運用会社に任命された。

当社は、ADFおよびVCMの投資運用会社である。

PIMCO LLCが間接所有する完全子会社であるピムコ・ヨーロッパ・リミテッドは、ピムコ・ルクセンブルグ・トラストの日々の資産を運用する目的において、当社により投資顧問会社に任命された。

当社は、適用ある場合、PIMCO LLCおよびピムコ・ヨーロッパ・リミテッドに対し、以下において詳述される当社が受領する報酬から支払いを行うが、収益のレベルに応じて変動する当該報酬の変動利率部分は留保する。

総利益または損失の内訳は、以下の表において表示される。

	2024年12月31日に 終了した年度 (米ドル)	2023年12月31日に 終了した年度 (米ドル)
管理報酬および管理事務報酬	58,069,057	51,197,449
その他の収益	85,500	82,459
投資運用会社 / 投資顧問会社に支払われる報酬	(45,755,185)	(39,828,390)
その他の費用	(4,530,414)	(4,326,478)
監査報酬	(731,088)	(684,687)
税務サービス報酬	(26,592)	(26,589)
総利益または損失	7,111,278	6,413,764

6. その他の運用費用

管理事務費用は、金融業者監視委員会(以下「CSSF」という。)監督および登録手数料、ドイツのアリアンツ・アセット・マネジメント・ゲーエムベーハーへの内部監査報酬および弁護士報酬により構成される。

7. 税金

当社は、管理会社に適用されるルクセンブルグ税法の対象となる。

多国籍企業グループであるアリアンツ・エス・イーの完全連結関係会社として、当社は、経済協力開発機構(OECD)第2の柱モデルルールの対象となる。当該ルールでは、グローバル税源浸食防止(GloBE)実効税率と15%の最低実効税率の差額について、法域ごとにトップアップ税を支払う必要がある。当社が設立された法域であるルクセンブルグでは、2024年1月1日付で、現地の第2の柱に関する法律が発効した。しかしながら、税務目的上ルクセンブルグに所在するすべてのアリアンツ事業体のGloBE実効税率は、15%の最低実効税率を上回ると予想されるため、当社に追加の所得税が発生することはないと予想される。コンプライア

ンスおよび報告の負担を軽減するため、第2の柱に関する法律で規定される経過措置は可能な限り採用される。

8. 外国通貨換算損益

外国通貨による未実現利益/損失の変動は、154,951米ドル(2023年12月31日:22,814米ドル)である。外国通貨による未実現利益/損失の変動は、現在の外国通貨の現金残高を米ドルに換算する際に生じた為替相場変動の影響によるものである。

9. 人件費

当年度中、当社により雇用されたスタッフの平均人数は、以下のとおりであった。

	2024年12月31日	2023年12月31日
経営陣	3	4
従業員	5	6
合計	8	10

10. 当年度中の事象

トーマス・コリアーおよびイェンス・ハートマンは、それぞれ2024年2月5日付および2024年4月4日付で取締役を辞任した。

2024年9月10日付で、当社は、PAF・RAIF・エスシーエー・シキャブ・RAIF:EUA - コンパートメントという新コンパートメントの設立を承認した。

2024年9月12日付で、当社は、DCSV・エスシーエー:ノルディック・リアル・エステート・デット・キャピタル - コンパートメントという新コンパートメントの設立を承認した。

2024年9月19日付で、当社は、PIMCOプライベート・コーポレート・レンディング・ファンド・エスシーエスピー、PIMCOプライベート・コーポレート・レンディング・ファンド・ルクス・フィーダー・エスシーエスピーおよびPIMCOプライベート・コーポレート・レンディング・ファンド・フィーダー・エスシーエスピーという新商品の設立を承認した。

2024年9月20日付で、当社は、PIMCOクレジット・エスシーエー・シキャブという新ファンドの設立を承認した。

11. 後発事象

開示を必要とする後発事象はなかった。

[次へ](#)

PIMCO GLOBAL ADVISORS (LUXEMBOURG) S.A.
ABRIDGED BALANCE SHEET AS AT 31 DECEMBER 2024

		31 December 2024 USD	31 December 2023 USD
	Notes		
A. Subscribed capital unpaid	4	732,486	732,486
I. Subscribed capital not called	4	732,486	732,486
II. Subscribed capital called but unpaid		-	-
C. Fixed assets		1,090,669	1,232,894
I. Intangible assets		-	-
II. Tangible assets	2.2 a.1	1,018,340	1,160,565
III. Financial assets	2.2 a.2	72,329	72,329
D. Current assets		36,164,017	29,616,428
I. Stocks		-	-
II. Debtors	2.2b	16,409,705	14,052,472
a) becoming due and payable within one year		16,409,705	14,052,472
III. Investments	2.2c, 3	956,565	992,655
IV. Cash at bank and in hand		18,797,747	14,571,301
E. Prepayments	2.2d	39,755	48,271
TOTAL (ASSETS)		38,026,927	31,630,079

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

PIMCO GLOBAL ADVISORS (LUXEMBOURG) S.A.
ABRIDGED BALANCE SHEET AS AT 31 DECEMBER 2024 (continued)

		31 December 2024 USD	31 December 2023 USD
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
	Notes		
A. Capital and reserves		15,575,627	12,780,612
I. Subscribed capital	4	5,098,088	5,098,088
II. Share premium account	4	2,686,434	2,686,434
III. Revaluation reserve		-	-
IV. Reserves	4	980,617	551,602
V. Profit or (loss) brought forward	4	4,015,473	1,869,329
VI. Profit for the financial year	4	2,795,015	2,575,159
B. Provisions	2.2e	772,086	1,397,936
C. Creditors	2.2f	21,679,214	17,451,531
a) becoming due and payable within one year		21,679,214	17,451,531
TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)		38,026,927	31,630,079

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

PIMCO GLOBAL ADVISORS (LUXEMBOURG) S.A.
ABRIDGED PROFIT AND LOSS ACCOUNT FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2024

		31 December 2024 USD	31 December 2023 USD
	Notes		
1. to 5. Gross profit or loss	2.2g, 2.2h, 5	7,111,278	6,413,764
6. Staff costs	9	(1,959,653)	(2,144,727)
a) Wages and salaries		(1,715,513)	(1,867,616)
c) Other staff costs		(244,140)	(277,111)
8. Other operating expenses	6	(1,580,116)	(1,280,944)
10. Income from other investments and loans forming part of the fixed assets		39,038	63,158
a) derived from affiliated undertakings		39,038	63,158
11. Other interest receivable and similar income		886,962	748,118
b) other interest and similar income		886,962	748,118
14. Interest payable and similar expenses		(763,690)	(469,220)
b) other interest and similar expenses		(763,690)	(469,220)
15. Tax on profit	7	(938,804)	(754,990)
16. Profit after taxation		2,795,015	2,575,159
18. Profit for the financial year		2,795,015	2,575,159

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

PIMCO GLOBAL ADVISORS (LUXEMBOURG) S.A.
NOTES TO THE AUDITED ANNUAL ACCOUNTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2024

1. General information

PIMCO GLOBAL ADVISORS (LUXEMBOURG) S.A. (the “Company”) was incorporated on 18 November 2010 as a société anonyme (limited liability company) in Luxembourg for an unlimited duration, as set forth in the Luxembourg Law of 10 August 1915 on commercial companies, as amended (“Law of 1915”). The Company is a management company subject to article 125-2 of the Luxembourg law of 17 December 2010 on undertakings for collective investment, as amended (the “Law of 2010”) and an authorized alternative investment fund manager under the Luxembourg law of 12 July 2013 relating to alternative investment fund managers, as may be amended from time to time (the “Law of 2013”).

The registered office of the Company is established at PIMCO Global Advisors (Luxembourg) S.A., 2 rue du Fossé L-1536 Luxembourg.

The Company’s financial year starts on 1 January and ends on 31 December of each year.

The purpose of the Company is:

- a) the performance of management company functions under article 125-2 of the Law of 2010 of Luxembourg and foreign common funds, investment companies with variable capital and/or investment companies with fixed capital which qualify as alternative investment funds (“AIFs”) within the meaning of directive 2011/61/EU of 8 June 2011 on alternative investment fund managers, as may be amended from time to time (“AIFMD”); and
- b) the performance of investment management functions, administration functions and/or marketing functions within the meaning of article 5(2) and Annex I of the Law of 2013 for Luxembourg and foreign AIFs within the meaning of directive 2011/61/EU of 8 June 2011 on alternative investment fund managers, as may be amended from time to time.

The Company may provide the above mentioned management, administration and marketing services also to the subsidiaries of AIFs which it manages.

The Company shall manage any activities connected with the management, administration and promotion of the AIFs which it manages. It may, on behalf of the AIFs which it manages, enter into any contracts, purchase, sell, exchange and deliver any securities, proceed to any registrations and transfer in its name or in third parties’ names in the register of shares or debentures of any Luxembourg or foreign companies, and exercise, on behalf of these AIFs and the holders of their units or certificates, all rights and privileges, especially all voting rights attached to securities constituting assets of these AIFs. The foregoing powers shall not be considered as exhaustive, but only as declaratory.

The Company may perform permitted activities outside of Luxembourg through the free provision of services and/or through the opening of branches.

The Company may carry on any activities deemed useful for the accomplishment of its object, remaining, however, within the limitations set forth by the Law of 2010, the Law of 2013 and any other applicable laws and regulations.

As at 31 December 2024, the Company is the management company of the following Funds (“the Funds”):

-PIMCO Luxembourg Trust (“Trust”), a mutual investment fund – specialised investment fund (fonds commun de placement – fonds d’investissement spécialisé) organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg.

-PIMCO Luxembourg Trust IV (“Trust IV”), a mutual investment fund (fonds commun de placement) organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg.

-PIMCO Total Return Strategy Fund (“PTRSF”), a mutual investment fund (fonds commun de placement) organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg.

PIMCO GLOBAL ADVISORS (LUXEMBOURG) S.A.
NOTES TO THE AUDITED ANNUAL ACCOUNTS (continued)
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2024

I. General information (continued)

As at 31 December 2024, the Company is the appointed Alternative Investment Fund Manager ("AIFM") of Trust, Trust IV, PTRSF and:

-PIMCO Corporate Opportunities Fund II Lux SCS ("PCOFII"), a common limited partnership (société en commandite simple) incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg.

-PIMCO Corporate Opportunities Fund II Lux Feeder SCS ("PCOFII Feeder"), a common limited partnership (société en commandite simple) incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg.

-PIMCO BRAVO Fund III Lux SCS ("PBFIII"), a common limited partnership (société en commandite simple) incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg.

-PIMCO BRAVO Fund III Lux Feeder SCS ("PBFIII Feeder"), a common limited partnership (société en commandite simple) incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg.

-PIMCO Private Income Fund I SCSp ("PIF Feeder"), a special limited partnership (société en commandite spéciale) incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg.

-PIMCO Private Income Fund II SCA, SICAV-RAIF ("PIF Master"), a partnership limited by shares (société en commandite par actions) reserved alternative investment fund (Société d'Investissement à Capital Variable - fonds d'investissement alternatif réservé) organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg.

-PIMCO Corporate Opportunities Fund III Lux Feeder SCSp ("PCOFIII Feeder"), a special limited partnership (société en commandite spéciale) incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg.

-PIMCO Corporate Opportunities Fund III Lux SCSp ("PCOFIII"), a special limited partnership (société en commandite spéciale) incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg.

-PAF Lux SCA, SICAV-RAIF ("PAF Master"), a partnership limited by shares (société en commandite par actions) reserved alternative investment fund (Société d'Investissement à Capital Variable - fonds d'investissement alternatif réservé) organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg.

-PIMCO BRAVO Fund IV Lux Feeder SCSp ("PBFIV Feeder"), a special limited partnership (société en commandite spéciale) incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg.

-PIMCO BRAVO Fund IV Lux SCSp ("PBFIV Master"), a special limited partnership (société en commandite spéciale) incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg.

-Allianz Debt Fund SCSp SICAV-SIF ("ADF"), a special limited partnership (société en commandite spéciale) specialised investment fund (Société d'Investissement à Capital Variable - fonds d'investissement spécialisés) organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg.

-PIMCO Corporate Opportunities Fund IV Lux Feeder SCSp ("PCOFIV Feeder"), a special limited partnership (société en commandite spéciale) incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg.

-PIMCO Corporate Opportunities Fund IV Lux SCSp ("PCOFIV"), a special limited partnership (société en commandite spéciale) incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg.

PIMCO GLOBAL ADVISORS (LUXEMBOURG) S.A.
NOTES TO THE AUDITED ANNUAL ACCOUNTS (continued)
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2024

1. General information (continued)

-Vanilla Capital Markets S.A. ("VCM"), a public limited company (société anonyme) incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg.

-PIMCO European Data Centre Opportunity Fund Feeder SCSp ("EDCO Feeder"), a special limited partnership (société en commandite spéciale) incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg.

-PIMCO European Data Centre Opportunity Fund SCSp ("EDCO Master"), a special limited partnership (société en commandite spéciale) incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg.

-PIMCO European Data Centre Opportunity Fund Co-Investment Vehicle SCSp ("EDCO Co-I"), a special limited partnership (société en commandite spéciale) incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg.

-PIMCO European Data Centre Opportunity Fund Co-Investment Vehicle Feeder SCSp ("EDCO Co-I Feeder"), a special limited partnership (société en commandite spéciale) incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg.

-PIMCO Commercial Real Estate Lending Europe Fund Euro Feeder SCSp ("PCREL EUR Feeder"), a special limited partnership (société en commandite spéciale) incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg.

-PIMCO Commercial Real Estate Lending Europe Fund Non-Euro Feeder SCSp ("PCREL Non-EUR Feeder"), a special limited partnership (société en commandite spéciale) incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg.

-PIMCO Commercial Real Estate Lending Europe Fund SCSp ("PCREL Master"), a special limited partnership (société en commandite spéciale) incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg.

-DCSV ("DCSV"), a special limited partnership (société en commandite spéciale) incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg.

-PIMCO Private Corporate Lending Fund SCSp ("PCL Master"), a special limited partnership (société en commandite spéciale) incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg.

-PIMCO Private Corporate Lending Fund Lux Feeder SCSp ("PCL Feeder"), a special limited partnership (société en commandite spéciale) incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg.

-PIMCO Private Corporate Lending Fund Lux Feeder II SCSp ("PCL Feeder II"), a special limited partnership (société en commandite spéciale) incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg.

The Company may exercise any permitted activity within the broadest meaning of the Law of 2010 and the Law of 2013.

PIMCO GLOBAL ADVISORS (LUXEMBOURG) S.A.
NOTES TO THE AUDITED ANNUAL ACCOUNTS (continued)
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2024

1. General information (continued)

Consolidated financial statements information

Allianz SE, a company formed in Germany, is the highest group into which the annual accounts of the Company are consolidated. The financial statements of Allianz SE are available from its registered office at Königinstraße 28, D-80802 München, Germany.

2. Summary of significant accounting policies

2.1 Basis of preparation

The accounting policies of the Company are in compliance with standard Luxembourg GAAP disclosure. The accompanying annual accounts have been prepared under the historical cost convention (except for the use of the fair value option for investments and other financial instruments).

Accounting policies and valuation rules are, besides the ones laid down by the Law of 19 December 2002, as amended, determined and applied by the Board of Directors.

The preparation of annual accounts requires the use of certain critical accounting estimates. It also requires the Board of Directors to exercise its judgement in the process of applying the accounting policies. Changes in assumptions may have a significant impact on the annual accounts in the period in which the assumptions change. Management believe that the underlying assumptions are appropriate and that the annual accounts therefore present the financial position and results fairly.

The Company makes estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities in the next financial year. Estimates and judgements are continually evaluated and are based on historical experience and other factors, including expectations of future events that are believed to be reasonable under the circumstances.

2.2 Significant accounting policies

(a) Fixed assets

(a.1) Tangible assets

Tangible assets are valued at historical acquisition cost including the expenses incidental thereto or at production cost. Tangible assets are depreciated on a straight-line basis over their expected useful economic lives.

The depreciation rates applied are as follows:

	Depreciation rate
Leasehold improvements	Over the term of the lease
Furniture & fittings	20%
Hardware	20%

Where the Company considers that a tangible asset has suffered a durable depreciation in value, a write-down is recorded to reflect this impairment of value. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to exist.

PIMCO GLOBAL ADVISORS (LUXEMBOURG) S.A.
NOTES TO THE AUDITED ANNUAL ACCOUNTS (continued)
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2024

2. Summary of significant accounting policies (continued)

2.2 Significant accounting policies (continued)

(a.2) Financial assets

Financial assets are individually valued at the lower of cost or market value.

At the end of each financial year, an individual evaluation of each financial asset is performed in order to reflect in a satisfactory and precise way the situation of the concerned financial asset. The eventual value adjustments are recorded in the profit and loss account. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to exist.

(b) Debtors

Amounts owed by debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

(c) Investments

Investments are classified at fair value being the market value of the investments. Investments comprise of transferable securities and other financial instruments and are initially recognised at cost, being the fair value of the consideration given.

Gains and losses arising from changes in fair value of the financial current assets are included in the Profit and Loss Account as value adjustments in the year in which they arise. The fair value of financial current assets is based on the last available Net Asset Value of the underlying investment.

The Company purchases financial instruments to reduce market risk exposure arising from the Company's participation in an Allianz sponsored compensation plan (AEI plan), which provides certain employees enhanced compensation that is tied to the growth of Allianz SE stock.

(d) Prepayments

This asset item includes expenditure incurred during the financial year but relating to a subsequent financial year.

(e) Provisions

Provisions are intended to cover losses or debts, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or the date on which they will arise.

Provisions may also be created to cover charges that have originated in the financial year under review or in a previous financial year, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or the date on which they will arise.

PIMCO GLOBAL ADVISORS (LUXEMBOURG) S.A.
NOTES TO THE AUDITED ANNUAL ACCOUNTS (continued)
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2024

2. Summary of significant accounting policies (continued)

2.2 Significant accounting policies (continued)

(f) Creditors

Amounts due to creditors are valued at their nominal value. They are composed of amounts due to affiliated undertakings and other creditors.

(g) Foreign currency translation

The share capital of the Company is in Euro. The Company maintains its books and records in US Dollar (USD), the functional and presentation currency of the Company. The subscribed capital is converted at historic exchange rates.

Bank balances, other assets and liabilities and the value of securities held, which are expressed in currencies other than USD, are translated into USD at the exchange rate prevailing at the balance sheet date. The EUR to USD rate at 31 December 2024 was 1.0355 (31 December 2023: 1.1047); GBP to USD was 1.2524 (2023: 1.2748); and JPY to USD was 0.0064 (2023: 0.0071). All related exchange differences are accounted for in the profit and loss account for the year. Transactions in foreign currencies are recorded at the exchange rate prevailing at the date of transaction.

(h) Gross profit

The gross profit comprises amounts derived from the affiliated undertakings and is recorded on an accrual basis.

(i) Income and other external charges

Income and other external charges are recorded by the Company on an accrual basis.

3. Investments

At 31 December 2024, this balance includes the AEI investment and 82,345 (2023: 78,004) Class Z shares in the US Short-Term Fund, a sub-fund of PIMCO Funds: Global Investors Series plc ("PIMCO GIS") which cost USD 713,447 and had a total market value of USD 840,744 at year end. Due to the nature of the Class Z offering there is no Management Fee incurred by the Company. Class Z Shares are offered primarily for other sub-funds of the PIMCO GIS or for direct investment by institutional investors who have entered into an investment management or other agreement with the Investment Adviser or a PIMCO affiliate and in an effort to avoid the duplication of fees, the Management Fee for the Class Z share is set at 0.00% per annum.

PIMCO GLOBAL ADVISORS (LUXEMBOURG) S.A.
NOTES TO THE AUDITED ANNUAL ACCOUNTS (continued)
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2024

4. Movements for the year on the reserves and profit and loss items

As of 31 December 2024, the subscribed capital amounts to EUR 4,501,000 divided into 4,501 registered shares with a par value of EUR 1,000 each.

	Subscribed capital	Share premium	Legal reserve	Net wealth tax reserve	Profit or (loss) brought forward	Profit or (loss) for the financial year	Total
	(USD)	(USD)	(USD)	(USD)	(USD)	(USD)	(USD)
As at 31 December 2023	5,098,088	2,686,434	147,449	404,153	1,869,329	2,575,159	12,780,612
Subscribed capital	-	-	-	-	-	-	-
Profit or (loss) brought forward	-	-	128,758	300,257	2,146,144	(2,575,159)	-
Profit for the financial year	-	-	-	-	-	2,795,015	2,795,015
As at 31 December 2024	5,098,088	2,686,434	276,207	704,410	4,015,473	2,795,015	15,575,627

The subscribed capital for the issuance of 3,001 shares have been fully paid up, while another 1,500 shares have been 50% paid up.

Share premium account

The amount of EUR 2,259,431 (converted to USD 2,686,434) was contributed to the share premium of the Company in 2021.

Legal reserve

In accordance with the Law of 1915, the Company is required to transfer a minimum of 5% of its net profit for each financial year to a legal reserve. This requirement ceases to be necessary once the balance on the legal reserve reaches 10% of the subscribed capital. The legal reserve is not available for distribution to the Shareholders.

Other reserves

As at 31 December 2024, the Company allocated an amount which corresponds to five times the amount of Net Wealth Tax that would be due, to the non-distributable reserves. In accordance with paragraph 8a of the Luxembourg Net Wealth Tax law, this could result in the Company reducing any Net Wealth Tax liability to €NIL. This reserve will remain non-distributable for a period of five years following the year in which the profit was used to build the reserve.

5. Gross profit or loss

The Company is entitled to a management fee from the Funds calculated monthly or quarterly and payable monthly or quarterly in arrears. All fee income arises in Luxembourg from the Funds whose total assets under management as at 31 December 2024 were USD 17,748,133,812 (31 December 2023: USD 16,888,819,675).

With respect to the PCOFII, PCOFIII, PCOFIV, PBFIII, PBFIV, PCREL and EDCO, funds the Company receives an administration fee, calculated and payable quarterly to the Company in arrears on the same dates as the management fees are payable.

PIMCO GLOBAL ADVISORS (LUXEMBOURG) S.A.
NOTES TO THE AUDITED ANNUAL ACCOUNTS (continued)
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2024

5. Gross profit or loss (continued)

PIMCO LLC has been appointed by the Company as investment manager to manage the assets of Trust IV, PTRSF, PCOFII, PCOFII Feeder, PIF Feeder, PIF Master, PCOFIII, PCOFIII Feeder, PAF Master, PBFIII, PBFIII Feeder, PBFIV Master, PBFIV Feeder, EDCO Feeder, EDCO Master, PCREL EUR Feeder, PCREL Non-EUR Feeder, PCREL Master, PCL Master, PCL Feeder and PCL Feeder II.

The Company is the investment manager for ADF and VCM.

PIMCO Europe Ltd, an indirectly wholly owned subsidiary of PIMCOLLC, has been appointed by the Company as investment adviser to manage the assets of PIMCO Luxembourg Trust on a day-to-day basis.

The Company will pay, if applicable, PIMCO LLC and PIMCO Europe Ltd, out of the fees that it receives as detailed below, while retaining a portion of these fees at a variable rate depending on the level of income.

A breakdown of the gross profit or loss is shown in the table below:

	31 December 2024 USD	31 December 2023 USD
Management and Administration fees	58,069,057	51,197,449
Other income	85,500	82,459
Fees paid to investment managers/investment advisors	(45,755,185)	(39,828,390)
Other expenses	(4,530,414)	(4,326,478)
Audit fees	(731,088)	(684,687)
Tax services fees	(26,592)	(26,589)
Gross profit or loss	<u>7,111,278</u>	<u>6,413,764</u>

6. Other operating expenses

The administrative expenses comprise the Commission de Surveillance du Secteur Financier ("CSSF") supervision and registration fees, internal audit fees payable to Allianz Asset Management GmbH, Germany and legal fees as well as other professional fees.

7. Taxation

The Company is subject to Luxembourg tax regulations applicable to management companies.

As a fully consolidated affiliated entity of the Allianz SE multinational group, the Company is within the scope of the OECD Pillar Two Model rules. Under these rules, a top-up-tax must be paid per jurisdiction for the difference between the Global Anti-Base Erosion (GloBE) effective tax rate and the 15 per cent minimum rate. Local Pillar Two legislation came into effect from 1 January 2024 in Luxembourg, the jurisdiction in which the Company is incorporated. However, as the GloBE effective tax rate of all Allianz entities being situated for tax purposes in Luxembourg is expected to be greater than the minimum rate of 15% no additional income tax is expected for the Company. Any transitional reliefs provided by the Pillar Two regulations will be taken as far as possible in order to reduce compliance and reporting efforts.

PIMCO GLOBAL ADVISORS (LUXEMBOURG) S.A.
NOTES TO THE AUDITED ANNUAL ACCOUNTS (continued)
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2024

8. Foreign exchange gains and losses

The movement in unrealised loss in foreign currency is USD 154,951 (31 December 2023: USD 22,814). The movement in unrealised gain/loss in foreign currency is the effect of foreign currency movements of the current foreign currency cash balances when converted to USD.

9. Staff Costs

The average number of staff employed by the Company during the year is as follow:

	31 December 2024	31 December 2023
Management	3	4
Employees	5	6
Total	<u>8</u>	<u>10</u>

10. Events during the Year

Thomas Collier and Jens Hartman resigned as Directors on 5 February 2024 and 4 April 2024 respectively.

On 10 September 2024, the Company approved the launch of a new compartment of PAF RAIF SCA, SICAV-RAIF: EUA – Compartment.

On 12 September 2024, the Company approved the launch of a new compartment of DCSV SCA: Nordic Real Estate Debt Capital – Compartment.

On 19 September 2024, the Company approved the launch of new products: PIMCO Private Corporate Lending Fund SCSp, PIMCO Private Corporate Lending Fund Lux Feeder SCSp & PIMCO Private Corporate Lending Fund Feeder II SCSp.

On 20 September 2024, the Company approved the launch of a new fund: PIMCO Credit SCA SICAV.

11. Subsequent Events

There were no subsequent events needing disclosure.

4【利害関係人との取引制限】

該当事項はありません。

5【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款は、ルクセンブルグの法律の規定する定足数および決議要件に従い、株主総会により随時変更することができます。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当事項はありません。

(3) 出資の状況

該当事項はありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は、毎年1月1日に開始し、同年12月31日に終了します。なお、管理会社の初の会計年度は、2010年11月18日に開始し2011年12月31日に終了しました。

管理会社の存続期間は無期限です。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1) ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲー・エム・ベー・ハー ルクセンブルグ支店(「保管受託銀行」、「主管理事務代行会社」、「法人代行会社」、「支払代行会社」および「登録・名義書換代行会社」)

資本金の額

ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲー・エム・ベー・ハーの資本金は、2025年9月末日現在、109,368,445ユーロ(約190億8,151万円)です。

事業の内容

保管契約の条件に基づき、ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲー・エム・ベー・ハー ルクセンブルグ支店は、トラストの資産の保管受託銀行として任命されました。ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲー・エム・ベー・ハーは、ドイツの法律に基づいて設立された有限責任会社であり、ドイツ連邦共和国、80333 ミュンヘン、ブリーナー通り59にその登録事務所を有し、ミュンヘン商業登記裁判所にて登録番号HRB 42872として登記されています。また、欧州中央銀行、ドイツ連邦金融監督庁およびドイツ連邦銀行(中央銀行)の監督下にある金融機関です。ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲー・エム・ベー・ハー ルクセンブルグ支店は、保管受託銀行としてCSSFにより認可されており、保管受託業務、ファンド管理業務および関連業務に特化しています。ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲー・エム・ベー・ハー ルクセンブルグ支店は、ルクセンブルグ商業および法人登記所に第B 148 186号として登録されています。ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲー・エム・ベー・ハーは、米国の上場会社であるステート・ストリート・コーポレーションを最終親会社とするステート・ストリート・グループ企業の一員です。

保管受託銀行の主な義務は、以下のとおりです。

- (a) トラストのキャッシュ・フローが適切に監視されていることを確保することおよびファンド証券の申込みにより投資者によりまたは投資者を代理して行われるすべての支払が受領されていることを確保すること
 - (b) ファンドの資産を保管すること(これには、() 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管すること、() その他の資産に関して、かかる資産の所有権を確認し、かかる記録を維持すること(「保管機能」)を含みます。)
 - (c) ファンド証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が適用ある法律および約款に基づき実行されることを確保すること
 - (d) ファンド証券の評価が適用ある法律および約款に定められた評価手続に従って計算されることを確保すること
 - (e) 管理会社の指示を実行すること(ただし、当該指示が適用ある法律に抵触していないことを条件とします。)
 - (f) トラストの資産に関する取引において、対価が通常の期限内に当該トラストに送金されることを確保すること
 - (g) トラストの収益が適用ある法律および約款に従って使用されることを確保すること
- (2) パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(「投資顧問会社」)

資本金の額

2025年9月末日現在、投資顧問会社の資本金の額は、1,369,386,670.33米ドル(約2,038億7,429万円)です。

事業の内容

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(PIMCO)は1971年に設立され、米国1940年投資顧問法に基づく投資顧問業者の登録を受けています。PIMCOは、法人、受託者、年金および利益分配型退職年金、慈善団体、寄贈財産および機関投資家に対し投資顧問業務を提供し、通常、それぞれの顧客の投資ポートフォリオにおける純資産額に基づいて手数料を受領しています。PIMCOはその株式の大部分をアリアンツ・エス・イーにより所有されています。アリアンツ・エス・イーはヨーロッパを本拠地とする総合国際保険および金融サービス持株会社であり、ドイツの株式公開企業です。投資顧問会社は、1933年米国証券法(改正済)、1934年米国証券取引所法(改正済)、1940年米国投資会社法(改正済)および米国1940年投資顧問法(改正済)のこれら連邦証券関係法を実施および執行する責任を有する、独立した、超党派かつ準司法的な監督官庁である米国証券取引委員会による規制を受けています。投資顧問会社は、米国1940年投資顧問法(改正済)に基づき、投資顧問業者として米国証券取引委員会に登録されています。2025年9月末日現在、投資顧問会社は、2.198兆米ドル(約327兆円)の顧客勘定に対して投資助言を提供しています。

(3) S M B C 日興証券株式会社(「代行協会員」および「日本における販売会社」)

資本金の額

2025年10月末日現在、資本金の額は、1,350億円です。

事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいます。なお、S M B C 日興証券株式会社は証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っています。

(4) あかつき証券株式会社(「日本における販売会社」)

資本金の額

2025年8月末日現在、資本金の額は、30億6,700万円です。

事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。

(5) 株式会社 S B I 証券(「日本における販売会社」)

資本金の額

2024年3月31日現在、資本金の額は、54,323,146,301円です。

事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- (1) ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲー・エム・ベー・ハー ルクセンブルグ支店(「保管受託銀行」、「主管理事務代行会社」、「法人代行会社」、「支払代行会社」および「登録・名義書換代行会社」)
ファンド資産の保管業務、一般的な管理事務代行機能、ならびにファンド証券の発行および買戻しの処理、ファンド証券の純資産価格の決定およびファンドの会計記録の維持につき責任を負います。
- (2) パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(「投資顧問会社」)
ファンドに関する投資運用業務を行います。
- (3) S M B C日興証券株式会社(「代行協会員」および「日本における販売会社」)
代行協会員の業務および受益証券の販売・買戻しに関する業務を行います。
- (4) あかつき証券株式会社(「日本における販売会社」)
受益証券の販売・買戻しに関する業務を行います。
- (5) 株式会社S B I証券(「日本における販売会社」)
受益証券の販売・買戻しに関する業務を行います。

3【資本関係】

- (1) ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲー・エム・ベー・ハー ルクセンブルグ支店(「保管受託銀行」、「主管理事務代行会社」、「法人代行会社」、「支払代行会社」および「登録・名義書換代行会社」)
該当事項はありません。
- (2) パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(「投資顧問会社」)
管理会社は、投資顧問会社の100%子会社です。
- (3) S M B C日興証券株式会社(「代行協会員」および「日本における販売会社」)
該当事項はありません。
- (4) あかつき証券株式会社(「日本における販売会社」)
該当事項はありません。
- (5) 株式会社S B I証券(「日本における販売会社」)
該当事項はありません。

第3【投資信託制度の概要】

定 義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法（改正済）
AIF	以下に該当する投資信託（その投資コンパートメントを含む。） - 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、 - 通達2009 / 65 / EC第5条に基づき認可を必要としない投資信託
AIFM	その通常業務が一または複数のAIFを運用することである法人
CSSF	ルクセンブルグ監督当局である金融監督委員会
通達2009 / 65 / EC	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および理事会通達2009 / 65 / EC（改正済）
通達2011 / 61 / EU	通達2003 / 41 / ECおよび通達2009 / 65 / ECならびに規則（EC）No.1060 / 2009 および規則（EU）No.1095 / 2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011 / 61 / EU
EC	欧州共同体
EEC	欧州経済共同体（現在はECが継承）
ELTIF規則	欧州長期投資ファンドに関する2015年4月29日付欧州議会および理事会規則（EU）2015 / 760
EU	欧州連合（特に、ECにより構成）
FCP	契約型投資信託
加盟国	EU加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者であるEU加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内でEU加盟国に相当するとみなされる国
メモリアル	メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン
MiFID	通達2002 / 92 / ECおよび通達2011 / 61 / EUを改正する、金融商品市場に関する2014年5月15日付欧州議会および理事会通達2014 / 65 / EU
近代化法	リスク資本に投資する投資法人に関する2004年6月15日法、専門投資信託に関する2007年2月13日法、投資信託に関する2010年12月17日法、リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法およびオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法を改正する、ルクセンブルグのファンド関連諸法の近代化に関する2023年7月21日法
MMF規則	マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会規則（EU）2017 / 1131
パート ファンド	（特に通達2009 / 65 / ECをルクセンブルグ法に導入する）2010年法パートに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パート ファンド	2010年法パート に基づく投資信託
RESA	ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン

SICAF	固定資本を有する投資法人
SICAR	リスク資本に投資する投資法人
SICAV	変動資本を有する投資法人
SIF法	専門投資信託に関する2007年2月13日法(改正済)
UCI	投資信託
UCI管理会社	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
UCITS	通達2009/65/EC第5条に基づき認可を受けた譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
UCITS所在加盟国	通達2009/65/EC第5条に基づきUCITSが認可を受けた加盟国
UCITSホスト加盟国	UCITSの受益証券が販売される、UCITS所在加盟国以外の加盟国
UCITS管理会社	2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社

ルクセンブルグの投資信託の形態

1988年4月1日までは、ルクセンブルグのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年8月25日法、1915年法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設定されていた。

1983年8月25日法は、通達85/611/EEC(以下「UCITS 通達」という。)の規定をルクセンブルグ法に導入する法律である投資信託に関する1988年3月30日法(改正済)に取って代えられた。

投資信託に関する2002年12月20日法(改正済)(以下「2002年法」という。)は、通達2001/107/ECおよび通達2001/108/EC(以下「UCITS 通達」という。)をルクセンブルグ法に導入した。

専門投資信託に関する2007年2月13日法(改正済)(以下「SIF法」という。)は、有価証券の公募を行わない投資信託に関する1991年7月19日法に取って代わった。専門投資信託(以下「SIF」という。)は、当該ピークルへの投資に付随するリスクを正確に評価できる情報を十分に提供された投資者に対して提供される。SIFは、リスク分散の原則に従う投資信託であり、UCIの一種として区分されている。パート ファンドおよびパート ファンドと比較すると、SIFは、投資規則の点でより高い柔軟性を提供するのみならず、とりわけCSSFのプロモーターによる認可を必要としない点で監督規制をより緩やかにしている。適格投資家は、MiFID 別表 に定められた機関投資家およびプロの投資家のみならず、SIF法第2条に記載される条件を満たした、情報に精通した個人投資家も含まれる。

2010年法は、近代化法により最終改正された。

2010年法に従うルクセンブルグのUCITSおよびUCI

1. 2010年法に従うルクセンブルグのUCITSまたはUCIの概要

1.1. 一般規定とその範囲

1.1.1. 2010年法は、5つのパートから構成されている。

パート UCITS(以下「パート 」という。)

パート その他のUCI(以下「パート 」という。)

パート 外国のUCI

パート 管理会社

パート UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

2010年法は、パート が適用されるUCITSとパート が適用されるUCIを区分して取り扱っている。

1.1.2. ルクセンブルグで登録され、2010年法パート に基づきUCITSとしての適格性を有しているすべてのファンドは、欧州連合(以下「EU」という。)の他の加盟国において、通達2009/65/ECが当該国において立法化されている限度において、その投資口または受益証券を自由に販売することができる。

1.1.3. 2010年法第2条第2項は、第3条に従い、UCITSを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム、ならびに

- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム(受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。)

1.1.4. 2010年法第3条は、同法第2条のUCITSの定義に該当するものの、パート ファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

- クローズド・エンド型のUCITS
- EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるUCITS
- 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

1.1.5. 法的形態

2010年法パート またはパート に従う投資信託の主な法的形態は以下のとおりである。

- 1) 契約型投資信託 (fonds commun de placement (FCP), contractual common fund)
- 2) 公開有限責任会社 (société anonyme) の形態による変動資本を有する投資法人 (société d'investissement à capital variable) (以下「SICAV」という。)

上記の投資信託は、上記の投資信託の形態に基づき、2010年法、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

1.2. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

1.2.1. 契約型投資信託 (FCP)

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、その管理会社(以下「管理会社」という。)およびその保管受託銀行(以下「保管受託銀行」という。)の三要素から成り立っている。

FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資者の集団投資からなる、譲渡性のある証券およびその他の資産の分割できない集合体である。かかる投資者はその投資によって平等に利益および財産の分配に参加する権利を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資者は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資者の権利は、投資者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法および2010年法に従っている。投資者は、FCPに投資することにより、管理会社との間に確立されるFCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款(以下を参照のこと。)に基づく。FCPへの投資後、投資者は、かかる投資を行ったことにより、FCPの受益証券(以下「受益証券」という。)に対する権利を有する。

FCPの受益証券の発行の仕組み

FCPの受益証券は、通常、発行日の純資産価格(約款にその詳細が規定されることが求められる。)に基づいて発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益証券は買い戻されることができるが、約款に買い戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法に基づく場合には買い戻しが停止される。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

FCPの分配方針は約款の定めに従う。

パート ファンドに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパート ファンドに関する2010年法第91条は、CSSF規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

(注)本書の日付において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- FCPの純資産額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、2010年法パート に従いFCPとしての認可が得られてから6か月以内および2010年法パート に従いFCPとしての認可が得られてから12か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、CSSF規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、FCPの運用管理業務を約款に従って執行する。
- 発行価格および買戻価格は、パート ファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのFCPについては少なくとも1か月に1度は計算されなければならない。
- 約款には以下の事項が記載される。
 - (a) FCPの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b) 提案されている具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社がFCPから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) FCPの会計の決算日
 - (g) 法令に基づく場合以外のFCPの解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

(注)緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、CSSFはこれらの停止を命ずることができる。

1.2.1.1. 保管受託銀行

CSSFにより承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者がFCPの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。

これに加えて、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- FCPのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること(パート ファンドのみ)。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- FCPの収益が約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、FCPのキャッシュフローを適切に監視し、特にFCPの受益証券の申込みにおいてFCPの受益者によりまたはFCPの受益者のために行われるすべての支払が受領されるようにし、FCPのすべての現金がa) FCP名義、FCPを代理する管理会社名義または保管受託銀行名義で開設され、b) 中央銀行、1993年法に定められた金融機関もしくは認可された第三国の銀行において開設され、c) 1993年法の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。FCPを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b)に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

保管受託銀行は、上記段落に言及された職務を第三者に委任することを認められない。

FCPの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

- a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、() 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、() 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、管理会社名義で開設された1993年法の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってFCPに属するものであることが明確に確認できるようにする。
- b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、() 管理会社から提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてFCPの所有権を確かめることによってこれらの資産のFCPによる所有を確認し、() FCPが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

上記段落に言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委任されるのは、当該第三者が委任業務の遂行中常に2010年法第18条において定められた要件を充足している場合のみである。保管受託銀行は、定期的に、FCPのすべての資産をまとめた一覧を管理会社に提出する。

保管受託銀行が保管するFCPの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるFCPの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。 a) FCPの勘定のために資産の再利用が行われる場合、 b) 保管受託銀行が管理会社の指示を実行する場合、 c) FCPの利益のため、かつ、受益者の利益のための再利用である場合、および d) 権原譲渡契約に基づいてFCPが受領する優良かつ流動性のある担保(担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。)によって補償される取引である場合。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。パート ファンドの保管受託銀行は、その登録事務所は他の加盟国に所在するものでなければならない。保管受託銀行は、1993年法に定める金融機関でなければならない。

保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するFCPに関する経験を有していなければならない。このため、取締役およびその後任者に関する情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行は、ルクセンブルグ法に従い、FCPおよび受益者に対し、受託保管銀行または金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。かかる喪失の場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく管理会社に返却しなければならない。

保管受託銀行の責任は、保管にかかる資産の全部または一部を副保管受託銀行に委託したことにより影響を受けない。

1.2.1.2. 関係法人

(i) 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範

囲内であつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

パート ファンドについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託は以下の1.4.2.の(21)に定められた条件に従う。

パート ファンドについて、管理会社による委託は、以下の1.4.1.の(1)に定められた条件に従う。

() 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる(ただし、その義務はない。)。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

1.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき設立されている。パート ファンドは、公開有限責任会社(sociétés anonymes)として設立されている。

投資法人の投資口を保有する投資主は、規約中に定められることがある特定の状況における議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

1.2.2.1. 変動資本を有する投資法人(SICAV)

2010年法に従い、SICAVの形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

2010年法パート に従うSICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない限度で適用される。

SICAVは次の仕組みを有する。

投資口は、規約に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にSICAVによって発行され買い戻される。発行投資口は無額面で全額払い込まなければならない。資本は投資口の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

2010年法に定められる最も重要な要件は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しないSICAVの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したSICAVを含めすべてのSICAVの資本金は、2010年法パート に従いSICAVとしての認可が得られてから6か月以内および2010年法パート に従いSICAVとしての認可が得られてから12か月以内に125万ユーロに達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- 取締役および承認された法定監査人ならびにそれらの変更はCSSFに届け出ることを要し、CSSFの異議のないことを条件とする。
- 規約中にこれに反する規定がない場合、SICAVはいつでも投資口を発行することができる。
- 規約に定める範囲で、SICAVは、投資主の求めに応じて投資口を買い戻す。
- 投資口は、SICAVの純資産総額を発行済投資口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資口発行の場合増額し、投資口買戻しの場合減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はCSSF規則により決定することができる。
- 通常の期間内にSICAVの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、SICAVの投資口を発行しない。
- 規約は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、SICAVの資産評価の原則および方法を特定する。
- 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。

- 規約は、発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定する(パート ファンドについては最低1か月に2回、またはCSSFが許可する場合は1か月に1回とし、パート のファンドについては最低1か月に1回とする。)。
- 規約は、SICAVが負担する費用の性質を規定する。

1.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資法人

従来、ルクセンブルグ法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資法人においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資法人の仕組みが用いられていた。

しかしながら、買戻会社の投資口買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の投資口は、通常、1株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

買戻会社を有しない投資法人も設立されているが、その規約は、投資主の請求があれば投資口を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

1.2.2.3. 保管受託銀行

会社型投資法人の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。

SICAVの保管受託銀行の役割は上記1.2.1.1に定められる通りである。

1.2.2.4. 関係法人

投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記1.2.1.2.「関係法人」中の記載事項は、原則として、ファンドの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

1.2.2.5. 会社型パート ファンドの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にパート ファンドであるSICAVに関し定められている。

(1) SICAVが、通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、SICAVの組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- SICAVの業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該SICAVが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がCSSFに直ちに報告されなければならない。SICAVの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきSICAVを代理するか、またはSICAVの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、SICAVと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、SICAVが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

SICAVは、CSSFに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

SICAVは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、SICAVの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

CSSFは、SICAVが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該SICAVに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
 - (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
 - (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ/または組織的に違反した場合
 - (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (2) 以下の1.4.2.の(21) および(22) に定める規定は、通達2009 / 65 / ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVに適用される。ただし、「管理会社」は「SICAV」と解釈される。

SICAVは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

- (3) 通達2009 / 65 / ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、CSSFは、SICAVの性格にも配慮し、当該SICAVが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム(特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、当該SICAVに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所をたどることが可能であること、ならびに管理会社が運用するSICAVの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

1.3. 2010年法によるルクセンブルグのUCITSおよびUCIの投資制限

A) パート ファンド / UCITS

以下に定められた投資制限は、別途指示されない限り、FCPおよび会社型投資信託と同程度まで適用される。

パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されている。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第41条ないし第52条の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。

主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) UCITSは、証券取引所に上場されておらず、定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制ある市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%を超えて投資することができない。ただし、かかる証券取引所または他の規制ある市場がEU加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるUCITSの約款または設立文書に規定されていなければならない。
- (2) UCITSは、通達 2009 / 65 / ECに従い認可されたUCITSまたは同通達第 1 条第 2 項第 1 号および第 2 号、 a) および b) に規定する範囲のその他のUCIの受益証券に(設立国が加盟国であるか否かにかかわらず) 投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - かかるその他のUCIは、CSSFがEU法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。

- かかるその他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達2009 / 65 / ECの要件と同等であること。
 - かかるUCIの業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用の評価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
 - (合計で)取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIの資産の10%超が、その約款または設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資されないこと。
- (3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引き出すことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関が加盟国に登録事務所を有するか、第三国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) UCITSは、上記(1)に記載する規制ある市場で取引される金融デリバティブ商品(現金決済商品と同等のものを含む。)および/または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品(以下「OTCデリバティブ」という。)に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの約款または設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
 - OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
 - OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。
- CSSFは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付CSSF通達11 / 512を制定している。同通達は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。CSSF通達11 / 512は、2018年8月23日にCSSFにより出された通達18 / 698により改正された。
- (5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資者および預金の保護を目的として規制されている場合、規制ある市場で取引されていないもので、2010年法第1条(すなわち上記(1))に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
- 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
 - 上記(1)に記載される規制ある市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
 - EU法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEU法が規定するのと同じ程度厳格であるとCSSFが判断する慎重なルールに服し、これを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
 - CSSFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記3つに規定するものと同程度の

投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも10,000,000ユーロの資本および準備金を有し、第4通達78/660/EECに従い年次財務書類を公表する会社、一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのピークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

- (6) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。
- (7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。
- (8) UCITSは、その純資産の20%を上限として、流動資産を保有することもできる。流動資産は、経常的支払いまたは例外的な支払いに充てるために、または2010年法第41条第1項に定める適格資産への再投資のために必要な期間にわたって、もしくは市場状況が好ましくない場合において厳に必要な期間にわたって、いつでも利用可能な銀行の当座預金口座において保有される現金等の要求払預金に限定される。
- (9) (a) ルクセンブルグに登録事務所を有する投資法人または管理会社(各運用UCITSに関するもの)は、常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク・プロフィール全体への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSはまた、OTCデリバティブの価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITSは、CSSFが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプに関して、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、CSSFに定期的に報告しなければならない。
- (b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をCSSFが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。
- (c) UCITSは、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの純資産総額を超過しないようにしなければならない。
当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、将来の市場動向およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。
UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資上限額を超過してはならない。UCITSが指数を基礎とする金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する上限額の目的において合計する必要はない。
譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブ商品を内包する場合は、本項の要件への適合については、デリバティブ商品も勘案しなければならない。
- (10) (a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。
UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。
UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてはならない。

(b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する各発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、その資産の20%を超える部分が一つの機関に投資されることになる場合は、以下のものを合計してはならない。

- 当該機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
- 当該機関への預金、または
- 当該機関について行われたOTCデリバティブ取引から生じるエクスポージャー

(c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

(d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、カバード・ボンドの発行およびカバード・ボンドの公的監督に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会通達(EU)2019/2162に定められたカバード・ボンド(obligations garanties)(以下「カバード・ボンド」という。)の場合は、25%を上限とすることができる。カバード・ボンドの発行による代り金は、法律に従い、当該カバード・ボンドの全有効期間中、当該カバード・ボンドに付帯する請求を充足できる資産であって、かつ、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払いに充てられる資産に投資されるものとする。

UCITSがその資産の5%超を一つの発行体が発行するカバード・ボンドに投資する場合、かかる投資の合計価額は、その資産価額の80%を超過してはならない。

(e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、(b)に記載される40%の制限を適用する目的において考慮されなければならない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。従って、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、または上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金もしくはデリバティブ商品への投資は、合計で当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

通達83/349/EECまたは公認の国際的な会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては同一発行体とみなされるものとする。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%の制限まで投資することができる。

(11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの約款または設立文書に従って、その投資方針の目的がCSSFの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債務証券への投資については、20%まで引き上げることができる。ただし、次の条件をみだす場合に限る。

- 指数の構成銘柄が十分分散されていること
- 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること

- 指数が適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制ある市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にものみ許される。

- (12) (a) (10)にかかわらず、CSSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、加盟国、その一もしくは複数の地方自治体、非加盟国または一もしくは複数の加盟国が属している公的国際機関が発行または保証する、異なる種類の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、単一の銘柄がその全資産の30%を超えてはならない。

- (b) (a)に記載するUCITSは、その約款または設立文書において、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関について明記しなければならない。

- (c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書または販売文書の中に、かかる許可に関する注意喚起文言を記載し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を表示しなければならない。

- (13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用上、複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていないなければならない。

- (b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、一つのUCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSがUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のUCITSおよび/または他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる投資先UCITSおよび/またはUCIの受益証券への投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

他のUCITSおよび/または他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、目論見書において、当該UCITSならびに投資を予定している投資先UCITSおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。さらに、年次報告書において、当該UCITSならびに投資先UCITSおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かか

る運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。

- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追従する投資を行う場合、目論見書および必要な場合は販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合は販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資者の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パート または通達2009/65/ECに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- () 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - () 同一発行体の債務証券の10%
 - () (2010年法第2条第2項の意味の範囲の) 同一UCITSまたはその他のUCIの受益証券の25%
 - () 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記()ないし()の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) 加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) 非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) 一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 4) 非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
 - 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が設立された

国における運用、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。

(16) (a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本書1.3. A)の制限に適合する必要はない。

リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。

(b) 上記(a)の制限がUCITSのコントロールを超えた理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。

(17) (a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。

(b) (a)にかかわらず、

1) UCITSは、借入れが一時的であり、かつ投資法人の場合はその資産の10%までを表象する場合は当該10%までを、またはFCPの場合はそのファンド価額の10%までを表象する場合は当該10%までを借入れをすることができる。

2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。

UCITSが、1)および2)に基づき借入れを承認される場合、当該借入れは、合計でそのUCITSの資産の15%を超過してはならない。

(18) (a) 上記(1)ないし(9)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となつてはならない。

(b) (a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品であつて一部払込未了のものを取得することを妨げるものではない。

(19) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行つてはならない。

2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する通達を実施する、2007年3月19日付EU通達2007/16/ECを、ルクセンブルグにおいて実施している。

2008年2月19日に、CSSFは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の特定条文を明確化する、UCITSの投資対象としての適格資産に関する欧州証券規制当局委員会(CESR)ガイドラインに関する通達08/339(以下「通達08/339」という。)を出した。

通達08/339は、2002年法の関連規定(2010年法の対応する規定により取って代えられる。)の意味の範囲内で、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従つて特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。通達08/339は、2008年11月26日にCSSFにより出された通達08/380により改正された。

2008年6月4日に、CSSFは、証券貸借取引等のUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示したCSSF通達08/356を出した。

通達08 / 339は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。当該通達08 / 356は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該通達は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

CSSF通達14 / 592には、効率的なポートフォリオ管理手法および担保の管理に関する重要な規定も記載されている。当該通達は、ETFおよびその他のUCITSに関するESMAガイドライン(2014年8月1日に公表されたESMA / 2014 / 937)を実施する。また、ESMAガイドラインには、すべてのUCITSに適用される金融指標、デリバティブ商品に適用される一定の規則とともに、指数連動UCITSおよびUCITS ETFに適用される具体的なガイドラインが盛り込まれている。

B) パート ファンド / UCI

パート ファンドに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、CSSF規則によって、FCPについては2010年法第91条第1項に従い、SICAVについては2010年法第96条第1項に従い決定され得る。かかる大公規則は未だ出されていないが、CSSFは、これに関する通達を出している。

IML通達91 / 75 (CSSF通達05 / 177、18 / 697、21 / 790および22 / 811により改正済)は、パート ファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パート ファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パート ファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に営業し、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券には、その純資産の10%を超えて投資できず、
- b) 同じ発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできず、
- c) 同じ発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、OECD加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするECの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、当該UCIがパート ファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型UCIの受益証券の購入にも適用される。

上記にかかわらず、規則については、ケース・バイ・ケースでCSSFとともに協議することができ、オルタナティブ投資戦略を採用するファンドに関する具体的な制限は、CSSF通達02 / 80に記載されている。

1.4. 管理会社

1.4.1. 2010年法第16章に従う管理会社

同法第125 - 1条および第126 - 1条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。

(1) 管理会社の業務の開始にはCSSFの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない

い。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。1915年法の規定は、2010年法が適用除外を認めない場合は、2010年法第16章の適用を受ける管理会社に適用される。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられ修正は、CSSFによりメモリアルにおいて公告される。

管理会社は、以下の活動以外の活動に従事してはならない。

- a) 通達2011/61/EUの意味の範囲内のAIF以外の投資ビークルの運用を行うこと。
- b) 通達2011/61/EUの意味の範囲内のAIFとしての適格性を有している一もしくは複数のFCP、または通達2011/61/EUの意味の範囲内のAIFとしての適格性を有している一もしくは複数のSICAVもしくはSICAFのために、2010年法第89条第2項の意味の範囲内の管理会社の業務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該FCPおよび/またはSICAVもしくはSICAFのために、2010年法第88-2条第2項a)に従い外部運用者を選任しなければならない。
- c) その運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額を超えない場合において、一または複数のAIFの運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行うものとする。

- . CSSFに対して当該管理会社が運用するAIFを特定すること。
- . 運用するAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供すること。
- . CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、主要譲渡証券に関する情報、主要エクスポージャーに関する情報、および運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に連絡すること。

上記に記載される限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年法第88-2条第2項a)の意味の範囲内の外部運用者を選任しなかった場合、または当該管理会社が2013年法に服することを決定した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日の期限内にCSSFに対し認可の申請を行わなければならない。

通達2011/61/EUの意味の範囲内のAIF以外の投資ビークルがそれに関係する特定分野の法律に準拠する場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、) または) に記載される業務をあわせて行うことなく) に記載される活動のみを行うものとして認可を受けることはできない。管理会社自らの資産の運用は、付随的な性質のものに限定されるものとする。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第16章の規定に服し、上記) または) に記載される活動を行う管理会社は、事業のより効率的な運営のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) 管理会社はCSSFに対し適切な方法で通知しなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資者の最善の利益のために、管理会社が行為し、UCIが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体のみ付与される。

- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり、かつ、これが国外の事業体に付与される場合、CSSFと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- e) 投資運用の中核的業務に関わる権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。
- 上記)に記載される活動を行う管理会社は、業務のより効率的な運営のため、自らの運用業務および販売業務のいくつかを遂行する権限を、当該管理会社が選任した外部運用者がこれらの業務を自ら遂行しない範囲内において、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。
- a) CSSFは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社の適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資者の最善の利益のために行うこと、またはFCP、SICAVもしくはSICAFが投資者の最善の利益のために運用されることを妨げてはならない。
- (2) CSSFは以下の条件で管理会社に認可を付与する。
- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。管理会社は常にこの条件を遵守しなければならないことに留意すべきである。かかる最低金額は、CSSF規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。
- (注) 現在はかかる規則は存在しない。
- b) 上記a)に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。
- c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。
- d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がCSSFに提供されなければならない。
- e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。
- (3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
- 当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
- (5) CSSFは、以下の場合、2010年法第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することができる。
- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。
- b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ/または組織的に違反した場合。
- e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。
- (6) 管理会社は、自らのために、運用するUCIの資産を使用してはならない。
- (7) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

- (8) 2010年法第88 - 2条第2項a)の意味の範囲内の外部AIFMを選任せずに、通達2011 / 61 / EUの意味の範囲内の一または複数のAIFを運用する管理会社は、運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額を上回る場合、2013年法第2章に基づき、AIFMとしての認可もCSSFから事前に取得しなければならない。
- (9) 上記(8)に記載される管理会社は、2013年法別表 に記載される活動および2010年法第5条第4項に規定される付随的活動にのみ従事することができる。
- (10) 上記(8)に記載される管理会社は、自らが運用するAIFに関して、当該管理会社に適用される範囲内で、2013年法に規定されるすべての規則に服する。
- (11) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にCSSFの承認を得なければならない。
- (12) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、CSSFから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。
- (13) 地方裁判所(tribunal d'arrondissement)の商事部は、自らの主導により行為する検察官またはCSSFの要請に基づき、() 2010年法第125条第1項に規定されるリストおよび(場合に応じて)() 2013年法第7条第1項に規定されるリストに基づく登録が確定的に拒否または撤回された管理会社の解散および清算を宣告するものとする。
- (14) 上記(13)に記載された2つのリストの撤回に関するCSSFの決定により、当該管理会社に対してCSSFが通知を行った日から、当該決定が確定する日まで、CSSFの承認がある場合を除き、当該管理会社による一切の支払いが停止されるとともに、保全措置以外の措置を講じることが禁止されるものとし、かかる保全措置以外の措置を講じた場合は当該措置を無効とする。

1.4.2. 2010年法第15章に従う管理会社

同法第101条ないし第124条は、2010年法第15章に従う管理会社に適用される以下の規則および要件を定めている。

ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社が業務を行うための条件

- (1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。2010年法に基づき管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効である。
- 管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。現行法が適用除外を認める場合を除き、1915年法の規定が2010年法第15章に従う管理会社に適用される。
- 認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。
- (2) 管理会社は、通達2009 / 65 / ECに従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、当該通達に定められていないその他のUCIの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達2009 / 65 / ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。
- UCITSの運用のための活動は、2010年法別表 に列挙されている業務を含む。
- (注) 当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。
- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

- (a) 投資者の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用
(年金基金が保有するものも含む。)
- (b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務

管理会社は、2010年法第15章に基づき本段落に記載された業務のみの提供または(a)の業務を認可されることなく付随的業務のみの提供を認可されることはない。

本項において、投資顧問業とは、1993年法付属書 第B節に記載される金融商品に関する1件以上の取引に関し顧客から要請があった場合または管理会社により主導された場合に当該顧客に対し個人向けの推奨を提供することをいう。

本項において、個人向けの推奨とは、投資家もしくは潜在的投資家としてまたは投資家もしくは潜在的投資家の代理人としての個人に対して行われる推奨をいう。

かかる推奨は、当該個人に適切となるよう提示され、または当該個人の状況を考慮して行われなければならない。かつ、以下の一連の措置のいずれかを講じる旨の推奨とならなければならない。

- (a) 特定の金融商品を売買し、申し込み、交換し、買い戻し、保有し、または引き受けること
- (b) 金融商品を売買し、申し込み、交換し、または買い戻すことができる、特定の金融商品により付与される権利を行使し、または行使しないこと

推奨が市場濫用に関する2006年5月9日法第1条第18項の意味の範囲に含まれる配布手段を通じて独占的に提供されたか、または一般に対して行われた場合、かかる推奨は個人向けの推奨とはならない。

- (4) 金融商品市場に関する2004年4月21日付欧州議会および欧州理事会通達2004 / 39 / EC第2条第2項、第12条、第13条および第19条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。
- (5) 2010年法第101条第2項の適用除外により、2010年法第15章に従い認可され、かつ、通達2011 / 61 / EUの意味の範囲内のAIFの運用者として任命されたルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、さらに、2013年法第2章に従い、AIFの運用者としてCSSFから事前に認可を取得しなければならない。
- (6) 管理会社が2010年法第101条第1項に基づく認可を申請する場合、当該管理会社は、2010年法第102条に基づく認可手続の枠組み内で既に提出済みの情報または文書をCSSFに提供することを免除される。ただし、かかる情報または文書が最新のものであることを条件とする。
- (7) 管理会社は、2013年法別表 に記載される活動および2010年法第101条に基づく認可を要する追加されたUCITSの運用活動以外の活動を行ってはならない。AIFの運用活動の枠組み内において、かかる管理会社は、さらに、金融商品に関する注文の受理および伝達を含む付随的業務を提供することができる。
- (8) AIFのAIFMとして任命された管理会社は、当該管理会社に適用される範囲内で、2013年法に規定されるすべての規則に服する。
- (9) CSSFは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しない。
 - (a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。
 - 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。

- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。
 - () 管理会社が運用するFCP(管理会社が運用権限を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)
 - () 管理会社が指定管理会社とされた投資法人
 - () 管理会社が運用するUCI(管理会社が運用権限を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)
- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、通達2006/49/EC第21条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはCSSFがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- (b)(5)(a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。
 - (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好なレピュテーションを有し、管理会社が運用するUCITSに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。
 - (d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
 - (e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。
 - (f) 取締役は、当該UCITSまたはUCIの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。
- (10) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。
CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。
CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。
- (11) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
 - (12) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
 - (13) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- (d) 認可が上記(3) (a) に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、通達2006 / 49 / ECの施行の結果、1993年法に適合しなくなった場合。
- (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
- (f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

管理会社が、(2010年法第116条に従い) 集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSFは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。

- (14) CSSFは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の投資主またはメンバー(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。) の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。

CSSFは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の投資主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

- (15) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。

承認された法定監査人の変更は、事前にCSSFの承認を得なければならない。

- (16) 地方裁判所(tribunal d' arrondissement) の商事部は、自らの主導により行為する検察官またはCSSFの要請に基づき、() 2010年法第101条第1項に規定されるリストおよび(場合に依りて) () 2013年法第7条第1項に規定されるリストに基づく登録が確定的に拒否または撤回された管理会社の解散および清算を宣告するものとする。

- (17) 本項(16) に記載された2つのリストの撤回に関するCSSFの決定により、当該管理会社に対してCSSFが通知を行った日から、当該決定が確定する日まで、CSSFの認可がある場合を除き、当該管理会社による一切の支払いが停止されるとともに、保全措置以外の措置を講じることが禁止されるものとし、かかる保全措置以外の措置を講じた場合は当該措置を無効とする。

ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (18) 管理会社は、常に上記(1) ないし(6) に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(5) (a) に特定されるレベルを下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、CSSFは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

- (19) 管理会社が運用するUCITSの性格に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、通達2009 / 65 / ECに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。

- (a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム(特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己の資金の投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。) を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に依り再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するUCITSの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (20) (3) (a) に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、
- 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資者の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するUCITSの受益証券に投資してはならない。
 - (3) の業務に関し、1993年法に基づく投資家補償スキームに関する通達97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。
- (21) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。
- a) 管理会社は、CSSFに上記を適切に報告しなければならない。CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
 - b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資者の最善の利益のために管理会社が活動し、UCITSが運用されることを妨げてはならない。
 - c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
 - d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
 - e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
 - f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
 - g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資者の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
 - h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
 - i) UCITSの目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。
管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。
- (22) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
 - (b) 管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
 - (c) 事業活動の適切な遂行に必要なリソースと手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
 - (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するUCITSが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。

- (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資者の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。
- (23) 管理会社は()健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進する報酬に関する方針および実務を策定して、適用するものとする。この報酬に関する方針および実務は、()リスク・プロフィール、ファンド規則または、管理会社が管理するUCITSの設立文書に合致しないリスクを取ることを奨励したり、管理会社のUCITSの最善の利益のために行為する義務の遵守を損なうものではなく、()自社の規模、組織および事業の性質、範囲、複雑さに応じたものとする。
- (24) 管理会社は、管理会社が投資者の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資者によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資者は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。
- (25) 管理会社は、1993年法第1条1)の意味の範囲内の専属代理人を依頼する権限を有する。管理会社が専属代理人を依頼することを決定した場合、当該管理会社は、2010年法に基づき認められた活動の範囲内において、1993年法第37 - 8条に基づく投資会社に適用されるものと同じ規則を遵守するものとする。この場合、本項において使用される「投資会社」は「管理会社」と読み替えるものとする。

設立の権利および業務提供の自由

- (26) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表 に定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。
- (27) 通達2009 / 65 / ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。
- (28) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

UCITS管理会社に適用される制度は、最初に2003年7月30日付CSSF通達03 / 108により強化された。かかる通達の目的はUCITS管理会社に適用される規定および要件を明確にすることであった。その範囲において、同通達では、管理会社が事業を開始するためには事前にCSSFの認可を必要とすることを確認している。また、以下は同通達の主要な点をまとめたものである。

- 業務プログラムはCSSFに提出されなければならない。
- 人的資源について、管理会社は原則として常勤職員を雇用しなければならない。ただし、CSSFにより認められる特例として、職員は他の機関から出向または派遣することが可能である。また、業務は、個々に評判および経験に関する要件を満たす少なくとも2名の者が遂行しなければならない。
- 管理会社の業務を遂行する2名の者について、2名のうち1名はルクセンブルグを本拠としなければならない。管理会社が一任顧客ベースでポートフォリオの運用業務を行っている場合、業務を遂行する2名の者がルクセンブルグを本拠としなければならない。また、かかる2名のいずれも、管理会社が管理会社を務めるUCITSの保管銀行の従業員であってはならな

い。2名は、業務契約により管理会社の従業員になるかまたは管理会社と関連性を有することができる。

- 通達では、管理会社はその権限の一部の委任を認められるため充足すべき条件、管理会社の職員および特に業務遂行の責任を負う2名が、管理会社から権限を委任された者を監視するためのシステムおよびアレンジならびにかかる2名が権限の委任先が実行する業務を監督するため受領すべき報告書の種類が詳細に記載されている。管理会社の業務を遂行する者は常にUCITSに関する会計書類をリアルタイムでまたは簡易な請求手続で入手できなければならない。
- 投資運用権限の保管銀行に対する委託は禁止されているが、EU非加盟国の企業が当該EU非加盟国において慎重な監督に服している場合にのみ、かかる投資運用権限をかかえる企業に対し委託することができる。
- 通達は、付属書類として、四半期毎に作成の上CSSFに提出すべき6種の別表を含んでいる。提供される情報は、管理会社の財政状態および管理会社の業務に関係するものである。

さらに、2010年法の効力発生後、CSSFは、2010年法第15章に従うルクセンブルグの管理会社および2010年法第27条の意味の範囲の管理会社(いわゆる「自己管理型投資法人」)に指定されていない投資法人に適用される新たな規定に関するCSSF通達03/108に取って代わったCSSF通達12/546(CSSF通達15/633により改正済)を発行した。同通達の目的は、2010年法の効力発生後にUCITS管理会社および自己管理型投資法人が遵守すべき新たな要件につき詳細に説明することである。主な変更点は以下の領域を含んでいる。

- 設立要件
- 利益相反
- 行為規範
- リスク管理

CSSFは、2018年8月23日に、通達12/546(改正済)を置き換えるために通達18/698を公表したが、その目的は、オルタナティブ投資ファンドに関連する立法上の変更を考慮すること、およびルクセンブルグのUCITS管理会社およびAIFMの承認の取得ならびに維持に係る条件を単一の通達に集約することだった。

2. 2010年法に従うルクセンブルグのUCITSまたはUCIに関する追加的な法律上および規制上の規定

2.1. 設立および運営に関する法律および法令

2.1.1. 1915年法

1915年法は、管理会社、および(2010年法により明示的に適用除外されていない限り)SICAVまたはSICAFの形態の投資法人に対して適用される。

以下は、公開有限責任会社(société anonyme)の形態をとった場合に関する説明であるが、SICAVにも一定の範囲で適用される。

2.1.1.1. 会社設立の要件(1915年法第420条の1)

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000ユーロまたは他の通貨によるその同等額である。

2.1.1.2. 規約の必要的記載事項(1915年法第420条の15)

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- () 設立者の身元
- () 会社の形態および名称
- () 本店の所在地
- () 会社の目的

- () 発行済資本および授權資本(もしあれば)の額
- () 発行時に払込済の額
- () 発行済資本および授權資本を構成する株式の種類の記事
- () 記名式または無記名式の株式の形態および轉換権(もしあれば)に対する制限規定
- () 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名
 - (注) 1915年法に対する最新の改正は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、CSSFは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。
- () 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- () 資本の一部を構成しない株式(もしあれば)に関する記載
- () 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- () 会社の存続期間
- () 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬(その種類を問わない。)の見積

2.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件(1915年法第420条の17)

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- () 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これを官報「RESA」に公告すること
- () 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

2.1.1.4. 発起人および取締役の責任(1915年法第420条の19および第420条の23)

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2.1.2. 関連するその他の規制

- マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会規則(EU) 2017/1131(以下「MMF規則」という。)
- 2025年2月24日付のMMF規則に基づくストレステスト・シナリオについてのESMAガイドライン(ESMA50-43599798-12301)
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての通達2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会通達2010/43/EUを実施する2010年12月22日付CSSF規則No.10-4(CSSF規則No.22-05により改正済)
- ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての通達2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会通達2010/44/EUを実施する2010年12月22日付CSSF規則No.10-5(CSSF規則No.11-04により改正済)
- 2024年3月25日、欧州委員会は、UCITS指令およびAIFMDに基づくファンドのクロス・ボーダー販売および運用に関する規制技術基準(RTS)および実施技術基準(ITS)を含む一連の委任および実施規則を公表した。これらの規則は、AIFMおよびUCITSのクロス・ボーダー活動について通知すべき情報ならびにかかる通知の書式および内容を規定している。4つの規則はすべて2024年4月14日付で発効し、RTSは2024年6月25日付で適用されており、またAIFMに関するITSは2024年4月14日付、UCITSに関するITSは2024年7月14日付でそれぞれ適用されている。

2.1.3. ルクセンブルグにおける投資信託の認可・登録および監督

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

- () 次の投資信託はルクセンブルグのCSSFから正式な認可を受けることを要する。
- ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
 - EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他の加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。
- () 認可を受けたUCIは、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。
- () ルクセンブルグ法、規則およびCSSFの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。CSSFのかかる決定に対し不服がある場合には、行政裁判所(tribunal administratif)に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはCSSFの要請に基づき、該当するルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって設置された金融庁(Institut Monétaire Luxembourgeois)(IML)に取って代わられた。IMLは、1998年4月22日法によりルクセンブルグ中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、CSSFに移管された。

CSSFの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、パート ファンドが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書を公表する義務も規定している。かかる文書は、比較が可能となるよう共通の様式で作成されるものとし、また、個人投資家に分かりやすい方法で提示されるものとする。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各FCPのために、その目論見書および主要投資家情報文書ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。
- 主要投資家情報文書は、投資者がUCITSの受益証券の申込みを行う前に、無償で投資者に提供されなければならない。

さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資者に提供されなければならない。

- 投資者は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および主要投資家情報に記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資者に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。

2.1.4. 2010年法によるその他の要件

- () 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、2010年法第2条、第87条および第100条第1項に基づくルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

() 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合のみファンドが認可される旨規定している。

2010年法に従うUCITSは、前項に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、CSSFにより認可されないものとする。

a) FCPは、当該FCPを運用するための管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。

b) 上記a)を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたUCITSが通達2009/65/ECに従う管理会社により運用され、通達2009/65/ECに基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、CSSFは、2010年法第123条に従い、当該UCITSを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、CSSFは、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてUCITSの認可を拒否することがある。

a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合

b) 管理会社が2010年法第15章に基づきUCITSを運用することを認可されていない場合

c) 管理会社がその所在加盟国においてUCITSを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人(該当する場合は)、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、UCITSの認可が付与されたか否かにつき通知を受けけるものとする。

() 外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいてCSSFに提出された場合の事前の意見確認

CSSFの監督に服する投資信託が定めるルクセンブルグの目論見書は、CSSFの事前のコメントを得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付CSSF通達05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

() 目論見書の記載内容

目論見書は、提案された投資について投資者が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかにかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。目論見書は、少なくとも2010年法の別紙のスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

() 誤解を招く表示の禁止

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

() 財務状況の報告および監査

1915年法第73条第2項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資者に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資者が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解(該当する場合)の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資者またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

CSSF通達21/790は、UCITSおよびパート UCIに関する年次長文式報告書の従前の要件を修正し、SIFおよびSICARに関する長文式報告書の要件を設定する。長文式報告書は、UCIが記入する自己評価アンケートおよび独立監査人が記入する欄を含み、後者は、独立監査人による判断を必要としない選択型の質問への回答を含む。UCIは、年度終了後6か月以内にかかる報告書をCSSFに提出しなければならない。

() 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML通達97/136(CSSF通達08/348により改正)に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

() 違反があった場合の罰則規定

1人または複数の取締役または1915年法および2010年法に基づき、投資信託の運用・運営に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には50,000ユーロ以下の罰金刑に処される。

2.2. 清算

2.2.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

2.2.1.1. FCPの強制的・自動的解散

- a. 管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、その後2か月以内に後任が見付からない場合
- b. 管理会社が破産宣告を受けた場合
- c. 連続して6か月を超える期間中、純資産額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合

(注)純資産額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、CSSFは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

2.2.1.2. SICAVについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。
- b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の投資口を保有する投資主によって決定される。

2.2.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、CSSFによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散されなければならない。

2.2.2. 清算の方法

2.2.2.1. 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

a) FCP

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定(もしあれば)に基づき受益者によって選任された清算人

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、CSSFがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする(2010年法第145条第1項)。

清算人がその就任を拒否し、またはCSSFが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはCSSFの要請により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

2.2.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、CSSFの要請によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いCSSFの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記2.2.2.1.に記載された方法で預託される。

2010年法第101条第1項に規定されるリストの撤回に関するCSSFの決定により、当該管理会社に対して当該管理会社の費用負担でCSSFが通知を行った日から、清算を命じる判決まで、監督委員の承認がある場合を除き、法律上、当該管理会社による一切の支払いが停止されるとともに、保全措置以外の措置を講じることが禁止されるものとし、かかる保全措置以外の措置を講じた場合は当該措置を無効とする。監督委員の権限は、CSSFの要請に基づき、地方裁判所の商事部裁判長により任命される一または複数の監督委員により行使される。申立は、管理会社が登録事務所を有

する区域を管轄する裁判所に対して、略式手続に適用される手順に従って行うものとする。監督委員は、その義務の遂行に必要な技量およびプロフェッショナルとしての経験を有するものとする。裁判所により監督委員が任命されるまでの間、CSSFは、法律上、監督委員を務めるものとする。

管理会社によるすべての行為および決定には、監督委員の書面による承認を必要とし、かかる承認が得られていない場合、当該行為または決定は無効とする。

ただし、裁判所は、承認の対象となる業務の範囲を制限することができる。

2.3. 税制

2.3.1. ファンドの税制：年次税 (taxe d'abonnement)

2010年法第174条第1項に従い、同法に従う投資信託は、以下の場合を除き純資産額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

2010年法第174条第2項に従い、以下の投資信託については、年率0.01%に軽減されている。

- MMF規則に基づきマネー・マーケット・ファンドとして認可されているルクセンブルグの投資信託
- 2010年法に規定された複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントおよびUCI内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

規則(EU)2019/2088を改正する、持続可能な投資を促進するための枠組みの確立に関する2020年6月18日付欧州議会および理事会規則(EU)2020/852(以下「規則(EU)2020/852」という。)の第3条に定義され、同規則に従って開示される持続可能な経済活動に投資されるUCIまたは複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントの純資産の割合(経済活動が気候変動の緩和または気候変動への適応に実質的に貢献していると認定される条件を決定するため、また、かかる経済活動がその他の環境目的のいずれにも著しい害を及ぼさないかを決定するための技術審査基準を確立することにより欧州議会および理事会規則(EU)2020/852を補足する2021年6月4日付委員会委任規則(EU)2021/2139(改正済)(以下「委任規則(EU)2021/2139」という。)の別表 および の第4.26条、第4.27条、第4.28条、第4.29条、第4.30条および第4.31条に言及される経済活動に投資されるUCIまたは複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントの純資産の割合を除く。)が、UCIまたは複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントの純資産総額の5%以上に相当する場合、かかる比率は、第6項に定義される純資産の割合に関して0.04%になる。規則(EU)2020/852の第3条に定義され、同規則に従って開示される持続可能な経済活動に投資されるUCIまたは複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントの純資産の割合(委任規則(EU)2021/2139の別表 および の第4.26条、第4.27条、第4.28条、第4.29条、第4.30条および第4.31条に言及される経済活動に投資されるUCIまたは複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントの純資産の割合を除く。)が、UCIまたは複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントの純資産総額の20%以上に相当する場合、かかる比率は、第6項に定義される純資産の割合に関して0.03%になる。規則(EU)2020/852の第3条に定義され、同規則に従って開示される持続可能な経済活動に投資されるUCIまたは複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントの純資産の割合(委任規則(EU)2021/2139の別表 および の第4.26条、第4.27条、第4.28条、第4.29条、第4.30条および第4.31条に言及される経済活動に投資されるUCIまたは複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントの純資産の割合を除く。)が、UCIまたは複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントの純資産総額の35%以上に相当する場合、かかる比率は、第6項に定義される純資産の割合に関して0.02%になる。規則(EU)

2020/852の第3条に定義され、同規則に従って開示される持続可能な経済活動に投資されるUCIまたは複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントの純資産の割合(委任規則(EU)2021/2139の別表 および の第4.26条、第4.27条、第4.28条、第4.29条、第4.30条および第4.31条に言及される経済活動に投資されるUCIまたは複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントの純資産の割合を除く。)が、UCIまたは複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントの純資産総額の50%以上に相当する場合、かかる比率は、第6項に定義される純資産の割合に関して0.01%になる。上記第1項から第4項に言及される比率のいずれかの恩恵を受けるために、UCIの事業年度末における規則(EU)2020/852の第3条に定義され、規則(EU)2020/852に従って開示される持続可能な経済活動に投資される純資産の割合(UCIの事業年度末における委任規則(EU)2021/2139の別表 および の第4.26条、第4.27条、第4.28条、第4.29条、第4.30条および第4.31条に言及される経済活動に投資されるUCIまたは複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントの純資産の割合を除く。)は、監査業に関する2016年7月23日付法(改正済)第62条第(b)項に基づき公認監査人協会(Institut des Réviseurs d'Entreprises)が採用する国際監査基準に従った合理的な保証監査の観点から、第154条第1項に基づく要件に従って、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)により監査されるか、または適用ある場合は、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)により証明されるものとする。かかる割合およびUCIまたは複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントの純資産総額に関する当該割合に対応する比率は、年次報告書または保証報告書に記載されるものとする。第5項に定める要件に従って作成される年次報告書または保証報告書に記載される持続可能な経済活動(委任規則(EU)2021/2139の別表 および の第4.26条、第4.27条、第4.28条、第4.29条、第4.30条および第4.31条に言及される経済活動を除く。)に投資される純資産の比率を含む、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)により証明された証明書は、年次報告書または適用ある場合は保証報告書の完成後に行われる年次税(taxe d'abonnement)の初回申告のために登録税、不動産およびVAT当局(Administration de l'Enregistrement et des Domaines et de la TVA)に提出されるものとする。第177条を損なうことなく、提出された証明書に記載される持続可能な経済活動に投資される純資産の割合は、登録税、不動産およびVAT当局への証明書の提出後の4四半期について、規則(EU)2020/852の第3条に定義される持続可能な経済活動(委任規則(EU)2021/2139の別表 および の第4.26条、第4.27条、第4.28条、第4.29条、第4.30条および第4.31条に言及される経済活動を除く。)に投資され、各四半期末に評価される純資産の割合に適用される税率を決定する基準となるものとする。

上記の軽減税率の適用を受けるために、UCIは、登録税、不動産およびVAT当局に提出する定期的な申告書において、個別に適切な純資産額を記載するものとする。

2010年法第175条は、以下について年次税の免除を規定している。

- (a) 他のUCIに保有される受益証券により表章される資産の価額(当該受益証券に、専門投資信託に関する2010年法第174条もしくは2007年2月13日法第68条またはリザーブド・オルタナティブ投資信託に関する2016年7月23日法第46条に定める年次税が既に課されていることを条件とする。)

年次税が既に課されている他の投資信託の受益証券により表章される資産の価額について年次税の免除の適用を受けるために、当該受益証券を保有する投資信託は、登録税、不動産およびVAT当局に提出する定期的な申告書において、個別に当該価額を記載するものとする。

- (b) () その証券が機関投資家向けに限定され、また() 規則(EU)2017/1131に基づき短期マネー・マーケット・ファンドとして認められ、また() 公認の格付機関から最高の

格付けを取得しているUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメント

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラス証券が存在する場合、かかる免税は、その証券が機関投資家向けに限定されるクラスのみ適用される。

- (c) その証券が() 従業員のために一または複数の雇用者の主導により設立された企業退職年金機関または同様の投資ビークル、および() 従業員に退職手当を提供するため自らの保有資金を投資する一または複数の雇用者の会社、および() 汎欧州個人年金商品(PEPP)に関する2019年6月20日付欧州議会および理事会規則(EU)2019/1238に基づく汎欧州個人年金商品の枠組みにおける貯蓄者向けに限定されるUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメント

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラス証券が存在する場合、かかる免税は、その証券が第1項の()、() および() に言及される投資者向けに限定されるクラスのみ適用されるものとする。

- (d) 主な目的が小規模金融マイクロファイナンス機関への投資であるUCIおよびかかる目的の複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメント

- (e) 以下のようなUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメント
() その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されているもの、および
() 一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの。

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラス証券が存在する場合、かかる免税は、() の条件を充足するクラスのみ適用されるものとする。

- (f) ELTIF規則に定められた欧州長期投資ファンドとして認可されたUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメント

- (g) その受益証券または株式が一つ以上の規制市場または多国間取引施設において終日取引され、またその受益証券または株式の価格が純資産価額および適用ある場合は推定純資産価額から大きく乖離しないことを確保するために一つ以上のマーケットメーカーが介入するUCITSおよび複数のコンパートメントを有するUCITSの個々のコンパートメント。

上記の免除の適用を受けるために、UCIは、登録税、不動産およびVAT当局に提出する定期的な申告書において、個別に適切な純資産額を記載するものとする。

2010年法第176条第1項に従って、年次税の課税標準額は、各四半期末に評価されるUCIの純資産総額とする。

2.3.2. 日本の投資主または受益者の課税関係

現在のルクセンブルグ法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託ともに、投資信託自体または投資信託の投資主もしくは受益者が、当該ファンドの投資口または受益証券について、通常の所得税、キャピタル・ゲイン課税、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該投資主または受益者がルクセンブルグ大公国に住所、居所また恒久的施設を有している場合は、この限りでない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉課税を受けることがある。

ルクセンブルグの専門投資信託

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年2月13日法(「SIF法」)を採択した。

SIF法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、情報に精通した投資者向けの投資信託のための法律を定めることであった。

SIF法の下で設定されたピークルと2010年法に従うUCIをさらに区別するため、SIF法は、前者を「専門投資信託」(「SIF」)と称している。

SIF法は、近代化法により最終改正された。

1. 範囲

SIF制度は、()その証券が一または複数の情報に精通した投資者向けに限定されるUCIおよび()その設立文書によりSIF制度に服するUCIに適用される。

SIFは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりUCIとしての適格性も有している。かかる地位は、特に通達2003/71/EC等の各種欧州通達(いわゆる「目論見書通達」)の適用可能性の有無について重要性を有する。

SIFは、当該ピークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資者向けのものである。

SIF法では、情報に精通した投資者の定義を、機関投資家および専門投資家のほか、情報に精通した投資者の地位の遵守を書面で確約し、かつ、100,000ユーロ以上の投資を行う投資者またはSIFへの投資を適切に評価する専門技術、経験および知識を有することを認定するための査定対象となった投資者にまで拡大している。なお、かかる査定は、通達2006/48/ECに定める金融機関、通達2004/39/ECに定める投資会社または通達2009/65/ECに定める管理会社のいずれかによりなされる。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資者は、特に、個人富裕層によるSIFへの投資が可能であることを意味する。

SIF制度に従うためには、当該投資ピークルの設立文書(規約または約款)または募集書類に当該趣旨を明確に記載してこれを明示しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資者向けの投資ピークルが、必ずしもSIF制度に従うとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資者に限定される投資ピークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

2. 投資規則

EU圏外の統一UCIについて定める2010年法パート と同様に、SIF法は、SIFが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、原則として、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するピークルが、本制度を選択することができる。

SIFはリスク分散原則を遵守する。SIF法は、特別な投資規則または投資制限を規定していない。CSSFは、通達07/309によりリスク分散に関する特定のガイドラインを規定している。

3. 構造的側面および業務上の規則

3.1. 法律上の形態および利用可能な仕組み

3.1.1. 法律上の形態

SIF法は、特に、契約型投資信託(以下「FCP」という。)および変動資本を有する投資法人(「SICAV」)について言及しているが、SIFが設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。

- ・ 契約型投資信託

特性の要約については、上記 . の1.2.1項を参照のこと。

FCPへの投資者は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

- ・ 投資法人(SICAVまたはSICAF)

特性の要約については、上記 . の1.2.2項を参照のこと。

SIF法および2010年法パート に基づき、SICAVは、2010年法パート に従うSICAVの場合のように有限責任会社である必要はない。SICAVの形態で設立されるSIFおよびパート ファンドは、SIF法および2010年法パート が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、持分により制限されるパートナーシップ、有限責任会社、公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合または特別リミテッド・パートナーシップのうち一形態を採用することができる。

SIF法が適用除外を認める場合を除き、会社型投資信託の形態によるSIFは、1915年法の条項に服する。しかし、SIF法は、SIFについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.1.2. 複数クラスの仕組み

SIF法は、特に、複数のコンパートメントを有するSIF(いわゆる「アンブレラ・ファンド」)を設立することができる旨を規定している。

CSSFは当該SIFの他のサブ・ファンドの認可、またはSIF全体としての認可を取り消すことなく、SIFの1つのサブ・ファンドの認可を取り消すことができる。

さらに、SIF内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたSIFのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資者の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。

3.1.3. 資本構造

SIF法の規定により、SIFの最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、SIFの認可から24か月以内に達成されなければならない。これに対し、2010年法に従うUCIについては6か月または12か月以内である。FCPに関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額ではなく、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

SIFは、形態の如何を問わず、一部払込済み投資口/受益証券を発行することができる。投資口は、発行時に1口につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するSIFを設立することができる。さらに、SIFは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく(買戻しおよび/または申込みについて)オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

3.1.4 サブ・ファンド間の相互投資

アンブレラ型SIFのサブ・ファンドは、(かかるSIFの募集文書で許可されている場合)同一SIFの他のサブ・ファンドに投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

() 投資対象となるサブ・ファンドが、自ら投資を行うサブ・ファンドに投資しないこと。

- () アンブレラ型SIFの投資対象となるサブ・ファンドの議決権は、投資期間中は停止されること。
- () 投資対象となるサブ・ファンドの投資口/受益証券が当該SIFに保有されている限り、それらの価額は、純資産の最低値を確認する目的でのSIFの純資産の計算について考慮されないこと。

3.2. 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に従うUCIに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、SIF法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還(該当する場合)に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に従うSICAVまたはFCPの場合のように、発行価格、買戻価格または償還価格が純資産価格に基づくことを要求されない(ただし、2010年法第90条第1項および第2項に記載されたFCPであって、その約款に定められた条件および手続に従ってその受益証券を発行するクローズド・エンド型を除く。)。SIF法の下で、SIFは所定の確定した価格で投資口を発行することができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

SIFは、一部払込済投資口を発行することができ、そのため、異なるトランシェの取得は、取得の約定により当初申込時に確認された新規投資口の継続取得によってのみならず、一部払込済投資口(当初発行された投資口の発行価格の残額が分割して払い込まれるもの。)によって行うこともできる。

SIF法および2010年法(近代法により改正済)により、(a)UCIの保管受託機関の不在となる期間中および(b)UCIの保管受託機関が清算され、もしくは破産宣告を受け、債権者との取決め、支払停止もしくは裁判所の管理下の経営を求め、または類似の手続きに服する場合には、証券の発行および買戻しは禁止されている。

また、SIF法および2010年法(近代法により改正済)の規定により、投資家の利益のために必要な場合であって、SICAVの活動および運用に関する法令または規約の規定が遵守されていないとき、CSSFは、買戻しを停止することがある。

3.3. 現物出資の評価

現物出資は、現物出資を行う投資者の評価費用の負担で、独立監査人によって評価を受けなければならない。この要請は、特定の形態のSICAVについて、法律によって既にある程度要求されていたが、この新たな要請はCSSFの管理実務に反映される。

4. 規制上の側面

4.1. 慎重な制度

SIFは、CSSFによる恒久的監督に服する規制されたビークルである。

2010年法に従うUCIについて、CSSFは、SIFの設立文書、SIFの取締役/マネジャー、中央管理事務代行会社、保管銀行、ポートフォリオ・マネジャーおよび承認された法定監査人の選任を承認しなければならない。SIFの存続期間中、設立文書の修正および取締役または上記の業務提供業者の変更もまた、CSSFの承認を必要とする。

SIFは、規制当局の承認を得た場合のみ設立することができる。また、SIFはCSSFに以前に承認された文書およびその他の情報に重要な変更があった場合、CSSFに通知しなければならない。

4.2. 保管受託銀行

UCIと同様に、SIFは、その資産の保管を、ルクセンブルグに登記上の事務所を有する金融機関または他の加盟国に登録事務所を有する金融機関のルクセンブルグ支店である保管受託銀行に委託しなければならない。資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、保管受託銀行は、常にSIFの資産の投資方法ならびに当該資産が利用できる場所および方法を承知していなければならない。これは、資産の物理的な保管を地域の副保管受託銀行に委ねることを妨げるものではない。

SIF法は、保管受託銀行に対し、2010年法により課されるファンドの一定の運用に関する追加の監視職務の遂行を要求していない。

4.3. 承認された法定監査人

SIFの年次財務書類は、十分な専門経験を有するルクセンブルグの承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない。

4.4. 投資者に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、SIF法は、かかる書類の内容の最小限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の必須要素は、新規証券が新規投資者に対し発行される際に更新されなければならない。

SIFは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

SIFは、ルクセンブルグ会社法上の連結決算書作成義務を免除されている。

4.5 第三者への権限の委託

SIFは、一または複数の権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件に適合しなければならない。

- () CSSFが当該委託について適切に情報を提供されなければならない。
- () 当該委託がSIFの適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、SIFが投資者の最善の利益のために行われ、または運用されることを妨げてはならない。
- () SIF(またはその管理会社)の取締役は、当該委託について当該権限を遂行する資格と能力を有し、慎重に選任されたことを示さなければならない。また、SIFが(a)常に委託された活動を効果的に監督し、(b)常に委託行為に追加的指示を付与し、(c)投資者の利益を保護するために直ちに当該委託を取り消すことができることを示さなければならない。
- () 投資運用権限は、保管受託銀行に委託してはならない。

() SIFの募集書類に委託された権限を列挙しなければならない。

SIFは、投資運用権限を、() 資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ() 上級監督庁による慎重な監督に服している、事業体または自然人にのみ委託することができる。

当該権限がルクセンブルグ以外の事業体に委託される場合、CSSFと当該委託を規制する第三国の監督当局との協力が確保されなければならない。

これらの条件が満たされない場合、CSSFは当該委託を承認するかどうか決定することができる。

4.6 リスク管理および利益相反

SIFは、自己の投資ポジションおよび自己の投資ポートフォリオ全体の寄与に関連するリスクを適切な方法により、確定、測定、管理および監視するため、リスク管理のシステムを実施することを要求されている。

さらに、SIFは、投資者の利益に悪影響を与えるSIFの事業行為に直接または間接に関連ある者との間で生じる利益相反のリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。潜在的にまたは実際に利益相反がある場合、SIFは投資者の利益を保護することが要求される。

5 . SIFの税制の特徴

SIF法第68条に基づき、SIFについては、0.01% (これに対して、2010年法に基づき存続する大部分のUCIについては、0.05%) の年次税を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。

年次税は以下のものには課されない。

a) 他のUCIにおいて保有される受益証券により表章される資産の額 (当該受益証券に年次税が既に課されていることを条件とする。)

年次税をすでに課されている他のUCIにおいて保有される受益証券により表される資産の価額について年次税の免除の適格性を有するために、当該受益証券を保有するSIFは、登録税、不動産およびVAT当局に対して行う定期的な申告書において、個別に当該額を明記するものとする。

b) SIFおよび複数のコンパートメントを有する専門投資信託の個別のコンパートメントで、() MMF規則に従い短期マネー・マーケット・ファンドとして認可されており、() 認知されている格付機関から最高の格付を付与されているもの

c) その証券が() 従業員のために一または複数の雇用者の主導により設立された企業年金基金または類似の投資ビークルおよび() 従業員に退職手当を支払うために自らの保有資金を投資する一または複数の雇用者の会社向けにその有価証券が限定されるSIF

d) マイクロファイナンス機関への投資を主な目的とするSIFおよび複数のコンパートメントを有するSIFの個別のコンパートメント

e) ELTIF規則に従い欧州長期投資ファンドとして認可されたSIFおよび複数のコンパートメントを有するSIFの個別のコンパートメント

SIF法第66条に基づき、SIFはルクセンブルグにおいて利益に対する課税が免除される。

6 . 2013年7月12日法第2章または通達2011/61/EU第2章に従い承認された運用者により運用されるSIFに関する特別規定

上記に定める一般規則にかかわらず、本特別規定が適用されるSIFは、ルクセンブルグで設立され2013年法第2章に基づき認可されたAIFM、または他の加盟国もしくは第三国で設立され通達2011/61/EU第2章に基づき認可されたAIFMのいずれかに該当するAIFMによって運用されなけれ

ばならない。なお、SIFが第三国で設立されたAIFMによって運用されている場合、上記通達2011 / 61 / EU第66条第3項の適用に従う。

AIFMは、2013年法第4条の規定に従って、または通達2011 / 61 / EU第5条の規定に従って決定されなければならない。

AIFMは、(a) SIFによりもしくはSIFのために選任される法人であり、かかる選任を通じて当該SIFを運用することにつき責任を負う外部AIFM(外部AIFMが選任される場合、かかる外部AIFMは、2013年法第2章の規定に従って、もしくは通達2011 / 61 / EU第2章の規定に従って認可されなければならない。)、または(b) SIFの法的形態により内部運用が可能な場合で、SIFの統治組織が外部AIFMを選任しないことを選択した場合は、SIFそれ自体とする。

本項の意味の範囲内において内部運用されるSIFは、SIF法第42条第1項に基づき必要とされる認可のほか、2013年法第2章に基づくAIFMとしての認可も受けなければならない。当該SIFは、当該SIFに適用される場合には、2013年法のすべての規定を遵守することを常に確実にしなければならない。

本規定が適用されるSIFの資産は、安全に保管するため、2013年法第19条の規定に従い任命された保管受託銀行に委託されなければならない。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または登録事務所が他の欧州連合加盟国に所在する場合はルクセンブルグに支店を有していなければならない。

保管受託銀行は、1993年法(改正済) に規定する範囲内の信用機関または投資会社でなければならない。投資会社は、2013年法第19条第3項で言及される条件を充足する範囲においてのみ保管受託銀行として適格性を有するものとする。

その中核的な投資方針に従い原則として2013年法第19条第8項 a) に従って保管されなければならない資産に投資しないか、または上記の2013年法第24条に従い発行者もしくは非上場会社に対する監督権を潜在的に獲得するために当該発行者もしくは非上場会社に一般的に投資する、当初の投資が行われた日から5年間行使可能な買戻しの権利を有しないSIFに関しては、1993年法(改正済) 第26 - 1条に規定する範囲の金融商品以外の資産の専門保管受託銀行の地位を有する、ルクセンブルグ法に準拠する機関が保管受託銀行となることができる。

保管受託銀行は、CSSFに対し、要求に応じて、保管受託銀行がその職務を遂行するにあたって入手した、CSSFがSIFによるSIF法の遵守を監視可能となるために必要なすべての情報を提供しなければならない。

保管受託銀行の義務および責任は、2013年法第19条に定める規則に従って規定される。

本規定が適用されるSIFの資産の評価は、2013年法第17条に定める規則および通達2011 / 61 / EUに定める委任された法律行為に定める規則に従って行われる。

本規定が適用されるSIFの年次報告書の内容は、2013年法第20条に定める規則および通達2011 / 61 / EUに定める委任された法律行為に定める規則に準拠する。

投資家に提供される情報に関して、本規則が適用されるSIFは、2013年法第21条に定める規則および通達2011 / 61 / EUに定める委任された法律行為に定める規則を遵守しなければならない。

本規則が適用されるSIFのAIFMは、自らの一または複数の業務を当該AIFMのために遂行する権限を第三者に委託する権限を有する。かかる場合、AIFMによる業務の委託は、ルクセンブルグが2013年法に規定する範囲の所在加盟国であるAIFMによりSIFが運用される場合には、2013年法第18条に定めるすべての条件を遵守しなければならない。なお、当該SIFが第三国で設立されたAIFMによって運用されている場合、上記通達2011 / 61 / EU第66条第3項の適用に従う。

本規則が適用されるSIFの証券またはパートナーシップ持分のAIFMによる欧州連合での販売、およびクロス・ボーダーベースの欧州連合における当該SIFの運用は、ルクセンブルグで設立されたAIFMによって運用されるSIFの場合、2013年法第6章の規定に準拠し、また、他の加盟国または第三国で設立されたAIFMによって運用されるSIFの場合、かかる販売の場合は通達2011 / 61 / EU第6

章に、かかる運用の場合は第7章の規定に準拠する。なお、SIFが第三国で設立されたAIFMによって運用されている場合、上記通達2011/61/EU第66条第3項の適用に従う。

第4【その他】

- (1) 有価証券届出書第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」5「運用状況」および第3「ファンドの経理状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報について表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に添付することがあります。また、ファンドの関係する外国為替を併記することがあります。
- (2) 当ファンド等が評価機関等から評価および格付け等を取得し、当該評価および格付け等を使用する場合があります。
- (3) 目論見書の表紙および裏表紙に、管理会社、投資顧問会社、日本における販売会社および/またはファンドのロゴ・マークを表示し、図案を使用することがあります。また、ロゴ・マークの意味に関する説明を記載する場合があります。
- (4) 交付目論見書の表紙には次の文章が記載されます。

「この交付目論見書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。」

「ファンドに関するより詳細な情報を含む投資信託説明書(請求目論見書)が必要な場合は、日本における販売会社にご請求いただければ当該日本における販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者の皆様がその旨を記録しておくこととされておりますのでご注意ください。」
- (5) 請求目論見書の表紙には次の文章が記載されます。

「請求目論見書は、金融商品取引法第15条第3項の規定により、投資者の皆様から請求された場合に交付されるものであり、請求を行った場合には投資者の皆様がその旨の記録をしておくこととされておりますのでご注意ください。」
- (6) 目論見書に以下の事項を記載する場合があります。

使用開始日

購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨

重要事項としてファンドの1口当たり純資産価格の変動要因となるリスク等ならびに投資者の投資元本は保証されているものではなく、ファンドの1口当たり純資産価格が下落し、損失を被ることがある旨

ファンドの運用および為替相場の変動による損益は全て投資者に帰属する旨

外国証券取引口座の設定が必要な旨

ファンドの取引が金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用がない旨

投資信託は預貯金と異なる旨
- (7) 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがあります。
- (8) 交付目論見書の最終頁の次に、「目論見書補完書面(投資信託)」を記載することがあります。
- (9) ファンド証券の券面は発行されません。

別紙

定義

「管理事務代行契約」	主管理事務代行会社と管理会社との間で締結された契約をいいます。
「代行協会員」	S M B C 日興証券株式会社をいいます。
「代行協会員契約」	代行協会員と管理会社との間で締結された契約をいいます。
「A I F」	A I F M 指令に規定するオルタナティブ投資ファンド
「A I F M 指令」	随時改正されるオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011 / 61 / E U
「A I F M」	2013年法に基づくオルタナティブ投資ファンド運用会社
「定款」	随時改正される管理会社の基本定款をいいます。
「基準通貨」	本書に明記される各ファンドおよび各クラスの参照通貨をいいます。
「取締役会」	管理会社のその時々取締役会をいい、その適式に授権された委員会(もしあれば)を含みます。
「ファンド営業日」	各ファンドに関して定められる営業日をいい、ピムコ・トータル・リターン・ファンドおよびピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションに関しては、ルクセンブルグおよび日本の銀行ならびにNYSE(ニューヨーク証券取引所)が営業を行っている日(土曜日および日曜日を除きます。)をいいます。疑義を避けるため付言すると、ルクセンブルグおよび米国の銀行の半日営業日は、営業を行っているものとみなされます。
「主管理事務代行会社」	ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲー・エム・ベー・ハー ルクセンブルグ支店をいいます。
「クラス」	ファンドの無額面ファンド証券の一または複数の個別のクラスをいいます。

「信用機関」	以下のいずれか一つに該当する信用機関をいいます。 () E E Aにおいて認可された信用機関 () E E A加盟国を除く、1988年7月のバーゼル自己資本規制合意文書の署名国(スイス、カナダ、日本、米国) () ジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアまたはニュージーランドにおいて認可されている信用機関
「CRS」	共通報告基準
「CSSF」	ルクセンブルグの金融監督委員会
「委任規則」	適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジの透明性および監督に関するAIFM指令を補足する2012年12月19日付委員会委任規則(EU) No. 231 / 2013
「保管受託銀行」	ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲー・エム・ベー・ハー ルクセンブルグ支店をいいます。
「保管契約」	管理会社と保管受託銀行との間で締結された契約をいいます。
「取引日」	ファンドに関して、本書に記載される取引日をいいます。
「取締役」	管理会社の取締役をいいます。
「日本における販売会社」	各日本における販売会社をいいます。
「EEA」	EU加盟国、ノルウェー、アイスランドおよびリヒテンシュタインを含む欧州経済領域
「EU」	欧州連合をいいます。
「金融商品」	2013年法第19条8項a)に従って保管されるトラストの金融商品

「確定利付商品」	<p>以下のものが含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 米国政府、その機関または政府関連企業により発行または保証される証券・ 米国内外の発行体の企業債務証券（転換証券および法人のコマーシャルペーパーを含みます。）・ モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券（資産担保証券）・ 政府発行および法人発行のインフレ連動債・ 仕組み債（ハイブリッド証券または「インデックス連動型」証券およびイベント連動型債券を含みます。）・ ローン・パーティシペーションおよび譲り受けたローン・ 遅延ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ・ 銀行の預金証書、定期預金および銀行引受手形・ 確定利付商品に係るレポ取引およびリバース・レポ取引・ 州または地方政府およびその機関、当局その他の政府関連企業の発行した債務証券・ 米国以外の政府またはその下部組織、機関および政府関連企業の債務・ 国際機関または超国家的法主体の債務
「トラスト」	ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト をいいます。
「GDPR」	一般データ保護規則（規則（EU）2016/679）により導入されたEUデータ保護制度をいいます。
「機関投資家」	2010年法第174条、175条および176条にいう機関投資家をいいます。
「投資顧問会社」	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーをいいます。
「投資顧問契約」	投資顧問会社と管理会社との間で締結された契約をいいます。
「2010年法」	ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法（随時改正されます。）をいいます。
「2013年法」	ルクセンブルグの投資信託に関する2013年7月12日法（随時改正されます。）をいいます。
「管理会社」	ピムコ・グローバル・アドバイザーズ(ルクセンブルグ) エス・エイをいいます。
「約款」	トラストの約款をいいます。

「加盟国」	その時々 の E U 加盟国をいいます。
「メモリアル」	「メモリアル C ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン」紙をいいます。
「純資産額」	英文目論見書の規定に従い計算される、トラスト、ファンド、クラスまたはファンド証券(場合に応じて)に帰属する資産から負債を控除した価額をいいます。
「OECD」	経済協力開発機構をいいます。
「英文目論見書」	2010年法に従ったトラストの英文目論見書をいいます。
「規制ある市場」	以下の市場をいいます。 <ul style="list-style-type: none">- 金融商品の市場に関する2004年4月21日付欧州議会および理事会指令2004/39/EC第4条1.14項の意味における規制ある市場- 定期的に運営され、公認かつ公開の加盟国の規制ある市場- 定期的に運営され、公認かつ公開の非加盟国の規制ある証券取引所または市場
「RESA」	ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン
「買戻価格」	本書に定める、クラスのファンド証券1口当たり純資産価格をいいます。
「証券金融取引」	レポ取引、リバースレポ取引、有価証券貸借取引、信用取引による貸付取引およびファンドにおいて従事することが認められたSFTRの範囲内のその他の取引をいいます。
「証券金融取引規則」または「SFTR」	規則(EU)No.648/2012を修正する、証券金融取引および金融商品の再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会及び理事会規則(EU)No.2015/2365(随時の変更、補足、統合、何らかの形式における置換えまたはその他の方法による修正を含みます。)をいいます。

「申込価格」	各クラスのファンド証券1口当たり純資産価格をいいます。
「サステナビリティ要素」	環境、社会および従業員に関する事項、人権尊重、腐敗防止および贈収賄防止に関する事項をいいます。
「対象ファンド」	2010年法に基づき設定されたミューチュアル・インベストメント・ファンド(<i>fonds commun de placement</i>)であるピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンドをいいます。対象ファンドは、管理会社によって共同所有者の利益のために運用される、法人格を有しない資産の共同所有体です。
「UCI」	集合投資事業(投資信託)(UCITSを含みます。)をいいます。
「UCITS」	譲渡性証券集合投資事業に関する法律、規則および監督規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および理事会通達2009/65/EC(随時改正されます。)に従って承認された譲渡性証券集合投資事業(投資信託)をいいます。
「ファンド証券」または「受益証券」	クラスの記名式無額面受益証券をいいます。
「受益証券販売・買戻契約」	各日本における販売会社と管理会社との間で締結された契約をいいます。
「受益者」	ファンド証券の保有者をいいます。
「合衆国」または「米国」	アメリカ合衆国、その領土および属領、米国各州ならびにコロンビア特別区をいいます。
「1933年法」	1933年米国証券法(その後の改正を含みます。)をいいます。

「ユーロ」に対するすべての言及は、EUの経済通貨統合の単一通貨であるユーロに対するものです。「合衆国ドル」および「米ドル」に対するすべての言及は、アメリカ合衆国の法定通貨であるアメリカ合衆国ドルに対するものです。「豪ドル」に対するすべての言及は、オーストラリアの法定通貨であるオーストラリア・ドルに対するものです。「ブラジルリアル」に対するすべての言及は、ブラジルの法定通貨であるブラジルリアルに対するものです。「円」に対するすべての言及は、日本の法定通貨である日本円に対するものです。「トルコリラ」に対するすべての言及は、トルコの法定通貨であるトルコリラに対するものです。

監査報告書

ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト の受益者各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト および各ファンド(以下「ファンド」という。)の2025年5月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下のもので構成される。

- ・2025年5月31日現在の資産負債計算書
- ・同日に終了した年度の運用計算書
- ・同日に終了した年度の純資産変動計算書
- ・2025年5月31日現在の投資有価証券明細表
- ・重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日の法律(以下「2016年7月23日法」という。)およびルクセンブルグの金融監督委員会(Commission de Surveillance du Secteur Financier)(以下「C S S F」という。)が採用した国際監査基準(以下「I S A s」という。)に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに基づく我々の責任については、当報告書の「財務書類の監査に関する法定監査人(Réviseur d'entreprises agréé)の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、ルクセンブルグのC S S Fが採用した国際会計士倫理基準審議会により発行された国際独立基準を含む、職業会計士の国際倫理規程(以下「I E S B A 規程」という。)および財務書類の監査に関する倫理規定に従ってファンドから独立した立場にある。我々は当該倫理規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

管理会社の取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報(財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。)に責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示

がない財務書類を作成するために管理会社の取締役会が必要であると決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がファンドの清算または運用の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業的前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する法定監査人 (Réviseur d'entreprises agréé) の責任

我々の監査目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類全体に重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A s に準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A s に準拠した監査の一環として、監査を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。

また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・管理会社の取締役会が採用した会計方針の適切性ならびに行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・管理会社の取締役会が継続企業を前提とした会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、対象となる取引および事象を適正表示を実現する方法で表示しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

プライスウォーターハウスクーパーズ・アシュアランス・
ソシエテ・コーポラティブ

ルクセンブルグ、2025年9月4日

代表

ファニー・サージェント

Audit report

To the Unitholders of
PIMCO Luxembourg Trust IV

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of PIMCO Luxembourg Trust IV (the “Fund”) and of each of its sub-funds as at 31 May 2025, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund’s financial statements comprise:

- the statement of assets and liabilities as at 31 May 2025;
- the statement of operations for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for the year then ended;
- the schedule of investments as at 31 May 2025; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's and each of its sub-funds' ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or close any of its sub-funds or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;

- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its sub-funds' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its sub-funds to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers Assurance, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, 4 September 2025

Fanny Sergent

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

監査報告書

ピムコ・グローバル・アドバイザーズ（ルクセンブルグ）エス・エイの株主各位

監査意見

我々の意見では、添付の年次財務書類は、年次財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、ピムコ・グローバル・アドバイザーズ（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「当社」という。）の2024年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の運用実績について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

当社の年次財務書類は、以下のもので構成される。

- ・ 2024年12月31日現在の要約貸借対照表
- ・ 同日に終了した年度の要約損益計算書
- ・ 重要な会計方針の概要を含む年次財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに基づく我々の責任については、当報告書の「年次財務書類の監査に関する法定監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会により発行された国際独立基準を含む、職業会計士の国際倫理規程（以下「IESBA規程」という。）および年次財務書類の監査に関する倫理規定に従って当社から独立した立場にある。我々は当該倫理規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。

年次財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、年次財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、年次財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない年次財務書類を作成するために取締役会が必要であると決定する内部統制に関して責任を負う。

年次財務書類の作成において、取締役会は、当社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、取締役会が当社の清算または運用の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

年次財務書類の監査に関する法定監査人(Réviseur d'entreprises agréé)の責任

我々の監査目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、年次財務書類全体に重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該年次財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。

また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、年次財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・当社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・取締役会が採用した会計方針の適切性ならびに行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続企業を前提とした会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、当社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は当報告書において、年次財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、当社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む年次財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、年次財務書類が、対象となる取引および事象を適正表示を実現する方法で表示しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

プライスウォーターハウスクーパース・
ソシエテ・コーポラティブ

ルクセンブルグ、2025年5月21日

代表

ファニー・サージェント

Audit report

To the Shareholder of

PIMCO GLOBAL ADVISORS (LUXEMBOURG) S.A.

Our opinion

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of PIMCO GLOBAL ADVISORS (LUXEMBOURG) S.A. (the “Company”) as at 31 December 2024, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

What we have audited

The Company’s annual accounts comprise :

- the abridged balance sheet as at 31 December 2024;
- the abridged profit and loss account for the year then ended; and
- the notes to the annual accounts, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the annual accounts” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Responsibilities of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of the annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Company’s ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company’s internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors’ use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company’s ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, 21 May 2025

Fanny Sergent

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

監査報告書

ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト の受益者各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト および各ファンド(以下「ファンド」という。)の2024年5月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下のもので構成される。

- ・2024年5月31日現在の資産負債計算書
- ・同日に終了した年度の運用計算書
- ・同日に終了した年度の純資産変動計算書
- ・2024年5月31日現在の投資有価証券明細表
- ・重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日の法律(以下「2016年7月23日法」という。)およびルクセンブルグの金融監督委員会(Commission de Surveillance du Secteur Financier)(以下「C S S F」という。)が採用した国際監査基準(以下「I S A s」という。)に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに基づく我々の責任については、当報告書の「財務書類の監査に関する法定監査人(Réviseur d'entreprises agréé)の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、ルクセンブルグのC S S Fが採用した国際会計士倫理基準審議会により発行された国際独立基準を含む、職業会計士の国際倫理規程(以下「I E S B A 規程」という。)および財務書類の監査に関する倫理規定に従ってファンドから独立した立場にある。我々は当該倫理規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

管理会社の取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報(財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。)に責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示

がない財務書類を作成するために管理会社の取締役会が必要であると決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がファンドの清算または運用の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業的前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する法定監査人 (Réviseur d'entreprises agréé) の責任

我々の監査目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類全体に重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。

また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・管理会社の取締役会が採用した会計方針の適切性ならびに行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・管理会社の取締役会が継続企業を前提とした会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、対象となる取引および事象を適正表示を実現する方法で表示しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

プライスウォーターハウスクーパース・
ソシエテ・コーポラティブ

ルクセンブルグ、2024年9月10日

代表

ファニー・サージェント

Audit report

To the Unitholders of
PIMCO Luxembourg Trust IV

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of PIMCO Luxembourg Trust IV (the “Fund”) and of each of its sub - funds as at 31 May 2024, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund’s financial statements comprise :

- the statement of assets and liabilities as at 31 May 2024;
 - the statement of operations for the year then ended;
 - the statement of changes in net assets for the year then ended;
 - the schedule of investments as at 31 May 2024; and
 - the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.
-

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF) . Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's and each of its sub - funds' ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or close any of its sub - funds or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also :

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;

- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its sub - funds' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its sub - funds to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, 10 September 2024

Fanny Sergent

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。